

平成 18 年

# 塩竈市議会会議録

(第118巻)

第2回臨時会 10月31日 開 会  
10月31日 閉 会

第4回定例会 12月7日 開 会  
12月20日 閉 会

塩竈市議会事務局

## 平成 1 8 年 1 0 月臨時会日程表

会期1日間(10月31日)

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
10 . 31	火	本会議	会期の決定、承認第14号、議案第88号及び第89号	1

# 平成 1 8 年 1 2 月 定 例 会 日 程 表

会期 1 4 日 間 ( 1 2 月 7 日 ~ 1 2 月 2 0 日 )

月 日	曜 日	区 分	会 議 内 容	会 期
12 . 7	木	本 会 議	会期の決定、諸般の報告、請願第 2 7 号及び第 2 8 号撤回の件、請願第 2 9 号ないし第 3 2 号、議案第 9 0 号ないし第 9 5 号、諮問第 2 号	1
8	金	休 会		2
9	土	"		3
10	日	"		4
11	月	"	総務教育常任委員会 10 : 00 ~	5
12	火	"	民生常任委員会 10 : 00 ~	6
13	水	"	産業建設常任委員会 10 : 00 ~	7
14	木	"		8
15	金	本 会 議	議案第 9 0 号ないし第 9 5 号、請願第 2 3 号、第 2 5 号、第 2 9 号ないし第 3 2 号	9
16	土	"		1 0
17	日	"		1 1
18	月	本 会 議	一般質問 木村 吉雄 議員 伊勢 由典 議員 東海林京子 議員	1 2
19	火	"	一般質問 志子田吉晃 議員 田中 徳寿 議員 嶺岸 淳一 議員	1 3

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
20	水	"	一般質問 小野 絹子 議員      今野 恭一 議員 佐藤 貞夫 議員                      (閉会)	1 4

塩竈市議会平成18年10月臨時会会議録

塩竈市議会平成18年12月定例会会議録

目次

(10月臨時会)

第1日目 平成18年10月31日(火曜日)

開 会	1
議事日程第1号	1
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
承認第14号	3
提案理由説明	3
質 疑	4
吉 川 弘 君	4
採 決	10
議案第88号及び第89号	10
提案理由説明	10
質 疑	12
志子田 吉 晃 君	12
中 川 邦 彦 君	15
採 決	19
閉 会	19

## ( 1 2 月定例会 )

### 第 1 日 目 平成 1 8 年 1 2 月 7 日 ( 木 曜 日 )

開 会	21
議事日程第 1 号	21
開 議	23
会議録署名議員の指名	23
会期の決定	23
諸般の報告	23
質 疑	24
福島紀勝君	24
請願第27号及び第28号撤回の件	26
請願第29号ないし第32号	26
議案第90号ないし第95号	27
提案理由説明	27
総括質疑	36
中川邦彦君	36
曾我ミヨ君	39
吉川弘君	41
諮問第 2 号	45
提案理由説明	46
採 決	46
散 会	47

### 第 2 日 目 平成 1 8 年 1 2 月 1 5 日 ( 金 曜 日 )

議事日程第 2 号	49
開 議	51
会議録署名議員の指名	51
議案第90号ないし第95号 ( 各常任委員会委員長議案審査報告 )	51
討 論	54

吉川 弘 君 .....	54
伊藤 栄一 君 .....	56
採 決 .....	57
請願第23号、第25号、第29号ないし第32号（各常任委員会委員長議案審査報告） ..	58
討 論 .....	59
小野 絹子 君 .....	59
今野 恭一 君 .....	64
佐藤 貞夫 君 .....	66
採 決 .....	69
議員提出議案第8号 .....	71
提案理由説明 .....	71
採 決 .....	72
散 会 .....	72

### 第3日目 平成18年12月18日（月曜日）

議事日程第3号 .....	75
開 議 .....	77
会議録署名議員の指名 .....	77
一般質問 .....	77
木村吉雄君	
市長の政治公約の実行と成果について .....	77
行政改革と財政改革	
港湾整備と水産都市推進	
大規模地震と水害対策	
人と自然にやさしい都市環境の実現	
借景で魅せる浦戸のロマン海道づくり	
合併の議論に必要な情報を市民に提供	
市長の任期と今後の市政への取り組みについて .....	79
政治家としての決意と課題について	

伊 勢 由 典 君

海辺の賑わい地区大型店出店と海岸通、本町、南町商店街への影響と 市長の見解について	92
公告縦覧で示された大型店の商圈人口と地元商店会の影響について	
五番地（旧今野屋）と観光バスの駐車場活用について	93
市の対応と地元商店会の観光バス受入れ体制と今後について	
宮城交通路線バス廃止問題と市内総合交通体系について	94
100円バスの平成19年度4月以降の市の対応について	
道路運送法第4条バス事業者免許と今後について	
バス運行とバイオディーゼル燃料の活用について	
青葉ヶ丘、吉津、大日向、芦畔の100円バス乗り入れについて	
宮町吉津線（庚塚から千賀の台団地）のバス路線の新設について	
10.6低気圧による高潮被害と市の対応について	95
宮町水路の高潮水害対策について	
文科省「安心・安全な学校づくり交付金」を活用した月見ヶ丘小学校 大規模改造事業や今後の市の対応について	96
月見ヶ丘小学校の大規模改造事業について	
市内小中学校の今後の計画について	
入札制度について	96

東海林 京 子 君

学校問題について	109
いじめについて	
・本市の実態の有無について	
・これまで行ってきた防止策と効果は	
いじめる側の生徒に対する有効的な指導とは	
早寝、早起き、朝ごはんの取り組みについて	
学校の夜間及び休日等のセキュリティについて	
高潮対策について	112
高潮被害地域への当面の対応について	



護岸、防潮堤の早期整備実施計画について	
防災無線の活用について	
塩竈の基幹産業の将来について	114
まぐろの現状と今後の見通しに対する対策等について	
企業の後継者づくりについて	
・行政の支援策とは	
公共交通の充実について	114
しおナビ100円バスの南まわり、北まわり線の続行と青葉ヶ丘、 千賀の台団地への乗り入れ策を 市内全路線を100円料金に	
とっとちゃんスタンプ市内共通商品券の活用について	115
とっとちゃんスタンプと塩竈の商品券で納税等、公共料金の支払い に使える制度へ とっとちゃんスタンプ加入業者、店舗の増を	
散 会	125

## 第4日目 平成18年12月19日(火曜日)

議事日程第4号	127
開 議	129
会議録署名議員の指名	129
一般質問	129
志子田 吉 晃 君	
行財政改革	129
市長公約の達成度・当市財政の見通し	
企業会計や特別会計の対策・合併に向けて	
まちの活性化	130
塩釜港の利用計画・観光対策	
産業振興・中心市街地の活性化策	
入札制度	131

入札制度の改善点と、これからの対策	
随意契約と指名・一般競争の基準	
教育再生 .....	131
いじめや自殺の対策・教育委員会の役割	
学力向上対策・基本法改正後の対応	
愛市精神 .....	132
職員のやる気を伸ばすには？	
市民の納税意識を向上させるには？	
市民生活向上のための相談窓口は？	
田 中 徳 寿 君	
財政運営 .....	145
方針について	
入札対策 .....	146
競争入札について	
随意契約について	
地域再生 .....	147
経済再生	
人口対策	
嶺 岸 淳 一 君	
行財政推進における職員の意識改革について .....	161
職員の接遇のあり方	
朝のミーティングの実施	
改正まちづくり三法について .....	162
中心市街地の活性化について（本塩釜駅前、海岸通、本町）	
内部障害者に対する取り組みについて .....	163
本市における身体障害者数とそのうち内部障害者数	
啓発活動の取り組みについて	
子育て支援について .....	164
認定こども園の本市の考え方	

散 会 .....	175
-----------	-----

## 第5日目 平成18年12月20日(水曜日)

議事日程第5号 .....	177
開 議 .....	179
会議録署名議員の指名 .....	179
一般質問 .....	179
小 野 絹 子 君	
市長の政治姿勢について .....	179
市民の暮らしを守る施政になっているのか	
市民の声を聞く施政になっているのか	
ヤード跡地への大型店誘致に伴う諸問題について .....	180
覚書と賃料について	
しおかせ通りは、安全な歩行者専用道路なのか	
地元テナントのその後の見通しは	
場外馬券売り場について .....	180
市長の対応	
警察の対応	
北浜造船側の高潮対策について .....	181
護岸工事、防潮堤の抜本策と暫定整備について	
下水道(汚水)整備について	
障害者自立支援について .....	182
障害者(児)が安心して生活できる取り組みについて	
乳ガン検診について .....	183
マンモグラフィの乳ガン検診を毎年受診できる取り組みについて	
今 野 恭 一 君	
塩釜港の現状と今後の整備計画について .....	195
商港として塩釜港区の再開発をいかに推進すべきか	
漁港としての現状と魚市場の今後をどうすべきか	

観光港としての中期的、長期的展望はどう考えているか	
浦戸地区の整備について .....	196
漁業集落排水施設の整備について	
市営汽船による軽自動車の運搬について	
待合所及び公衆トイレの整備について	
防潮堤の設置について	
浮棧橋の設置について	
佐藤貞夫君	
政治姿勢について .....	208
来春の市長選挙に出馬を考えているのか	
出馬の場合重要な公約の柱は何か	
行財政改革は思ったとおり進んだと思うか	
産業振興政策 水産業の振興について .....	209
漁船誘致の重要性と今後の取り組みについて	
三陸塩竈ひがしものの宣伝と認識がどのように生かされているのか	
水産塩竈の現状分析とねり製品業界を今後どのように指導育成して	
いくのか	
港湾と北浜造船の問題について .....	209
造船業者の現状と東北造船跡地への移転状況について	
塩竈の歴史調査と街づくりについて .....	210
NPOみなとしほがまとの連携による歴史調査と街づくりと保存、	
利活用について	
街づくりと企業振興について .....	210
塩竈市のシンボル調査や企業の特許調査をしてみても	
観光事業への取り組みについて .....	211
特別名勝松島を中心に観光客誘致の国際戦略を考え県と共に観光客	
誘致を	
落書き防止対策について .....	211
まちをきれいに落書き防止について	

教育問題について .....	212
学校評議員の現状について	
・教育委員会はどのような選考の基準になっており、どのような 指導をしているのか。また活動の現況について	
いじめ、登校拒否に対する指導と取り組みについて	
閉    会 .....	221

平成18年10月臨時会	10月31日	開会
	10月31日	閉会
平成18年12月定例会	12月7日	開会
	12月20日	閉会

議案審議一覽表  
 請願審議一覽表  
 請願文書表  
 議員提出議案

## 塩竈市議会 10月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
	承認第14号	専決処分の承認を求めることについて (塩竈市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例)	承認	18.10.31
	議案第88号	平成18年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	18.10.31
	議案第89号	宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について	原案可決	18.10.31

## 塩竈市議会 1 2 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
	諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて	同 意	18.12.7
総務教育	議案第90号	塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	原案可決	18.12.15
	議案第91号	塩竈市交通安全条例	原案可決	18.12.15
	議案第92号	平成18年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	18.12.15
民 生	議案第92号	平成18年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	18.12.15
	議案第95号	宮城県後期高齢者医療広域連合の設立について	原案可決	18.12.15
産業建設	議案第92号	平成18年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	18.12.15
	議案第93号	平成18年度塩竈市下水道事業特別委員会補正予算	原案可決	18.12.15
	議案第94号	平成18年度塩竈市水道事業会計補正予算	原案可決	18.12.15

## 塩竈市議会 1 2 月定例会請願審議一覧表

受理番号	件 名	受理年月日	付託委員会名	審議結果	議決年月日
第23号	患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかる医療」を求める意見書提出についての請願	18.2.20	民 生	継続審査	18.12.15
第25号	義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出に関する請願	18.6.6	総務教育	継続審査	18.12.15



## 塩竈市議会 1 2 月定例会 請願審議一覽表

受理番号	件 名	受理年月日	付託委員会名	審議結果	議決年月日
第 2 7 号	塩釜駅にエレベーターの設置を求める請願	18. 9. 5	総務教育	撤 回	18.12. 7
第 2 8 号	「学区の撤廃に反対し、学区制問題での公聴会開催を求める」意見書採択に関する請願	18. 9. 5	総務教育	撤 回	18.12. 7
第 2 9 号	塩釜駅、東塩釜駅、西塩釜駅にエレベーターの設置を求める請願	18.12. 1	総務教育	採 択	18.12.15
第 3 0 号	「県立高等学校の学区制問題での公聴会開催を求める」意見書採択に関する請願	18.12. 1	総務教育	採 択	18.12.15
第 3 1 号	「障害者自立支援法」施行に伴う障害児（就学児童）に対する「児童デイサービス」経過措置への支援と「日中一時支援事業」の充実を求める請願	18.12. 1	民 生	採 択	18.12.15
第 3 2 号	塩竈市の活性化を図る企業誘致に関する請願	18.12. 1	産業建設	採 択	18.12.15

平成18年12月7日 塩竈市議会定例会

請 願 文 書 表

番 号	第 29 号
受理年月日	平成18年12月1日
件 名	塩釜駅、東塩釜駅、西塩釜駅にエレベーターの設置を求める請願
要 旨	<p>【請願の主旨】</p> <p>高齢者や身障者のためにJR東日本仙台支社に積極的に働きかけて、東北本線塩釜駅、仙石線東塩釜駅、西塩釜駅に、順次かつ早急にエレベーターを設置されるよう要望します。</p> <p>【請願の理由】</p> <p>塩釜市では現在65歳以上の高齢者率は23%を超え、2年後には4人に1人になると予測されています。</p> <p>この間、2001年に仙石線の本塩釜駅にエレベーターが設置され、さらに2003年には下馬駅にエレベーターが設置されました。また、仙台駅の各ホームもエレベーターが設置されて、高齢者や身障者にやさしい駅になってきており、多くの市民から大変喜ばれています。</p> <p>JR東日本仙台支社は「東北本線の塩釜駅、仙石線の東塩釜駅、西塩釜駅にエレベーターを設置したい。財源として国とJRで3分の2を負担し、3分の1を自治体(県・市)にお願いしたい」と考えを明らかにしています。</p> <p>高齢者、身障者の方などが東北本線や仙石線をさらに利用しやすいようにするために、JR東日本仙台支社に積極的な働きかけを行い、塩釜駅、東塩釜駅、西塩釜駅に、順次かつ早急にエレベーターを設置されるよう要望いたします。</p>
提出者 住所・氏名	<p>塩釜駅、東塩釜駅、西塩釜駅にエレベーター設置を求める会</p> <p>塩竈市杉の入三丁目4の14 阿部勇雄</p> <p>塩竈市錦町9の10 遠藤武久</p> <p>塩竈市松陽台一丁目2の10 菊地省吾</p> <p>塩竈市玉川一丁目2の6 佐藤利子</p> <p>塩竈市西町3の20 鈴木清之</p>
紹介議員 氏 名	<p>嶺 岸 淳 一      香 取 嗣 雄      吉 川 弘</p> <p>福 島 紀 勝      伊 藤 博 章</p>
付託委員会	総務教育 常任委員会

番 号	第 30 号
受 理 年 月 日	平成 18 年 12 月 1 日
件 名	「県立高等学校の学区制問題での公聴会開催を求める」意見書採択に関する請願
要 旨	<p><b>【請願の趣旨】</b></p> <p>県立高校普通科の通学区域（学区）制度見直しに関して、高等学校入学者選抜審議会の学区制検討小委員会は、「高校通学区を撤廃する」ことを内容とする最終答申を決定し、宮城県教育委員会に答申しました。</p> <p>学区の撤廃は、高校の序列化と競争を激化させ、地域にも大きな影響を及ぼすものです。</p> <p>宮城県教育委員会は、学区制問題で県民合意をすすめるため、公聴会を開く等県民の声を聞き、「学区撤廃」の決定を拙速に行うことのないよう慎重な対応を求めます。</p> <p>このことについて貴議会が意見書を採択し、宮城県知事および関係機関に送付していただくことを求めます。</p> <p><b>【請願の理由】</b></p> <p>県立高校普通科の通学区域（学区）制度見直しに関して、高等学校入学者選抜審議会の学区制検討小委員会は、「高校通学区を撤廃する」ことを内容とする最終答申を決定し、宮城県教育委員会に答申しました。</p> <p>宮城県教育委員会は、この最終答申を受け、今後の学区制の方針を決定すると予定されています。</p> <p>7月に発表された「答申素案」に対し、高等学校入学者選抜審議会の学区制検討小委員会が実施したパブリックコメントや河北新報の「対論」でも、全県一学区化反対の意見が圧倒的多数を占めました。</p> <p>宮城県議会の9月定例会でも、「『県立高校の学区制が撤廃されると、仙台圏の高校に志願者が集中し、過度の受験競争を引き起こす一方、他圏域の高校は定員割れに陥るのではないか』との県民の声を受け、議員からは、各圏域の高校における教育水準の確保や魅力ある学校づくりについて質問があった」と聞いています。（10/29付河北新報「みやぎ県議会だより」）</p> <p>現在でも学校間格差は存在し、学区が撤廃されれば、次のようなことが心配されます。</p> <p>第一に、希望者が仙台圏に集中し、現在でも高受験倍率である仙台圏の受験競争はますます深刻になります。そのため、仙台圏に居住しながら仙台圏の高校へ入学できない生徒が増えていくことが予想されます。そしてまた、不本意入学、遠距離通学が強いられる生徒の増加が心配されます。</p> <p>第二に、仙台圏以外の高校では、志願者が今まで以上に減少することが予想されます。定員にほど遠い人数の入学しかいない状態が続いた場合は、廃校とするのが県教委の方針ですので、もしそうなれば、その地域の維持・発展を担う</p>

	<p>青年層の流出もすすみます。</p> <p>第三に、多くの子どもが、遠距離通学を強いられることになれば、親と子どもとの負担が増え、通学に困難な生徒が増える状況が予想されます。</p> <p>第四に、学区撤廃は中学校以下の義務教育における競争の激化と学校間格差の拡大をすすめ、宮城の教育全体に大きな影響をもたらす事態になります。</p> <p>これらの懸念について、学校現場や子どもたち、そして保護者・県民とともにじっくりと議論していくことが求められています。また、佐々木義昭教育長は、「『答申』を受けた後、県民への説明責任を果たさなければならない」と話しています。（10/3県議会文教警察委員会）</p> <p>これから、子どもたちの進路や地域のあり方などに切実な影響を及ぼすことを考慮し、拙速な結論を下すことなく、公聴会を開く等県民の声を聞き、十分な時間をかけ、検討するよう求めます。</p> <p>地方自治法124条の規定によりお願いいたします。</p>
<p>提出者 住所・氏名</p>	<p>塩竈市小松崎9-43-14 宮城県教職員組合中央支部 塩竈地区会 議長 清水 仁 塩竈市桜ヶ丘9-11 塩竈母親連絡会 会長 小澤かつ</p>
<p>紹介議員 氏名</p>	<p>中 川 邦 彦      小 野 絹 子      福 島 紀 勝</p>
<p>付託委員会</p>	<p>総務教育 常任委員会</p>

番 号	第 31 号
受理年月日	平成18年12月1日
件 名	「障害者自立支援法」施行に伴う障害児（就学児童）に対する「児童デイサービス」経過措置への支援と「日中一時支援事業」の充実を求める請願
要 旨	<p>【請願趣旨】</p> <p>障害児（就学児童）の療育支援・自立訓練を目的とした「障害者自立支援法」の「児童デイサービス」の経過措置への支援、及び日帰りでの一時預かりサービスである「日中一時支援事業」が、「児童デイサービス」と同程度の水準で実施されることにより、障害児（就学児童）及びその家族の福祉の充実が図られることを強く要望します。</p> <p>【請願の理由】</p> <p>支援費制度で実施してきた障害児（就学児童）の療育支援・自立訓練を目的とした「児童デイサービス」が、平成18年10月に本格施行された「障害者自立支援法」のもとでは、基本的には未就学児童に対するサービスであり、就学児童は、基本的に対象外だが3年間のみ経過措置として、大幅に報酬単価を下げた「児童デイサービス」として追加されました。このことにより私どもの子供をお願いしている、就学児童中心の施設では大幅な収入減となり、職員の削減及び給与削減や身分をパートに変えて対応するなど経営努力はいたしましたが、「児童デイサービス」での事業継続を選択せざるをえず、私たち利用者は、回数を制限せざるを得なくなりました。</p> <p>一方、日帰りで同じようなサービスとして実施してきた、支援費制度の「日帰りショートステイ」及びこれまで県単独事業として実施してきた、「宮城県障害者（児）レスパイトサービス支援事業」が、平成18年9月で廃止となり、代わって「障害者自立支援法」の中の「日中一時支援事業」として実施することとなりました。これは、市町村が実施する地域支援事業の必須事業でない【その他必要な事業】として、「日中一時支援事業」が組み込まれております。</p> <p>この「日中一時支援事業」は、家族の育児・介護負担の軽減や冠婚葬祭等にて障害児・者の日帰りでの一時預かりや見守りを施設等にて実施して、障害児・者の家族を支援することを目的としております。この事業の実施主体は市町村であり、市町村長は、適切な事業運営を行うことが出来る社会福祉法人等の実施機関に委託の上、事業を実施することとなっております。</p> <p>しかし、障害児特に就学児童に対しては、学校以外での療育指導や社会に適應するための自立訓練を目的とした、「児童デイサービス」は、就学児童の成長に非常に効果的で重要度は大変大きいのですが、前述のとおり3年間のみ経過措置として報酬単価が大幅に引き下げられ、更に「日中一時支援事業」については、本人の指導・訓練ではなく、見守りを目的として設定されているために、「児童デイサービス」よりはるかに低い報酬単価であり、このままで</p>

	<p>は、私たちの子供たちをお願いしているような就学児童に対するサービス事業者は、増えるどころか現在実施している事業所の運営も難しくなってきます。</p> <p>つきましては、（１）障害児（就学児童）の療育支援・自立訓練を目的とした「障害者自立支援法」の「児童デイサービス」の経過措置への支援（２）日帰りでの一時預かりサービスである「日中一時支援事業」が、「児童デイサービス」と同程度の水準で早急に実施されることにより、障害児（就学児童）及びその家族の福祉の充実が図られるよう、請願書の採択を強く要望致します。</p>
提出者 住所・氏名	<p>さわおとの森の利用者親の会  塩竈市袖野田町 2 8 - 5  河 田 裕 美  塩竈市玉川一丁目 8 - 1 9  平 山 さつき  多賀城市下馬四丁目 1 4 - 2 0  中 山 富 子</p>
紹介議員 氏名	<p>佐 藤 貞 夫      曾 我 ミ ヨ      東海林 京 子</p>
付託委員会	<p>民 生 常任委員会</p>

番 号	第 32 号
受 理 年 月 日	平成 18 年 12 月 1 日
件 名	塩竈市の活性化を図る企業誘致に関する請願
要 旨	<p>【請願の要旨】</p> <p>新浜町地区をはじめ、塩竈市の活性化を図るため、レジャー産業の施設が望まれております。</p> <p>その一環としてウインズ（場外馬券発売所）の誘致計画推進に賛同し、その誘致実現に向けて塩竈市から関係機関に対する働きかけ等、特段のご支援・ご協力を賜りますよう請願いたします。</p> <p>【請願の理由】</p> <p>日頃から、当水産物仲卸市場に対しましては、種々ご指導・ご協力を賜り、衷心より御礼申し上げます。</p> <p>さて、本市の基幹産業であります新魚市場施設が昭和 40 年 10 月に新浜町（現在地）に開設以来、至近距離にあるこの地に鮮魚水産物の仲卸市場として同年 9 月に土地を取得し、昭和 41 年 5 月に当水産物仲卸市場は市当局を初め関係各位のご支援のもとに長年にわたり基幹産業として、水産振興の一翼を担って参りました。</p> <p>しかし、社会生活及び水産流通形態の変化、さらには、未曾有の経済不況の影響などにより、近年、水産関連産業を取り巻く環境は大変厳しい状況下にあります。</p> <p>これまでの間、その時代に対応すべく市場づくりを目指し、行政機関からのご指導をいただきながら、各種の活性化に向けた事業に努めて参りました。この中で、活性化へ向けた事業計画として、今日まで、可能なものから積極的に取り組んでいる所でございます。</p> <p>その一つとして、「娯楽施設の設置」について平成 11 年、中央競馬会からのご協賛をいただきましたので、当水産物仲卸市場の隣接地にウインズ（場外馬券発売所）を誘致いたしたいと考えて、爾来、今日まで水産業界と周辺町内自治会各位のご賛同をえて努力を行っておるところであります。</p> <p>このウインズは、『集客施設』として多くの来場者が見込めるため、当仲卸市場にとどまらず新たな雇用の拡大と地域の各種計画についての財政的支援による地域全体の生活基盤の整備が図られるなど、地域経済の活性化に貢献できるものと考えられます。</p> <p>つきましては、レジャー産業である娯楽施設との融合で新しい仲卸市場を創設し、新浜町地区はもとより塩竈市の活性化に大きく繋げるものと考えておりますので、趣旨ご賢察のうえ、ウインズの誘致に対して、特段のご支援・ご協力を賜りますよう、謹んで請願を申し上げる次第でございます。</p>

<p>提出者 住所・氏名</p>	<p>塩竈市新浜町一丁目20番74号 協同組合連合会塩釜水産物仲卸市場 理事長 八木良之 塩竈市新浜町一丁目20番55号 塩釜塩干魚食品協同組合 理事長 大森正夫 塩竈市新浜町一丁目20番55号 塩釜海産物加工品工業協同組合 理事長 及川文男 塩竈市尾島町17番18号 塩釜商工会議所 会頭 稲井善孝 塩竈市新浜町一丁目13番1号 塩釜市水産振興協議会 会長 佐藤吉男 塩竈市新浜町一丁目13番1号 株式会社塩釜魚市場 代表取締役社長 津田 武 塩竈市新浜町一丁目13番1号 塩釜地区機船漁業協同組合 代表理事組合長 佐藤吉男 塩竈市新浜町一丁目13番1号 塩釜市魚市場買受人協同組合 理事長 岩崎進作 塩竈市新浜町一丁目13番1号 塩釜市魚市場問屋協同組合 理事長 渡部 健</p>
<p>紹介議員 氏名</p>	<p>田 中 徳 寿      伊 藤 栄 一      志子田 吉 晃 今 野 恭 一      浅 野 敏 江      吉 田 住 男 佐 藤 貞 夫      木 村 吉 雄      鹿 野      司 伊 藤 博 章</p>
<p>付託委員会</p>	<p>産業建設 常任委員会</p>



議員提出議案第 8 号

「県立高等学校の学区制問題での公聴会開催を求める」意見書

上の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

平成 18 年 12 月 15 日

提出者 塩竈市議会議員

田 中 徳 寿	武 田 悦 一
伊 藤 栄 一	志子田 吉 晃
鈴 木 昭 一	今 野 恭 一
嶺 岸 淳 一	浅 野 敏 江
吉 田 住 男	佐 藤 貞 夫
木 村 吉 雄	鹿 野 司
志 賀 直 哉	香 取 嗣 雄
曾 我 ミ ヨ	中 川 邦 彦
小 野 絹 子	吉 川 弘
伊 勢 由 典	東海林 京 子
福 島 紀 勝	伊 藤 博 章

塩竈市議会議長 菊 地 進 殿

「別 紙」

「県立高等学校の学区制問題での公聴会開催を求める」意見書

宮城県教育委員会は、高等学校入学者選抜審議会からの「通学区域（学区制）の今後の在り方について」の最終答申を受け、今後の学区制の方針を決定すると予定されています。

最終答申には、「学区撤廃」が盛り込まれています。学区が撤廃されれば、次のようなことが心配されます。

希望者が仙台圏に集中し、高受験倍率である仙台圏の受験競争はますます深刻になります。そのため、仙台圏に居住しながら仙台圏の高校へ入学できない生徒が増えていくことが予想されます。

と同時に、仙台圏以外の高校では、志願者が今まで以上に減少することが予想されます。定員にほど遠い人数の入学しかなく、廃校となった場合には、地域の文化・教育・青少年育成の拠点が奪われるとともに、その地域の維持・発展を担う青年層の流出も進むことになります。

遠距離通学を強いられることになれば、親と子どもの負担が増えることも予想されます。

また、中学校以下の義務教育における競争の激化と学校間格差の拡大を進め、宮城の教育全体に大きな影響をもたらす事態になります。

これらから、宮城県及び宮城県教育委員会においては、学区制問題の今後の方針決定にあたっては、子どもたちの進路や地域のあり方などに切実な影響を及ぼすことを考慮され、次の項目を実現するよう強く要望します。

記

- 1．学区制の検討にあたっては、広く県民の声を聞く場として公聴会を開催すること。
- 2．公聴会開催にあたっては、現在の14学区ごとの開催も含めて県内各地で広

く開催すること。

3. 宮城の教育に与える影響を考慮し、拙速な結論を出すことをせず、十分な時間をかけ、検討すること。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成 年 月 日

議 長 名

関係機関 あて

(宮城県知事・宮城県教育委員会教育長)

平成18年10月臨時会 10月31日 開 会  
10月31日 閉 会

## 塩竈市議会会議録

平成18年10月31日（火曜日）

塩竈市議会10月臨時会会議録

（第1日目）第17号

議事日程 第1号

平成18年10月31日(火曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 承認第14号

第4 議案第88号及び第89号

---

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第4

---

出席議員(23名)

1番	菊地進君	2番	田中徳寿君
3番	武田悦一君	4番	伊藤栄一君
5番	志子田吉晃君	6番	鈴木昭一君
7番	今野恭一君	8番	嶺岸淳一君
9番	浅野敏江君	10番	吉田住男君
11番	佐藤貞夫君	12番	木村吉雄君
13番	鹿野司君	14番	志賀直哉君
15番	香取嗣雄君	16番	曾我ミヨ君
17番	中川邦彦君	18番	小野絹子君
19番	吉川弘君	20番	伊勢由典君
21番	東海林京子君	22番	福島紀勝君
23番	伊藤博章君		

---

欠席議員(なし)

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	助役	加藤慶教君
収入役	田中一夫君	総務部長 兼危機管理監	山本進君

建設部長	内形繁夫君	総務部政策調整監	小山田幸雄君
総務部次長兼行政改革 推進専門監兼政策課長	田中たえ子君	総務部次長 兼危機管理監	大浦満君
建設部次長 兼都市計画課長	茂庭秀久君	総務部総務課長	郷古正夫君
総務部財政課長	菅原靖彦君	建設部土木課長	千葉正君
総務部総務課長補佐 兼総務係長	佐藤信彦君	市立病院長	伊藤喜和君
市立病院事務部長	佐藤雄一君	市立病院事務部 次長兼業務課長	伊藤喜昭君
監査事務局長	丹野文雄君		

事務局出席職員氏名

事務局次長兼 議事調査係長	佐久間明君	事務局次長兼 議事調査係長	安藤英治君
議事調査係主査	戸枝幹雄君		

午後 1 時 開議

議長（菊地 進君） 去る10月24日告示招集になりました平成18年第 2 回塩竈市議会臨時会を  
ただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は日程第 1 号記載のとおりであります。

---

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（菊地 進君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、7 番今野恭一君、8 番嶺岸淳一君を指名いたします。

---

#### 日程第 2 会期の決定

議長（菊地 進君） 日程第 2、会期の決定を行います。

本臨時会の会期は 1 日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、本臨時会の会期は 1 日間と決定いたしました。

---

#### 日程第 3 承認第 1 4 号

議長（菊地 進君） 日程第 3、承認第14号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程されました承認第14号につきまして提案理由の説  
明を申し上げます。

承認第14号は「塩竈市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」でございます。  
地方自治法第179条第 1 項の規定に基づき、議会を招集するいとまがなく専決処分をさせてい  
ただきましたので、その専決処分の承認を求めるものでございます。

健康保険法等の一部を改正する法律が本年10月 1 日から施行されることに伴い、9 月29日ま  
でに厚生労働省告示、十数件が告示となり、これら告示は10月 1 日より施行されました。

これら告示の中には、塩竈市立病院使用料及び手数料条例の中で引用しております告示の改  
正、廃止等も含まれており、同条例で告示を引用している箇所の一部を改正する条例を10月 1



日に施行する必要が生じました。このため、これら告示の最終告示日 9月29日をもって、議会を招集するいとまがなくやむを得ず専決処分させていただいたものでございます。

よろしくご承認を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（菊地 進君） これより承認第14号の質疑に入ります。19番吉川 弘君。

19番（吉川 弘君） 今回の承認第14号、ことしの6月14日に自民・公明両党の賛成で強行採決されて、健康保険法等の一部改正に基づいて、その後厚生労働省告示が9月に出されて、その施行が10月1日からとなっております。

今回市長が専決処分を行ったその内容というものは、市立病院の療養病床38床に対して、70歳以上の患者に対して食費とそれから居住費の自己負担を行うという内容であります。

質問の第1としては、今回専決処分の承認を求めるものではありませんけれども、やはり専決処分ではなくて、9月議会に追加議案として提出できなかったのかどうかと、それについて伺いたいと思います。現に、県議会においては追加議案として9月議会に提出されていると。そういう議会の場での審議が大事ではないかと思っておりますけれども、その点についてまず伺いたいと思います。

続いて、ことし70歳になった方、これまで窓口払い3割だったのが1割になったと非常に喜んでいました方ですけれども、これが6月の住民税の大幅な負担増、これに伴って2割負担になると。その後、先ほどの6月の医療制度改悪各法、これによって10月からは現役並み所得扱いというふうになって3割になってしまったと。そういうことで、7月から10月までのわずか数カ月間で1割が2割、2割が3割と、そういうふうに大幅な3倍加の引き上げになった方もおります。ですから、そういう引き上げとあわせての今回の食費と、それから居住費の自己負担であります。

そういう点で、質問の二つ目といたしましては、所得区分別、所得によっていろいろな負担増の額が違ってくるといふふうに聞いておりますけれども、1カ月間の食費と居住費合わせた負担増額がどのようになるのかお伺いしたいと思います。

それから質問の三つ目は、入院医療の必要性の高い、さらには低いと、医療区分がことしになってから三つに分かれて、入院医療の高い区分、区分2と区分3については食費とそれから居住費は据え置きになるというふうに聞いておりますけれども、市立病院の場合、医療区分が低い、区分1の患者数がどのぐらいの割合で占めているのか伺いたいというふうに思います。

また、国においては療養病床に入院している患者を対象にして療養医療区分、これを低い患者に対しては診療報酬を切り下げてきているというふうに聞いていますけれども、どのように改定されてきているのかその内容と、さらにこのことによって市立病院の受ける影響額について伺いたいというふうに思います。まず1回目は以上です。

議長（菊地 進君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進君） 19番吉川議員にお答えいたします。

まず、9月定例議会になぜ追加提案できなかったかということでございますけれども、ご案内のとおりさきの9月定例会の最終日は9月28日でございます。さらに9月26日には全議案の審議が終わっております。告示は9月29日でございますので、物理的に9月議会に追加提案できるいとまがなかったということで、あえて179条によって専決処分させていただいたということです。以上です。

議長（菊地 進君） 佐藤市立病院事務部長。

市立病院事務部長（佐藤雄一君） それでは、今回の改正内容と医療の必要度につきまして、それにかかわります市立病院の影響という何点かの質問でございましたので、順次ご説明申し上げたいと思います。

今回の改正内容でございますが、お話にありましたとおり、市立病院の5階療養病棟に入院されておられます70歳以上の患者の方に関する食費の本人負担分が引き上げられました。加えて、居住費というものが新たな負担として加わってございます。

具体的な金額でございますが、これまで1日に780円の食費負担だったものが、食費プラス、今申しあげました居住費が加わりまして、1日1,700円に引き上げられてございます。なお、これらの負担額につきましては、所得層によりまして軽減が図られてございます。一般所得者と申します、また現役並みの所得者につきましては、今申しあげましたとおりの見直しを図られております。また、低所得者の方につきましては、低所得者2という表現をしてございますが、この方は1日650円からこれを970円に、低所得者1の方は300円が710円に引き上げられてございます。

1カ月の自己負担増分でございますが、一般所得者、現役並み所得者につきましては、改正前と比較いたしまして約2万9,000円の引き上げになってございます。低所得者2の方につきましては、約1万円の引き上げになっているという内容でございます。

それから、療養病床に入院する患者様につきまして、医療度の必要に応じまして新たな区分

が設けられてございます。療養病床に入院する方の医療の必要度ということを3段階に区分して、医療の必要度の低い患者の方の診療報酬を医療の必要度の高い患者の方の約半分に切り下げる改正が行われてございます。

これに関しまして、市立病院の収益に関する影響というご質問でございましたが、まず医療区分1の入院患者の方は、療養病床の約7割に上ってございます。この7割という数字はかなり経営的に厳しいものがございます。療養病床を経営するに当たっては、医療区分2と3の入院患者が8割に満たないとなかなか厳しいと言われてございます。診療報酬改定によります影響額でございますが、試算いたしますと1カ月で約150万円の減収、年間で1,800万円の減収を見込まざるを得ないという状況になってございます。

それから、患者様の自己負担の状況でございます。仮に試算してみたのですが、6月の5階療養病棟の入院患者さんは、約25名、そのうち医療区分1の方は18名でございました。全体の約7割に上ってございます。そのうちの3名の方が低所得者ということで、残りの15名が一般所得者の患者様で構成されてございます。以上でございます。

議長（菊地 進君） 19番吉川 弘君。

19番（吉川 弘君） 2回目の質疑をさせていただきます。

確かに9月議会、28日が最終日だったということですがけれども、県議会でもこれが採決されているのが28日ですね。追加議案として掲げて、あとは28日に採決されているんですね。そういう面で、私としては非常に重要な内容を示しているというものであるので、ぜひ議会での審議の必要性もあったのではないかと、一言述べさせていただきたいと思います。

それから質問の二つ目の、所得区分による食費とそれから居住費ですけれども、今部長が言われたとおり、現役並み、それから一般所得者も1カ月で約2万9,000円と、やはり負担増はこれまでと比べてもう2.18倍と、2倍を超す引き上げですから本当に大変な内容だというふうに思います。さらに低所得者の場合も述べられましたけれども、住民税非課税世帯でも約1万円の負担増になるし、さらには年金受給者80万円以下の場合でも1万2,000円を超す負担増なんですね。ですから本当に、1万、さらに3万近い負担増を10月から強いられると、そういう内容です。

特に、今回は70歳以上の方でありますけれども、平成20年の4月、1年半後には65歳から69歳までの方たちがさらに食事、それから居住費の負担増になると。ですから、言われているのは、3割負担の医療費と含めると、一般所得者におきますと13万円を超えるという支払いに

なると聞いております。ですから本当に大変な負担増だというふうに思います。

あと、部長が言われましたけれども、医療区分の低い区分1ですね、この患者さんたちが市立病院の場合は約7割いると。それに対して国の方では、医療の必要性の低い区分1の方たちに対して点数が約半分近くも減らされると。そういう点で、病院の経営にとっても月150万円、年間1,800万円、本当に厳しい、大変な内容だと述べられました。このことは必要性の低い患者さんにとって、負担が本当にできなくなれば結局病院から出ていかざるを得ない。病院側とすれば、区分の高い2とか3、そちらの患者さんの方が点数がいいわけですから、そういう面で病院側も苦しい立場に追い込まれる。結局、医療の必要性の低い患者さんは追い出しにかけられるということも考えられるというふうに思うんですね。ですから、その辺についての病院側としての見解をお聞きしたいというふうに思います。

さらに、市長に伺いますけれども、特に国は患者に対して今回、食費、居住費の負担増、これの患者への負担増と同時に病院に対する診療報酬の単価の切り下げ、こういうことなんかもあって本当に経営難にさらに拍車をかけているという問題があります。塩竈の市立病院に通っている方、6割が塩竈市民で、残りの4割の方が他の自治体からと。そういう点で宮城県の場合は県立病院が非常に数少ないですよ。ですからそういう面で自治体としての役割、特に宮城県の役割ということも非常に大事ではないかというふうに思いますし、あと国の施策に対して、今しっかりと自治体が、特に低所得者に対する負担の軽減なども含めて検討をしていく、そういう考えはないのかどうか、お伺いしたいというふうに思います。

議長（菊地 進君） 伊藤市立病院長。

市立病院長（伊藤喜和君） ただいまのご質問に対して、お答え申し上げます。

事務部長さんがおっしゃったように、当院では医療区分1という方が非常に多いんですが、実際医療区分1と申しましても、胃ろうをやっている患者さんとか経鼻栄養とか、そういう重症の患者さんが実際は多く存在しております。今回の医療法の改正で、脳梗塞という病名は全部、2とか3に入ることはなくて、脳梗塞で麻痺になっても全部医療区分1に入ってしまうんですね。そういうものですから、うちでは基準に当てはめると医療区分1、それからADLで、ADLはほとんど3なんですが、医療区分でいきますと低くなってしまいます。そういう患者さんが結構おります。

それで我々としましては、療養病床というのは、ある期間治療しまして在宅に行けるように持っていくという役目を持っておりますけれども、いろいろ家庭的な事情ございまして、なか

なかうちで介護することができない、そういう方もかなりおられます。うまくうちに帰られる例といいますのは、うちでは在宅訪問看護、訪問診療をしておりますので、それにうまく乗っていかれる方ですね。その家庭的な事情、社会的な事情、そういうものをかんがみて、可能な方はそういうふうにお願いしますけれども、なかなかそうもいかない方がかなりおります。期間どおり退院ということは我々はしておりませんので、そういう状況を見ながら、患者さんの家庭的な状況を見ながら、配慮しながらやっておるつもりでございます。

ちなみに、医療区分2とか3とかいうのは、かなり重症の患者さんでございまして、例えば医療区分3というのはどういう患者さんがあるかといいますと、医師及び看護職員により常時監視・管理を必要とする状態。24時間常に監視しなきゃいけないという状態、それからスモン病、中心静脈を実施している患者さんとか、気管切開をされていて、かつ発熱を伴う患者さん。気管切開だけじゃなくてかなり状態が悪い状態、そういうものが3ということでございます。3という場合はほとんど一般病棟で診られるのが普通だと思ひまして、療養病床ではこういう方は現実的にはなかなか診ることは難しい状態にあると思われまます。

2の方に関しましても非常に厳しくて、喀たんが8回以上しませんと2に入らないとか、そういう国の厳しい今回の改正がありますので、病院としましては、先ほど申し上げましたように、非常に悪い患者さんもいるんですが、実際は区分1に入って軽く見られてしまうというのが現状でございます。以上でございます。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 吉川議員のご質問にお答えをいたします。

県立病院云々というようにお話をいただきましたが、ご案内のとおり塩釜医療圏、平成15年でございますが、2次医療圏として仙台医療圏から独立をしたわけでありまます。そういった塩釜医療圏の中に現在6病院ございます。規模からいたしますと、市立病院199床であります。慢性期が38床、急性期が161床、合わせて199床であります。当塩釜医療圏の中では市立病院よりもベッド数が多い病院はほかにはございますが、唯一の公立病院でございます。かねてより、塩釜医療圏の中核的、あえて中核的と申し上げますが、中核的役割を果たす病院として、院長以下一生懸命、この塩釜医療圏の医療水準の向上のため努力を続けてきているところであります。私も、特にそういった中で県立病院昇格という働きかけは今まではやってきてはおりませぬ。話題として、提供させていただいたことはございますが、やはり我々の果たすべき役割はあるんだろうということで、地域医療の向上のため今まで取り組んできたわけであり

ます。

一方、経営状況につきましては、9月定例会でもご議論いただきましたとおり、大変厳しい環境にあります。これは、199床というベッド数についても大きな要因になっているのかなとは思っております。そういった中で、緊急再生プランを作成しましてできるだけ早く健全化を図る努力を今続けさせていただきながら、利用者の方々には旧来どおりの医療環境を提供できるようにということで努力を続けさせていただいているところであります。

今後とも、我々は当面、このような状況の中で対応していきたいと思っておりますが、なお、経営健全化がいつとも早く図られました後については、また改めて議論させていただきたいと思っております。

それから、病院経営等におきましても、大変厳しい環境というようなお話でありました。先ほど、事業部長が申し上げたとおりであります。今回の医療制度改革も病院にとりましては大変厳しい内容もございますが、一方、現行の国の医療制度で、果たして今までどおりの医療水準が提供できるかという大きな問題もあるものと思っております。我々地域医療として果たすべき役割をもう一度整理しながら、今までどおり患者様に良好な医療水準を提供できますよう、なお一層努力をいたしてまいりたいと考えているところであります。

議長（菊地 進君） 19番吉川 弘君。

19番（吉川 弘君） 病院長から、今、患者さんがうちに帰れないという状況の方も結構いると、そういう問題とか、あと特に医療区分1・2・3ということで、患者さん、本当に大変な中、今回国の方においては区分1を対象にして食費、それから居住費の負担増を強いると。そういう意味で本当に大変な状況になってきているということが明らかになったというふうに思います。

そういう中で、確かに市長は言われますけれども、今の医療制度の中で今後とも、医療改悪になってきている中で、自治体として国の施策に追随するのではなく、患者さんの命と健康を守るとか、あとは所得の低い方への軽減も含めて、県の役割も含めて、ぜひ前向きに対処していただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（菊地 進君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第14号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、承認第14号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。（「なし」の声あり）

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第14号については、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立多数であります。よって、承認第14号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

#### 日程第4 議案第88号及び第89号

議長（菊地 進君） 日程第4、議案第88号及び第89号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程されました議案第88号及び議案第89号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第88号は、「平成18年度塩竈市一般会計補正予算」でございます。

これは、平成18年2月上旬から3月下旬にかけて発生した異常低温による凍上災で被災をいたしました市道新浜町泉沢線など6路線の災害復旧工事費として、歳入歳出それぞれ6,410万円を追加し、総額を173億9,236万7,000円とするものでございます。

凍上災とは、気温の低下により道路地盤中に霜柱が発生し、それが成長することにより地面が隆起する凍上現象により、舗装面に沈下や亀裂が発生する災害でございますが、本市での被災箇所につきましては、このたび、国の公共土木施設災害復旧事業として採択を受けましたので、当該6路線の災害復旧工事費を補正計上するものでございます。

次は、議案第89号「宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について」でございます。

大崎地域広域行政事務組合では、合併に伴うみずからの組合規約改正を本年7月に行い、こ

の規約改正に基づき新たに11月1日付で「常勤の副管理者」を就任させる予定で作業を進めております。退職手当支給はこの「常勤の副管理者」も対象になることから、10月中に宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更協議を要することになることと、来年4月1日施行の地方自治法改正による市町村での助役・収入役制度の廃止等による退職手当組合理約変更も、今回あわせて協議を依頼する文書が退職手当組合から9月末に届きました。

この協議は、地方自治法第286条第1項の規定により、組合を組織する全地方公共団体で行わなければなりません。この協議は同法第290条の規定により議会の議決を必要とするものでございます。

以上、各号議案についてご説明を申し上げましたが、なお補足とする部分につきましては、担当部長から説明をいたさせますので、よろしくご審議の上ご協賛を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（菊地 進君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進君） それでは、私から議案第88号「平成18年度塩竈市一般会計補正予算」の概要につきまして、第2回市議会臨時会議案資料 4に基づきましてご説明を申し上げますので、ご用意願います。

お手数ですが2ページをお開きください。この表は一般会計及び特別会計の総括表でございます。今回、歳入歳出を補正いたします額は、一般会計で6,410万円でございます。このことによりまして、一般会計及び特別会計の補正後の予算総額は、一番下段にお示ししておりますとおり389億9,132万6,000円となりまして、補正前と比較いたしますと0.2%の増となるものでございます。

説明の都合上、初めに歳出の補正内容についてご説明を申し上げますので、5・6ページをお開きください。ここでは歳出予算を目的別に計上しておりまして、凍上災で被災いたしました市道6路線の災害復旧費といたしまして、費目11に公共土木施設災害復旧費として6,410万円を計上しております。

次に、歳入の補正内容についてご説明申し上げます。お手数ですが、3・4ページにお戻りください。歳出に計上しております公共土木施設災害復旧費の財源といたしましては、費目14の国庫支出金に3,330万1,000円、費目21の市債に3,050万円をそれぞれ計上してございます。また、災害復旧費に充当する一般財源相当額といたしまして、17年度決算剰余に伴います繰越



金29万9,000円を計上してございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長（菊地 進君） 内形建設部長。

建設部長（内形繁夫君） 私から、同じく議案第88号「平成18年度塩竈市一般会計補正予算」の工事内容を説明させていただきます。

引き続き、資料 4 の 9 ページをお開き願います。今回、凍上災で被災し、国の災害復旧事業として工事を施行しようとしております路線名、復旧概要等について記載させていただいております。

具体的には、新浜町三丁目 6 号線、新浜町二十九号線、越の浦線、新浜町泉沢線、宮町二号線、赤坂市川線の 6 路線でございます。

10ページには災害復旧事業箇所の位置を図示しております。国の災害査定によりまして、6 路線につきましては災害復旧事業の採択を受けましたが、新浜町三丁目 6 号線ほか 3 路線につきましては、災害申請後に被害が拡大している区間等がございまして、これを単独災害といたしまして同時に施行し、市民生活に密着して関係しております道路の安全環境を早急に確保したいと考えております。

以上 6 路線の復旧延長は1,317.4メートル、復旧舗装面積は8,896平方メートルとなっております。

次に、11ページをお開き願います。11ページは新浜町三丁目 6 号線の平面図に復旧範囲を明示しております。着色してございます区間が国の補助災害箇所、斜線で明示している箇所が単独災害として実施しようとする箇所でございます。

また、12ページには同路線の断面を表示させていただいております。向かって右側が現在の舗装構成でございます。表層のアスファルトが5センチメートル、路盤が50センチメートルとなっており、総厚55センチメートルの舗装となっております。この断面のうち、縦にクラックが入っている範囲が今回の被災範囲となっており、表層のアスファルト5センチメートルと路盤の上部10センチメートルを撤去し、新たに同断面で復旧しようとするものでございます。

以下、13ページから26ページまで、路線ごとに復旧範囲、復旧断面をお示ししてまいります。ご参照願いたいと思います。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（菊地 進君） これより議案第88号及び第89号の質疑に入ります。5 番志子田吉晃君。

5番（志子田吉晃君） それでは、議案第88号「平成18年度塩竈市一般会計補正予算」について何点かお尋ねします。

この補正の事業の中身、それから災害復旧費の予算と工事内容をただいま説明していただいたんですけれども、年度内にしっかりと事業を完成していただきたいと、そういう思いで何点かお尋ねします。

そこで、凍上災の決定までの経過については説明がなかったようなので、まず1点目に、今回申請して認定・採択された割合、査定率ですね、その辺のところとか、それから起債の充当率、これは我々ニュー市民クラブの方でも国の支援を働きかけてまいりましたけれども、過年度災扱いの場合、それから現年度災扱いの場合で起債充当率が違うということで、それでこの予算書を見ると現年度災としての扱いになっているのかなと思うんですけれども、その辺のところ、考え方を教えていただきたいと思います。

それから、続いて合併施行の考え方ですね。この表を見ますと単独災害事業も含めた何カ所かそのような合併施行の考え方を取り入れています、どのような利点があるのか。

それから、今回の凍上災を採択されるに当たっての国の方の基準、ことしの2月ぐらいの気温ですと、例年ですとなかなか凍上災としては認定されなかったと聞いております。それで、宮城県4区の地元の代議士の先生に指定に向けて働いていただいたわけでございますけれども、そのような基準ですね、今回は基準の変更があって特別に宮城県として採択されるようになったのか、その辺のいきさつをよろしくお聞かせしたいと思います。

それから最後に、県内のほかの市町村の査定状況、塩竈市は十分に申請がなされて、十分に結果が採択されたのかどうか。その辺を含めまして事業認定・採択までの経過についてお聞かせ願いたいと思います。よろしくお聞かせ願います。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 私からは、凍上災の査定までの経過、特に国の基準等についてのご質問の部分にお答えをさせていただきます。

ご案内のとおり、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法というものがございまして、例えば大雨でありますとか地震等々の災害について、国の方から国庫負担をしていただけるという法律があります。その中に、低温により被災した施設の災害復旧事業という項目がございます。これがいわゆる凍上災でございます。

こういった凍上災の採択要件につきましては、「低温により被災した施設に係る災害復旧事

業の取扱いについて」というものが国の方から出されておりますが、平成13年4月27日に出されたものによりますと、低温により被災した施設に係る災害復旧の取り扱いについては、道路土工排水工指針、ちょっと紛らわしい名前で恐縮であります。要するに、土木構造物すべてについて示されておりまして、そういったものの最近10カ年の凍結指数を算定し、その最大値を超える低温により発生した場合には、凍上災が適用になりますというものが平成13年4月27日に出されました。

私どもの方からも、今年4月、5月ぐらいには県の方に凍上災の採択の基準を満たしているかどうかという問い合わせをさせていただいたところでありますが、その段階では、この道路土工排水工指針に基づきますとかなり厳しい状況ではないかというような回答でございました。我々からも、今年度の低温災害が大変厳しい状況にあると、ぜひそういったものに目を向けていただきたいというお願いをしまし、東北選出の国会議員の方々あるいは県選出の国会議員の皆様方、さらには県議会議員の皆様方にもそういった要望を繰り返したところであります。

そういったことを行いました結果、5月9日に国庫負担の対象はアスファルト舗装要綱で10年確率凍結指数を超える低温により発生した災害とするという、新たな取り扱い基準を出していただきました。その結果、こういった凍結指数を測定している箇所が県内に17カ所ございます。そのうち13カ所が凍上災の対象になり、4カ所が対象にならないという方針が県から示されました。幸い、塩竈市は13カ所の中に入っておりますので、早速職員挙げて市内の道路の点検調査を行い、7カ所を災害対象として県の方に協議をさせていただきました。

県の方からは、先ほど申し上げましたように、13年4月27日の採択基準と18年5月9日の事務取り扱いとの違いがあって若干現場が混乱しているということで、塩竈市の方にも足を運んでいただき、ともに現地の調査をさせていただきました。そういった中で、1カ所につきましては災害として提案することが困難ではないかというような指導がございまして、7カ所のうち6カ所、今回の凍上災として提案をさせていただいたところでございます。

このような凍上災の経過を踏まえて災害査定を受けたところであります。

その他のご質問等につきましては担当部長より説明いたさせますので、よろしくお聞き取りいただきたいと思っております。

議長（菊地 進君） 内形建設部長。

建設部長（内形繁夫君） それでは、私の方から査定率、起債充当率、県内の状況等につきま

してご質問がございますので、お答え申し上げたいと思います。

まず、今回の査定率でございますが、申請が6カ所の4,752万5,000円の災害事業費として国の方に申請しましたが、査定となりましたのは今回示しております4,663万3,000円ということで、査定率が98.1%でございます。なお県内の他市町村の今回の申請でございますが、宮城県全体で454路線ございまして、決定額が55億5,785万6,000円、平均査定率が91.1%ということで、塩竈市の査定率はかなり高い率で査定されているということでございます。

また、起債充当率でございますが、まず補助分でございますが、3分の2が補助でございます。残りの3分の1につきましては100%の起債でございます。また、単独災につきましても100%の起債でございますが、起債償還について、交付税の算入率が償還額の47.5%、凍上災で見られた場合については95%が交付税で算入されるというような利点がございます。

また、合併施行の考え方ということでございましたが、今回合併施行4路線をお願いしてございます。それで、この合併施行の単独災の部分でございますが、まず少なくとも国の方には申請してございます。しかし査定段階でこれはなじまないよというような部分もございました、査定率98.1%以外の部分です。そういう部分につきましても、通行の安全、利用者の安全を考えますならば、やはり災害と一緒に単独債で、特典もございましたので、こういった部分での申請を行いながら合併施行していくというようなことでございます。以上であります。

議長（菊地 進君） 17番中川邦彦君。

17番（中川邦彦君） 私の方からも議案第88号について伺いたいんですけども、今、志子田議員の方からもいろいろ説明されているんですけども、まず質問の、疑問の中で伺いたいんですけども、資料 4ですね、11ページとか、それから13ページの方を見た方がいいのかと思うんですけども、決定が、先ほど部長の説明でもされましたように、黒く塗りつぶされている部分が補助の対象になるんだよと。この斜線の部分が単独工事になるんですよ。

それで、不思議なんですけれども、何で中間の中にこういうふうに抜けてしまうのか。全体の中にもあるんですけども、ただ1点ないのが15ページの越の浦線だけで、あとは17ページのところもありますし18ページにもあるんですが、なぜこういうふうになるのか、その点ちょっと説明いただきたいというふうに思います。

それから次に伺いたいんですけども、全体が斜線の部分でこういうふうには認められなかったということもあるんですけども、対象になってきていた、申請したのが7カ所で1カ所が申請から外れたということですけども、その外れた理由の中にやはり凍上災として当てはま

らないよというふうになったのかどうか。本市で検討した結果は7カ所で申請したんですけれども、何で1カ所削られたという、その理由を伺いたいというふうに思います。

それからもう1点ですが、事業債について先ほどの説明等わかるんですけれども、資料 3 だと思うんですが、ここの3ページと4ページに市債の考え方として、21款市債、7、区分の1と2に、4ページの一番下ですが、補助災害復旧債が1,640万円ありますよね、それから単独災害復旧債が1,410万円とあるんですけれども、これと国からの支出金の3,330万1,000円。この分を合わせたのが補助対象になるというふうに理解していいのか。私はそう思うんですけれども、それでいいのかどうか伺いたいというふうに思います。

それで次の6ページに行くと、事業内訳の中に災害復旧事業費（補助分）として4,992万7,000円、それから災害復旧事業費（単独分）として1,417万3,000円というふうになるので、災害復旧事業費の4,990万円、これは端数もあるんですけれども、前のページの補助災害復旧費と国からの補助を足した分だというふうに理解していいのかどうか。その点についてまず伺います。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 7件申請して6件ということについては、私の方からご説明申し上げましたのでご答弁を申し上げます。

凍上災の判定については大変難しい状況があります。先ほど申し上げましたように、結果的に凍上災という形で表にあらわれてくるのは、道路の路面上に亀の子型のクラックが発生する。これは、先ほど申し上げましたように、いわゆる路盤の下の、もともと土の部分がしみて盛り上がり、それが暖かくなるとまた落ち着いてということの上昇・沈下によりまして、道路の舗装面に亀裂が発生すると、これが凍上災であります。

しかしながら、一方では維持管理が不十分というようなことで同じような亀裂が発生しているケースもあるわけでありまして。今回、こういう基準の見直しの際に、国の方からは明らかに今年2月・3月の低温により発生したということが証明できるような写真、資料、道路台帳等の提示を求められておりました。我々の方では、一応7路線全部についてそろえましたし、その他の路線についても点検をいたしたわけでありまして、明らかに我々が凍上災と認定いただけるのはこの7路線かなということでご説明を申し上げたわけでありまして、県の方からは2月3月の低温によるものと認定しがたいということで、残念ながら1件については凍上災として提案することは難しいというご判断をいただいたわけでありまして。

同じように、提案した中で一部分採択にならなかった箇所についても同様であります。亀裂の状況が極めて軽微でありますとか、そういったケースにつきましては、我々は一連の区間を行う必要があるのではないかとということでご提案を申し上げたわけではありますが、国の災害査定におきましてはそういった観点ではないと。あくまでも低温により被災を受けた実績が明らかにあるものについてということで、残念ながらこういった箇所が取り残されましたので、この部分につきましては、市の単独災害として提案をさせていただいたということでございます。私からは以上でございます。

議長（菊地 進君） 内形建設部長。

建設部長（内形繁夫君） 私の方からは、いわゆる災害補助事業費の額についてご質問がございいますので、お答え申し上げます。

まず先ほど申し上げましたとおり、補助事業費といたしましては4,663万3,000円ということでございます。このうち3分の2が国庫補助ということで、3,330万1,000円ということでございます。そして100%の起債ということでございますが、1路線ごと、今回は6路線でございます、1路線ごと起債が10万円単位でございますので、その端数がございます。端数が一般財源ということになりますので、今、議員がおっしゃったとおり単純に積み上げれば4,970万1,000円でございますが、ここに一般財源22万6,000円が加算されまして、4,992万7,000円というような事業費になります。以上でございます。

議長（菊地 進君） 17番中川邦彦君。

17番（中川邦彦君） わかりました。

なかなか難しい一面があるのかなというのと。それから、私は非常に疑問に思ったんですが、この全体の、10ページの地図を見ると必ずしも、なるほどなと思うのと、これはそうかなというふうに思うんですが、極端に言えば の宮町二号線の場合だと、建物の陰になったり、風の通り道になっているのかなというふうに理解すると、案外しみ上げてこういう状況が生まれるのかなというふうに思うんですが、なかなか理解できないでいたのは、極端に言えば の新浜町二十九号線というのは、多分ここは日当たりのいいところでもあるし、道路そのものの中に欠陥と申しますかそういうものとして見られるのかどうか。

そういうので構造的に、先ほどの部長の説明でも、例えば12ページだと既設の場合と申請の場合とこういうふうにあるんですよということなんですが、今私思うんですけれども、市内であちこち耐水性の路面の工事をしていましたが、そういうところはこういう心配がないのか。

それからもう1点伺いたいんですが、本年度中に工事が始まっていくのかどうか、それから期間ですね、どういうふうになっているのか。それから償還はいつからいつまでなのか。その点についても伺いたいというふうに思います。

議長（菊地 進君） 内形建設部長。

建設部長（内形繁夫君） まず工期でございますが、平均2カ月くらいです。ただ、新浜町泉沢線の部分についてはちょっと区間が長うございますので、極力工事期間を短くする努力をしたいと思っております。

したがいまして、きょう議決いただきますならば、11月中旬には発注をして、極力雪の降る前には凍上災による復旧を完了させたいと思っております。以上であります。

議長（菊地 進君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進君） 償還金でございますけれども、災害復旧事業費はすべて公的資金であります財政融資資金でございます。したがいまして、2年据え置き10年償還というふうになっております。以上です。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 被災についてのご質問をいただきました。日当たりがいい・日当たりが悪いと。先ほど私がお説明申し上げましたように、凍上災は路面本体ではなくて、むしろ下の土の部分でございます。ですから、冬の期間通しての話でありますし、どうしても積雪寒冷地の場合に被災を受けやすいというような状況にあるのかと思っておりますし、山沿いの気温が下がる傾向にあるところに被害が集中するといえますか、先ほど志子田議員の方からも県内の状況をご質問いただきましたが、今回も山沿いの部分についてはかなり大きな被災額のご提案をされているようでありますが、沿岸部については比較的被災の状況が軽微であったのかなというふうに理解をいたしております。

先ほどの部分につきましても、単に日当たりがいい・日当たりが悪いという意味ではなくて、下の土の部分が凍上しやすいでありますとか、そういったことが大きく影響しているものと考えております。以上でございます。

議長（菊地 進君） 17番中川邦彦君。

17番（中川邦彦君） 先ほど言っていたんですが、今市内のあちこちに耐水性というんですか、浸透性の路面の工事をされているんですけども、ああいうものについての心配というのはないんですか。

凍上といたしますかへしみ上げといたしますか、今市長さんが言われたように表面ではなくて、全体の地下の部分に、土の部分に入っていったとすれば、そういう中での今のつくられている状況で大丈夫なのかどうか。そういう点では心配はないんですか。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 透水性舗装の箇所がいろいろありますが、透水性舗装については、路盤までいち早く水を下げて、後は暗きょ等で速やかに排水するという構造にいたしておりますので、透水性舗装であるから凍上災の心配ということではないかというふうに理解いたしております。

議長（菊地 進君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第88号及び第89号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、議案第88号及び第89号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。（「なし」の声あり）

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第88号及び第89号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立全員であります。よって、議案第88号及び第89号については、原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の全日程は終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、本臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後1時58分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成18年10月31日

塩竈市議会議長 菊地 進

塩竈市議会議員 今野 恭一

塩竈市議会議員 嶺岸 淳一

平成18年12月定例会 12月7日 開会  
12月20日 閉会

## 塩竈市議会会議録

平成18年12月7日（木曜日）

塩竈市議会12月定例会会議録

（第1日目）第18号

議事日程 第1号

平成18年12月7日(木曜日)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
  - 第2 会期の決定
  - 第3 諸般の報告
  - 第4 請願第27号及び第28号撤回の件
  - 第5 請願第29号ないし第32号
  - 第6 議案第90号ないし第95号
  - 第7 諮問第2号
- 

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第7

---

出席議員(22名)

- |     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 菊地進君   | 2番  | 田中徳寿君  |
| 3番  | 武田悦一君  | 4番  | 伊藤栄一君  |
| 5番  | 志子田吉晃君 | 7番  | 今野恭一君  |
| 8番  | 嶺岸淳一君  | 9番  | 浅野敏江君  |
| 10番 | 吉田住男君  | 11番 | 佐藤貞夫君  |
| 12番 | 木村吉雄君  | 13番 | 鹿野司君   |
| 14番 | 志賀直哉君  | 15番 | 香取嗣雄君  |
| 16番 | 曾我三三君  | 17番 | 中川邦彦君  |
| 18番 | 小野絹子君  | 19番 | 吉川弘君   |
| 20番 | 伊勢由典君  | 21番 | 東海林京子君 |
| 22番 | 福島紀勝君  | 23番 | 伊藤博章君  |
- 

欠席議員(1名)

- 6番 鈴木昭一君
-

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐藤 昭 君	助 長 役	加藤 慶 教 君
収 入 役	田 中 一 夫 君	総 務 部 長 兼 危 機 管 理 監	山 本 進 君
市 民 生 活 部 長	大 浦 満 君	健 康 福 祉 部 長	棟 形 均 君
産 業 部 長	三 浦 一 泰 君	建 設 部 長	内 形 繁 夫 君
総務部政策調整監	小山田 幸 雄 君	総務部次長兼行財政改革 推進専門監兼政策課長	田 中 たえ子 君
市民生活部次長 兼 環 境 課 長	綿 晋 君	健 康 福 祉 部 次 長 兼 保 険 年 金 課 長	木 下 彰 君
産 業 部 次 長 兼 商 工 観 光 課 長	荒 川 和 浩 君	建 設 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	茂 庭 秀 久 君
総務部総務課長	郷 古 正 夫 君	総 務 部 財 政 課 長	菅 原 靖 彦 君
健康福祉部 社会福祉事務所長	会 澤 ゆりみ 君	総務部総務課長補佐 兼 総 務 係 長	佐 藤 信 彦 君
市 立 病 院 長	伊 藤 喜 和 君	市立病院事務部長	佐 藤 雄 一 君
市立病院事務部 次長兼業務課長	伊 藤 喜 昭 君	水 道 部 長	佐々木 栄 一 君
水 道 部 次 長	大和田 功 次 君	水 道 部 総 務 課 長 兼 経 営 企 画 室 長	尾 形 則 雄 君
教育委員会 教 育 委 員 長	東海林 良 雲 君	教 育 委 員 会 教 育 長	小 倉 和 憲 君
教育委員会 教 育 部 長	伊 賀 光 男 君	教 育 委 員 会 教 育 部 次 長 兼 生 涯 学 習 セ ン タ ー 館 長 兼 市 民 交 流 セ ン タ ー 館 長 兼 市 民 図 書 館 長	渡 辺 誠 一 郎 君
選挙管理委員会 委員長職務代理者	稲 田 喜 一 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	星 清 輝 君
公平委員会委員長	村 田 知 彦 君	監 査 委 員	高 橋 洋 一 君
監 査 事 務 局 長	丹 野 文 雄 君		

事務局出席職員氏名

事 務 局 長	佐久間 明 君	事 務 局 次 長 兼 議 事 調 査 係 長	安 藤 英 治 君
議 事 調 査 係 主 査	戸 枝 幹 雄 君	議 事 調 査 係 主 査	斉 藤 隆 君

午後 1 時 開議

議長（菊地 進君） 去る11月30日告示招集になりました平成18年塩竈市議会12月定例会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本日欠席の通告のありましたのは6番鈴木昭一君の1名であります。

本議場への出席者は、市長、教育委員会委員長、選挙管理委員会委員長、公平委員会委員長、監査委員並びにその受任者であります。

本日の議事日程は、日程第1号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。

携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（菊地 進君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、9番浅野敏江君、10番吉田住男君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

議長（菊地 進君） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は14日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、本定例会の会期は14日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

議長（菊地 進君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、市長に指定しておりました専決処分の報告であります。

専決第28号車両損傷事故による損害賠償の額の決定については、平成18年11月9日に専決処分がなされ、地方自治法第180条第2項の規定により、平成18年11月30日付で議長あてに報告がなされたものであります。

さらに監査委員より議長あてに提出されました定期監査の結果報告1件、例月出納検査の結

果報告 1 件並びに企業会計例月出納検査の結果報告 1 件であります。

これより質疑に入ります。22番福島議員。

22番（福島紀勝君） 何点かお尋ねをいたします。

ただいま議長の方から報告がありました専決第28号についてお尋ねをいたします。

まず、過般の低気圧通過に伴う高潮で被災された方々にお見舞いを申し上げます。

また、その対応、事後処理等も含めてそれぞれ任に当たられた関係各位のご労苦に感謝を申し上げます。

さて、今ありましたこの中の部分で、それぞれパック車によるこの回収作業であったかと思うんですが、この場合、この車両のみであったのか、また他にもそれに関連をした被害があったのか、またあわせまして作業従事者への被害等はなかったものか、この辺についてお尋ねをいたします。

議長（菊地 進君） 大浦市民生活部長。

市民生活部長（大浦 満君） お答えさせていただきます。

この平成18年10月6日の低気圧災害によりまして、水害が発生しましてその処理としまして10月9日月曜日、体育の日で祝日でしたが、今議員ご質問のあったとおり、早朝より被災された方々が搬出されました廃棄物を処理すべく収集車に積載しておりました午前10時ころ、藤倉3丁目地内での作業中に木製家具の中に混入しておりました塗料のスプレー缶がつぶれまして、塗料が霧状に飛散して、付近に駐車されていた2台の乗用車にその塗料が付着してしまったものでございます。

それから、作業員につきましては、直接市の環境課の職員が対応していたわけですが、その塗料が前面の作業服にかかりました。幸い体等には異常がなかったということの報告を受けております。以上でございます。

議長（菊地 進君） 22番福島紀勝君。

22番（福島紀勝君） そうしますと、もう1台分はまた後日出てくると、こういうことで理解をしておいていいものかどうか。

なお、あの現場につきましては、乗用車5台分の駐車スペースになっているかと思えます。お店があって、その隣が空き家のような形でその隣の駐車場、こういうふうになっておったんですが、このパック車の駐車の位置なり、あるいは駐車場等の間隔がどうであったのか。一般的に見ますと、停車したところとそれから歩道があって、駐車場までには3メートルから4メ

ートルの区間のあるだろうと、このように思っ見ておるんですが、大分強烈なスプレーで、その噴射の力もあったのかなと、こんなふうに理解もしますが、当局があつて、それぞれ分別収集をいろいろ行つておりますが、その中にも危険物等々が混入する部分があると、このように伺つておりますので、これ幸いにして薬品等でなかつたからよかつたものの、これがやけどなり、あるいは皮膚に損傷とか、そういうことがあつたのでは大変ではないかと、こんなふうに思います。当日それぞれその作業に従事された方々に大変お気の毒なこと、そして車両の程度等々が少なかつたのが幸いと、こんなふうに思います。ぜひ今後にあつてもそれぞれの収集作業、あるいは塵芥車の稼働等々について十分気をつけていただきながら、なお、その回収する際の最新の注意もぜひあわせて促していただきたいし、それぞれ出される方々についてもその中身までなかなか確認でき得ない部分が多々あるかと思つたので、ぜひそうしたところも十分留意されて今後の作業に当たつていただければ幸いだなど、こんなふうに思います。大変ご苦労さまでした。

議長（菊地 進君） 大浦市民生活部長。

市民生活部長（大浦 満君） 被害があつたのが2台ですけれども、その1台分につきまして、今回話し合いの結果このような形での専決処分をさせていただいたところで。

それから、当日につきましては、駐車場に2台とまっていた状況があります。その2台にスプレー缶が破裂したことにより塗料が霧状になつてかかつたということでございます。

それから、廃棄物等の収集の際によく発生するのはスプレー缶による爆発での火災事故でございます。そういう中で、収集車に積載するときにはなかなか廃棄物の中までは点検することは難しい状況がありますので、「ごみの出し方虎の巻」という小冊子を全家庭にお配りし、ごみの搬出の際には注意をお願いしているところでございます。特に、スプレー缶につきましては、穴をあけて中のガスを抜いてから資源物として出していただくようお願いしているところでございます。

なお、中身の見えない出されたごみの収集車両への積載については今後とも注意しながら対応してまいりますので、よろしくご理解をお願いいたします。以上でございます。

議長（菊地 進君） 5番志子田吉晃君。

5番（志子田吉晃君） 定期監査結果報告書について出ていますので、1点だけお聞きします。

それで、教育委員会の方の監査をしていただいたところ、監査委員の方から随意契約の1社



指名についてということでほかの契約でも同様の事例が数件見られたというふうに指摘されておりますが、これから当局はどのように対処されるのか、その1点だけお聞かせください。

議長（菊地 進君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進君） 随意契約につきましては、昨今いろいろ問題化されておりますとおりで、本来極めて例外的な契約行為だというふうに我々は理解しておりますし、今後一般競争入札を含め、指名入札を含めながら、根本的な契約については見直しを図っていきたいというふうに考えています。随意契約はもちろんそうだと思います。以上です。

議長（菊地 進君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって、諸般の報告を終了いたします。

---

#### 日程第4 請願第27号及び第28号撤回の件

議長（菊地 進君） 日程第4、請願第27号及び第28号撤回の件を議題といたします。

去る9月定例会において総務教育常任委員会に付託され、閉会中の継続審査となっております請願第27号塩釜駅にエレベーターの設置を求める請願並びに請願第28号学区の撤廃に反対し、学区制問題での公聴会開催を求める意見書採択に関する請願については、請願者より請願を取り下げたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。請願第27号及び第28号撤回の件については、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、請願第27号及び第28号撤回の件については、これを承認することに決しました。

---

#### 日程第5 請願第29号ないし第32号

議長（菊地 進君） 日程第5、請願第29号ないし第32号を議題といたします。

本定例会において所定の期日までに受理した請願につきましては、お手元にご配付の請願文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託いたします。

---

日程第6 議案第90号ないし第95号

議長（菊地 進君） 日程第6、議案第90号ないし第95号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程されました議案第90号から第95号までにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第90号は、「塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」でございます。

平成18年9月26日、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布され、同日から施行されたことに伴い、同条例で規定する用語の改正等を行おうとするものでございます。

次に、議案第91号「塩竈市交通安全条例」でございますが、近年、飲酒運転による死亡事故等の重大事故が多発している状況にかんがみ、交通事故防止対策の推進と市民総参加による交通安全意識の高揚と普及を図り、交通事故のない明るく安心な社会を市、市民、交通安全機関及び団体等が一体となり構築するため、新たな条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第92号「塩竈市一般会計補正予算」でございますが、歳入歳出それぞれ2億4,235万7,000円を追加いたしまして、総額を176億3,472万4,000円とするものでございます。

歳出といたしましては、

1. 玉川小学校の校舎並びに体育館の大規模改造事業費といたしまして

1億200万円

2. 障害者自立支援法の施行に伴い生じた、障害者の方々の自己負担額を軽減するための助成費といたしまして

700万円

3. 冷凍倉庫に係る固定資産税の課税計算誤りに伴います、市税過誤納還付金費といたしまして

8,978万9,000円

4. 財団法人自治総合センターから補助を受けて行う、藤倉中央振興会の町内会行事用備品購入に対するコミュニティ助成金といたしまして

140万円

5. 市内商店街の活性化を図るための商人塾事業費といたしまして

30万円

6. 塩釜神社境内にあります本市指定文化財の文化燈籠の補修費に対する助成といたしまして

94万3,000円

などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、

国庫支出金といたしまして	3,050万7,000円
県支出金といたしまして	280万円
繰入金といたしまして	2,124万7,000円
繰越金といたしまして	1億3,070万3,000円
市債といたしまして	5,570万円

などを計上いたしております。

また、債務負担行為補正として、

休日急患診療センターのレセプト処理のための電算システム賃借料といたしまして  
300万円

玉川小学校大規模改造事業の平成19年度事業費といたしまして  
2億4,300万円

親子方式での給食提供に伴う、第二小学校から玉川小学校への給食運搬業務委託費といた  
しまして

3,900万円

などを追加いたしております。

次に、議案第93号「塩竈市下水道事業特別会計補正予算」でございますが、藤倉雨水ポンプ場の整備に伴い、公共下水道築造費として、債務負担行為4億5,000万円を追加いたしております。

次に、議案第94号「塩竈市水道事業会計補正予算」でございますが、第5次配水管整備事業のうち、県道北浜沢乙線道路改良工事に伴い、共同埋設工事に係る宮城県からの工事負担金1,600万円を計上するとともに、企業債から同額を減額いたすものでございます。

次は、議案第95号「宮城県後期高齢者医療広域連合の設立について」でございます。

平成18年6月に公布された健康保険法等の一部を改正する法律で老人保健法が、平成20年に高齢者の医療の確保に関する法律に改められます。この法律により、後期高齢者医療制度が創

設され、平成20年4月から実施されることとなりますが、この運営は都道府県単位の広域連合で実施することが同法で規定をされております。

広域連合の設置に当たっては、地方自治法第284条第3項の規定により、県内すべての市町村が、協議により運営主体となる宮城県後期高齢者医療広域連合の規約を定めることとなっており、この協議について、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、各号議案についてご説明を申し上げましたが、なお、補足を必要とする部分につきましては、担当部長から説明をいたささせていただきますので、よろしくご審議の上、ご協賛を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（菊地 進君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進君） それでは、私からは主に議案第92号「塩竈市一般会計補正予算」の概要につきまして、第4回市議会定例会議案資料 6に基づいてご説明申し上げます。

15ページをお開きください。

この表は一般会計及び特別会計の総括表でございます。今回歳入歳出を補正いたします額は一般会計で2億4,235万7,000円でございます。このことによりまして一般会計及び特別会計の補正後の予算総額は一番下段にお示ししておりますとおり392億3,368万3,000円となりまして、補正前と比較いたしますと0.6%の増となるものでございます。

次に、一般会計の補正予算の概要につきましてご説明申し上げます。

説明の都合上、先に歳出の補正の内容につきましてご説明申し上げます。

18、19ページをお開きください。

これは歳出予算を目的別に分類して比較してございます。

まず、費目2の総務費でございますが、1億1,629万4,000円でございますが、これは冷凍倉庫に係る固定資産税の課税誤りに伴う市税過誤納還付金及び還付加算金でございます。

それから、前年度の国庫補助金等の確定に伴う精算還付金でございます。そして、藤倉中央振興会が行います行事用備品購入費に対するコミュニティ助成金でございます。

それから、費目3の民生費2,230万円でございますが、これは今年度内の給付見込額の増加に伴う障害者日常生活用具給付費、それから児童扶養手当等増額するとともに、障害者の方々の自己負担額の軽減を図るための障害者福祉サービス利用者負担助成金をそれぞれ計上してご

ざいます。

費目7の商工費30万円は、これは商店街の活性化を図るためのいわゆる商人塾事業費でございます。

費目9の消防費52万円は、これは潮位観測装置の整備に伴う塩釜地区消防事務組合の負担金でございます。

費目10の教育費1億294万3,000円でございますが、これは玉川小学校校舎並びに体育館の大規模改造事業費及び本市指定文化財の補修費に対する補助金でございます。

20、21ページをお開き願います。

これはここまでご説明申し上げました歳出を性質別に分類したものでございます。ご参照願います。

次に、歳入の補正内容につきましてご説明申し上げますので、16、17ページをお開きください。

費目14の国庫支出金3,050万7,000円でございますが、これは玉川小学校大規模改造事業及び障害者支援事業に係る国庫補助金でございます。

費目15の県支出金280万円、これは障害者支援事業費に係る県補助金及び商人塾事業に係る市町村振興総合補助金でございます。

費目19の繰越金1億3,070万3,000円、これは決算剰余に伴う平成17年度からの繰越金でございます。

費目20の諸収入140万円、これは藤倉中央振興会の補助に係ります財団法人自治総合センターからコミュニティ助成金でございます。

費目21の市債5,570万円、これは玉川小学校の大規模改造事業に充当するための市債であります。

最後に費目18の繰入金2,124万7,000円につきましては、以上の歳入歳出予算の補正に伴います財源調整を基金繰入金で行っているものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、冷凍倉庫の固定資産課税誤りにつきまして、その内容をご説明いたします。

説明の都合上、資料6の議案資料を使いまして説明いたします。24ページをお開き願います。

まず、経過でございますが、本年5月愛知県名古屋市におきまして、冷凍倉庫の固定資産税、都市計画税の課税誤りが判明いたしまして、全国で同様の課税誤りが報告されました。本県におきましても仙台市を初め、12市町で課税誤りを確認してございます。本市では本年7月末から調査を実施いたしまして、結果、12社17棟で課税誤りが判明いたしました。

次に、この誤りの原因でございますが、冷凍倉庫のいわゆる経年減点補正率、建物の減価償却のようなものでございますが、この経年減点補正率の適用を誤ったことが原因でございます。この冷凍倉庫の定義や基準が国の固定資産評価基準では明確でなかったということが大きな原因と考えられております。この誤りによる還付でございますが、地方税法第18条では、現年度分を含め5年の消滅時効規定がございますので、これに基づき、現年度分を除いた4年分を返還します。さらに、本市では、平成6年5月にいわゆるバブル期に全国で多発いたしました課税誤りを受け、納税者の信頼回復の視点から定めました固定資産税等返還金支払要綱がありますので、遡及期間を10年といたしまして、あわせて6年分を還付しようとするものでございます。これによりまして、還付金の総額は表にありますように、法定還付分、つまり4年分といたしまして3,940万9,000円、要綱に基づく還付といたしまして5,038万円の合計8,978万9,000円を還付しようとするものでございます。

このような誤りを二度と起こさないように、再発防止策でございますが、冷凍倉庫はマイナス20度以下の冷凍冷蔵庫とする区分の明確化等、課税計算システムの改修を行ってまいります。さらに、今回の誤りとは直接関係はございませんが、これらの建物をまず最初に建物として評価するのが県税事務所でございますので、今後、その連携の強化を図りながら再発を防止していくこととしております。以上で私からの説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（菊地 進君） 棟形健康福祉部長。

健康福祉部長（棟形 均君） それでは、私の方から議案第92号「平成18年度塩竈市一般会計補正予算」歳出のうち、3款1項10目にかかります障害者自立支援費の700万円の内容についてご説明申し上げたいと思います。

説明の都合上、資料 6の定例会議案資料をご用意いただきまして、25ページをお開きいただきたいと思います。

本件につきましては、障害者自立支援法が今年4月から施行されまして、利用者が利用料の1割を負担することになりました。なお、利用者の収入によりまして負担上限額が設定されて

おりますが、当市の場合、前年度と比較いたしますと生活保護者を除く約9割の方が負担増と見込まれますことから、このたび負担軽減を行い、18年度につきましては10月にさかのぼりまして適用し、今回700万円の補正予算を計上するものでございます。

表の1にございますように福祉サービス利用者の負担の比較についてご説明申し上げます。

左側の欄に居宅サービス、通所施設、入所施設、それぞれの利用者ごとのサービス区分を、次に該当者数、そのうち負担増となる方、それから負担減となる方をまとめてございます。合計欄にございますように、該当者数は198人、そのうち負担増となる方が177人、負担減となる方が21人となりまして、記載のとおり約9割の方が負担増となるものでございます。

表の2でございますが、福祉サービス利用者負担系減に伴う助成見込額をまとめてございます。左欄の一番最初の1段目に年度を記載してございます。2段目に上限額の軽減額を記載してございます。18年度につきましては4分の3、19年度については4分の2、20年度は4分の1になります。

3段目に対象期間を記載してございます。18年度は10月にさかのぼり実施、19、20年度につきましては、1年ということまとめてございます。

4段目に対象月数をまとめてございます。18年度は6カ月、19、20年度につきましては、それぞれ12カ月となるものでございます。

5段目に法的負担階層と法的負担上限月額を併記しております。なお、法的負担階層の下の欄に記載されております低所得者1とございますのは、市民税非課税世帯で、障害者、または障害者の保護者の年収が80万円以下の方、低所得2とありますのは、同じく市民税非課税世帯で、低所得1に該当しない方、一般とありますのは市民税の課税世帯の方ということになっております。

説明の都合上、下から4段目の低所得1の場合についてご説明申し上げますので、下から4段目の低所得1の表をごらんいただきたいと思います。

低所得1の方の法で定める負担上限の月額は1万5,000円となっております。利用者の1割負担額が市で定める独自上限月額、これは4分の1相当額になりますが、3,750円を超える場合、その右の欄にありますように市の助成額を法的負担上限月額の4分の3相当分、ここに記載されている1万1,250円の範囲内で助成する内容のものでございます。該当者はここに記載のとおり16名でございます。その欄に実際に1人当たりの助成見込み平均月額を記載しております。この額が7,062円となっておりますので、該当者人数を乗じ、さらに対象月数の6カ月

を乗じますと助成見込額の67万7,952円となるものでございます。

最下段の計欄をごらんいただきたいと思います。

このように計算いたしますと、18年度は該当者人数が118名、助成見込額が約700万円、19年度が47名で570万円、平成20年度が34名で211万1,000円、3年間の総額は1,481万1,000円となるものでございます。

なお、負担の軽減の方法につきましては、欄外にございますように同一の生活圈域であります1市3町との均衡を保つことを基本としてございます。障害福祉サービス利用者負担軽減助成に係る説明については以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（菊地 進君） 伊賀教育部長。

教育委員会教育部長（伊賀光男君） それでは、私からは議案第92号についての議案資料の説明をさせていただきます。

資料 6の26ページをお開き願います。

今回は玉川小学校の大規模改造事業について予算を計上させていただいております。本校舎は、北校舎の昭和35年度建設を筆頭に、ほとんどの校舎は築40年以上経過しており、最も新しい校舎でも25年ほど経過いたしております。去る11月に耐震補強工事が完了いたしまして、地震に対する安全性は確保されましたが、経年変化による老朽化が進行しております。そこで、今回の工事では、耐震補強工事を行った構造部分以外の全体的な改装をして、建物の延命措置をしてまいります。

具体的な工事内容は資料において記載のとおりですが、屋上の防水改修や、床、壁、天井の全面的な改修などの内装、外装の改良のほか、電機設備の更新及び給排水設備の更新をして、改築同様の外観と機能の確保改善を図ってまいります。

また、玉川小学校の給食室は耐震補強が不可能なため、解体せざるを得ませんので、新年度からは第二小学校から給食を搬入することを予定いたしております。その受け入れ施設であります配膳室とプラットホームを給食室解体後の場所に設置いたします。

以上の事業を本年度及び来年度の2カ年事業として実施してまいりますので、よろしくお願いいたします。私の方からは以上でございます。

議長（菊地 進君） 棟形健康福祉部長。

健康福祉部長（棟形 均君） それでは、私の方から議案第95号「宮城県後期高齢者医療広域連合の設立」につきましてご説明申し上げます。



定例会議案資料 2と 6をご用意いただきたいと思います。

まず、 2の方からご説明申し上げます。7ページをお開きいただきたいと思います。

本議案は提案理由に記載のとおり、平成18年6月に公布されました医療制度改革関連法におきましていわゆる75歳以上の方について後期高齢者医療制度が新たに創設されまして、平成20年度から施行されることに伴いまして、運営主体となります宮城県後期高齢者医療広域連合の規約を定めまして、かつ設立することについて地方自治法の規定によりまして議会の議決を求めようとする内容でございます。

次の8、9ページをお開きいただきたいと思います。

具体的な規約が掲載されてございます。規約は18条からなっておりまして、主な内容を申し上げますと、まず第1条でございます広域連合の名称でございますが、宮城県後期高齢者医療広域連合という名称になります。

第2条が広域連合を組織する地方公共団体ですが、これは県内すべての市町村をもって組織することになっております。

第4条、広域連合の処理する事務を具体的に掲げてございます。

(1)といたしまして、被保険者の資格に関する事務

(2)といたしまして医療給付に関する事務

(3)といたしまして保険料の賦課に関する事務

(4)といたしまして保健事業に関する事務などを挙げまして、別途別表に市町村が行う事務を明記しているところでございます。

第5条が広域連合の作成する広域計画の項目について定めてございます。内容的には、同制度の実施に関連いたしまして、広域連合及び関係市町村が行う事務

(2)といたしまして計画の期間及び改定に関すること

こういった記載内容を明らかにしているところでございます。

7条から10条までにつきましては、広域連合の議会の関係の規約を定めているものでございます。

第7条の議会の組織関係といたしましては、議員の定数を36名とすること。

第8条の選挙の方法といたしましては、各関係市町村の議会において当該議会の議員のうちからそれぞれ1人を選挙すること。

第9条の任期につきましては、議会の議員としての任期によること。

第10条につきまして議会の議長及び副議長の関係につきましては、広域連合議員のうちから議長及び副議長を1人を選挙しなければならないなどを定めている内容でございます。

第11条から第14条につきましては、こちらの方は広域連合の執行機関等の関係の規約を定めているものでございまして、第11条の執行機関の組織といたしましては、広域連合に広域連合長及び副広域連合長を1人置くこと。

第12条の選任の方法としまして広域連合長は関係市町村の長のうちから投票により選挙すること。副広域連合長につきましては、広域連合長が関係市町村の長のうちから広域連合の議会の同意を得て、これを選任すること。

第13条任期につきましては、関係市町村の長としての任期によることなどを定めている内容のものでございます。

なお、第15条につきましては選挙管理委員会関係、次の10ページ、第16条につきましては、監査委員関係、第17条につきましては、経費の支弁などの方法について定めている内容でございますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

11ページの別表1につきましては、先ほど申し上げました第4条関係の関係市町村の事務の内容について、別表2につきましては、17条2項に定めます関係市町村の負担額の区分、負担すべき額の内容を明記しているものでございますので、これも後ほどご参照いただきたいと思いますというふうに思います。

次に、資料 6 の議案資料についてご説明申し上げます。

議案資料6の27ページをお開きいただきたいと思います。

本市では、広域連合の概要といたしまして、一つは、現行老人保健制度と後期高齢者、いわゆる新制度の比較についてまとめてございます。

平成18年9月30日現在の塩竈市の75歳以上の対象者数は6,477人となっております。左側の表と右側の表の主な相違点についてのみ申し上げます。

現老人保健制度下での運営主体は市町村になりますが、後期高齢者医療制度の下では広域連合が運営の主体となります。

次に、財源構成ですが、現老人保健制度下では、自己負担分以外につきましては、国保と被用者保険から拠出金が5割となっておりますが、右側の新制度のもとでは自己負担金を除き表にお示しのとおり保険料が1割、国保被用者保険による後期高齢者支援金が4割となっているものでございます。

2の広域連合の組織図でございますが、議決機関としての広域連合議会、左側の方に定数36名とあわせて、執行機関としての広域連合の組織が図示されてございます。広域連合長、副広域連合長、そして事務局長以下、五つの課とそれぞれの事務分掌が列記されておりますのでご参照いただければと思います。私からは以上でございます。

議長（菊地 進君） これより議案第90号ないし第95号の総括質疑に入ります。17番中川邦彦君。

17番（中川邦彦君）（登壇） 議案第92号の「冷凍倉庫の固定資産税課税計算の誤りに係る還付について」総括質疑を行いたいと思います。

本年5月に、愛知県で冷凍倉庫の経年減点補正率を一般倉庫用を適用していた固定資産税、都市計画税の錯誤が判明し、以後、全国で同様の事例が報告されていると聞いております。本市、仙台市、石巻を含む12の市町で錯誤があると報告されております。本市でも12社17棟が該当されるとしております。全国的に見て、返済を決めたこの自治体の数についてですが、総務省は把握していないとしており、実態は不明であります。相当数に上っていることは明らかであると言われております。返済決定額も全体で既に50億円から60億円に達しているのではないかと見られております。総務省では、過徴収による返済を行う市町村は今後もふえる可能性があるとしており、さらに広がる様相を呈していると言われております。

また、冷凍倉庫の固定資産課税の計算誤りに係る還付についてであります。市税の過誤納還付金が8,978万9,000円でありますけれども、まずそれについて伺いますが、以下、幾つかの点を質問したいと思いますので、当局の見解をお伺いしたいというふうに思っております。

一般倉庫とその冷凍倉庫の違いについて先ほど説明されておりますが、今までに判断基準としてきたのはどういう点だったのか伺いたいというふうに思います。

それで、今回このような結果になったことも報告されておりますが、実際どういう形で明らかになってきていて、本市でも気づいてこなかったのかどうか、その点についても伺いたいというふうに思っております。

それから、国の判断基準が示されていないことがこういう結果になったというふうに言われておりますが、国の責任として、この過徴分を見ることにはならないのかどうか、またその点についても伺います。

また、この財源についてもされておりますが、還付金の返還方法についてであります。いつごろから返還を始めていくのか、それについても伺います。

名古屋市とか船橋市では、新たに判断基準を定めた保管温度マイナス20度C以下を冷凍倉庫と定めていると言われておりますが、本市としても再発防止策として3点挙げておりますが、改めてその防止策について伺います。

問題なのは納税者が一般倉庫か冷凍倉庫かを確認できるようなそういう課税の明細、そういう用途を示すものの必要があるのではないかと思いますので、具体的に伺いたいと思います。

それと、国に対してですが、基準の明示をきちんとやっぱり求めていく必要があるのではないかなというふうに思うんですが、誤りがあったからといって、本市だけの責任でいるのかどうか、やはり国の判断基準というものがきちんと示されなかったからこそ、こういう問題が起きてきたんだと思いますので、本市としてもきちんと国に対する要望をすべきだと思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） ただいま中川議員からの固定資産課税計算の誤りに関するご質問にお答えさせていただきます。

今回課税誤りによる還付につきましては、先ほど担当部長からのご説明をさせていただいたところでありますが、総務大臣が定める固定資産評価基準において一般倉庫と冷凍倉庫の二つに区分されているわけではありますが、その定義が明確でなかったことから本市としては一般倉庫として経年減点補正率を適用してきたということが原因であります。同様の誤りが全国でも多くの自治体に発生をいたしております。このように、国が明確な指針を示してこなかったということが大きな要因ではありますが、固定資産課税権は市長である私の権限でございます。このため、担当課の調査により誤りが確認されました段階で、私としては誤りを認め、各社を訪問して、謝罪と還付についての基本方針を説明し、一定の了解を得ることができましたので、今回補正予算を計上させていただいたところであります。

なお、国の責任ということでございますが、国に対しましては、交付金措置がなされますようにというようなお願いを今本市ももちろんでありますが、他の自治体もそのような活動を行っているというふうな認識でございます。

還付の期間につきましては、地方税法上は先ほどご説明をさせていただきました5年と定められているわけではありますが、本市においては納税者の信頼確保と、このような誤りがあった場合、10年までさかのぼって還付する要綱がございますので、これに基づき今年度を含めて10年分を還付することといたしております。このような案件は財源のあるなしということではな

くて、私どもの方の間違いであります。補正予算成立後、速やかに還付すべきであるというふうに考えているところでございますので、ご理解をお願いいたしたいと思っております。

また、再発防止策というお話をいただきました。このことにつきましては、部長の説明と重複するかもしれませんが、一般倉庫と冷凍倉庫の区別の明確化、マイナス20度Cを境にということでは先ほどご説明をさせていただきました。課税計算システムの改修でありますとか、さらには増改築時の用途確認の徹底、具体的に申し上げますと、県税事務所との連携強化を図りながら、こういった過ちが繰り返されないように慎重に対応いたしてまいりたいと考えております。以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（菊地 進君） 17番中川邦彦君。

17番（中川邦彦君） 2点だけ伺いたしたいと思います。船橋市の例を挙げるわけですが、総務省にその判断基準を聞いたところ、冷凍された食品などを形を変えずに保管する倉庫という意味合いを言っているわけですが、これ以上の回答は示されなかったということなんです。それで、本市としてマイナス20度Cということであれば、これと該当していくのかどうか。

それからもう1点なんです。よくわからないんですけど、建築確認をするときに、一定の判断というのがあるというふうに思うんですね。そのときにそれが固定資産税を評価する上での建築確認とのかかわりではどういうふうになっているのか。当然倉庫なり、どういう建物であっても明確にされるわけですから、その点でのどうなのか。2点について伺いたしたいと思います。

議長（菊地 進君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進君） 中川議員にお答えいたします。

まず、船橋の事例を取り上げてご質問されておりますけれども、確かに国の方では今議員ご指摘のような回答にとどまっておりますが、先ほど来、市長が申し上げておりますように、地方税法第2条におきましては、課税権はあくまでも市町村長にございます。そして、それは課税客体、税目、税率、徴収方法等々がすべて条例で定めることになっておりますので、これからもこの問題につきましては、市長の責任のもとで進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、2点目の問題でございますけれども、これまでの課税の仕方というのは、いわゆる冷凍倉庫に対しまして冷凍設備はいわゆる償却資産、建物自体本体は一般倉庫という形で課

税してまいりました。そこにちょっとした今回の誤った課税があったものだという理解をしております。今後は先ほど申し上げましたように、倉庫業法施行規則に基づきまして、いわゆるマイナス20度C、F級と言われております。それに対して、建物自体に冷凍施設ということでの課税をしてまいりたいと。それは当然建築確認する際におきましてその基準に従って今後は適正に課税をしてまいりたいというふうに考えます。以上でございます。

議長（菊地 進君） 16番曾我ミヨ君。

16番（曾我ミヨ君）（登壇） 議案第92号「平成18年度塩竈市一般会計補正予算」その中の2にあります障害者福祉利用者負担軽減のための助成について伺います。

障害者自立支援法施行によって、障害者とその家族に大幅な負担増になるということから、9月議会で吉川議員が障害者の負担軽減策を求めてまいりました。市長は現行の予算の中でどの程度の利用者の負担軽減が行えるのかといった軽減策の検討を行うと答弁し、今回障害者の負担軽減を図るものということで一定の評価をするものであります。

具体的には700万円を補正して、利用者の負担軽減を図るものとなっております。この助成は急激な負担増に対して市が独自の利用者負担上限を決めて、平成18年度に4分の3、平成19年度に4分の2、平成20年度に4分の1の助成を行うものとしております。この助成制度では一時的なものにならざるを得なくなり、障害者にとって根本的な解決策にならないものだというふうに考えるわけでありまして。それで、市長は障害者団体とのヒアリング、アンケート調査など実施されて、障害者、その家族の方々から切実な要望が出されていると考えますけれども、その要望にこたえたものになっているのかどうか、今回の助成に当たってどのような検討を行ったのか、また、3年の経過措置というのではなくて、恒久策の検討はしなかったのかどうか、この点についてまずお伺いします。

2点は、障害者の方々の負担という点を考えての助成なのに、例えば、平成18年度を見ますと、負担増になっている障害者の方々は177人と先ほど説明されました。ところが今度の助成を受けられる方は118名であります。差があるわけでありまして。そういった対象のことや、助成の対象も実は年々減っていくという、こういう状況になってはいますが、そういった点をどのように考えてきたのか、その点があればご説明願います。

3点目は、私どもはそもそも自立支援法は障害者に対して応益負担を持ち込んでいることに重大な問題があると思っております。支援法を強行した与党の中でも、最近新聞を見ましても、問題があることを認めております。今後の国への働きかけを求めるとともに、政府も自立

支援にかかわる補正の動きも報じられておりますので、その動きも見ながら、今後障害者の負担軽減策を継続して検討していく考えはあるのかどうか、市長の見解をお伺いします。以上であります。よろしく申し上げます。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 曽我議員のご質問にお答えをいたします。

これまで障害者自立支援法に基づき障害者福祉計画を策定していく中で、庁内組織の策定委員会を3回、庁外組織の市民懇話会を3回開催いたしてまいりました。また、各障害者団体へのヒアリングを7回、サービス利用者を中心に約900件を対象とするアンケート調査なども行ってまいったところであります。事務的にも17年度の個人負担と18年度のこれまでの実績を検証比較検討いたしてまいりました。このような過程を踏まえていく中で、利用者及び事業者についても大変厳しい状況にあることが明らかになってまいりました。具体的には福祉サービスを受けている約200名のうち、9割近い方々が負担増となっております。こういった中、各障害者団体の方々からは、負担軽減等の要望等が出されたところであります。障害者団体の要望を十分聞いての策なのかというような意味でのご質問であったかと思いますが、これまでのヒアリングや障害福祉計画策定に係る市民懇話会の中でもさまざまなご意見を拝聴してまいったというふうに考えております。

また、10月4日には、障害福祉フォーラムを実施させていただき、障害者と一般の方々が一緒に集い、障害福祉について語り合うシンポジウムも行わせていただいたところであります。参加された方々にはアンケートをお願いし、サービス受給の負担のあり方等についてもご意見を伺ったところであります。アンケートの結果はさきの民生常任委員協議会においてご報告をさせていただいたところであります。

また、11月8日に、障害者団体すべてを代表する方々が市に要望書を提出したいとの申し出があったときも、各団体の代表の方々においでをいただき、懇談を深めながら、皆様からのご要望を十分にお伺いしたというふうに思っております。

こういった取り組みの中で、障害者の方々の意見を十分に踏まえ、また、現下の厳しい市の財政状況等もご理解いただいた上で、本市としてできる限りの支援ということで、今回軽減のための予算を提案させていただきました事情をぜひご理解いただきたいと思います。と思っております。

次に、国に対して応益負担の撤回を求めているというご質問でございますが、国会の審議により成立いたしました法律でございますので、我々は法に従った事務執行を行っていかねば

ならないのではないかとこのように考えております。しかしながら、利用者負担の軽減等につきましては、宮城県市長会、東北市長会、あるいは全国市長会などが国に対する要望事項を既に決議しており、全国的なうねりとして取り組んでいる状況については議員にも十分ご理解いただけるかと思っております。

恒久的な軽減策としてのご質問ということでございますが、現在、厚生労働省は法の経過措置でありますとか、利用者負担軽減を検討しており、昨日の報道でも利用者負担軽減の補正予算を計上したことが報じられております。詳しい内容につきましては、残念ながらまだ我々には明らかにはされておられません。本市としては今後とも国の動きなどを確認しながら、適切な処置をとってまいりたいと考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

議長（菊地 進君） 19番吉川 弘君。

19番（吉川 弘君）（登壇） 私は議案第95号「宮城県後期高齢者医療広域連合の設立について」総括質疑を行います。

75歳以上を対象に後期高齢者医療制度を再来年の4月から創設することは、さきの6月の国会において自民、公明によって決められたものであります。広域連合結成に向けた進め方には75歳以上の高齢者にかかわる重大な問題にもかかわらず、市町村議会には全く報告されず、今回の議会で規約案の承認だけが求められるなど、議会軽視の内容となっております。これまでは国保の場合、世帯主にまとまって保険税がかかってきました。しかし、今回の制度では75歳以上の方たちに対しては国保から切り離して、独立した保険でもって一人一人に保険料をかけるこれまでの制度とは全く異なる内容だと考えます。

質問の第1点は、広域連合の立ち上げに向けたこの間の経過とこの制度に対する当局の見解を伺います。

次に、75歳以上の後期高齢者の場合は、他の世代と比べて一番医療費が高くかかる世代であります。これまで老人保健制度では国保などの保険の場合は、拠出金として5割が出されておりました。新しい制度では拠出金が支援分、こういう名前に変わりますけれども、これまで5割だったものが約4割になって1割ほど負担が下がります。しかし、1割減った分が75歳以上の高齢者に対して保険料として約1割負担となってかかってくるという問題があります。

二つ目には、後期高齢者の1割の保険料はどのくらいの額になるのか伺います。

三つ目には、介護保険では保険料が3年に1回の見直しの改定、そして、年金月1万5,000円以上の方たちの場合は、年金から保険料が天引きとなります。後期高齢者の医療制度では保



険料は何年に一遍の見直しで、そして徴収方法はどのようになるのか伺います。

続いて、議案第92号、補正予算第10款2項1目の玉川小学校の大規模改造事業費の1億200万円及び債務負担行為の2億4,300万円について伺います。

玉川小学校は昭和35年に建築されて、市内では一番古い校舎となっております。かつては平成16年度に約23億円の事業費をかけて全面改築のこういう計画もありましたけれども、これも中止になりました。今回補正予算と平成18、19年度の債務負担行為合わせますと3億4,500万円、この事業費がつけられました。これまでの事業費は約1億数千万円とは聞いておりましたけれども、予算がふえたことは日常に喜ばしいことだと考えます。

一つには、予算額がふえた内容についてどのようになって予算額がふえたのか伺います。

二つ目には、今回の大規模改造事業によって施設の耐用年数がどのようになるのか伺います。

三つ目には、今回の事業で活用される安全安心な学校づくり交付金制度はこれまでの補助金が交付金に変わる、このように聞いておりますけれども、その変わる内容についてどのように変わるのかお伺いいたします。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 吉川議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、議案第95号宮城県後期高齢者医療広域連合の設立についてお答えいたします。

広域連合設立の経過についてでございますが、医療制度改革関連法が平成18年6月国会で成立し、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、平成20年4月より75歳以上の高齢者を対象とする新たな医療制度、後期高齢者医療制度が創設されます。後期高齢者医療制度につきましては、平成15年3月閣議決定されました医療制度改革の基本方針で新たな高齢者医療制度の創設や保険者の再編、統合については平成20年度に向けて実現を図ることとされており、国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能にしていくため、超高齢化社会を展望した新たな医療保険制度体系を実現するため、今回の医療制度改革の柱の一つとして制度化されたものと認識をいたしております。

後期高齢者医療制度の運営主体についてでございますが、高齢者の医療の確保に関する法律第48条により、都道府県内すべての市町村が加入する広域連合とされ、同法の附則により、平成18年度末日までに設立するものと規定をされております。宮城県におきましては、平成18年9月1日に、県内全市町村で構成する宮城県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会を設立

し、広域連合設立に向け、規約案などの検討を行い、11月7日開催の準備会総会において全市町村長合意のもと規約案を取りまとめたところでございます。

広域連合は独自の首長、広域連合長や、議会、広域連合議会を持つ特別地方公共団体でございしますが、規約案の検討に当たりましては、構成する市町村との連携が不可欠であり、また、市町村の住民の意思をできるだけ広域連合行政に反映させる必要がございますので、広域連合議会議員については、住民の代表である市町村議会の議員が各市町村からそれぞれ1名選出することといたしたものでございます。広域連合設立には地方自治法の規定により、すべての市町村議会の議決が必要となりますので、今議会に提案させていただいたものでございます。

保険料についてご質問いただきました。

後期高齢者医療制度の財源構成は自己負担分以外の医療費の40%を国保など医療保険からの支援金、50%を国、県、市の公費負担で賄い、残りの10%を保険料として被保険者に負担していただく内容でございます。保険料につきましては、当然のことではありますが、広域連合で決定されますので、宮城県内の被保険者の所得状況などを的確に把握した上で、平成19年10月の広域連合議会で決定される予定となっております。

なお、厚生労働省が法案の説明資料として示しました保険料につきましては、全国平均で年額7万4,000円、月額6,200円とされているところでございます。

保険料の見直しについてご質問いただきました。

保険料につきましては、おおむね2年を通じて財政の均衡を保つことができるものとされておりまして、2年単位の財政運営がなされるのではないかと考えているところでございます。

次に、玉川小学校の大規模改造事業についてご質問いただきました。

玉川小学校は、以前改築する予定であったがというようなご質問であったかと思っております。玉川小学校につきましては、老朽化が進んでおりますことから、前市長時代にも建てかえをというようなことを議会にもご報告をさせていただきましたが、昨今の大変厳しい財政状況の中ではなかなか新築といったようなところまでは難しいということで、耐震補強工事の実施の際に当面現在の校舎を活用して、より教育環境の向上につながるような修繕、補修を行いますというようなご提案をさせていただいたところであります。そういった中で、当初1億2,000万円の概算の事業費でありましたが、今回、総額を3億4,000万円ということで提案をさせていただいております。当初、玉川小学校の大規模改造につきましては、最小限補修の必要

な箇所等を当市の建築担当が目視等によりまして積算をした数字が1億2,000万円でございます。今回の事業に際しましては、今後20年程度の使用に耐えられるような学校の安全度、安心を確保されるというようなことを目標に専門のコンサルタントに調査を発注し、その調査の結果の積算によりまして、先ほど申し上げました3億4,000万円というような費用になったところであります。

具体的には、内外装工事の施工箇所を部分的に行うという考え方から、全体的に行うという考え方に改めさせていただきました。また、質的にも内装に小学校でありますので、できるだけ木の温かさを採用するなどの工夫も凝らさせていただきました。さらに、旧排水管の入れかえでありますとか、電気設備の更新も長期の使用を前提に設計を行ったところであります。

この結果、2カ年度事業といたしまして、3億4,000万円の事業費を計上させていただいたところであります。児童、生徒の教育環境の向上に、このような努力を重ねさせていただきたいと思っております。よろしくご理解を申し上げます。以上でございます。

議長（菊地 進君） 伊賀教育部長。

教育委員会教育部長（伊賀光男君） 先ほど安全・安心な学校づくり交付金と前の補助金とどう違うのかという質問がありましたので、これについては私の方からお答えさせていただきます。

従来の国庫支出金制度では、新築、増築と改築には国庫負担金が充当されておりました。それ以外の大規模改造事業不適合などの事業には国庫補助金、先ほどは国庫負担金でございますが、そういった事業には国庫負担金が支出されてきました。18年度から義務教育諸学校施設費国庫負担法が改正されまして、安全・安心な学校づくり交付金が創設されました。これにより従来の新築と増築以外はすべてこの交付金が充当されることとなりました。従来は補助メニューごとに補助金が決定されておりましたが、事業間の流用といいますか、それは禁じられておりました。この交付金においては、事業間の融通ができるようになったといいますか、弾力的になったという違いがあります。以上でございます。

議長（菊地 進君） 19番吉川 弘君。

19番（吉川 弘君） 玉川小学校に関してはぜひ子供たちの教育をやはり環境づくりにぜひさらにご努力をお願いしたいというように要望しておきます。

あと、先ほどの後期高齢者の医療制度ですけれども、答弁ありましたように、月6,200円です。ね、厚生労働省が示している額になりますけれども、この額にも所得の状態とか、いろいろ

子供さんがやはり仕事をやっている場合とか、いろいろあって、応能、応益割、その半分の応益割の3,100円になる場合とか、あと軽減策もあるとは思いますがけれども、しかしいずれにしてもやはり介護保険と同じように、1万5,000円以上の年金者の場合は年金から天引きと。ですから、介護保険の平均額は……。

議長（菊地 進君） 吉川議員に申し上げます。

こまいところは委員会でお願ひしたいと思ひます。そうしないと、委員会の意義がちょっと失われると思ひますので、ご注意いたします。

19番（吉川 弘君） それでは、1点だけお聞きしますけれども、特に医療費がどんどん膨らんでいけば、2年に一遍の見直し、これがどんどん膨らんでいくんじゃないかということと、あともう一つ滞納した場合、これまで後期高齢者の場合は被爆者とか、障害者と同じように資格証明書、それからあと短期被保険者証の発行はなされてこなかったというふうに思ひますけれども、その辺については今回の新制度ではどうなるのかお聞かせ願ひたいというふうに思ひます。

議長（菊地 進君） 棟形健康福祉部長。

健康福祉部長（棟形 均君） お答えいたします。

資格証の件についてのご質問がございました。基本的には今回の新制度のもとでの滞納状況に応じまして、当然特別な事情を考慮するというにはなるうかと思ひますが、短期証なり、資格証については発行されるというのが基本だろうというふうに考えております。具体的な基準等につきましては、今後広域連合において整備されるという状況だというふうに思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

議長（菊地 進君） これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各号議案につきましては、お手元にご配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

## 日程第7 諮問第2号

議長（菊地 進君） 日程第7、諮問第2号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程されました諮問第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

これは人権擁護委員の推薦についてでございますが、現委員中、2名の委員が平成19年3月31日をもって任期満了となりますため、その後任の委員を推薦するものでございます。

後任には、塩竈市野田7番7号、阿部邦彦氏、昭和17年11月28日生まれ、塩竈市港町2丁目5番11号、萩田侑子さん、昭和11年7月12日生まれ、以上2名の方で、ご両名ともに再任をお願いをいたしたいという提案であります。

経歴等につきましては、議案記載のとおりであり、お二人とも人物識見ともに適任と考えますので、満場のご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（菊地 進君） お諮りいたします。本件は人事案件でございますので、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、本件については、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

採決いたします。諮問第2号については同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立全員であります。よって、諮問第2号については同意を与えることに決しました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明8日より14日までを常任委員会並びに議会運営委員会を開催するため休会とし、15日定刻再開したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明8日から14日までを常任委員会並びに議会運営委員会を開催するため休会とし、15日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2 時 2 4 分 散会

---

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 1 8 年 1 2 月 7 日

塩竈市議会議長 菊 地 進

塩竈市議会議員 浅 野 敏 江

塩竈市議会議員 吉 田 住 男



平成18年12月15日（金曜日）

塩竈市議会12月定例会会議録

（第2日目）第19号



議事日程 第2号

平成18年12月15日(金曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案第90号ないし第95号(各常任委員会委員長議案審査報告)

第3 請願第23号、第25号、第29号ないし第32号(各常任委員会委員長請願審査報告)

追加日程第1 議員提出議案第8号

---

本日の会議に付した事件

日程第1ないし追加日程第1

---

出席議員(22名)

1番	菊地進君	2番	田中徳寿君
3番	武田悦一君	4番	伊藤栄一君
5番	志子田吉晃君	7番	今野恭一君
8番	嶺岸淳一君	9番	浅野敏江君
10番	吉田住男君	11番	佐藤貞夫君
12番	木村吉雄君	13番	鹿野司君
14番	志賀直哉君	15番	香取嗣雄君
16番	曾我ミヨ君	17番	中川邦彦君
18番	小野絹子君	19番	吉川弘君
20番	伊勢由典君	21番	東海林京子君
22番	福島紀勝君	23番	伊藤博章君

---

欠席議員(1名)

6番 鈴木昭一君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤 昭君 助 役 加藤 慶教君

収 入 役	田 中 一 夫 君	総 務 部 長 兼 危 機 管 理 監	山 本 進 君
市 民 生 活 部 長	大 浦 満 君	健 康 福 祉 部 長	棟 形 均 君
産 業 部 長	三 浦 一 泰 君	建 設 部 長	内 形 繁 夫 君
総務部政策調整監	小山田 幸 雄 君	総務部次長兼行政改革 推進専門監兼政策課長	田 中 たえ子 君
市民生活部次長 兼 環 境 課 長	綿 晋 君	健 康 福 祉 部 次 長 兼 保 険 年 金 課 長	木 下 彰 君
産 業 部 次 長 兼 商 工 観 光 課 長	荒 川 和 浩 君	建 設 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	茂 庭 秀 久 君
総務部総務課長	郷 古 正 夫 君	総務部財政課長	菅 原 靖 彦 君
総務部総務課長補佐 兼 総 務 係 長	佐 藤 信 彦 君	市立病院事務部長	佐 藤 雄 一 君
市立病院事務部 次長兼業務課長	伊 藤 喜 昭 君	水 道 部 長	佐々木 栄 一 君
水 道 部 次 長	大和田 功 次 君	水 道 部 総 務 課 長 兼 経 営 企 画 室 長	尾 形 則 雄 君
教育委員会教育長	小 倉 和 憲 君	教 育 委 員 会 教 育 部 長	伊 賀 光 男 君
教育委員会教育部次長 兼生涯学習センター館長 兼市民交流センター館長 兼市民図書館長	渡 辺 誠 一 郎 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	星 清 輝 君
監 査 委 員	高 橋 洋 一 君	監 査 事 務 局 長	丹 野 文 雄 君

---

事務局出席職員氏名

事 務 局 長	佐久間 明 君	事 務 局 次 長 兼 議 事 調 査 係 長	安 藤 英 治 君
議 事 調 査 係 主 査	戸 枝 幹 雄 君	議 事 調 査 係 主 査	斉 藤 隆 君

---

午後 1 時 開議

議長（菊地 進君） ただいまから12月定例会 2 日目の会議を開きます。

本日欠席の通告のありましたのは 6 番鈴木昭一君の 1 名であります。

本日の議事日程は、日程第 2 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。

携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。

---

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（菊地 進君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、11番佐藤貞夫君、12番木村吉雄君を指名いたします。

---

#### 日程第 2 議案第 9 0 号ないし第 9 5 号（各常任委員会委員長議案審査報告）

議長（菊地 進君） 議案第90号ないし第95号を議題といたします。

去る12月7日の会議において各常任委員会に付託されておりました各号議案の審査の経過とその結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告を求めます。12番木村吉雄君。

12番（木村吉雄君） （登壇）ご報告いたします。

今期定例会において、総務教育常任委員会に付託されました関係議案について、12月11日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第90号「塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」については、平成18年9月26日非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が交付され同日から施行されたことに伴い、同条例で規定する用語の改正等を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第91号「塩竈市交通安全条例」については、近年、飲酒運転による死亡事故等の重大事故等が多発している状況にかんがみ、交通事故防止対策の推進と市民総参加による交通安全意識の高揚と普及を図り、交通事故のない明るく安心な社会を市・市民・交通安全機関及び団体等が一体となり構築するため、新たな条例を制定しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第92号「平成18年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において訴訟終結に伴う弁護士謝金、固定資産税の過誤納還付金、消防事務組合負担金、玉川小学校大規模改造事業に伴う工事請負費、塩竈市指定文化財の補修に対する補助金が計上され、債務負担行為においては玉川小学校大規模改造事業、給食運搬業務委託、宮城県議会議員選挙費が追加され、地方債においては小学校大規模改造事業が追加され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして各委員より述べられました要望、意見の主なるものを申し上げます。

1. 給食運搬業務委託については、平成19年4月から玉川小学校の学校給食を第二小学校の給食施設において調理を行い、専用の運搬車両による玉川小学校への搬送を委託するものである。来年度の第1学期においては玉川小学校の現給食室が解体撤去され、新たにプラットフォーム及び配膳室設備工事が実施されることに伴い、工事期間中は給食用のコンテナが同校の北校舎に搬入時から配膳時まで一時保管されることから、コンテナの管理の徹底を図られるなど児童が安心して給食をとることができるよう、最大限配慮されたい。

以上が本委員会で審査した案件の経過と結果の内容であります。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます、ご報告いたします。

総務教育常任委員長 木村吉雄

議長（菊地進君） 次に、民生常任委員長の報告を求めます。2番田中徳寿君。

2番（田中徳寿君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、民生常任委員会に付託されました関係議案について、12月12日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案92号「平成18年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において障害者福祉サービス利用者負担助成金、財団法人自治総合センターから補助を受けて行う藤倉中央振興会の町内会行事用備品購入に対するコミュニティー助成金が計上され、また債務負担行為においては休日急患センター電算システム賃借が追加され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして各委員より述べられました要望、意見の主なるものを申し上げます。

1. 障害者自立支援法の施行に伴い、障害者に係る福祉サービスの利用料が1割の定率負担となっており、利用料の負担増による障害者が必要なサービスを受けられない事態が懸念されている。

本市においては、今回3カ年にわたる激変緩和措置を講じるものであるが、利用者負担については全国的な問題であるから、助成などの支援策について今後も国・県に対し働きかけを行われたい。

また、障害者福祉については、国や県の施策の動向等を的確に把握されるとともに、制度改正等に対応した適切な事務の執行と福祉サービスのより一層の推進に努められたい。

次に、議案第95号「宮城県後期高齢者医療広域連合の設立について」は、平成18年6月に公布された医療制度改革関連法において後期高齢者医療制度が創設され、平成20年度から施行されるに伴い、運営主体となる宮城県後期高齢者医療広域連合の規約を定め、宮城県後期高齢者医療広域連合を設立することについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告いたします。

民生常任委員長 田中徳寿

議長（菊地進君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。17番中川邦彦君。

17番（中川邦彦君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、産業建設常任委員会に付託されました関係議案について、12月13日に委員会を開催し、当局より関係者に出席を求め慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第92号「平成18年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳入において市町村振興総合補助金が計上され、また歳出においては商人塾事業支援業務委託料が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第93号「平成18年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」については、藤倉雨水ポンプ場の整備に伴い、公共下水道築造費として債務負担行為4億5,000万円を追加するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして各委員より述べられました要望、意見の主なるものを申し上げます。

す。

1. 藤倉雨水ポンプ場の整備については、藤倉第1排水区の雨水排水を速やかに排除するために整備が行われるものであり、局部浸水被害地区の早期解消を図る同施設の整備に向けて鋭意努力されたい。

なお、債務負担行為については市が将来にわたる債務を負担するものであることから、その期間、限度額等の設定に当たっては後年度の歳入状況等を見きわめながら、今後も慎重な取り扱いを行われたい。

次に、議案第94号「平成18年度塩竈市水道事業会計補正予算」については、第5次配水管整備事業のうち、県道北浜沢乙線道路改良工事に伴い、共同埋設工事に係る宮城県からの工事負担金1,600万円を計上するとともに、起業債から同額を減額するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます、ご報告といたします。

産業建設常任委員会副委員長 中川 邦彦

議長（菊地 進君） 以上で委員長報告は終了いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、議案第95号について委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。19番吉川 弘君。

19番（吉川 弘君）（登壇） 日本共産党市議団を代表しまして、議案第95号「宮城県後期高齢者医療広域連合の設立について」反対討論を行います。

ことしの6月の国会において、自民、公明与党による医療改定法案が強行採決されました。このことによって、ことしの10月からは70歳以上で現役並み所得者の場合は病院の窓口2割負担が3割負担に引き上げられました。さらに引き続き、再来年の4月からは70歳から74歳までの高齢者は医療費が1割負担だったものが2割負担に引き上げられ、2倍にもなるというもの

であります。かつて、全国保険医連合会が行った医療費の値上げに対する国民のアンケート調査結果でも明らかなように、患者の医療費の負担増に対して6割の人が薬や検査の制限を初め病院にかかる回数を少なくするなど受診抑制を行っていること。さらに受診抑制によって健康への不安を感じる人は8割と、このように報告しております。今回の後期高齢者医療制度も、さきの6月の国会で医療改悪の一つとして決められたもので、新しい制度は再来年の4月からの実施となるものであります。今回、県内の各市町村議会に事前に説明もなく、規約案だけの議決だけを求めておりますが、しかし、広域連合の役割は後期高齢者の保険料を決めるとともに保険事業を推進していただくに広域連合の規約だけでなく、これまでの制度とは違って後期高齢者に保険料の1割負担を強いる、この制度の内容をしっかりと時間をかけて吟味する必要があります。

また、広域連合の議会は県内からの各自治体の議会から一人ずつで構成されますけれども、県民、市民の参加はありません。この間の議会での質疑、審議を通じて、国の新制度に対する考えが明らかになったことは、例えば国保事業の場合、世帯主に保険税がかかりますが、新制度では75歳以上の後期高齢者は国保から切り離されて一人一人に保険料を徴収するというものであります。今まで国保会計から老人保健拠出金として5割が拠出されていたわけですが、新制度になれば4割になり、1割は少なくはなりますが、しかし、この1割減額した穴埋めとして後期高齢者から新たな保険料として充てられるという問題が起きます。低所得者には確かに軽減策があるというものの、全国平均の保険料は月に6,200円、年額7万4,000円の保険料が予測されております。年金が月に1万5,000円以上の方は介護保険料とともに医療保険料が天引きになり、医療保険、介護保険合わせて1万円を超す保険料が徴収される大変な負担を強いる制度となるものであります。今年度から来年度にかけて定率減税の縮小や廃止、老年者控除の廃止、公的年金の縮小など高齢者にとっては大変な負担増を強いる中、年金生活者で社会的にも扶養者となる弱者に対して新たな保険料の徴収を課すことは、高齢者がまさに生きていけなくなる、このようなことにつながるのではないのでしょうか。

さらに、高齢社会の中において今後ますます後期高齢者がふえていきますが、高齢者ほど病気にかかる割合は多くなります。このため、新制度による後期高齢者の医療の財源は今後どんどん膨らんでいくことが考えられます。後期高齢者の保険料が2年に一遍の見直しが考えられておりますが、このように保険料の引き上げが1年置きに行われるならば、大変な値上げにつながっていくと考えます。

また、保険料を滞納した場合はどうでしょうか。現在の保険制度では後期高齢者に対しては保険税の滞納があっても、被爆者や障害者と同じように短期保険証や資格証明書の発行、これはしてはならないとされてきました。しかし、当局答弁にもあったように、新制度では保険料を滞納すれば、短期保険証や資格証明書が発行されるというものでありました。まさに年金受給者にとっては金の切れ目が命の切れ目になると考えます。11月末現在、国保事業でも病院の窓口で全額払いとなる資格証明書発行の世帯数は127世帯あります。さらに、保険証なし世帯は311世帯、合わせますと438世帯、約850人にも及んでおります。このように、保険税を払えない方は事実上病院にかかれないう状況になっていると思います。新しい制度になれば、ますます保険証の取り上げが進み、病院にかかれなくなります。この結果、重症になってから病院にかかる、こういう状況になります。このことによって、医療費はさらに高額になってしまいます。医療費の増額は、保険財政の悪化にもつながっていきます。医療では、病気の早期発見、早期治療が大事だと考えます。今回の議案第95号は、75歳以上の後期高齢者に大きな負担を強いるための医療の広域連合の設立についてでございます。よって、議案第95号に反対するものであります。以上です。

議長（菊地 進君） 次に、議案第95号について委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。4番伊藤栄一君。

4番（伊藤栄一君）（登壇） 議案第95号「宮城県後期高齢者医療広域連合の設立について」賛成する会派を代表して賛成討論を行います。

本議案は、提案理由にも述べられておるとおり、平成18年6月に国会で議決された医療制度改革関連法において、平成20年度より75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度が創設され、運営主体は県内すべての市町村が加入する広域連合とされたことから、宮城県においても運営主体となる広域連合を設立することにより、県内全市町村の合意を得た上で本市議会を初め県内全市町村議会に提案されたものであります。

この新たな高齢者医療制度の運営主体については、高齢者の医療費について今後ますます増大することが見込まれており、高齢者医療制度の財源運営の安定、広域化を図る意味から、全国の市町村の意見なども踏まえ、都道府県単位での広域連合と決めた経過があると聞いております。これまで市町村単位で実施されていた老人保健制度を都道府県単位で全市町村が加入する広域連合に再編し、国・県が協働して財政リスクを軽減する仕組みがとられるなど、今後、国保などの保険者の再編、統合を図る意味からも、極めて意義深いものと考えられ、本議会に



賛成するものであります。

また、県内の全市町村長が医療制度改革の趣旨を踏まえ、広域連合規約の取りまとめを行うなど、広域連合設立に向けた努力をされていることと敬意を表する次第であります。

本議案は、平成20年度に創設される後期高齢者医療制度の運営主体となる広域連合を本市を含む県内すべての市町村が加入して設立することになったの議案であります。反対する立場の人たちは、新たな制度での保険料の徴収や、未納者に対する資格証明発行などを理由に本市が広域連合に加入することに反対されておるものと思います。塩竈市の広域連合加入に反対するのであれば、高齢者医療制度を今後どのように運営していくのか示すべきでないでしょうか。塩竈市単独で新たに老人医療制度を創設し、運営していくべきとでも考えておられるのでしょうか。今後、高齢化の進展に伴い老人医療費は増大することが見込まれる中、広域連合に加入せず、本市単独で運営が可能なのかどうか理解に苦しむところであります。

また、後期高齢者医療制度の創設は、既に法律として成立しているものであり、国会で法案に反対したから成立した法律を認めないのでは民主主義の原則を踏みにじるものと言わざるを得ないのであります。新たに創設される後期高齢者医療制度は、超高齢化社会を迎える我が国において高齢者の医療を国民の共同連帯の理念に基づき適切な医療の給付を行うために制度化されたものと理解しております。平成20年度以降、広域連合という新たな運営主体において関係市町村との密接な連携のもと適切に運営されることを期待し、議案第95号に賛成する立場での討論とさせていただきます。議員諸君のご賛同をお願いをして討論といたします。

議長（菊地 進君） 以上で通告による討論は終了いたしました。

採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、議案第90号ないし第94号について採決いたします。

議案第90号ないし第94号については委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立全員であります。よって、議案第90号ないし第94号については委員長報告のとおり可決されました。

4番（伊藤栄一君） 次に、議案第95号について採決いたします。

議案第95号については委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立多数であります。よって、議案第95号については委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第3 請願第23号、第25号、第29号ないし第32号（各常任委員会委員長請願審査報告）

議長（菊地 進君） 日程第3、請願第23号、第25号、第29号ないし第32号を議題といたします。

去る12月7日の会議において、各常任委員会に付託されておりました請願第29号ないし第32号並びに民生常任委員会及び総務教育常任委員会にそれぞれ付託され、閉会中の継続審査となっておりました請願第23号及び第25号の審査の経過とその結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告を求めます。12番木村吉雄君。

12番（木村吉雄君）（登壇） ご報告いたします。

去る6月定例会において総務教育常任委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりました請願第25号並びに今定例会において本委員会に付託されました請願第29号及び第30号については12月11日に委員会を開催し、紹介議員及び市当局関係者の出席を求めその所見を聴取して慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、請願第25号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出に関する請願」については、今後、さらに時間をかけて慎重に審査すべきとの意見が大勢を占め、採決の結果、閉会中の継続審査の取り扱いにすべきものと決しました。

次に、請願第29号「塩釜駅、東塩釜駅、西塩釜駅にエレベーターの設置を求める請願」及び請願第30号「『県立高等学校の学区制問題での公聴会開催を求める』意見書採択に関する請願」については、質疑・採決の結果、願意妥当と認め、採択すべきものと決しました。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます、ご報告といたします。

総務教育常任委員長 木村吉雄

議長（菊地 進君） 次に、民生常任委員長の報告を求めます。2番田中徳寿君。

2番（田中徳寿君）（登壇） ご報告いたします。

去る2月定例会において民生常任委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりました

請願第23号並びに今定例会において民生常任委員会に付託されました請願第31号については、12月12日に委員会を開催し、紹介議員及び市当局関係者の出席を求め、その所見を聴取して慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果について報告いたします。

まず、請願第23号「『患者・国民負担増計画の中止と保険で安心してかかれる医療を求める意見書』の提出についての請願」については、今後さらに時間をかけて慎重に審査すべきとの意見が大勢を占め、採決の結果、閉会中の継続審査の取り扱いにすべきものと決しました。

次に、請願第31号「『障害者自立支援法』施行に伴う障害児（就学児童）に対する『児童デイサービス』経過措置への支援と『日中一時支援事業』の充実を求める請願」については、質疑・採決の結果、願意妥当と認め、採択すべきものと決しました。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます、ご報告といたします。

民生常任委員長 田 中 徳 寿

議長（菊地 進君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。17番中川邦彦君。

17番（中川邦彦君）（登壇） ご報告いたします。

今定例会において産業建設常任委員会に付託されました請願第32号「塩竈市の活性化を図る企業誘致に関する請願」については、12月13日に委員会を開催し、紹介議員及び市当局関係者の出席を求め、その所見を聴取して慎重に審査いたしましたので、その結果について申し上げます。

請願第32号については、質疑・採決の結果、願意妥当と認め、採択すべきものと決しました。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます、ご報告といたします。

産業建設常任委員会副委員長 中 川 邦 彦

議長（菊地 進君） 以上で常任委員長報告は終了いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

請願第32号について討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。18番小野絹子君。

18番（小野絹子君）（登壇） 請願第32号「塩竈市の活性化を図る企業誘致に関する請願」は、仲卸市場や水産関係者、商工会議所などから提出されたもので、請願の趣旨はウインズ場外馬券発売所の誘致計画推進に賛同し、塩竈市から関係機関に対する働きかけなど特段のご支援、ご協力を求めるというものであり、私は、この請願に反対する会派を代表して反対討論を行います。

請願の件名は、ストレートに場外馬券売り場誘致ではなく、塩竈市の活性化を図る企業としてウインズ場外馬券売り場誘致に賛同してほしいというものであります。請願を出した水産業界の方々や商工会議所がまともに場外馬券売り場誘致によって塩竈市が活性化できると思っているのでしょうか。

しかも、この請願の紹介議員には、ニュー市民クラブ、公明党、塩釜ネットワーククラブ、自由クラブから10名の議員が紹介議員になっており、今回の請願は通常の請願では考えられない異常なものと言わざるを得ません。

ウインズ誘致で活性化したところはありません。馬券売り場として指名を挙げたところがあると当局は述べておりますが、ウインズを誘致して社と魚のまち塩竈を返上し、ギャンブルのまち塩竈にするとでもいうのでしょうか。そうなれば、かけごとをする馬券を買いに来る人やその車が多くなり、交通渋滞や異常な雰囲気を観光客や市民に敬遠され、活性化どころか疲弊してしまいます。

紹介議員から「ウインズはギャンブルではない。レジャーなのだ」と、さらには「ラスベガスはレジャー産業として発展している」と述べておりましたが、ラスベガスは砂漠の中にできたのであって、塩竈を砂漠のまちにするとでもいうのでしょうか。委員会を傍聴していた市民は全く市民の生活など眼中にない発言と怒っております。

人が集まらなければ活性化しない。ウインズの客で道路が渋滞するというが、してみなければわからない。来て問題が起きたら直してもらえばいいと、ウインズ誘致に賛成の発言がありました。目的が馬券を買いに来るのに人が集まったからといって活性化するわけではありません。現に10月22日の菊花賞の日にウインズ新白河を見学した市民は、次のように述べております。「馬券が終わると来場者は押し黙って家路を急ぐので、買い物をする雰囲気など全くありませんでしたし、みやげものを売る店もありませんでした。大体、馬券を買う人は帰りの交通費を別にしておかないと、夢中になってあり金すべてをはたいてしまうそうです。仲卸市場の新規顧客が少しはふえるかもしれませんが、地元の一般消費者の仲卸市場離れが進むのではな

いでしょうか」と言っております。

ところで、ウインズの情報を市民はどれだけ得ているのでしょうか。平成11年の当初の計画とことしの5月の中央競馬会の説明では、余りにも計画が違っておったようであります。ウインズ営業主体が当初は仲卸が主体となり、利益を還元させるといっていたのが、JRAの直営になり、仲卸には利益の還元はありません。ウインズ建物の規模、内容については当初7階建て、地域住民に開放する会議室があり、平日開放のレストラン、さらには映画鑑賞などのホールやサラブレッドマルチメディアコーナーの資料館があるというふうに述べていたのが、今回は地上3階建てで軽食の食堂か自動販売機と説明しているそうであります。

来場者については、1日1万4,000人と見ていたのを、今度は1日5,400人、土曜日が平均3,500人、日曜日が7,300人と少ない計算をしておるようであります。シャトルバスの計画は本塩釜駅などから8系統考えられ、仲卸の客も輸送すると言っていたのが、東塩釜駅からの1系統のみで、しかも仲卸のお客さんについて、当初は、幅広い年齢層から安定した集客、若者やファミリーの新規顧客が見込めると説明していたそうではありますが、今回は、この仲卸市場へのお客さんについては全く触れていないようであります。

しかも、雇用については最近のJRAの説明では、当初350人と言っていたのが土日2日間で100名と述べています。350人が100名になったと述べております。このように、JRAの場外馬券計画は初めとこんなにも違っているのです。

請願は、仲卸連合会となっておりますが、皆様もご存じのとおり誘致は一枚板ではありません。まじめに仲卸の活性化を検討している業者の方々もいると聞いております。また、同意書を提出した町内会でも、否決されたある町内会が、これまで町内会に入っていなかった会社や店舗に加入を呼びかけ賛成派を工作して、後日再度採決をとったところや、さらにはアンケートを土台に三役で決定したある町内会もあり、その町内会に場外馬券売り場設置反対の市民の会が入ったところ、反対だという世帯が約半数近く署名をしておるといった実態があります。このように、市民の反対の声は強まっております。私は、改めて次の7点の問題点を指摘して反対するものです。

第1に、我が塩竈をギャンブルのまちにたくありません。活性化の道は今苦しくても、市民と業界、行政の英知と努力で探求すべきです。我が塩竈は歴史的な塩竈神社があり、先人の人たちがつくり育て発展させてきた水産業があり、また、海や港に囲まれ自然に恵まれた住みよい地域でもあります。この塩竈にウインズを誘致すれば、基幹産業の水産業のまちからギャ

ンプルのまちにしていいのでしょうか。ギャンブル施設は仲卸の再生にも町の活性化にもつながりません。お客さんや観光客はギャンブル施設や交通渋滞を敬遠し、入るべきお客さんも入らなくなります。塩竈の仲卸には、卸も小売りもできるほかにない魅力を持った市場として、地元の人たちや観光客に喜ばれる仲卸市場であってほしいものです。

第2に、町内会の同意書に関する問題です。仲卸市場によるウインズ誘致推進活動が始まり、新浜町6町内会への説明や同意書取りつけが行われたのは平成11年であります。その当時、JRAが新浜町6町内会を選定した理由はウインズ設置により新浜町の6町内会が重大な影響を受けると判断したためと述べております。そこで、二つ挙げております。一つは、国道45号線からウインズ方面に来場する車両の交通量増加による影響であります。二つ目に東塩釜駅からウインズ方面への徒歩来場者による影響を考慮したと述べております。その後、ウインズに至るルートで重大な影響を受ける地域が発生する大きな道路上の変化が出てまいりました。それは、しおりトンネルができ、そこから庚塚交差点に至る道路が開通し、仙台方面から利府バイパスや利府中インターを通過してウインズ候補地に至る道路、新浜町泉沢線を通るルート、あるいは新浜町泉沢線から藤倉を通り新浜杉の下線を通るルート、これがメインルートになっているといってもよいと思います。特に、ルート沿線の沿線上の住民、松陽台や楓町、杉の入、藤倉については、毎週土曜日曜、年末年始並みの渋滞が発生するのではないかと心配されております。

私は、6月議会でも問題にしましたが、JRAは市内の一部の市道に誘導標識の設置について可能かどうかの問い合わせをし、具体的には藤倉地区への誘導標識の設置が可能か市と相談をしたいという話がJRAの方からあり、市は対応することになっていると答弁しておったわけです。地域住民は大変不安を抱いております。新浜町のみならず沿線沿いの渋滞も心配されるだけに、市はこの地域町内会からも同意書を取りつけるように関係機関に働きかけるべきであります。少なくとも、市は一定段階でその住民の不安にこたえる責任があると思います。

第3に交通渋滞問題です。紹介議員は西部方面に駐車場を確保し、ウインズまでシャトルバスで運べば心配される渋滞にも対応できるのではないかと述べておりますが、ことしの5月のJRAの説明では、先ほど申し上げましたようにシャトルバスは東塩釜駅からだけだと述べています。委員の中には渋滞はしないとか、やってみなければわからないとの意見がありましたが、JRAでは来客の7割以上は車で、しかもその車1台に1.7人乗ると試算をしております。

す。当初の1万4,000人の来場者だと考えれば、約6,000台の車が往復1万2,000台になります。JRAが5月に訂正した日曜日の7,300人の来場者で計算すると、3,000台、往復6,000台の車になります。この状態で渋滞がないとどうして言えるのでしょうか。

第4に駐車場問題です。JRAは来場者の駐車場として全漁連跡地に650台を確保しましたが、どこにも足りません。宮城県はJRAからの650台の県有地活用を断っております。また、仲卸の駐車場について言えば、仲卸北隣の駐車場はウインズの建設予定になり、南側正面にはシャトルバスのロータリーが予定されています。現在、特例の縦駐車場が駐車禁止になりますと、仲卸に来るお客さんの駐車場は現在よりも約600台少なくなります。さらにウインズ来場者の車を北東、南東駐車場に入れないと約束しておりません。結果的に、路上や不法駐車が激増し、観光や地場産業にも打撃となることが心配されます。

第5に子供を取り巻く環境問題です。ウインズ設置予定地の2キロ以内に杉の入小学校、第2中学校、第2小学校、そして最も近いところに新浜保育所など教育福祉施設があり、主要道路は通学路に指定されています。全国で子供を取り巻く悲惨な事故が相次いで起きております。ウインズの勝ち馬投票所の発売窓口や払い戻し窓口はすべて自動でありますから、18歳未満かどうかわかりません。子供たちには馬券を買ってもうかったり損したりする大人の姿より、汗して働く大人の姿を間近に見せることが何より大事なのではないでしょうか。

第6に雇用問題です。仲卸の誘致する側の説明やJRAの説明では、先ほど述べましたように350人の雇用があると言って新浜町の人たちに賛同を呼びかけていたのですが、最近、JRAの説明では11年当時と比べ規模が縮小したこと、さらに機械化や自動化が進み発売窓口の雇用が発生しないことなどから100人程度と考えていると述べております。しかも、これは土日の2日間のパート雇用であります。また、JRAの直接の雇用ではなく警備会社、清掃会社を通じた間接雇用の形態になると述べております。11年当時期待していた地元の雇用は崩れ去っているのです。

第7は市の財政が潤うのかという問題であります。売り上げの一部が市に入るので財政が潤うから賛成だという人がおりますが、市に入るのは環境整備として市が事業計画を立て、道路や環境整備、まさに迷惑料であります。その一部として約2,500万円をJRAが助成するもので、市が持ち出しをしなければならないものであります。それも使える範囲はウインズ設置場所から半径2キロメートルと限定され、そこだけの事業のために市税を投入するというものであります。地方競馬や競艇、競輪などは売り上げの約1%程度が自治体に入りますが、中央競

馬会、ＪＲＡの場合は全く入りません。固定資産税は入りますけれども、それ以外はそういう実態で市の財政が潤うというものではありません。

さらに、ウインズ誘致の計画はどうなっているかといえば、10月14日に市民の会の人たちと当議員団がＪＲＡと交渉したとき、ＪＲＡでは交通渋滞や駐車場問題で警察のハードルが高いと述べながら、仲卸が来てくれという要望に行くと約束したので、公約したのでＪＲＡからは取りやめられない。仲卸が市長から来ないでくれと言われたら取りやめにする」と述べているのが実情であります。

以上の点を申し上げ、ウインズ誘致の場合、ウインズ馬券売り場誘致の請願は、仲卸や市の活性化にならないことを申し上げて反対討論といたします。ありがとうございました。

議長（菊地 進君） 次に、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。7番今野恭一君。

7番（今野恭一君）（登壇） 私は、ニュー市民クラブの今野恭一でございます。

請願第32号「塩竈市の活性化を図る企業誘致に関する請願」に賛成する会派を代表し、賛成討論を行います。

この請願については、紹介議員各位のご説明にありましたとおり、本市の活性化を図るためレジャー産業を誘致しようとするものであります。顧みれば昭和40年10月、本市では基幹産業である水産業を活性化すべく東洋一とうたわれた魚市場を新浜町地区に開設し、翌41年5月、協同組合連合会塩釜水産物仲卸市場は新市場を建設し、長年にわたり基幹産業として水産振興の一翼を担ってまいりました。

しかし、社会生活や流通形態の変化、200海里規制やバブル崩壊などの影響による経済不況など、時代の変化とともに水産関連産業を取り巻く環境は大きく変遷してまいりました。

一方、本市の人口動向を見れば、平成7年度の国勢調査では6万3,566人であった人口が10年後、平成17年度の国勢調査では5万9,355人と4,211人の減少となっているのであります。就業者数は平成7年度3万2,217人であったのが、平成12年度3万144人とわずか5年で2,073人の減少となっております。

このように、人口の動きを見ただけでも本市の衰退している状況は一目瞭然であります。水産加工業者や建設業者を初めあらゆる業種で倒産や廃業が目立ち、本町はシャッター街と言われる、ハローワークとパチンコ屋には行列ができております。

このような状況を憂慮しない市民はおりません。全市民が心配しております。町では、顔を



合わせると決まって口から出てくる言葉は「塩竈は財政が大変だろ。これからどうなるのかな」とか、「塩竈は活気がないからどうかしてもらいたい」。あるいは「早く何とかしてもらえませんか」などと異口同音に本市経済の衰退を憂いております。

このような状態から何とかして早く抜け出したい。起爆剤としての企業誘致を求めています。しかし、企業にはそれぞれ業種によって条件がつきものです。例えば、広大な土地を必要とする業種もあれば、潮風の吹く地域を嫌う業種、湿気を嫌う業種などがあって、そう簡単に企業を誘致できるものではありません。

そこで、協同組合連合会塩釜水産物仲卸市場の方々が中心となって平成11年から8年間もかけて調査し、検討を重ね準備をしてこられたJRAウインズは、集客施設として多くの来場者が見込めるため、本市の新たな雇用の拡大と地域経済活性化のために大きな起爆剤となり、その周辺には新たな産業や施設が張りつき、本市の失われた活気を取り戻すまたとないチャンスであります。

12月13日に開催された産業建設常任委員会において、この請願に反対する会派、つまり共産党市議団並びに社民党の意見は、先ほどの反対する討論にもありましたように交通渋滞が起きる可能性がある。教育に悪い影響を与える可能性がある。塩竈市をギャンブルのまちにしたい。JRAウインズが来ても本市には何も入ってこない、置いていくのはごみだけだなどなど反対のための反対意見でしかありません。市民も聞いてびっくりしております。本市が定期的に行っている交通量調査を見ればすぐわかることですし、交通渋滞が本当に起きたら対策を講じることも可能であります。

しかし、先日本市では既に恒例となったどっと祭りが開催され、2万3,000人の人出がりましたが、心配されているような渋滞が起きたという話は聞いておりません。また、教育の問題にしてもわかりであります。私たちが視察したJRAウインズを運営している町では、ガードマンや補導員がしっかりと対応していますし、ごみなどは一つも散らばっておりませんでした。ましてや、ギャンブルのまちになるなどと大げさに触れ回って市民をあおっておりますが、本当のギャンブルは競馬ではなく、パチンコやパチスロであります。私は、今日までたくさんの方の市民相談を受けてまいりました。その中には、パチンコでサラ金地獄に陥った方は何人もおりましたが、競馬でサラ金地獄に陥った方は一人もおりませんでした。今や競馬はギャンブルではなく家族連れで遊べるレジャー産業となったのであります。

ことほどさように共産党市議団並びに社民党の意見は反対のための反対で、しかも本当にあ

ったわけでもない、こうなるかもしれないという仮説であります。否、むしろ空論と言っても過言ではありません。

一方、JRAウインズを誘致することによって生ずるメリットは相当数の雇用拡大が見込めること。周辺に新たな商業施設が張りつくこと。そのことによって市民税の増収につながること。建物が建てば、固定資産税の増収となること。地元町内会や近隣小中学校への物品の寄贈があります。町内会行事への賛助もあります。本市が計画するJRAウインズ周辺の環境整備事業について、本市に対して助成もされますなどなど、本市の財政にも大いに貢献するものと多くの市民が「JRAウインズはいつできるのかね」と期待のまなざしで待ち焦がれております。

つきましては、議員の皆様方こそってご理解とご賛同賜りますようお願いを申し上げ、請願第32号「塩竈市の活性化を図る企業誘致に関する請願」に賛成する会派を代表し、私の賛成討論を終わります。ご清聴まことにありがとうございました。

議長（菊地 進君） 次に、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。11番佐藤貞夫君。

11番（佐藤貞夫君）（登壇） 私は、12月1日提出受理されました請願第32号「塩竈市の活性化を図る企業誘致に関する請願」について賛同、賛成する議員を代表して討論いたします。

この請願につきましては、去る12月7日に産業建設常任委員会に付託をされ、12月13日産業建設常任委員会で十分審議を尽くされ、ただいま賛成多数で請願が採択されるという委員長報告がありました。

今回の請願は、塩竈市議会議員23名中正副議長、共産党、社民党、そのほか審議をする産業建設常任委員を除く全員が紹介議員になるという状況は、それなりに、現在落ち込んである塩竈市の活性化を真剣に考え、紹介議員になったものと思っていますのであります。特に今回の請願は、誘致者である協同組合連合会の仲卸市場だけでなく、塩釜商工会議所、塩釜水産振興協議会、卸売機関の塩釜魚市場及び塩釜機船漁業協同組合、買受人組合、問屋組合が共同の提出者になっているということであり、仲卸だけでなく塩竈市の水産関係団体が名を連ねて提出をしたということは、塩竈市の水産業界の生き残りをかけた取り組みであると私は理解をしているのであります。

この誘致に対し、特に反対の声はあると思いますが、仲卸がなぜこの問題を取り組んだのかを真剣に考える必要があると思います。反対者は、ギャンブル施設に頼ることなく市民と行政

の英知を結集して水産業界の活性化を図ると言っておりますが、塩竈市当局も水産業界と一緒に魚市場の再開発や漁港背後地の問題でも真剣に取り組んできたと思いますが、しかし、なかなか難しい状況であり、反対者が具体的にこのようにしたらどうだろうという提案をしてきたのでしょうか。なかったと思います。協同組合連合会塩釜水産仲卸市場は、21世紀を迎える前に水産業を取り巻く環境や産地市場の地盤低下や水揚げ量の減少に対し、また大手量販店スーパーの台頭とその影響による鮮魚小売店の衰退と減少等に対する対策として、先進地視察など焼津おさかなセンターや八戸八食センター等の調査を行い、さらに料理教室、消費者懇談会、講演会やフォーラムの開催、仲卸市場の後継者問題など売り上げの推移、営業上の問題等、今後の営業方針、販売方針、将来の経営展望等について意識調査の結果に基づいてウインズの誘致の決定による活性化を図ろうというものであり、仲卸の存在感、再起再生、そして活性化を図ろうとしているものでありますから、これらについての経過は我々は納得しているものであります。

今度の請願は、まさに要旨は新浜町地区を初め塩竈市の活性化を図るため、レジャー産業の施設を望まれております。その一環としてウインズ、いわゆる場外馬券の発売所の誘致計画推進に賛同し、その誘致実現に向けて塩竈市から関係機関に対する働きかけと特段のご支援、ご協力を賜りますよう請願いたしますというものであります。

そして、請願の理由の中に、平成11年中央競馬会からのご教唆をいただき、仲卸市場の隣接地にウインズを誘致したいと考え、今日まで水産業界と関連町内自治会のご賛同を得て努力を行ってきておるものと思います。

このウインズは、集客施設としての多くの来場者が見込めるための当仲卸市場にとどまらず、新たな雇用の拡大と地域の活性化について財政支援による地域全体の生活基盤の整備が図られるなど地域経済の活性化に貢献できるものと考えられます。こう述べられております。また、このように一番心配している地元町内会が賛成をしており、地元の意向は住民の意思であり、住民の意思に従うのは常識ではないかと思うのであります。

前回も、今回もそうでありますが、反対者は場外馬券場設置に伴う問題点として教育問題、特に青少年に悪影響を及ぼし青少年の非行や犯罪が大きな社会問題としてとらえております。しからは、場外馬券を設置しておられる自治体でどのような悪影響を及ぼし、どんな問題が起きているのかを具体的に明らかにせず、ただ単に青少年の健全育成に悪影響を及ぼすと言っているだけでは説得力はありません。

大郷町の場外競艇、場外馬券のときも同じようにそんなことを言っていたようでありましてけれども、子供たちが入場できないようにガードマンが二重、三重に警戒をして全く心配するようなことは起きておりませんと大郷町の教育委員会も申ししており、反対者は我々議会を初め市民に対し、このような少年非行の犯罪の実態がウインズ施設のあるところで起きていますよと、具体的な説明が欲しいのであります。

交通渋滞が起きることは素人でもわかると言ってきた経過もありますが、しかし、先ほど今野議員が言いましたように、10月1日の日曜日の仲卸のどっと祭りには2万人の入場者があったと言われておりますが、特に交通渋滞は起こらなかったのであります。今日、塩竈市の土曜日曜の交通状況は閑散としており、余りにも車の通行が少なくなっておりますことを考えた場合、土曜日、日曜日開催を予定をしておるこのウインズは、さほど心配することはないと思っています。反対をされる方が交通渋滞のことを強く主張しておりますが、具体的にどのように混雑し、渋滞になるかを十分調査し、このように渋滞が起きますよと調査の上、指摘をしたらどうでしょうか。むしろ、中央競馬会が複数のコンサルタントに依頼をして金曜日、土曜日、日曜日、月曜日の交通状態をつぶさに調査しており、その結果についても交通渋滞は起きないと言っているのであります。

塩竈におけるウインズ計画では、まず施設では地上3階建て。建物床面積が6,200平方メートルということ。また、駐車場計画も具体的に進んでおり、交通手段として無料のシャトルバスを東塩釜駅から運行を計画し、電車利用促進キャンペーンを実施して少しでも交通混雑が起きないように計画をしており、地元への協力としての賛同、賛成していただいた地元町内の物品の寄贈、地元各種行事への積極援助を明らかにしており、また、近隣小中学校への種々協力することも明らかにしておるのであります。

また、ウインズ周辺的环境整備事業についても、塩竈市に対し助成することも明確にしておりますし、さらにはガードマン、清掃作業等についても雇用対策として地元優先で考えると言っており、公共性のある特殊法人で農林水産省の指導監督のもとにある日本中央競馬会の方針を信頼していいのではないかと思うのであります。

平成12年のときにも申し述べましたが、競馬法ができたのは昭和23年であり、その後、約58年、約60年近くこの法律に基づいて中央競馬会は競馬場や場外馬券売り場をつくり、長い歴史の中で宝くじ同様に特別な財政上の施策を行い、国も地方自治体も中央競馬会の国庫納付金の恩恵を受け、各施設の建設や充実、各種法規的事業を行い、地域の経済性を高め、地域の発展

に大いに貢献をしてきたと考えております。

競馬競争がない日でも、福島競馬場はそれなりにスクリーンを見て自動販売機で購入し、お年寄りにも100円から楽しめる、遊べると言える施設であり、「遠い福島まで行かなくて済むように塩竈市の計画はどうなっているの」と、一日も早く進めてほしいという声も相当な声になっておるわけであります。

競馬場や場外馬券売り場はギャンブルでしょうか。私は、法律ができ約60年たった今日、社会経済情勢は大きく変わり、相当なる娯楽、レジャーであると思っておるわけであります。昨年天皇陛下が天皇賞レースに参加いたしました。公共放送であるNHKも放送している現状をどう考えるのでしょうか。場外馬券ウインズは、パチンコやゲームセンターと違い、夜遅くまでの夜間営業をしないことも、また土曜日、日曜日だけの営業をしていることもご承知のことと思います。

最近、石巻市でも類似する施設の誘致運動をマスコミで流れているようであり、どの都市も地域の活性化に対し敏感に対応と取り組みをしなければ都市間の競争に敗れてしまうのではないかという危機意識があり、その取り組みは一步も二歩もおくれれば取り返しのつかない状況になってしまうのであります。

かつて、二市三町の中心都市であった塩竈市が商圈を失った今日、速やかにさまざまな取り組みを行い市民の期待にこたえなければならぬと思います。よって、私は水産業界が一致して守りから攻めへの取り組みをしている塩竈市の活性化を図る企業誘致に関する請願に賛同し、賛成するものであり、そして持続可能な発展を望んでいるのであります。

市当局も何らためらうことなく、議会と一緒に突き進んでほしいということを申し上げ、賛成討論を終わりたいと思います。ご清聴感謝申し上げます。

議長（菊地 進君） 以上で通告による討論は終了いたしました。

採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、請願第23号について採決いたします。

請願第23号については委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立多数であります。よって、請願第23号については委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第25号について採決いたします。

請願第25号については委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立多数であります。よって、請願第25号については委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第29号及び第30号について採決いたします。

請願第29号及び第30号については委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立全員であります。よって、請願第29号及び第30号については委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第31号について採決いたします。

請願第31号については委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立多数であります。よって、請願第31号については委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第32号について採決いたします。

請願第32号については委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立多数であります。よって、請願第32号については委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま 2 番田中徳寿君ほか21名から議員提出議案第 8 号が提出されました。この際、これを日程に追加し議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、議員提出議案第 8 号を日程に追加し議題とすることに決定しました。

---

追加日程第 1 議員提出議案第 8 号

議長（菊地 進君） 議員提出議案第 8 号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第8号について提出者の代表から趣旨の説明を求めます。12番木村吉雄君。

12番（木村吉雄君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第8号について、提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

「県立高等学校の学区制問題での公聴会開催を求める」意見書

宮城県教育委員会は、高等学校入学者選抜審議会からの「通学区域（学区制）の今後のあり方について」の最終答申を受け、今後の学区制の方針を決定すると予定されています。

最終答申には、学区撤廃が盛り込まれています。学区が撤廃されれば、次のようなことが心配されます。

希望者が仙台圏に集中し、高受験倍率である仙台圏の受験競争はますます深刻になります。そのため、仙台圏に居住しながら仙台圏の高校へ入学できない生徒がふえていくことが予想されます。

と同時に、仙台圏以外の高校では、志願者が今まで以上に減少することが予想されます。定員にほど遠い人数の入学しかなく、廃校となった場合には、地域の文化、教育、青少年育成の拠点が奪われるとともに、その地域の維持・発展を担う青年層の流出も進むこととなります。

遠距離通学を強いられることになれば、親と子供の負担がふえることも予想されます。

また、中学校以下の義務教育における競争の激化と学校間格差の拡大を進め、宮城の教育全体に大きな影響をもたらす事態になります。

これらから、宮城県及び宮城県教育委員会においては、学区制問題の今後の方針決定に当たっては、子どもたちの進路や地域のあり方などに切実な影響を及ぼすことを考慮され、次の項目を実現するよう強く要望します。

記

- 1．学区制の検討に当たっては、広く県民の声を聞く場として公聴会を開催すること。
- 2．公聴会開催に当たっては、現在の14学区ごとの開催も含めて県内各地で広く開催すること。
- 3．宮城の教育に与える影響を考慮し、拙速な結論を出すことをせず、十分な時間をかけ、検討すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

以上であります。

議長（菊地 進君） ただいま上程中の議員提出議案第8号については、質疑、委員会付託、討論を省略し直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、議員提出議案第8号についてはさよう取り計らうよう決しました。

採決いたします。

議員提出議案第8号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第8号については原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明16日及び17日を休会とし18日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明16日及び17日を休会とし18日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時31分 散会



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成18年12月15日

塩竈市議会議長 菊地 進

塩竈市議会議員 佐藤 貞夫

塩竈市議会議員 木村 吉雄



平成18年12月18日（月曜日）

塩竈市議会12月定例会会議録

（第3日目）第20号

議事日程 第3号

平成18年12月18日(月曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

---

出席議員(22名)

1番	菊地進君	2番	田中徳寿君
3番	武田悦一君	4番	伊藤栄一君
5番	志子田吉晃君	7番	今野恭一君
8番	嶺岸淳一君	9番	浅野敏江君
10番	吉田住男君	11番	佐藤貞夫君
12番	木村吉雄君	13番	鹿野司君
14番	志賀直哉君	15番	香取嗣雄君
16番	曾我ミヨ君	17番	中川邦彦君
18番	小野絹子君	19番	吉川弘君
20番	伊勢由典君	21番	東海林京子君
22番	福島紀勝君	23番	伊藤博章君

---

欠席議員(1名)

6番 鈴木昭一君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	助役	加藤慶教君
収入役	田中一夫君	総務部長	山本進君
市民生活部長	大浦満君	兼危機管理監	棟形均君
産業部長	三浦一泰君	健康福祉部長	内形繁夫君
		建設部長	

総務部政策調整監	小山田 幸雄 君	総務部次長兼行政改革 推進専門監兼政策課長	田中 たえ子 君
市民生活部次長 兼環境課長	綿 晋 君	健康福祉部次長 兼保険年金課長	木下 彰 君
産業部次長 兼商工観光課長	荒川 和浩 君	建設部次長 兼都市計画課長	茂庭 秀久 君
総務部総務課長	郷古 正夫 君	総務部財政課長	菅原 靖彦 君
総務部総務課長補佐 兼総務係長	佐藤 信彦 君	市立病院事務部長	佐藤 雄一 君
市立病院事務部 次長兼業務課長	伊藤 喜昭 君	水道部長	佐々木 栄一 君
水道部次長	大和田 功次 君	水道部総務課長 兼経営企画室長	尾形 則雄 君
教育委員会教育長	小倉 和憲 君	教育委員会 教育部長	伊賀 光男 君
教育委員会教育部次長 兼生涯学習センター館長 兼市民交流センター館長 兼市民図書館長	渡辺 誠一郎 君	選挙管理委員会 事務局長	星 清輝 君
監査委員	高橋 洋一 君	監査事務局長	丹野 文雄 君

事務局出席職員氏名

事務局次長兼 議事調査係長	佐久間 明 君	事務局次長兼 議事調査係長	安藤 英治 君
議事調査係主査	戸枝 幹雄 君	議事調査係主査	斉藤 隆 君

午後 1 時 開議

議長（菊地 進君） ただいまから12月定例会 3 日目の会議を開きます。

本日、欠席の通告がありましたのは、6 番鈴木昭一君の 1 名であります。

本日の議事日程は、日程第 3 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。

---

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（菊地 進君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、13番鹿野 司君、15番香取嗣雄君を指名いたします。

---

#### 日程第 2 一般質問

議長（菊地 進君） 日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。12番木村吉雄君。（拍手）

12番（木村吉雄君）（登壇） ニュー市民クラブの木村吉雄でございます。

12月定例会、トップとして質問の場に立たせていただき、感謝します。

きょう、12月18日は、日本が国連に加盟して50年になった記念の日であります。50年前と50年後の日本の今日は、国連で大きな役割を果たし、国内では近年、IT化などが進み、グローバル化されてきております。

我が塩竈市も昭和31年ごろ、テレビが市内に数台しかなかった時代です。現在では、市民の多くの方々が携帯電話をお持ちのようで、さまざまな変化があり、感慨深いものがあります。我が塩竈市も大きな心を持ち、大きな物のとらえ方をしながら将来に向かって発展していかなければならないと思います。そこで、我が塩竈市民の暮らしやすさを求め、市民の目線を中心軸として質問に入らせていただきます。

1 番目、市長の政治公約の実行と成果について伺います。

4 年前、佐藤市長が市民に対して掲げた政治公約は「市民一人一人との政策執行契約」であり、市民に守らなければならない重大な約束事であります。今回、4 年前の市長の後援会会報や、官報である市選管発行の選挙公報などに掲載された佐藤市長の政治公約18項目の中から、市民にとって大変重要な課題 6 項目を選んで質問させていただきます。

このことは、佐藤市政任期4年、間もなく終わろうとしているこのとき、市政執行の結果の大切さを5万9,000市民に議会を通じて開示し、市民に判断を仰ぐ最重要課題として一般質問事項に取り上げた次第です。市民がぜひ聞きたい佐藤市政4年間の成果の結果ではないでしょうか。

まず、4年前の当時を振り返ってみましょう。4年前、我が塩竈市の状況はと言えば、水産業を初めとした基幹産業は低迷、先細り、中心商店街はシャッターがおろされ、空き店舗が多く寂しい限りで、市の財政状況は人口減少、税収減、過去から引きずっている借金も含め650億円もの大借金を抱え、3度目の財政再建団体への転落かと言われる状況でした。

そこで、通告に従い伺います。

1点目、行政改革と財政改革について。

市長の政治公約は、「一つ、事業計画の見直し、一つ、職員数の削減、一つ、行政コストの削減。これらを柱に財政再建に取り組む。例えば病院や下水道、交通船、魚市場の事業に対する赤字は13億円です。このことは経営適正に立ち、独立採算を徹底すれば5年間で65億円を減らせます。また、職員数の削減も、業務委託等を導入すれば10億円のコストダウンが図れます」と市民に向かって公約しております。この政治公約に対し、どのような成果があったのか、お伺いいたします。

2点目、港湾整備と水産都市の推進について。

市長は、「北浜地区の護岸を整備し、港湾空間をウォーターフロントとして活用する。石油企業跡地は、資源循環の環境産業を誘致して地域の活性化を図る。また、海の幸で水産都市塩竈を推進し」とありました。この件での所見を伺います。

3点目、大規模地震と水害対策について。

市長は、「大規模地震と水害から市民を守ります」と政治公約に掲げたことに対し、どのような地震対策や高潮による水害対策に取り組み、どのような成果があったのか、お聞かせください。

4点目、「人と自然にやさしい都市環境の実現」とありますが、「都市環境」と申しても幅広く、いろいろあるかと思えます。インフラ整備、海辺の賑わい地区の事業推進等もあるかと思えますが、この課題は2回目の質問にさせていただき、ここではまちじゅうのたばこの吸い殻、ごみ、電信柱の不法張り紙、看板、道路等市民との清掃アドプト契約の推進、市の美化条例の条例改正などはいかがだったのか、お聞かせください。

5点目、「借景で魅せる浦戸のロマン海道づくり」、これは2回目の質問でさせていただきます。

6点目、「合併の議論に必要な情報を市民に提供」と市民に公約しております。どのような情報を、どんな手法・手段で市民にお示しになったのか、お聞かせください

この合併に関しては、私たちニュー市民クラブ10人は、去る10月、国会の議員会館にて、総務省の担当職員に3時間にわたり合併新法による市町村合併を研修、勉強してまいりました。また、先月11月30日には、塩竈にて二市三町議員60名と各市町の首長、担当職員にも参加していただき、大崎市在住の前古川市佐々木市長の講演会を開催し、研修を重ねてまいりました。

私たち議員は、来年の選挙は合併論議は避けて通れないと思っております。「合併に関する必要な情報を市民に提供する」との市長の政治公約でございます。実行と成果はいかがだったのでしょうか、お聞かせください

2番目の質問、市長の任期と今後の市政への取り組み、政治家としての決意と課題について伺います。

先ごろ、国の最高機関である国会関係者が、次のようなことを申しております。「政治家は、財産を投げ打ち、家族を犠牲にし、人格をかけて政治に身を投じて、みずから背負ったりリスクを支え切れるだけの強い心を持っていなければならない。政治家と役人の違いは、みずからリスクをとるか、とらないかの違いだ」と述べております。

さて、来年4月は統一地方選挙の年となり、塩竈市長選もでございます。佐藤 昭市長は1期4年、任期満了となります。来年4月の市長選の出馬をどう考えているのか。我が塩竈市民に政治家としての決意を、この議場でお聞かせください

また、佐藤市長はこの4年間、多くの事業課題を「集中と選択」と議会内外に訴え、問題解決に奔走してきたことと思います。我が塩竈市は、まだまだ多く重大な課題が山積しております。佐藤市長は、政治家として今後の課題の中心をどうとらえて推進し、解決していこうとしているのか、お聞かせください

以上、多岐にわたる質問ではございますが、市長並びに市当局におかれましては、簡易明瞭にご答弁を願って、1回目の質問を終わります。

ご清聴ありがとうございます。（拍手）

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま、木村議員から、何点かにわたるご質問をいただきま



した。

初めに、私が市長に就任いたしました際、掲げました公約の実行・成果についてのご質問にお答えをいたします。

平成15年5月に市長就任当初、本市の財政はまさに危機的状況にある、大変厳しい状況との認識に立ちまして、ふるさと再生の一里塚として聖域のない行財政改革に全力で取り組んでまいりました。この3年余り、多くの市民の皆様のご協力をいただきながら、職員が一丸となり、全庁挙げてさまざまな改革に取り組んでまいりました結果、財政再建団体への転落を回避し、財政再建の確かな第一歩を踏み出しますとともに、将来に向けた道筋を示せたものと判断をいたしております。

改革のスタートに当たり、行財政改革の基本となる「新行財政改革推進計画」を平成17年4月に策定をいたしました。行財政改革の柱として公約で掲げました歳出予算の1割カットにつきましては、この計画に基づき数々の財源対策を実施してまいりました結果、18年度におきまして17億円を超える収支不足を解消させていただきました上、172億円規模の予算を編成し、いわゆる身の丈に合った財政運営への抜本的な転換を図り、目標を達成したものと判断をいたしております。

また、職員定数の削減につきましても、5カ年間で100人削減の目標を掲げ、行財政改革の大きな柱として重点的に取り組みを進めました。その結果、平成15年4月時点の職員定数846名でありましたものが、3年を経過した本年4月現在の職員数は755名となり、既に91名の削減実績となり、目標を上回るスピードで進捗をいたしております。

さらに、市民の視点で塩竈の再生を目指します「塩竈再生委員会」につきましては、平成15年11月に立ち上げ、2年間にわたる議論を踏まえ、平成17年11月に行財政改革とまちづくりについての63項目提言を受け、実現可能な内容は直ちに実行し、着実な歩みを進めさせていただいております。

この3年余りの間、国の三位一体改革は歳出抑制という形で地方に大きな影響を及ぼし、新たに始まります歳出歳入一体改革は財源措置にいまだ、いまだ不透明さを残す状況ではありますが、行財政改革の進むべき方向を明らかにするとともに、市民サービスの向上につきましても、限られました資源を有効に活用し、選択と集中により事業手法の見直し、公共事業の進捗調整等を行いながら、確実に進展させているというふうに考えているところであります。

次に、港湾整備と水産都市推進の取り組みについてでございますが、まず港湾整備のうち、

港奥部再開発についてのご質問をいただきました。

北浜地区緑地整備事業は、県において地権者との用地補償などが進められ、全体事業費約62億円に対し22億4,600万円の事業進捗が図られており、事業費から見た進捗率は36.2%となっております。

また、事業に必要となる全体面積約1万8,000平方メートルのうち、約1万1,000平方メートルの用地補償が完了いたしましたので、面積で見ました進捗率は61%となっております。移転用地として整備された東北造船跡地には、既存の造船業のほかにプレジャーボートの基地などが整備されるとお伺いをいたしておりますが、これまでの都市空間にはない新たなウォーターフロントが形成されるものと期待をいたしております。

本市といたしましては、この事業の大きな目的であります防災機能の強化のためにも、これらの事業がなお一層促進されますよう、国・県に強く要請を行ってまいります。

また、旧石油企業跡地には既にリサイクル企業が進出し、今月には本格操業する予定となっております。その他の石油関連企業撤退跡地につきましては、同地区が石油製品等の製造のための保安港区の指定を受けており、他業種の進出には一定の制約がありますことから、同業種の企業を誘致すべく取り組んでまいりました。こうした中、最近になりまして跡地に関心を示す企業からの問い合わせ等も出てまいりました。制約の多い土地ではありますが、市といたしましては誘致に向けて最大限の努力を傾注してまいりたいと考えております。

さらに、市内の遊休地の活用につきましては、企業誘致条例をより活用し、利用しやすい制度に改善するなど行いながら、積極的に誘致活動の推進に取り組んでまいります。

水産都市塩竈について、お答えをいたします。

魚市場の改修であります。国際的な漁業環境の変化により、水産業を取り巻く環境は大きく変化をいたしておりますし、水揚げ高の低迷が続く本市の魚市場会計の実態を考えると、当面大規模な改修は実現困難ではないかと判断をいたしているところであります。そのため当面、現行施設の有効活用を図るべく、魚市場関係者と協議を重ねながら優先順位を定め、補修工事などを行っております。

ご承知のように、消費者の食の安全・安心への関心が年々高まっておりますが、本市の魚市場は生で食べるマグロが中心の市場でありますので、早急な衛生管理対策が求められておりました。このため、本年度は水揚げ岸壁の一部を衛生管理モデル地区に指定し、関係組織の協力をいただきながら、防潮ネットや海水による洗浄装置などを設置したところであります。

また、国内有数の水揚げを誇ります近海生マグロのブランド化に取り組んでおりましたが、最終的には9月から12月にかけて水揚げをされる、本マグロに勝るとも劣らないメバチマグロを「三陸塩竈ひがしもの」として商標登録をし、広く売り出していくことにいたしております。既に、商標登録は受理され、仲卸市場の「どっと祭り」での試食販売や県の広報紙、テレビ等でPRをいたしているところであります。結果といたしまして、遠くは関東や中部地方からも「どこで扱っているのか」などとの問い合わせをいただいておりますが、なお一層こういった努力を深めてまいりたいと思っております。

次に、大規模地震と水害対策にお答えをいたします。

初めに、大規模地震対策についてでございますが、国の地震調査委員会におきましては、宮城県沖地震の発生確率を「非常に高い確率」に修正し、また宮城県におきましても平成16年、津波の浸水予想を含む「第三次地震被害想定調査に関する報告書」を発表いたしました。この被害想定では、宮城県沖地震の連動型の場合、本市においても相当の被害が予想されております。

災害において大切なことは、初期の対応であります。このため、平成15年度から町内会などを回り延べ130回を超える研修会を行い、各家庭での防災対策、地域における自主防災組織の設立や防災マップ作成などの手助けを行ってまいったところであります。市の総合防災訓練では、地震と津波を想定した住民主体の避難訓練を行い、こうした取り組みによりまして、地域における自助と共助の芽が徐々に育ちつつあるというふうに認識をいたしております。

なお、障害者や高齢者などお一人で住まわれている世帯につきましては家具転倒防止事業や、保育所と学校の耐震診断及び耐震補強工事につきましても計画的に進めているところでございます。

また、県が発表した第三次地震被害想定におきましては、短期避難者が3,200名に上るとされており、防災備蓄においてもそれを見越した人数で整備を進めているところでございます。さらに、東北では初めてとなる「災害救助支援基金条例」を制定し、大規模災害時に備えた資金の積み立てを開始したところでもございます。

津波対策といたしましては、県内では初の津波一時避難ビルに関する協定を沿岸部の事業所などと結び、それとあわせて国・県の協力をいただきながら、避難誘導標識の設置を県のモデル事業として進めているところでございます。このほか、災害時の医療救急活動に関する協定を塩釜医師会と二市三町との間で締結をいたしたところであります。

大規模地震対策といたしまして、ハードとソフト面、両面で多面的な対策をとっているところでありますが、なお今後とも市民の安全・安心を守るために、さらなる努力を傾けてまいりたいと考えております。

高潮対策、水害対策についてであります。ご案内のとおり、チリ地震津波の規模を想定し、既にマリゲートから千賀の浦緑地公園までの防潮堤の整備を進めており、平成22年度中の完成を目指しているところでありますし、北浜地区につきましては、緑地整備とあわせて防災機能も果たします防潮堤の整備があわせて進められておる状況でございますが、なお一層促進につきまして、努力をいたしてまいります。

次に、人と自然にやさしい都市の環境について、特に議員の方からは、ごみ問題ということのご質問をいただきました。

本市におきましては、ポイ捨てや電柱等への不法張り紙等が、残念ながら依然としてなくなる状況でございます。その中で、市全体の環境美化活動といたしましては、年3回の市民清掃を行っており、現在では約8割の町内会・自治会のご協力により行われている状況にあります。

また、道路里親制度の趣旨に賛同し、国道の清掃などを行う契約を国土交通省と結んでいる商店街があり、また小・中学生による学区内のごみ拾いがありますとか、各種団体やグループによります美化活動も活発に行われているところであります。

さらに、電柱への不法張り紙につきましては、今年7月からボランティアの皆様により「宮城違反広告物除去サポーター制度」に登録をさせていただき、その撤去に取り組んでいただいております。具体的には、現在5団体115名の方々が登録をされておりますが、これまでに延べ9回、31人の方々の活動により合計200枚の違反広告物を取り除きをさせていただきました。

市といたしましては、このような活動に対し、これまでもごみ袋の提供や収集ごみの回収体制に努めているところでありますが、市民・事業者・ボランティアの自主的な活動が市全体に広がり、市民お一人お一人の力できれいな塩竈が実現できますよう、今後とも地域の環境美化活動を積極的に進めさせていただきたいと考えております。

合併に必要な情報を市民にいかにか提示しているのかというご質問でありました。

合併は、将来に向けた二市三町のまちづくりの大変重要な課題として認識をいたしているところでありますし、これまでも積極的に情報を提供させていただいてまいりました。「広報しおがま」におきましては、市町村合併を考えるシリーズを平成16年2月号から3回掲載し、合

併が必要とされる背景、メリット・デメリット等及び県内の状況、本市の考え方などを市民の皆様方にわかりやすく紹介をさせていただいております。

また、生涯学習センターが主催する「エスプカレッジ」におきまして、「市町村合併とは何か」というテーマで開講しており、大学教授や県の担当者などから市町村合併の実例などをもとにした講義が行われ、多くの市民に合併について考える機会を提供させていただきました。

さらに、本年11月には、市のホームページに「塩釜地区広域行政連絡協議会」のページを開設し、二市三町の歴史、現状、広域行政の取り組みなども掲載を始めたところであります。

平成18年3月31日まで「平成の大合併」が県北で推進されました。当地区におきましても、塩釜地区広域行政連絡協議会、未来都市づくり研究会で広域行政について議論がされたところでもあります。県におきましては、平成17年3月の新合併特例法に基づき、塩釜地区二市三町は合併が望ましい地域として示されており、本年2月に開催されました村井知事と二市三町の首長との懇談会の際にもこの合併問題が取り上げられ、改めて二市三町の枠組みが合併の基本となりますことが確認をされております。

私は、将来に向け、地方分権社会にふさわしいまちづくりのためにも、合併推進の立場であります。各市町間にはそれぞれ事情があり、温度差があると認識をいたしております。その一方、8月の多賀城市の新市長誕生など、二市三町を取り巻く状況も刻々変化をいたしており、合併に向けた新たな展開も当然考えられるわけでもあります。

今後の合併につきましては、まずは塩釜地区広域行政連絡協議会を中心として議論を深めていくということになりますが、本市が模索して行革を推進し、率先して行革を推進し、合併が他の地域から望まれるようなまちづくりを実現しますとともに、この協議会の会長としてリーダーシップを引き続き発揮してまいりたいというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、広域行政や合併の推進につきましては、市民的なコンセンサスが大変重要でありますので、今後ともまちづくりについての情報は適宜提供させていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

次に、私の市長選への対応についてのご質問をいただきました。

私は、「日本で一番住みたいまち塩竈」の実現を公約に掲げ、市長就任以来足かけ4年にわたりまして市民の方々の理解を得ながら、職員とともに本市が直面する課題解決に取り組んでまいりました。その基本は、6万市民の方々お一人お一人に行政の光が当たるようにとの思いでの「一燈照隅」であり、また厳しい財政状況のもとで効率的、効果的な行政を進めるための

「選択と集中」、さらには先人たちが築いていただきましたすばらしい財産を改めて発掘するという「足下に泉あり」といったようなテーマを掲げさせて取り組んでまいりました。これまでまちに元気を取り戻し、塩竈再生を図るために、海辺の賑わい地区の再開発でありますとか、門前町にふさわしいシンボルロードの整備を、またまちの安心・安全の考えに立ち、子育て支援でありますとか、学校・保育所などの耐震補強、自主防災組織づくり、防潮護岸の早期整備等に鋭意努めてまいりました。

さらに、市民がこのまちに誇りを持ち、「大好きなまち」と言っていたいただけますよう市民活動推進室の設置や、市民の足として「しおナビ100円バス」の運行や、新造船「うらと」の就航などを進めてまいりました。

また、この市民の方々の暮らしを支える基盤として、聖域を設けない行財政改革に取り組み、市民の皆様が目線で市政を考えていただく再生委員会の設置でありますとか、予算の1割削減、人件費を削減するための職員定数の見直しも着実に進めてまいりました。

しかしながら、行財政改革、まちづくり、産業振興などは、まだいまだ道半ばであり、ふるさと塩竈を日本で一番住みやすいまちにするために、さらに実効性のあるものに結実をさせていく責任を強く感じております。

先ほど「足下に泉あり」と申し上げました。今まさに青年四団体を初め、NPOや商工会議所などによります市民と協働の塩竈再生の力が、まさに泉のごとくわき上がってきております。そのエネルギーを結集し、厳しい行財政の課題を解決し、明るい展望を切り開くために、市民の皆様方のご理解をいただき、引き続き市政のかじ取り役に挑戦させていただきたいと考えております。

その際の問題、課題は何かというご質問でありました。

私もこの4年間、塩竈の産業の活性化という大きな柱に取り組んでまいりましたが、この地方には予想を超える厳しい経済の不況が根強く停滞をいたしており、大変力不足で恐縮をいたしておりますが、いまだ景気の着実な回復というものが顕著にあらわれない現状にあると思っております。ぜひ、産業の再生ということに不退転の決意で取り組ませていただきたいということが私の希望でありますし、このほかにも少子高齢化に対応した教育の充実でありますとか、高齢者の福祉の充実といったようなことにつきましても、引き続きの課題であるというふうに考えているところであります。

また、先ほども触れさせていただきました、安心して安全にお暮らしをいただける、宮城県

沖地震でありますとか、水害に強いまちづくりも引き続き取り組むべき課題であるというふう  
に考えておりますし、こういったテーマ、課題の終点が、「日本で一番住みたいまち塩竈」に  
なるのかなというふうに考えているところでございます。

一生懸命残されました任期、なお一層頑張ったいりたいと思っております。よろしくお願  
いいたします。

議長（菊地 進君） 12番木村吉雄君。

12番（木村吉雄君） 2回目の質問をさせていただきます。多岐にわたり丁寧に答弁していただ  
き、ありがとうございました。

ただいま皆さん、この議場で市長は、いまだ4年間、公約のもとにやってきましたが、まだ  
まだ景気が、なかなか塩竈の場合は復活してこないと。その中で、来年の4月の市長選には出  
馬ということになったのではないかと思います。

そこで、12月議会ではございますが、次のことのこの1番目の市長の政治公約についてとい  
うことで、市長は自分自身で自己評価として何点だったのかということの後で伺いたいと思  
います。

なかなか政治公約というものは、私も8年前に後援会、市民の皆さんにお約束した公約とし  
て、4年間でやるのが8年間かかりました。そのことは、同僚議員の皆様もご存じのとおり  
「議員定数削減5名」と8年前から掲げてまいりました。なかなか公約というものは、皆さんの  
協力も得なければいけない。そのときのことでございますが、ようやく来年の4月からは市  
議会議員の削減ということで、8年前から5名削減になることとなります。このことは、私一  
人でできることではなく、日本共産党市議団、社民党市議団を除く同僚議員の力と市民の皆さ  
んの大きな支えで得てきたことでございます。このことは8年前と、金額でいいますと1億  
4,000万円歳出削減につながってまいります。このことは、大事なことでございます。

さて、1点目の行財政改革では、塩竈市の命運がかかっている最重要課題でありました。こ  
の2年間、議会閉会中にも、総務教育常任委員会ではたびたび研修、研さんを重ね、当局とわ  
たり合ってきました。市当局は、まだまだ不十分ではないかと思います。改革の余地は、先ほ  
ども市長も申しましたとおり、改革の余地は多々あります。大なたを振るって、イノベーショ  
ン、革新に突入していただき、早くよい結果を市民に示していただきたいと思います。

2点目の港湾の件でございますが、港があって、企業があって、そこで働く人々がおり、そ  
の人々が市内に居住して、我が市が収入増加となり、多くの市民に喜ばれる大変重要な課題で

す。

話に聞くとところによりますと、塩釜商工会議所運輸港湾部会では、「港を考える」として近年にない画期的な活動をしていただいております。そのせいか、県の村井知事も仙台塩釜港の事業の見直しを大きく取り上げ、2009年度までの事業計画改定に着手し始めました。この港湾計画改定は3年かかるようでございます。私たちニュー市民クラブ10名は、去る7月22日、村井知事に会い、「塩釜港区は瀕死の状態です」と訴え、一日も早く低迷する塩釜港区の活性化をと強く陳情いたしました。

そこで、市長に3点ほどお尋ねいたします。

一つ、塩釜の港湾は複雑過ぎませんか。国・県・市の三つの機関が管理・管轄の状況です。この21世紀の時代に、一つにまとめるような港湾特区のような創設はできないものなのでしょうか。また、貞山堀の開発、活用などは考えているのでしょうか。

もう一つ、以前、航路のしゅんせつということで、国の直轄事業になりましたが、7.5メートルの航路しゅんせつの進捗状況はどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

3点目、大規模地震については、私たちが、市民が体験できないような、想定できないような大規模地震ということでございます。ある程度の経験があれば逃げ方もわかるだろうし、避難の仕方もいろいろな生命の安全に結びつくのもわかるでしょうが、宮城県にはそういう体験をするところがございます。

そこで、私が調べましたが、山形県、岩手県、そういうところには防災体験館、学習館、こんなパンフレットももらってまいりましたが、こういうものがございます。震度6の震度でどれだけ自分に体感できるかと。津波のシミュレーションもありまして、このぐらいの津波というときはこういうふうな逃げ方、それから海の方に行ってはいけません、河川の方に行ってはいけません、そういう防災体験館がほかの県にはございます。ぜひ、こういうものを体験させていただきたい。

特に、我々は港のそばにおる県民でございます。ぜひ、国・県に、または市でも要望していただきまして、ぜひこの地区に宮城県内の学校生徒、漁師、婦人会などが来ていただきまして、体験していただいでいくと。我々はもとより、常設されていますから塩竈市民は常々体験できますと。そうしますと、いざというときは案外慎重に避難できるのではないかと思います。

また、水害については、市当局の皆さんは大変だったでしょうが、秋の低気圧、昔は「水が



入るところには金も入る」とよく言われたものでございますが、このことは過去のことでございます。ぜひ、恒久的と言いますとまた何年かかかりますから、暫定的で結構でございますから、浦戸地区、港町地区、北浜地区に早急に、暫定的に。低気圧はまたまいります。高潮が発生します。ぜひ、そのことをお願いし、また港奥部、宮町水路、貞山堀はもうしゅんせつしなければいけないのではないのでしょうか。そういう海水の容積を考えれば、そのことも含めてお願いしたいと思います。

4点目、市長の政治公約での自然と自然にやさしい都市環境の実現で、1回目の質問の積み残し課題での質問をさせていただきます。

インフラ整備、海辺の賑わい地区の事業推進、これも都市環境整備の中に含まれていることと思います。海辺の賑わい地区の事業推進について、この地区の事業開発は市長公約の「人にやさしい都市環境の実現」が思いのままできる最高の条件が整っている事業場所ではないかと思っております。

そこで、伺います。この地区の歩行者専用道路についてです。

この道路は、幅8メートル、長さ400メートルにわたり、本塩釜駅南側からマリングートに向かって、塩竈初の歩行者天国道路とランドデザインで位置づけ、市民に示し、議会・委員会でも説明されてまいりました。

しかし、来春オープン予定の大型スーパーに合わせるかのように、突然400メートル歩行者専用道路の中間に車の通行・横断可能な出口が開設されることになったようでございます。先日、地権者や関係団体に説明されたとはいえ、なぜ議会や常任委員会に説明しなかったのでしょうか、お尋ねします。

なぜかと申しますと、昨今、無謀な運転による歩行者専用道路への車の突入で死傷事故が発生しています。この道路は、市民の多くが車のことを心配することなく、乳幼児や子供たちと一緒に安心して買い物やイベントができる道路として楽しみにしている歩行者天国広場としての道路でございます。

また、同時に、市民はもとより観光客や来訪者の安心・安全のため、塩竈のまちづくりの目玉としてのシティセールスのため、大村先生たちが苦勞して、努力して作り上げたランドデザインではないのでしょうか。ぜひ、ランドデザインどおり変更せず事業を進めてください。そうしませんと、佐藤市長が公約に掲げる「人にやさしい都市環境の実現」に合致しなくなります。このことは、あくまでも塩竈に以前のようなにぎわいが戻ってくることを、そしてそ

ここに住む人、訪れる人々が安心できる優しい都市環境であることを望むものであります。

2番目の質問でありました市長出馬の件でございますが、4年間、あっという間に過ぎてまいりました。私たちも、何をしたのかなというつもりで来年の選挙に突入いたします。皆さんご存じのごとく、中国の唐の詩人に「光陰矢のごとし」、昔から言われた言葉でございます。このことは、今後の市長の、残り4カ月足らずではございますが、ぜひ先ほど述べられたことと同時に、職員と一緒に頑張っていっていただきたいと思っております。

まず、時間の関係で、2回目の質問をこれで終わります。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 2回目のご質問にお答えをいたします。

政治公約の達成度ということでありました。

本当に4年間、約4年の期間を通じ、議員の皆様方に大変温かいご指導をいただきながら、今日まで何とか行政運営を担当できたこと、心より感謝を申し上げるところであります。議員の方からは「点数をつけるとしたら」という話でありました。やはり点数は市民の方々におつけいただくべきでありまして、私も自分で自分の評価というのはなかなかできずにおります。ご容赦をいただきたいと思っております。

そういった中で、昨年から行政評価システムを導入させていただき、市民の方々から一定のご評価をいただいております。まだ、志半ばということもございまして、大変厳しいご指摘をいただいている部分もございまして、これは事実であります。そういった部分につきましては、残された期間、全力を傾けていって、努力をさせていただきたいと思っておりますが、いずれ我々が取り組んでおります行財政改革にはゴールはないのだと思っております。ゴールを目指してということではなくて、一歩でも二歩でも先に進むような努力を職員とともに続けさせていただきたいと思っております。

港湾整備についてのご質問をいただきました。特定重要港湾仙台塩釜港であります。名前は「特定重要港湾」であります。なかなか塩釜港をめぐる環境は大変厳しいといったようなことが、特に貨物量の取扱量にあらわれているのかなと思っております。かつては600万トンを超えておりました貨物量が、残念ながら昨今、300万トンを割り込むという大変厳しい環境にございます。

こういった中、関係者の皆様方が中心となって「港を考える会」を設立していただき、さまざまご提言をいただいておりますこと、心より感謝を申し上げますし、そう

いった方々のお力の後押しが、塩釜港の本航路の直轄事業というようなことにもつながったものと考えているところであります。

議員から、国・県・市がそれぞれ管理者であって、管理者の区分が不明確ではないかというご質問でありましたが、基本的に港湾は県の管理ということになっております。港湾区域、臨港地区、すべて県の管理ということが一義的には行われております。そういった中で、事業につきましても国が一部分を分担する、あるいは市におきましては、その周辺の環境でありますとか、港湾区域内の本市の果たすべき役割といったようなものを果たさせていただいているという状況にあります。

そういった中で、先ほども触れさせていただきました塩釜港の本航路、埋没によりまして大型船の出入港に大変な支障を来しております。結果といたしまして、昨今、1万トン近い船の出入港が皆無というような状況になっておりまして、我々もこの航路しゅんせつをぜひ直轄事業で、ということとあわせて議員の皆様方、あるいは港を考える会の方々、さらには商工会議所の方々等々から、繰り返しこういった要望を行ってまいりました。おかげさまで、基本的には直轄事業として今後整備を進めていただくという方針が固まっております。18年度につきましても、しゅんせつに着手するための事前調査、あるいは工法調査等を行うというふうに聞いているところであります。

大規模地震であります。経験し得ないような震度5を超える地震が、まさにこの地域に來襲するわけであります。先立ちまして、我々の塩竈市の方からは、各家庭すべてに地震対策の心得を配布させていただいているところであります。

そういった中、震度5という地震を体験するような場が、という話をいただきました。実は、塩釜地区消防事務組合の方で「起震車」というものを県の方からお借りして、市内で開催されます防災訓練の際には、その起震車の中に乗っていただきますと、震度5強の地震がどんな地震かというものが体験できるようになっております。今年度も、市内で開催されました防災講習会等では、かなりの方々にこういったことを体験していただきましたし、今後ともこういった普及に努めてまいりたいと考えております。

水害対策についてであります。特に浦戸、港町、北浜、藤倉地区の皆様方には、大変なご不安をおかけしました。その後、暫定対策ということに既に取り組んだ地域もございます。今後、暫定対策に取り組む地域もございますが、一日も早く水害の不安から解消されますような地域づくりに、なお一層努力を傾けてまいります。

海辺の賑わい地区、我々も唯一の残された快適な都市空間を活用して、塩竈の商業の中核を形成していくということを申し上げてまいりました。その中心となりますのが、歩行者専用道路「しおかぜ通り」でありました。あわせて、今後の地域の開発のための交通協議を公安委員会と進めてまいりました。海辺の方を走っております道路につきましては、今後核として出店される大規模小売店から右折ができないというような状況になります。そういったことで、事業者の方におきまして、しおかぜ通りを挟んだ向かい側の地域に駐車場等を用意し、こういった需要に対応するという努力もしていただきました。しかしながら、公安委員会の方のご指導の中で、やはりこの歩行者専用道路の一部を横断して国道45号の方にも一定の交通量を配分すべきではないかというようなご指導をいただき、今現在、そのような整備をさせていただいているところであります。

なお、詳細につきましては、担当部長よりご説明をいたさせます。よろしく願いいたします。

議長（菊地 進君） 内形建設部長。

建設部長（内形繁夫君） しおかぜ通り線の車の通り抜けにつきましてご説明申し上げます。

かいつまんでご説明申し上げます。

今、市長お答え申し上げましたとおり、区画整理事業が開始されてから鋭意、宮城県公安委員会と交通協議を重ねてまいったところでございますが、その中で、やはり国道側と海側との交通分散をする必要があるということで、やむなく専用道路を通り抜けさせるということになりました。議員申し上げましたとおり、我々も「人と自然にやさしい都市環境づくり」を高い理想に掲げてやっておりますが、当面交通処理の問題といたしまして、どうしてもこの部分の交通分散をしなければいけないという部分が生じておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

議長（菊地 進君） 12番木村吉雄君。

12番（木村吉雄君） いろいろ答弁していただきました。今の件は、また今後続けたいと思いますが、初志貫徹で、大型店のために我々の歩行者天国広場が持っていられるのでは困ります。もしどうしてもできない場合は、向こうの支出で地下道でもつくっていただき、車を地下で通させてください。これは要望します。今後ともいろいろな議論をしなければいけないことではありますが、これは当該常任委員会でもすぐやられるのではないかと考えております。

最後に、6月にも申し上げました。「巧遅は拙速に如かず」と孫子の言葉にあります。そう

しましたらまじめな課長さんがおりまして、「木村さん、教えてける、どういうことか」と、  
こういふことでございます。「巧遅は拙速に如かず」、何事にも時期がある、機会がある。機  
会を失えば、せっかくできることもできずに終わって悔いを来す。だから、時としては十分の  
準備をし、十分の研究をし、十分の提案をして、しかる後、着実というようにゆっくりしては  
いられないことがある。多少の不備、不安材料を忍んで、手っ取り早く事を運ぶ、そうでなけ  
れば機会を逸してしまう場合もある。「巧遅は拙速に如かず」、こういふことでございます。  
行政執行者である市当局の皆さん、ぜひ我が市民の幸せのため、できがよくとも遅いのは、で  
きがまずくとも早いには及ばない、ぜひよろしく要望いたしまして、私の質問を終えます。  
議長（菊地 進君） 20番伊勢由典君。（拍手）

20番（伊勢由典君）（登壇） 日本共産党市議団を代表して一般質問を行います。

質問の第1は、海辺の賑わい地区の大型店「（仮称）イオン塩釜ショッピングセンター」出  
店についてであります。

大規模小売店舗立地法に基づく届け出にかかわる地元説明会と実施状況報告書の写しが宮城  
県から塩竈市長に渡され、県と市で公告縦覧を1月まで行っております。

届け出では、イオン塩釜ショッピングセンターのうち、オープン予定は平成19年4月13日、  
敷地面積1万2,743平方メートルで、店舗面積は8,637平方メートルのうち、報道ではマックス  
バリュが核テナントとして2,142平方メートルを占め、食品売り場として24時間営業を行い、  
その他のテナントは13区画、3,487平方メートルで、テナント営業は午後10時までと報告され  
ています。つまり、イオン中心に営業展開が進められることになっております。

イオンが借地するため、敷地面積1万2,743平方メートルの中で、換地によって本塩釜駅裏  
4,339平方メートルの土地はJR貨物株の取得となり、その土地はイオンへの賃借となりました。  
一方、塩竈市土地開発公社の土地8,254平方メートルは、9月28日にイオンと覚書を締結  
し、年間2,300万円で賃借し、10月16日、イオンへの土地取引となりました。結果として、塩  
竈市土地開発公社の土地そのものが、すべて二つの大手資本の土地取得や賃借となりました。  
平成17年11月、突然の大手企業公募から今回のイオン出店に至るまで、手法は大手企業の呼び  
込み方式でありました。塩竈市土地開発公社の土地取得費は簿価、あるいは利息分も含めて約  
23億円、海辺の賑わい地区土地区画整理事業は、平成15年から平成18年度予算までの額も含め  
て事業費総額21億6,754万円、平成23年度までの市の投資総額は45億6,000万円であります。こ  
れが、佐藤市長の言う「スクラップ・アンド・ビルド」の、この「ビルド」の事業の再構築な

のでしょうか。

公告縦覧の実施状況報告書では、二市三町で商圈人口14万865人とし、イオンへの出向客数は2万6,353人としております。イオンは、塩竈市の商圈人口を第1次商圈人口と第2次商圈人口とに二つに区分し、第1次商圈人口とイオンへの出向、つまりお客さんが来る率、出向率を0.35%とし、第二次商圈は0.20%としております。塩竈市の第1次、第2次の出向率で、塩竈市内商圈人口は6万766人、出向客数は合計で1万5,725人となっております。よく佐藤市長の言う「商圈人口をイオンに呼び寄せる」とした趣旨の、そうしたことが語られました。審査委員会で示したイオンの年間売り上げは、38億円としております。一方、平成16年6月に実施された商業統計調査では、小売業486億円、対前年比45億円減となっており、本町では空き店舗が出ており、商業を取り巻く状況は厳しさを増しております。

南町、本町、海岸通り、本塩釜駅の商店の店主から、「4月の出店ですか、イオン出店で地元商店街は壊滅する。結局海辺の開発はイオン丸投げだ。塩竈の中心地なのに、地元商店が張りつく土地の区画はないのか。海辺側は開発されるが、区画整理事業の開発に伴って港奥部に走る国道45号線側を境に商圈人口は分断され、本町、南町はますます寂れた町になってしまう。イオンの大手資本では私たちにはかなわない。現在の塩釜ジャスコがあるから本塩釜駅周辺にお客さんが多少流れるのであって、海辺に行ったら人は流れない」といった厳しい意見が出されました。閉店セールが行われている塩釜ジャスコ店の本塩釜駅前商店街の店主から、「塩釜ジャスコテナントは2月20日撤退と聞かされた。閉店した後、我々は一体どうなるのか」といった不安を示す意見が次々と出されました。

そこで、佐藤市長に伺います。海辺の賑わい地区のイオン出店と、公告縦覧報告の商圈人口とイオンが示した出向客数が示されております。海岸通や本町、南町商店街などに与える影響が大きいと思います。市長はどう考えているのか、お聞きをいたします。

質問の2番目は、五番地の跡地、旧今野屋跡地を観光バス駐車場の活用に、との提案であります。

イオン出店が進む中で、先ほどの回答にもありましたが、塩竈の再生に向けた青年四団体を中心に塩竈の歴史と観光、食の再発見の情報を発信した取り組み「おいしおがま 食べ歩き」、第2回が11月25日、26日と行われました。参加券の販売は、前回6月8日の取り組みで600人でしたが、今回は750枚が売れ、「しおナビ」を持った観光客が市内のあちらこちらで見かけられました。このイベントとあわせて今野屋跡地でも「味覚市」が開かれ、約1,000人が

本町、南町商店のテナントで買い物をしておりました。近くの御釜神社では歴史説明などが開かれ、この企画に合わせた努力が少しずつありますが、進められております。

しかし、今野屋跡地は本町、南町のイベント以外には、日常的には利用されておられません。周辺では北浜沢乙線の道路整備が進められており、塩竈神社につながる北浜沢乙線の完成を見通すならば、旧今野屋跡地を観光バスの駐車場として活用して、周辺の海岸通、南町、本町への観光客の流れをつくるなら、周辺商店の活性化につながるのではないのでしょうか。旧今野屋跡地周辺は、酒の蔵元、お菓子、お茶、瀬戸物、すし、魚、果物などを扱うお店があり、散策しながらゆっくりと買い物をしたり、勝画楼や亀井邸などの散策など、企画が考えられます。市民の意見として、観光バス駐車場になったらトイレは必要だとの意見も出されました。

質問は、次の2点をお聞きします。

一つは、本町、南町、海岸通の観光客の回遊性の方法として、旧今野屋跡地を観光バスの駐車場として活用の提案と、現段階で塩竈市の対応をどう進めているのか、お聞きをいたします。

二つ目に、またそのためには、地元商店会の受け入れ体制が必要であります。市当局の考えをお聞きいたします。

質問の3番目は、宮城交通(株)バス路線の廃止問題と、塩竈市の総合交通体系についてであります。

「広報しおがま11月号」に、「しおナビ100円バス50万人突破 乗って残そう路線バス」、こうした記事が載りました。宮城交通から10月、100円バスも不採算で中止をしたいとの申し出と同時に、宮城交通との協議の結果、平成19年3月末まで、これまでの補助内容で運行を継続するとの、こうした記事が掲載されました。しかし、宮城交通と塩竈市の100円バスの存続の協定は来年3月末までであり、4月以降の取り扱いについては、市は一定の補助と協議を重ねるだけとしており、100円バスの運行について明確ではありません。総額32億円の赤字を抱えている宮城交通の路線バスの交渉は、予断を許されないものと考えます。

一方、清水沢や後楽町を中心に集められた「100円バスの存続を求める会」の署名は、第3次分で1,400筆となりました。また、三中学区に100円バスの要望をする署名が1,035筆提出され、2年前に青葉ヶ丘団地、吉津への乗り入れの署名800筆が提出されており、大日向地域への100円バスをとの、こうした存続と路線延長を望む声が高まっております。

そこで、次の五つの点について質問をいたします。

一つは、100円バスについて、平成19年4月以降存続を進める考えなのか、お伺いいたします。また、市の総合交通体系について、あわせてお聞きをいたします。

二つ目は、10月20日に民生常任委員協議会で報告された改正道路運送法第4条、バス事業者の免許に対する条件緩和の内容と、条件が緩和された4条バスを運行できる運送業者が市内に存在しているのかどうか、お聞きをいたします。

3点目は、バイオディーゼル燃料が提供を開始されました。一般の市販は、1リットル105円であります。バスに使用する軽油は1リットル当たり約115円であります。経費の削減と、京都暫定規格をクリアした、CO<sub>2</sub>削減の環境に優しい燃料のバスへの活用について、市当局の考えをお聞きいたします。

4点目は、青葉ヶ丘、吉津、大日向、三中学区の100円バスの乗り入れについてお聞きをいたします。

5点目は、千賀の台団地のバスは、ゴルフ場線として市体育館から伊保石、千賀の台まで行き、折り返し同ルートで逆周りでバスが走っております。しかし、宮町吉津線、梅の宮市営住宅から老健施設までの区間は新団地が張りつき、梅ヶ丘団地にも住宅が張りついて道路が一体化しております。この道路区間を活用し、千賀の台までの新設のバスルートを設けるならば、短時間でも本塩釜駅まで通うバス路線が整います。また、庚塚の100円バス停を利用すると、100円バスのアクセスの便としても役割を果たします。市当局の考えをお聞きいたします。

質問の4番目は、10月6日の低気圧についての高潮被害についてであります。

10月6日、大雨・暴風・波浪・高潮による被害は、宮町や北浜、藤倉、港町、浦戸など、床上浸水5棟、床下浸水51棟となり、民地のがけ崩れ2カ所など市内各所で被災しました。対応に当たられた市長や関係職員の皆さんに敬意を表するものであります。

私は、宮町側水路の現場に駆けつけました。水路からあふれた高潮が、早朝5時に宮町の市道側、二軒茶屋と言われる地域であります。その周辺に溢れ、民家は冠水し、水路の土のうも高潮で水路側に落ちておりました。すぐさま市当局に連絡をし、土のうを積んでもらいました。しかし、午後3時の高潮は土のうを乗り越えて、再度の冠水被害になりました。改めて、高潮被害に遭った市民の皆さんに、心からのお見舞いを申し述べたいと思います。被害を受けた市民からは、「数年前、台風で冠水した。海水で鉄資材はだめになった。津波などのことを考えると、水門と排水ポンプを設けてほしい」などの悲痛な声が寄せられました。

当市議団は、10月26日、塩竈市に大雨高潮対策を求める要望書を提出いたしました。宮町の



対策として当面、宮町水路のコンクリート擁壁のかさ上げ、水路への水門設置とポンプ場設置、宮町水路の公共下水道による水害対策の3点を申し入れました。6月議会でも、宮町水路の水害対策について質問いたしましたが、今回の高潮被害などとあわせ、再度市当局に考えをお聞きいたします。

質問の5番目は、文部科学省が設けた「安全・安心な学校づくり交付金」の活用についてであります。

今回、玉川小学校の大規模改修として3億5,000万円が予算化され、議決されました。工事も来年の春休みから開始されます。大変喜ばしいところであります。

ところで、塩竈市立月見ヶ丘小学校の開校は昭和32年、第1期校舎を建設し、開校して来年で50周年の年を迎えます。しかし、2号、3号校舎は老朽化し、外壁の落下が危険だとして去年とことしにかけ若干の改修が進められております。しかし、教室や廊下、階段などタイルの破損、窓枠は昔の鉄枠の窓などで老朽化が目立っております。今こそ大規模改修が必要であります。

質問の第1点目は、今回活用した安全・安心な学校づくり交付金を活用し、月見ヶ丘小学校の大規模改修を進めてはどうか。どう考えているのか、市当局の考えをお聞きをいたします。

二つ目は、安全・安心な学校づくり交付金を生かして、市内小・中学校のこうした老朽化した修理に取り組まれることについて、市当局の考えをお聞きいたします。

次に、福島県、宮崎県の官製談合と知事の逮捕が政治問題となっております。入札の談合防止と透明性を図るとして、10月25日、時事通信社が行った全国の知事へのアンケートでの19の知事が一般競争入札の拡大を答え、秋田県は指名競争入札全廃へと動き始めました。全国知事会の公共調達に関するプロジェクトチームは、当面1,000万円以上の予定価格を一般競争入札にするとした、こうした改革方針をまとめております。

一方、11月21日、松島町の内田鉄夫前町長が、平成16年度の松島中学校耐震補強工事において、工事を受注した熱海工務店に対し予定価格などを漏らしたとして競争入札妨害で逮捕され、町長を辞任しました。河北新報の報道では、内田町長が同企業との親交があったことや、ほかの町の発注でも同社だけが予定価格を下回る高い落札率の事業者であったこと、入札参加資格者の名前を伝えていたことが指摘されております。

松島町議会では、過去の入札妨害事件以後、入札制度に関する調査特別委員会が設けられ、平成13年9月議会で入札制度の改善として取りまとめられました。提言は、入札参加資格への

漏えい防止、二つ目、3,000万円以上は一般競争入札導入、そのほか予定価格、落札価格、工事名、入札参加事業者、随意契約の利用を議会に定期的に公表する指名内申と指名委員会の審議の内容の公開と議事録整備など、公共工事入札への透明性や公平性など具体的内容が提言されましたが、しかしこの提言が生かされなかったのであります。

平成17年度決算委員会に示された工事請負契約を見ると、一般競争入札の予定価格7億2,417万円、随意契約件数6件で金額6億2,937万円、落札率は86.9%であります。指名競争入札は、予定価格10億9,834万円、契約件数は41件で契約金額は10億1,196万円であります。随意契約は、予定価格1億5,501万円、契約件数5件、契約金額1億5,390万円、落札率99.3%でありました。しかし、議会での契約に関する議決案件は、地方自治法施行令第121条の2の規定により、市では1億5,000万円以上として定め、議会に付すべき契約に関する条例でも予定価格1億5,000万円以上としており、平成17年度の議決案件と審議されたのは、中央第3貯留管、藤倉放流函築造工事だけであります。

質問の第1は、市の入札制度の改善について3点伺います。

一つは、一般競争入札のさらなる導入を進める上で、塩竈市の一般競争入札の進め方がどのように進められているのか、お聞きをいたします。

二つ目は、議会に付すべき議決は、予定価格1億5,000万円であります。議会の審議を進める上で、予定価格1億5,000万円を引き下げて、議会への審議を諮ることが必要であります。契約の議決の予定価格の引き下げについて、市当局の考えをお聞きをいたします。

三つ目は、その他の契約について定期的な報告をするために、議会の例えば定例会冒頭の諸般の報告などを使って契約の報告を行い、議会審議を制度化することが議会と市当局にも求められていると思います。まずもって市当局の見解を伺います。

議会運営委員会の視察で、長崎市の政治倫理条例を調査してきました。同市では、平成16年、入札事件を通じて市当局と市議会議員が関与した事件を契機に特別委員会を設け、長崎市の政治倫理条例を定めました。長崎市の同条例の14条では、「議員の配偶者、二親等の親族、これらの者が役員をしている企業は、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市に対する請負を辞退するよう努めなければならない」としてあります。地方自治法第92条の2は、「議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及び支配人又は法人の無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない」としており、こうした点で塩竈市のこの地方自治法第92条の2についての市長の見解をお聞きをして、

第1回目の質問とさせていただきます。

ご清聴のほど、大変ありがとうございました。（拍手）

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま伊勢議員からご質問をいただきました。質問通告の  
とおりましてご返答させていただきます。

初めに、海辺の賑わい地区に出店予定の大型店の商圈人口と地元商店街の影響について見解  
ということでございますので、まず商圈人口からお答えをいたします。

大規模小売店舗立地法による公告縦覧で示されている商圈人口は、発生する交通量を推計し  
て駐車場台数を算出する基礎となるものでございます。近ければ店に来る確率が高くなるた  
め、半径1キロメートルの1次商圈、2キロメートルの2次商圈、3キロメートルの3次商圈  
の人口が届け出られております。3次商圈の人口は、合計で14万865人でございますが、来店  
が見込まれている人口は2万6,353人と想定され、来店時間帯などが加味されて、必要となる  
駐車場の台数が367台と算定をされております。これらの届け出内容は、大規模小売店舗立地  
法及び省令、さらに大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針により示され  
ている内容でございます。

地元商店会への影響でございます。2006年版中小企業白書では、中心市街地に大型店が新規  
に算入してまいりますと、その集客効果で周辺の中小小売店の売り上げも増加し、消費者への  
サービスという面からするとお互いが補完し合い、相乗効果を発揮するようになるということ  
が示されております。先ほど議員の方から、既存の塩釜ジャスコ店については、まさしくこう  
いう効果を発揮してきたというようなご説明もあったとおりであるかと思っております。すな  
わち、中心市街地においては、大型店と中小小売店は相乗効果をもたらす関係にあるというこ  
とであり、さきに改正されました中心市街地活性化法の理念と合致するものであります。

なお、にぎわいの効果が既存の商店街へなお一層波及いたしますよう、我々もまちづくりに  
取り組んでまいりたいと考えているところであります。

一方、大型店の集客効果をそれぞれの中小小売店が生かしていくためには、やはり小売店な  
らではのひと手間と申しますか、そういったことや、お客様との信頼と満足を得ることがま  
す大事になってきておりますので、これら各お店ごとの努力に向けました支援を、例えば  
「商人塾」活動等を通じて引き続き行ってまいります。

現地に行ってみますと市民だけではなく、多くの方々が関心を寄せ続けていただきましたこ

の一等地で、今、つち音が響き、工事がまさに進行中であります。数百人規模での雇用も見込まれ、港奥部再開発事業等と相まりまして取り組んできた成果の一つが姿を見せ始めたものと期待をいたしておりますが、いずれ活性化への起爆剤となりますよう、なお一層の努力を傾注してまいりたいと考えております。

次に、本市の旧今野屋跡地に観光バスを誘導するなどの受け入れ体制についてのお尋ねでございました。

今年度、「本町通りまちづくり研究会」が、市と県の補助を受けて交通量調査等研究事業を行っております。内容といたしましては、県道北浜沢乙線の開通が本町通りに与える交通量の影響と、大型車両の本町地区への乗り入れ可能性の調査であります。現在、調査そのものは終了し、分析を行っている段階でございます。この分析結果が出次第、今野屋跡地の利活用でありますとか、北浜沢乙線開通後の本町通りの活用方策など、本町通り商店街の将来を見据えてどんな対策が必要となるか、官民一体となって検討を行ってまいります。

観光バス受け入れに関する質問でございますが、ご案内のとおり、この広場は地域の再開発のために取得している土地であります。当面町の活性化につながりますイベント等の際には、地元と十分協議をしながら活用を行ってきたところでありますし、今後もさまざまな利活用をお願いしてまいりたいと思っております。

なお、観光バスの常設駐車場ということになりますと、議会に対しましても地域の再開発のために取得するという目的でご理解をいただいている土地でありますので、改めてご相談をさせていただかなければならないと考えているところであります。

いずれ、本町地区につきましては、本町通りまちづくり研究会の皆様方が、この地域の商店街の活性化のために今大変な努力をされております。こういった努力が無になることのないよう、我々もともに頑張ったいと考えております。

次に、宮城交通路線バス廃止問題と市内総合交通体系についてのご質問、5点いただきました。

初めに、100円バスの平成19年4月以降の対応についてであります。既に9月議会でもご答弁を申し上げておりますとおり、100円バスは運行開始から50万人を達成するなど、市民の足として確実に定着をいたしております。この1年間の利用者数も30万人を超えている状況から、先ほども申し上げました9月議会でも、来年度も引き続き事業者の理解を得ながら、一定の補助を前提とした協定を結び、引き続き宮城交通へ運行をお願いしてまいりたいというふう

に考えているところであります。

赤字をできるだけ少なくするため、多くの方々に利活用していただくことはもちろんのこと、利用の実態に即した運行の改善にも、今後ともなお一層努めてまいりたいと考えております。

総合交通体系との関連は、というご質問でありました。仙石線の市内3駅、あるいは東北本線の塩釜駅等々相互組み合わせを行いながら、総合交通体系として大変重要な役割を果たしているというふうに認識をいたしておるところであります。

道路運送法第4条の改正についてお答えをいたします。

路線バスを運行するには、道路運送法の第4条に基づく許可、免許が必要であります。平成18年10月1日から、この道路運送法等の一部を改正する法律が施行されております。この改正は、地域のニーズに応じた多様な運送サービスの提供を促進し、多様化する需要に柔軟に対応できる制度が必要であるとの認識を受けたものでございます。

この改正のポイントは、乗り合い旅客自動車運送事業の対象範囲の拡大にございます。これまでの路線定期運行、つまり路線を定めて定期・不定期に運行する自動車による乗り合い旅客の運送や、区域運行といった路線を定めず旅客需要に応じた乗り合い旅客の輸送を行えるようにしたものでございます。

このようなことから、今後は地域のニーズに応じた多様な運送サービスを行う事業者もあらわれてくるのではと予測をいたしておりますし、期待もいたしているところでございます。

バイオディーゼル燃料の活用についてお答えをいたします。

宮城交通が運行しているバスにも団地組合のバイオディーゼル燃料が活用できるのではないかとのお尋ねであったかと思いますが、これまでもその協議は重ねてきております。宮城交通としては、環境に優しい燃料ということもあり、積極的な活用方策を模索いただいているところであります。団地組合のバイオディーゼル燃料は、先月末より本格的な事業を開始したところであり、現在、団地組合員の車両約40台で利用されております。

今後は、安定的な供給を図るため、事業の推進とあわせてさらに品質の向上を図ることといたしております。資源循環型社会の構築に向けて、公共交通機関であるバス事業者にもご利用いただくことは大変意義のあることでありますので、本市といたしましても引き続き推進が図られるよう働きかけを行ってまいります。

青葉ヶ丘、吉津等々への100円バス乗り入れについてのお答えをいたします。

バスが現在乗り入れしていない地域のへの新規の乗り入れの要望についてでございますが、市といたしましては、現時点において廃止対象となっております「しおナビ100円バス」でありますとか清水沢団地線など、既存の路線の存続に向けた取り組みをまずは第一にととらえておりまして、ご提案の新規乗り入れにつきましては、今後の課題ということでご理解をお願いいたします。

千賀の浦団地へのバス路線の新設についてお答えをいたします。

宮町吉津線の道路が改良されたことに伴い、千賀の台団地に乗り入れるバス路線を新設できないかとのお尋ねでございますが、現在千賀の浦団地と市中心部を結ぶバス路線としてゴルフ場線が、上り線下り線合わせて53便運行されております。この運行路線は、千賀の台団地から梅の宮浄水場、清水沢団地、体育館前を通り、吉津入口から市道宮町吉津線に入り、本塩釜駅を經由し塩釜埠頭、宮城交通塩釜営業所までの間を往復いたしております。

現在、市といたしましては、事業者からの路線廃止申し出に対し、先ほども申し上げましたとおり、既存の路線運行の維持存続に重点を置いた取り組みを最優先の課題とさせていただいております。このゴルフ場線につきましても、先ほど申し上げましたとおり、一日53便が運行されておるわけでありまして、若干のご不便はおかけをすることになるわけでありまして、利用者の皆様方にはこういった既存路線の利活用によりまして、この路線の存続が可能となりますよう、よろしくご協力をお願い申し上げたいところでございます。

市といたしましてはこのように、あくまでもまずは既存路線の利用者数の増加に向けたPR活動を行って、何としても現行の路線の維持を優先させた対応を行ってまいりたいというふうに考えているところでございますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

10.6低気圧による高潮被害と市の対応についてお答えをいたします。

特に宮町側水路の高潮水害対策についてご質問がございました。

現在の宮町水路のコンクリート壁は、過去の津波高などを参考としながら異常潮位にも対応できる高さで築造がされました。しかしながら、一部の石積み護岸が不等沈下などによって高さに不足が生じ、大雨のときにはそうした箇所から隣接する低い宅地でありますとか道路に溢水し、冠水などの被害を発生させております。このため、公共下水道雨水整備計画で宮町側水路を梅の宮1号幹線として雨水幹線整備計画に位置づけ、年次計画によって整備を行う予定といたしております。

この雨水幹線計画では、現在の水路が高潮時に側溝や暗渠などから海水が逆流するため、逆

流防止さくと降雨時の内水排除のためのポンプによる強制排水などもあわせて実施する計画内容となっております。

宮町水路と被川水路の出口に水門、排水ポンプというご質問でありました。

この抜本的な対策につきましては、港湾管理者である県の方の計画となりますが、なお県と協議を進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、月見ヶ丘小学校の大規模改造事業についてお答えをいたします。

市内の各小学校の施設整備につきましては、学校施設補修工事3カ年計画に基づいて計画的に進めさせていただいているところであります。月見ヶ丘小学校につきましては、本年度にプールの給水施設改良工事でありますとか、3号校舎の外壁の改良工事などを実施させていただいたところであります。また、平成20年度に耐震補強工事を予定しておりますので、本年度において耐震診断調査設計を行ってまいります。

次に、市内小・中学校の今後の計画についてであります。月見ヶ丘小学校以外の小・中学校の施設整備につきましては、同様に学校施設補修工事3カ年計画に基づいて計画的に事業を行っております。

なお、平成22年度までは、耐震補強工事を最優先課題として事業を行ってまいりますので、玉川小学校以外の大規模改造は現時点では予定をいたしておりませんので、ご理解をお願い申し上げます。

次に、入札制度についてご質問をいただきました。

本市の状況であります。入札についての透明性、公平性、競争性が十分に確保できますよう、これまで種々の取り組みを行ってきております。

まず、一般競争入札につきましては、従来7億2,000万円以上の工事に適用をいたしておりましたが、平成12年度からは対象を1億5,000万円以上に引き下げ、公平性、競争性の確保に努めたところであります。

また、改善策の一つとして入札内容の情報公開に努めており、平成13年度から年度内の発注予定工事一覧表をホームページに掲載するとともに、指名基準や入札参加社名、そして落札価格など入札過程を公表いたしておりますとともに、本年度からは設計価格5,000万円以上の工事につきましても、予定価格の事前公表を試行中でございます。平成15年度には、共同企業体による入札参加についての取扱要綱を定め、手続の透明性や地元企業の入札参加機会の確保を図っておりますとともに、入札に先立ち各種の見積もりを徴収する際には、見積徴収の相手方

の選定がより客観性を持って行われますよう、「見積徴収委員会」を設置しているところであり  
ます。

また、平成17年度からは、年度当初から業務を開始する業務委託等について、2月補正予算  
で債務負担行為を設定して契約事務を前倒しで行うことにより、入札から業務開始までの準備  
期間を約1カ月ほど、おかげさまで多くとれるようになりました。公平性、競争性の確保に大  
いに貢献をいたしたというふうに考えております。

さらに、これまで随意契約を行ってきた工事につきましても継続して見直しを行っており、  
より透明性、競争性を確保できますよう入札方式の規模、方策等の改善に努めたところであり  
ます。

議員の方からは、1億5,000万円以下についても議会の承認、あるいは情報の公開等々のご  
質問をいただきましたが、今後検討をさせていただきたいと思っております。

このように、さまざまな改善を続けておりますが、現在試行的に行っているものを本格実施  
に移すなど、今後もより一層契約の公平性や透明性が高まりますよう努めてまいりたいと考  
えております。

なお、議会の倫理条例ということでありましたが、私がお答弁申し上げることではないかと  
思っておりますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（菊地 進君） 山本総務部長。

総務部長兼危機管理監（山本 進君） 私から2点ほど、20番議員にお答え申し上げます。

第1点目でございますが、現在、地方自治法第96条に基づきまして、契約案件については1  
億5,000万円、その根拠は地方自治法の施行令に基づくものでございますが、これにつきまし  
ては、昭和38年に既に「この契約金額を下回るような改正はまかりならん」というふうな通知  
がされてございます。したがって、現行法体系のもとでは、1億5,000万円以上が契約金額と  
して議案に付すことになっております。以上です。

もう1点につきましては、基本的には市長がお答え申し上げましたが、契約等々一連の情報  
につきましては、既にインターネット等々でもすべて公開してございます。また、既に本市に  
おきましては公開条例等も定めてございますので、そういった形でもって情報を入手いただ  
ければというふうに思います。以上でございます。

議長（菊地 進君） 20番伊勢由典君。



20番（伊勢由典君） 時間もさほどありませんので、まとを絞って2回目の質問を行いたいと思います。

そこで、大型店についてご回答がございました。

最後の小売店への関係で、相乗効果があるんだと、こういうお話でございましたが、私がそれぞれの中心が、旧中心側といいますか本町側の方々、南町の方々から言わせると「それは違うよ」というのがこうした方々のご意見でありますので、その点はこの点について一言申し上げておきたいと思います。

やはり市長のこの取り組みについての違いは、私も改めて議事録を読み返しました。平成15年12月議会、同様に平成17年12月議会の中で、平成15年当時の市長の立場は、当時ですよ、この海辺の賑わい地区については、土地については市民の有効財産として使いたい、共有財産として使いたい、こういうことは同感できると。そして、地元の基幹産業の参入と、そしてこれを進めるために推進したいというのが、まず平成15年当時の回答でございました。

ところが、平成17年12月の私の質問に対しては、先ほどグランドデザイン等々含めて当時決定の判断理由、この公募をいたした最終的な12月議会での市長答弁は、食・住・商の基本コンセプトが整合性があるんだということが主な回答でございまして、この点からいっても本来の、平成15年と17年当時、手法が切りかわった時点から市長のやり方が、地元というよりも大型店の出店の方向の条件づくりに移ったというふうに言わざるを得ないのであります。「起爆剤」と最後に市長はおっしゃいましたが、起爆剤になるとは私は思えません。

そこで、もう1点、お聞きをしたいと思います。

先ほど、前段の議会の中でも市長は17億円の、これは財政危機の中で財源上の財源を生み出したと言っております。もう一度そこでお聞きしたいんですね。

つまり、よく「スクラップ・アンド・ビルド」と言われるのをよく私たちも耳にします。先ほどの議会回答でも、市長の回答では17億円のいわば財源を確保したと。そうしますと、一体平成17年、18年、今年度の予算も含めてどれほど、先ほど17億円ですから、これは恐らく「スクラップ」なんでしょう。そうすると、それを踏まえている「ビルド」の方ですね、事業の再構築は、平成17年でどのぐらいの見込みだったのか、教えていただきたい。平成18年度もどのぐらい見込んでいるのか。それではそのうち、この海辺の賑わい地区に平成17年度でいかに投資して、平成18年度でいかに投資したのか、改めてその辺の当局が判断している点についてお聞きをしたいと思います。

それから、今野屋跡地の問題は、先ほどお話がございました。こうした事業について、進めている方向で調査も行っているようでもあります。

そこで、この今野屋の土地の関係は、先ほど市長がおっしゃいましたように、経過は土地開発基金1億4,500万円を、土地をそのために取得したわけですね。市のいわば予算を執行して、その取り壊し等も含めてやったわけです。当時、平成16年6月議会で、この問題について私も質問の中で触れた中では、市の職員も一人派遣をしていると。そうすると、やはり市の重要な責任課題であると思うんですね。だから、こうした交通量調査も含めて、それではどこでその責任を果たすのか。先ほどの質問の中では、常設の駐車場にした場合、議会にも相談にあずからなければならない、こういうことでもあります。そうしますと、流れはどうなるかわかりません。しかし、そうした一つの有効活用の際には、やっぱり当然議会への報告や承認事項ということになるのでありますから、その辺の市の対応方についてどう判断されているのか、お伺いをしたいと思います。

それから、バスの関係で、先ほどご回答がございましたが、一定の協議もしている、それから一定の補助も、それは理解するところであります。総合交通体系もそのとおり、駅の方への乗り入れも云々と言っておりました。

そこで、100円バスについて、最終的な意思決定の存続の方針は宮城交通が行うのか、それとも市が行うのか、その辺について、もう一度確認をしたいと思います。

それから、第4条について、お答えにはなっておりますが、市内にその事業者を行う事業者があるのかとか、存在しているのかどうか。この辺についてお伺いを、まず2点したいと思います。

低気圧被害については、一つ問題は、私たちの問題意識としては、こうした事業について対策を求めていく必要は、私たちも現場を見て改めて痛感しました。それで、コンクリートのかさ上げをしてもその下の方、赤い橋の橋をまたぐところからどんどん、どんどん高潮が流れてしまうんですね。だから、用は十分果たしていない。だからこそ、その点でも必要な対策を求めたい、この声が大でありました。

問題は、こうした点で、年次計画でというものではなくて、先ほど例えば藤倉ポンプ場でも債務負担行為を設定して、一定の事業を促進するための対応方をさきの議会でも求めております。その点についてお伺いをしたい。

次に、月見ヶ丘小の関係で、大規模改修の問題なんですが、例えば実施計画に玉川小学校は

のったわけです。実施計画の中では平成18年設計、19年工事、これが国の補助、今回の交付金事業によって早まったわけですね。先ほどの回答でも、つまり市内小・中学校について3カ年計画として耐震、あるいは修理・修繕をという話でしたが、少なからず実施計画にのせて、こうした老朽化している関係、どの学校の大規模改修計画について、この制度が国ではやはり出ているわけですから、その点についてどう考えているのか、お伺いをしたいと思います。

入札制度は、1点だけ。一般競争入札については、どこで判断しているのか。たしか私がちょっといろいろ調べた中では、少なくとも指名委員会等々の中で、先ほどの中のだれをどういうふうに入札の対象にするのかという、一般競争入札にするのかという議論があったようでありますから、いわばそういう中身だというふうに私たちも聞いておりますので、一般競争入札、全国的にはそれを拡大しなければならない、そういう流れでありますから、そうするとそうした一般競争入札制度をさらに拡大していく上で、一体何を改革しなければならないのかですね、入札制度について。情報の公開は、それは結構です。だけれども、制度そのものの改革についてどのように進めようとするのか、進めなければならないのか、その辺についてお聞きをします。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 通告に従ってお答えをいたします。

初めに、海辺の賑わい地区の土地利用、大型店だけのみの利用ではないかという意味でのご質問であったかと思いますが、今ようやく第1期分が動きを見せ始めたわけであります。今後、本塩釜駅西口を中心とした第2期、さらには港湾道路の方に面した第3期地区と、この事業が今から広がりを見せるわけであります。

議員の方には、「大変だ」というような声も寄せられているようでありますが、私のところにはもちろん「大変だ」と言う方々もおられますが、多くの市民の方々から「ようやくあの部分に光が当たり始めたんですね。もっともっと頑張ってください」というような激励もいただいていることをご紹介させていただければと思っておりますが、なお地元の方々がなお参加しやすい条件づくり、例えば既存の商店街の方々が共同事業によってビルを建設するといったような動きも既に出てきているわけであります。そういったことに我々も共同歩調をとりながら支援をさせていただければと思っております。

その中で、海辺の賑わい地区に投入いたしました事業費、17年度分、18年度分につきまして、後ほど担当の方よりご報告をいたさせます。

本町地区の再開発用地、私の立場からいたしますと「取得済みであった」と言わせていただいた方がいいのかと思いますが、いろいろ過去に議論をされて、この土地を取得いたしました。私は、そういった土地がせめて有効活用されればということで建物を取り壊して、先ほど議員の方からもPRいただきましたが、さまざまな行事、イベントに活用させていただいていくところでもあります。建物が建っていれば全く利活用ができないという中で、大変貴重な費用ではありましたが、そういった費用をかけて建物を解体し、本町地区の方々の各種イベントでありますとか、その他の地域の方々のイベント等に活用いただきながら、幾ばくかでも商店街の振興・活性化につながればということで努力をいたしているわけでありまして、そういった場所に例えば恒久的なバスプールというような話であれば、改めて議会の皆様方に考え方をお示しすべきであろうということを申し上げたわけでありまして。

100円バスについては、平成19年4月以降も継続されるというお話をしましたが、これについては本市と宮交の間での話し合いの中で合意に達したことであります。

なお、4条の事業者という話でありましたが、後ほど担当よりご説明をいたさせます。

高潮対策、先ほど既存の石積みが下がったというようなことに代表させたわけでありまして、その他の応急的な対策が必要な場所等についても、既に現地調査が終わっておりまして、地元の方々には今後の本市の対応を一定程度ご説明をさせていただいているところであります。一日も早くこういった対策が進みますよう、なお一層努力を傾けてまいります。

月見ヶ丘小学校についてであります。先ほど答弁の中でも申し上げさせていただきました。残念ながら、本市の小・中学校で耐震補強が終わっていない学校がまだまだ残されております。そういった学校に学ぶ児童・生徒の安全対策が最優先されるべきではないかということ、あらゆる議会を通じて申し上げてまいったわけでありまして。今回も同じ回答になりますが、まずは耐震対策を急いでまいりたいと思っております。

一般競争入札につきましては、担当部長よりご説明をいたさせます。

私からは以上でございます。

議長（菊地 進君） 山本総務部長。

総務部長兼危機管理監（山本 進君） 20番議員にお答えします。

まず、行財政改革絡みの件でございますが、18年度17億円の歳入不足をスクラップいたしました。その主なものは職員定数の適正化、あるいは職員給与の独自削減、それから経常経費等の削減でございます。その他、歳出の中で特にご質問ありました海辺の賑わい地区の整備につ

きましては、平成18年度 9億6,600万円、決算の方はまだ執行中でございますけれども、そういう予定でございます。ちなみに、昨年度は9億4,000万円をこの賑わい地区の整備のために投入してございます。

それから、一般競争入札でございますけれども、議員ご案内のとおり、あくまでも1億5,000万円以上の案件に対しまして一般競争入札を導入してございますが、その基準というのは、一つは事業規模、それから1億5,000万円以上という事業費の問題、それから事業の技術的な質、それから量等について、一般競争するのがふさわしいということも指名委員会において判断し、発注しているという内容でございます。

発注の仕方につきましては、それを一般競争入札に付す際については、地元等の部分もございますので、例えばJV、特定JVを組むとか、あるいは甲型、乙型という形の組み方をしてございます。

それから、今後の課題でございますけれども、一般競争入札を導入する場合の一つの問題点としては、一つは時間的な制約がございます。例えば、参加企業から出された積算書を一応発注者側で精査しなければなりません。そういったような時間的な問題、それから人員の体制の問題、それから技術力とか質の問題、そういったような環境を整えながら、今後その一般競争入札についての枠拡大というものを検討していかなければならないのかという感じです。以上です。

議長（菊地 進君） 大浦市民生活部長。

市民生活部長（大浦 満君） 道路運送法第4条についてお答えいたします。

第4条では、一般旅客自動車運送事業を営もうとするものは、国土交通大臣の許可を受けなければならないという規定になっています。一般乗合旅客自動車運送事業、通称「路線バス」については、市内では宮城交通さんだけです。以上です。

議長（菊地 進君） 暫時休憩いたします。

再開は15時15分といたします。

午後3時00分 休憩

---

午後3時15分 再開

副議長（志賀直哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

21番東海林京子君。

21番（東海林京子君）（登壇） 社民党の東海林京子です。

ことしも残すところ2週間となりました。先日、ことしの世相をあらわす漢字の一文字が「命」という字に決定されたと聞いたとき、思わず私の口から「やっぱり」という言葉が出ました。同じことを考える人はたくさんいるものだと思ったからです。

皇室の男児出産のことは喜ばれた命、事件や事故で失われた痛ましい命、特に悲しい目にあった命は、虐待やいじめで失った子供の命でした。失われたそれぞれの命に、心からの冥福をお祈り申し上げます。

最初の質問は教育問題で、いじめのことについて伺います。

10月から11月、12月にかけてほとんど毎日、子供のいじめによる自殺の記事が新聞の紙面を覆っておりました。つい5日前の新聞にも大見出しで「ネットで中傷 集団いじめ」の記事が、学校を写真で出して、学校名も、被害の子の学年と転校先の町の名前も出しています。まるで転校した先の学校の生徒へ「新聞の子はこの子だ」と教えているような記事に、腹立たしく思ったのは私だけではなかったようです。

今回、自殺した記事の一方では、全国各地で自殺予告の手紙が、文部科学大臣あてや地元の教育委員会に出されたものも相当数あり、県内でも石巻市や登米市でもありましたが、予告は予告で終わったことはよかったですと思います。しかし、いじめ事件で当事者の学校長や担任の先生も自殺してしまった例も何件かありました。マスコミや世間の過剰な責任追求に耐えられなかった結果だと思います。

学校でいじめが発覚し、注意してもいじめはやまなかったり、むしろクラスじゅうや学校じゅうにたくさんいじめが拡大するなど、何でそうなるのか私たちには理解ができません。いじめられている子供さんは、「きょうもいじめられる、学校に行きたくない」、こんなことが毎日繰り返されれば、だれだって死にたくなります。学校に話しても、親に話しても、なかなかいじめがとまらない状況で、自分の居場所のない子供の気持ちにどうして助けの手をもっと早く差し出してやれなかったのかと、親の気持ちになって悔しい思いがいっぱいです。自分の身内のことだったら、と自分に置きかえたら、とても許せるものではありません。

命と引きかえに遺書を残し、死に至るまでの子供の苦しみ、悲しみ。しかし、学校はなかなかいじめの実態を認めようとしないケースもありました。命で抗議をしているのに、「実態がない」とか言い切れるのは何なのでしょう。いじめている子を特定するまで時間をかけ過ぎ

て、そのうちにもいじめは続いているわけですから、むしろ「チクった」とか言われて、ますますいじめが強くなって行って、耐え切れずに自殺してしまうのでしょう。

メディアでもいじめられた子のことは大きく報道していますが、その陰に隠れていじめた子が守られているように見えてしまい、何となくすっきりしないと思っている人も少なくありません。この間、学校が悪い、先生が悪いと、すべての先生が一緒くたにされていますが、一生懸命取り組んでいる先生方は、本当に気の毒だと思います。この人たちにも家族があるのです。「いじめられた子供も、いじめている子も、先生方にとってはうちの子供です」とおっしゃる先生の心は、言葉では言わなくとも将来のあるどの子も守ってあげたい、犯人にはしたくないという気持ちがあらわれています。

以前、私はこの議場で、「本市はいじめはありませんか」と質問したことがありました。そのときの回答は、「本市にはいじめはない」という返事をいただきました。その後、数年間、塩竈でのいじめの実態は聞いたことがありませんので、安心していました。しかし、今回の各地で起こったいじめ問題では、塩竈は本当に大丈夫なのだろうかとクエスチョンマークになりましたので、今回、確認の意味で質問をさせていただきます。

これまで、市内の学校でいじめが出なかったというのは、もちろん学校現場の努力、秘訣みたいなものがあったと思いますが、共通するマニュアルみたいなものがあったのでしょうか。その教育の仕方と、その効果についてお伺いします。

さらに、今回、いじめ側への対応についても問題ありと指摘されて、文部科学省もコメントを発表しましたが、教育長はどのような指導がいじめをとめる有効なやり方であると思いますか。お考えについて教えてください。

次は、食育教育についてお尋ねいたします。

今、健全な食生活が失われるという危険感から、政府は昨年11月24日の閣議で、ことしの7月施行の「食育基本法」に基づく方針が県を通し、市町村にもおりているだろうと思います。

今、家族そろって食事を囲む回数が年々減り、毎日夕食をとともにしているのは4世帯に1世帯という現状です。毎日ほぼ同じ時間にお母さんのつくったおいしい食事で、ゆっくり落ち着いて食事をしている望ましい家庭の健全な食生活が失われるという危機感を持った政府は、11月24日の閣議で2005年7月施行された食育基本法に基づく初めての食育白書を決定しました。

白書によると、毎日一緒に食事をとる家族の割合は、30年前には36.5%だったのに、2年前

で既に25.9%まで減少していました。一日の野菜のとり方も、一日摂取量350グラム目標はすべての年代で達成されていないで、栄養の偏りが顕著になっています。

さらに、白書では、朝食をとらない子供たちは、疲れる、イライラする割合が高く、一方、毎朝食事をとってくる子供ほどテストで高得点を得る傾向にあるとの調査結果を紹介し、「食育の重要性を指摘している」と新聞でも報道しています。

去る1月18日、塩竈市の公民館で「教育フェスティバル」が開催されました。その中の一つに、教育フォーラムで「早寝・早起き・朝ごはんしてますか？」というテーマでパネルディスカッションがありましたので、私も観客で参加してきました。テーマの「早寝・早起き・朝ごはんしてますか？」について、今日的な社会状況、今後の成功ある取り組みなど話し合われました。

まず、「遅寝・遅起き・否朝ごはん」で登校している子供たちの状況がつぶさにわかりました。パネラーの先生が子供たちと行った話し合いやアンケート調査の結果から、塩竈市の子供たちの朝御飯を食べてこない数は、小学校では17%、全国平均では15%、中学校では8%、全国平均では22%とかなり高くなっています。夜11時以降に寝る小学生は10%、中学生では8%、全国では22%、12時以降に寝る子は12%だそうです。早起きできないのは、「夜中までテレビを見ている」というのが85%もあり、その中には、テレビゲームやパソコン、携帯ありで、宵っ張り朝起きが悪くなる。これは、むしろ大人が早く寝ないということ、親が子供の遅寝を見過ごしているということもあります。朝食も食べる時間もなく、区切りのないままの登校、朝食を食べないのは子供の遅起きだけの問題ではなく、ご父兄の働き方の時間帯で親が食事をつくらないというのもありました。かわいそうで親を起こせないで、間に合わせて食べている子はまだいいのかもしれませんが。パネラーの先生の話によりますと、「早寝・早起き・朝ごはんしてますか？」のテーマを、子供たちのテーマでいろいろ話し合いをした、その実例が紹介されました。

一つは、「私はなぜ早起きできないのか」、その答えがさきに申し上げましたテレビを見ている子が85%の回答でした。子供の見たいテレビ番組が夜遅くまで、9時、10時までやっている。そのほかには「宿題をぎりぎりさせられる」とか、そういう答えもあったのです。このテレビを遅くまで見ているのは、やっぱり大人の毅然とした態度で見せる時間を減らすしかないこと。「NOテレビデーをつくる」、例えば一週間のうちに1日だけテレビを全然見せない日をつくった。その時間に何をしたら、テレビを見ないでよかったことは何か。子供たちの答え



は「目が疲れなかった」「好きなことをしていた」「掃除をしていた」。

生活習慣のチェックをさせたそうです。布団に入った時間は何時か、布団から出た時間は何時か、朝御飯のおかずは何だったか。そういうことをやることによって、お母さん方が「しっかりやらないと」という気になったのでしょう、朝御飯のメニューが変わったそうです。「お母さん自身が意識してメニューを変えたいと思うようになった」とご父兄が話をしています。先生は、「学校の方でできることで、家庭や社会が変わるのだと思えた」と言っていました。

「NOテレビの日を設けること、親が朝御飯をつくらないことについては、家族で話し合えばいい。核家族、母子家庭や父子家庭、共働き家庭、祖父母同居家族、それぞれの事情がある。母がかわいそうで寝かせてやりたいと思ったら、高学年の子が自分でさせること。子は大人の背中を見て育つの一点に尽きる」という厳しいご意見も出され、私も思わず背筋を伸ばしました。また、パネラー、コーディネーターの方から、「祖父母の力の見直し、今ヨーロッパでは始まっている。祖父母の力を借りていくことも大事」と話されました。

既に、政府の指針が示されておりますが、本市としては特に行政に縛られない、未来を見据えた塩竈らしさを子供たちの食育に望みます。塩竈市はどのような食育という学習をどうつくっていくのか、ご答弁よろしく願いいたします。

次の質問は、学校の夜間及び休日等のセキュリティーについて伺います。

ことしも年の瀬も押し迫り、一段と寒さも厳しくなって、しかもどこでもだれでも忙しくなって、戸締まりや火の始末のことが心配になってきます。そのため、公共施設ではほとんど外注のセキュリティー事業者をお願いしているので心配ないとは思いますが、あの学校のいじめ事件で自殺をしている子供さんが、その場所が学校で首をつったり、屋上から飛びおりたりしている例も何件ありました。自殺は人知れずやるものですから、夜中や朝方に忍び込んでいると思います。学校にどうやって侵入し、自殺や放火ができるのかわかりません。我が塩竈では十分な安全・安心の体制であると思いますが、大丈夫でしょうか。教えてください。

次の質問は、高潮対策について伺います。

私の前に質問したお二方の方にもお答えになっていたと思いますが、10月6日の日中から夜中にかけてかなりの強い雨が降っていました。藤倉地区は大雨洪水の常襲地区なので、低い地域の冠水を心配していましたが、夜中までにはすっかり雨も上がり、洪水の心配はなくなりましたので安心して、さあ、寝ようかと思って玄関の戸締まりをし、点検しようとして一たん戸を開けると、水の流れの音が聞こえました。雨も降っていないのにどうして水が流れているの

かと思って玄関から外に出ると、我が家と隣の境の側溝や路地から物すごい勢いで泥水が流れてきました。南側、つまり海側から北へ向かって流れ込んできました。あっという間、何がどうなっているのかわからないうちに、たちまち旧二中跡地は冠水してしまいました。時間は10月7日、午前3時過ぎのことでした。

昭和62年、8・5のときと同じ状況、同じ景色になりました。町内に出ていきたくとも一歩も出られない状況でした。雨が降っていないので間もなく引いてくれるだろうと思いましたが、水はいつまでもとどまって引いていきません。そのうち息子の会社のトラックが来てくれたので、いつも冠水する地区を見に行きました。行くところすべてが大洪水で、行きたいところへはすぐ行けず、かなり遠回りをしながらやっと行けたという感じでした。特に、北浜四町内会、藤倉二丁目、二中跡地側、藤倉三丁目、保健所裏側あたりは床上浸水、布団のぬれで目が覚めたという人も何人かおりました。

こういうことがとにかく3回起こったわけです。大雨のときはいつでも浸水するところは、今回は何の被害もありませんでしたので、その地区の人々は「何を言っているのか」と、私の話に変な顔をしておりました。内容がよく理解されませんでした。今回の大潮で被害に遭った人たちは、皆さんが「津波は恐ろしいね、こんなものじゃないよね」と、必ず来ると言われている津波の恐ろしさを実感して、もう不安でたまりません。

自然災害から町を守るには、行政や政治力に頼るしかないと思いますが、市当局の今後の高潮対策、護岸防潮堤の早期整備についてのご見解、ご答弁を、それから実施計画等についてお示しいただきたく、お願いいたします。

関連して、防災無線の活用についてお尋ねします。

10月6日、7日の高潮の際に、あれほど大きな高潮が来たのに、来る前にも、来た後でも防災無線で全然知らされなかったのが、知らないで寝ているうちに布団がぬれて、目を覚ましてびっくりして飛び起きた方もいます。車や畳、家具、店の商品が水浸しや流出、庭の植木鉢や清掃道具が流された、犬がおぼれそうになっていたなど、いろいろ苦情も寄せられました。だれも予測外のことであり、一長一短あることは認めますが、見きわめも難しいとは思いますが、しかし、高潮の来襲する前は強い雨も降っていましたので、少々オーバーな防災の呼びかけであっても怒る人は少ないか、全くないとも思われます。あの日が大潮であるのは、行政は十分承知していたのですから、せめて寝る前に「今晚、何時何分ごろ大潮があります。高潮の被害も考えられるのでご注意ください」ぐらい防災無線で放送しなかったのはどうしてなのか、お

答えいただきたいと思います。

次に、塩竈の基幹産業の将来について伺います。

最近、塩竈の命ともいべきマグロが、「食卓から消える？」というテーマでテレビ放映しておりました。また、本日の地元新聞でも大きく取り上げています。マグロ好きの私としては、仕事の手をとめてテレビの前に座りました。マグロが食べられなくなったら、「寿司のまち塩竈」は将来どうなるのだろうかという心配が脳裏を走り抜けました。

世界の中で日本は「マグロ大国」と言われ、昔からマグロの消費量が一番と言われているそうです。しかし、最近はどここの国も健康指向になり、肉ばかりではなく魚が好まれるようになりました。しかし、今後マグロの捕獲量が22%削減されるようになる。大衆マグロのキハダやメバチも乱獲で量が減っているので、今後は10%削減される。日本の乱獲のペナルティーとして、これまでの漁獲枠の半分の量になるのではないかと心配されています。

今後3年間、日本は3,065トンのダウンになるそうです。現在、オーストラリアのマグロのほとんどが日本で買われています。クロマグロは現在、年間漁獲枠は世界で3万2,000トンで、今後は1万5,000トンと検討されているようです。このように、大幅にマグロの漁獲枠が縮小されれば、当然塩竈への影響が懸念されます。塩竈にはどのように影響するのか、将来的不安はないのかなど、具体的なご答弁をお願いします。

塩竈の魚市場、あるいは仲卸市場の事業者も商売から最近手を引いている傾向にある。後継者がいなくて続けられないという人もいますが、その対策と行政の支援など、現在考えられる塩竈のマグロを守るための施策についてお伺いいたします。

私の前に質問した20番伊勢議員の質問と要望事項がダブりますが、公共交通の充実について伺います。

塩竈市当局の熱烈なご支援、ご配慮によりまして、「しおナビ100円バス」の運行は市民から大助かりと大変喜ばれています。利用客も、平成16年12月20日の運行時から平成18年9月末までの1年9カ月間で50万人の人が乗降したと塩竈の広報にも出ておりました。1日平均784人になります。1便当たり平均35.6人の人が乗る計算になりますから、ほとんどいつも定員いっぱい満員になっている現状は納得がいきます。しおナビ100円バスの路線は、市民の皆さんに本当に喜ばれて利用されている結果だと思えます。平成19年の3月までなんです、それ以降もずっと続けてほしいという市民の皆さんの要望をしっかりと市長は受けとめてほしいをお願いします。先ほど、「ずっと続ける」というご回答がありました。

また、循環バス発足当時から、青葉ヶ丘団地や千賀の台の方々、大日向、母子沢地区の人々からも、しおナビ100円バスを通してほしいという要望は、いまだに実現していません。「私たち税金はしっかり払っているのに、地域的に不平等だ」と手厳しいことも言われています。これらの団地の方々が高齢化が進み、これまで車を運転していた人も最近は動かさなくなり、病院や買い物などに大変不便を感じているし、タクシー代などもかさみ「容易に出かけられなくなった」と言っています。一日も早い実現を心待ちにしています。

100円バス以外の一般路線バスは、どの路線もすべて市内運行料金は100円にした方がいいと私は思います。利用客も、高齢者や子供さんたちも喜んでいます。全市を100円にすれば、しおナビ100円バスのように乗客は圧倒的にふえ、まちも活性化するし、高齢者や体の不自由な人も元気になり、医療費の支払いも減って一石二鳥だと思います。市長さん、2期目の公約は、「全市100円バスで日本一住みたいまち」の実現をお願いしたいと思います。

最後の質問は、「とっとちゃんスタンプ」「市内共通商品券」の活用についてお伺いいたします。

とっとちゃんスタンプと塩竈の商品券で、納税や公共料金の支払いに使える制度を新設するよう要望します。

市民にすっかりおなじみになり、また利府町、七ヶ浜町の一部の方々にも知れ始めてきた「とっとちゃんスタンプ」は、塩竈の商業協同組合が始めた事業で、現在、事務局は壱番館1階にあります。加盟店は118店で、店ごとにユニークな発想でいろいろ特典やサービスでお客様を引きつけて、売り上げの向上に努めているようです。この仕組みは、加盟店で100円お買い上げごとにとっとちゃんスタンプ1枚がもらえます。それを台紙に張ります。台紙はスタンプ20枚が1枠で、16枠ありますから320枚分、つまり3万2,000円分が1冊になって500円分の商品券になり、加盟店のどこでも金券として使えます。

ことしも始まりましたが、1,000円お買い上げごとに1回、年末抽選会で金券の当たり券、外れ券でも10枚集めればまた1回抽選できるようになっていて、なかなか好評を得ています。そのほかにも、いろいろ加盟店ごとのサービスも行われていますので、「とっとちゃんスタンプをくれる店でしか買い物しないようにしている」と言う人もいます。地域の中に加盟店がなかったり、例えば魚屋さんや花屋さんなど加盟していないお店もまだまだあるので、やっぱりスーパーを利用してしまうケースも多いというのが一般的です。食料品などは毎日買うものですから、地域にとっとちゃんのお店があれば、必ず利用もふえると思います。

とっとちゃんスタンプ制度は、明らかにお店にお客を呼び込み、買い物をしていただく有効な制度だと思います。このとっとちゃん制度にもう一つの新しい制度、とっとちゃんスタンプで税金や国保税、介護保険料、上下水道料、保育料、市営住宅家賃、学校の給食費や諸経費などの公共料金支払い分が納められるようにしていただきたいと思います。

最近、県内外を問わず、いろいろな町の商店街で地域振興のため、とっとちゃんスタンプのような地域振興券を利用しているところもふえています。時代の流れを感じます。県内では、南三陸町が始めました。コンビニやパソコンのインターネットを利用して納入するのは当たり前になりました。

福島県矢祭町では、町の商工会の誘客サービスを生かした制度として10年前に考え出したことが、この8月にスタートしました。その内容は、町税、軽自動車税、水道料金、保育料金などを対象にしています。町の住民は、地域で買い物をした分だけ現金での納税や公共料金の支払いが減ることになり、商店の活性化も期待されています。

矢祭町のスタンプ券は、塩竈と同じように100円お買い上げでスタンプシールがもらえます。それを台紙に張って、1枚280枚を張ります。2万8,000円分で500円の商品券になります。その金券で公共料金や税金の支払いに生かすことができるのです。矢祭町がこの制度を導入してから、「買い物客の意識が今まで町外の大型店に向いていたのが、わずか1カ月未満の中で地元商店街に戻ってきた」と商工会では言っています。

また、地域商品券、塩竈では地域振興商品券も同じように使っています。市長も9月議会の中で述べられておりましたように、「大型店にはない小売の販売を残していくことが大事だ」と。私もそう思います。地元商店街が活性化すれば町税もふえると期待が寄せられています。塩竈もこのような新しい発想をとっとちゃんスタンプに生かすことは考えないかどうか、伺います。

以上、いろいろ申し上げました点に対しまして、できるだけわかりやすく、心ある回答をお願いして、私の質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

副議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいまは、東海林議員から何点かにわたるご質問をいただきました。順次お答えをさせていただきますが、初めに、学校問題についてであります。

現在、大きな社会問題となっております学校におけるいじめ問題など、数点にわたる教育に

関するご質問につきましては、後ほど教育長からご答弁をいたさせますが、このような大きな社会問題、行政にとりましても真剣に取り組むべき課題かと思っております。教育の現場で直接学校教育に携わっている先生方を初めの方々が孤立感を持たないように、我々も一緒になりまして、こういった問題を地域ぐるみで解決してまいりたいと考えております。

私からは、初めに、高潮対策についてご答弁を申し上げます。

高潮被害地域への当面の対応についてお答えをいたします。

議員の方からもお話をいただきました、10月6日から8日にかけて発生しました異常高潮は、「秋の高潮」と言われる1年のうちでも特に潮位が高いという状況に加えまして、低気圧が本県沖を発達し、通過したことによります災害でありました。通常の最大潮位を大きく超えまして、130センチメートルを記録いたしました。これは、同時期の通常の潮位を50センチメートルを超える高さであり、西埠頭岸壁の高さを25センチメートルほど超えたというような状況にありました。

今回の異常潮位につきましては、これまで高潮では浸水被害の発生しなかった箇所におきましても満潮時に浸水被害が発生し、特に藤倉、北浜四丁目地区では、国道45号の藤倉交差点付近の住家が冠水し、通行どめ等の措置もとられたところであります。

高潮対策は、まさに海水の侵入を防止することが不可欠であります。県事業として継続的に現在、対策が進められておりますが、こういった施設が連続して水際線に完成することによりまして、初めて本来の防御目的が発生されるということでもあります。どこか1カ所でも穴があいておりますと、残念ながらそこを通じて内陸部に水が侵入するということでもあります。なかなか暫定的な対策というのは講じにくい状況にありますが、本市におきましても職員が総出で部分的な土のう積み等によりまして被害の軽減を図ったり、あるいは藤倉第2ポンプ場を最大限稼働させることによりまして、地域の皆様方の浸水被害の軽減といったようなことに努めさせていただいたところでありますし、今後とも率先してそういう対策を講じてまいりたいと考えております。

実施計画についてご質問いただきました。

塩釜港の防潮堤につきましては、これまで最高の潮位となりましたチリ地震津波と同規模の津波を想定しておりまして、基準面からの高さが3.6メートルに設定した整備が進められております。先ほど申し上げましたとおり、防潮堤は海に面する水際線すべてを連続して防御することによりまして、初めてその機能が発揮されるものでありますし、その整備の過程において

は、なかなか全面的な効果が期待されることが難しいという状況ではありますが、先ほど申し上げましたようなマンパワーによりまして、できるだけ被害の軽減等に今後とも努めてまいりたいというふうに考えているところでありますが、マリゲート側では現在、海岸通地区の高潮対策事業が今年度から護岸に着手されております。千賀の浦緑地公園前面までは、平成22年度の完成予定となっております。一方、北浜地区緑地整備護岸につきましては、現在、地権者等との用地交渉が進められ、順次用地の取得等が終了いたしております。全体事業費が62億円に對しまして、約22億4,600万円を現在まで投資いたしておりますので、事業進捗率といたしましては36.2%となっておりますが、なお一層整備促進が図られますよう関係機関に精力的な努力をいたしてまいりたいと思っております。

次に、高潮の情報を防災無線で市民に周知するべきでは、というご質問でありました。

10月7日未明から12日にかけて、本市の藤倉、北浜、港町、中の島、宮町、浦戸地区などの中心地域で高潮による被害が発生し、本当に地域住民の方々にご不安をおかけいたしました。我々も精一杯の努力をさせていただきましたが、結果的にこういった被害が発生したことにつきましては、被害に遭われました皆様方に本当におわびとお見舞いを申し上げるところであります。

今回の高潮被害につきまして

は、先ほど議員も申されておりましたが、過去に経験したことがないほど高潮の状況が時々刻々変化をいたしました。そういった中で、深夜帯ということもあり、我々は被害現場での対策をまず最優先すべきではないかということで、直接現場に出向きまして、地域住民の皆様に災害の状況でありますとか、あるいは災害対策ということの対応に当たらせていただきました。結果といたしまして、広報は行っておりませんが、今後、今回の対応を総括し、こういった場合の防災無線の活用については真摯に検討させていただきたいと考えております。

ちなみに、防災発生時などにおける現時点での防災無線の活用につきましては、現在、消防署との取り決めによりマニュアルを作成し、通常の勤務時間内につきましては主に市役所が、夜間・休日等につきましては塩釜消防署にお願いするといったような事務分担体制を敷いております。

防災無線を活用しての放送につきましては、震度5以上の地震発生時、津波注意報、津波警報、大津波警報、高潮警報など災害発生時や災害発生のおそれがあるときに行うことといたしております。今後とも災害から市民を守るため、塩釜消防署と連携し、防災無線を適宜活用

し、なお一層早く市民に注意を喚起してまいりたいと考えております。

基幹産業についてのご質問をいただきました。特に、マグロの現状と今後の見通しを踏まえた対策についてご質問をいただきましたので、お答えいたします。

本年10月に開催をされました、日本を初めとする関係各国で構成する「みなみまぐる保存委員会」は、これまで6,065トンであった日本の漁獲枠を今後5カ年間、3,000トンとすることと、オーストラリアの蓄養事業の実態を調査することなどを決定をいたしました。また、11月に開催されました、関係国で構成する「大西洋まぐる類保存国際委員会」では、蓄養マグロの管理を強化するため、漁獲段階の監視と30キログラム未満の小型魚の漁獲禁止を決めております。このような漁獲規制は世界的に拡大しておりますマグロの蓄養事業に対して国際的な取り決めを行い、将来にわたってマグロを安定的に利用していくためであると理解をいたしております。

本市場へ水揚げをいただいております近海マグロはえ縄漁業につきましても、現時点では規制強化の影響は受けておりませんが、本市といたしましては全国有数のマグロのブランド化に向けて「三陸塩竈ひがしもの」の全国的なPRを行いながら、業界の方々ともども上場されたマグロを一つ一つ大切に扱いながら、塩竈ブランドとして磨き上げてまいりたいと考えております。

企業の後継者づくりについてご質問をいただきました。

水産物価格の安値定着など、水産業を取り巻く環境は大変厳しいものがありますが、近年、さまざまな分野での衛生管理向上でありますとか、取り組みが進んでおります。

本市におきましても、若手の事業者による生鮮マグロの四つ割出荷でありますとか、健康食品の開発、あるいはインターネットによる販売など、消費者ニーズに対応した新しい動きも出てきておりますが、こういった動きを大切に引き継ぎながら、今後後継者の方々の育成に関しまして、本市といたしましても一定の役割を果たしてまいりたいと考えております。

公共交通の充実についてご質問をいただきました。

先ほどの伊勢議員のご質問にもお答えいたしておりますが、100円バス、おかげさまで運行開始から乗客が50万人を達成するなど、市民の足として確実に定着をいたしておりますことから、平成19年4月以降の運行の継続を引き続き目指してまいります。

この100円バスを青葉ヶ丘、千賀の台団地にも乗り入れてほしい等々のご質問をいただきましたが、この現行の「しおナビ100円バス」につきましても、運行事業者である宮城交通から



は赤字路線として廃止対象路線とされてきたところでありました。

市といたしましては、既存路線存続のためにJR駅との連携でありますとか、1時間に1本という覚えやすい時刻表などを創意工夫することによりまして、今日までも利用者の拡大に努めてまいりました。しかし、宮城交通からは、新たな負担を伴う新規路線の開設については、経営上からも非常に困難であり、もし開設する場合におきましては、本市が全額運営費を負担することが条件とされております。こうしたことから、当面既存路線の存続を第一としまして、この利用拡大を図ってまいりたいというふうに考えているところでありますし、その他の地区の方々につきましては大変恐縮でございますが、既存路線の活用等、あるいは100円バスの引き続きの活用等をお願いいたしてまいりたいと考えているところであります。

なお、すべての路線について一律100円にしてはいかがかというご質問をいただきました。結果といたしまして、運賃減少に伴う赤字についてはすべて本市が負担をするということになるものと思っております。採算の面で大変厳しい環境になることをご理解お願い申し上げるところであります。

「とっとちゃんスタンプ」「市内共通商品券」の活用について、ご質問をいただきました。

特に、とっとちゃんスタンプや市内共通商品券を使った市税、公共料金の支払いについてのご質問でありました。

塩竈市商業協同組合が行っておりますスタンプ事業は、加盟店があらかじめ購入したスタンプを買い物額に応じて配布しているものでございます。スタンプすべてが張られた台紙1冊は、500円の金券として加盟店で使用することができますが、これは地元で売られているものを地元で消費するという流れを促進させ、商業振興の循環をつくり出すという目的で始められたものでございます。納税の推進という側面からは、大変意義のあるご提案ではございますが、納税や公共料金の支払いは、地元で売っているものを買うという商売の流れとは若干違うものであるのかなというような認識をいたしております。

具体的に申し上げます。平成16年8月までは、スタンプがすべて張られた台紙で預金もできる制度を導入してございましたが、スタンプ全体の30%が預金としてとどまってしまう、「デットストック」と言っているのかと思っておりますが、流通しないというような状況が発生し、スタンプの流れが停滞してしまったために、商業協同組合ではこの制度を廃止といたしました。市税や公共料金へのスタンプの支払いも、このようなスタンプの流れを停滞させるおそれがあるのではないかとすることを危惧いたしております。

また、消費者の声に対して、スタンプ事業者である塩竈市商業協同組合がサービスの拡大の一環として取り組むなどの可能性はあるかとは思いますが、判断の主体はあくまでもスタンプ事業者が行うべきではないかというふうな理解をいたしております。

また、市内共通商品券は換金手数料が伴いますため、その分、市民からの貴重な納税が結果として目減りをいたしてしまいます。このことが税制上適切かどうかとの判断は慎重に行う必要があります、あくまでも市内での消費を促すという本来の商品券の目的に照らして考えいくことこそが何より肝要ではないかというふうな判断をいたしたところであります。

私からは以上でございます。

なお、残余の部分につきましては、教育長よりご答弁をいたさせます。よろしく願いいたします。

副議長（志賀直哉君） 小倉教育長。

教育委員会教育長（小倉和憲君） 私の方から、教育問題について答えさせていただきます。

まず、いじめについての本市の実態の有無と、これまで行ってきた防止策と効果についてお答えいたします。

いじめ問題により、児童生徒がみずからその命を絶つという痛ましい事件が全国で発生しておりまして、私もそのみずから命を絶った子供たちのご冥福を祈っているところでございますけれども、教育の現場でこのようなことがあってはならないことであり、深刻に受けとめております。

教育委員会といたしましては、どの学校でも、どの子供にもいじめは起こり得ることを認識し、日ごろから「いじめは人間として絶対に許されない」ということを学校教育活動全体を通じて児童生徒一人一人に指導するよう、校長回答を通じて指示しております。しかしながら本市でも、文部科学省が示している基準に基づくいじめの調査の結果、言葉や暴力によるいじめが発生をしており、大変残念に思っているところでございます。

各学校では、いじめに関するアンケート調査やスクールカウンセラーなどさまざまな教育相談の機会をとらえ、児童生徒が日常発する危険信号を見逃さないように、いじめの早期発見に努めているところでございます。

例えば、玉川中学校では、以前から年2回、「心のわだかまり調査」を実施し、子供たちの様子を把握し、適切に対応しております。その結果、いじめを未然に防止できたケースも数件ございます。このようないじめが発生した場合には、各学校では即座に校長のリーダーシップ

のもと「いじめ対策委員会」を開催するなどして、教職員間の緊密な情報交換や保護者と連携しながら早期に対応するとともに、再発しないような対策をしないよう働きかけを行っているところでございます。

次に、いじめる側の子供に対する有効的な指導ということについてお答えします。

いじめる側の子供に対しては、教師と子供の信頼関係に基づき、毅然とした態度で善悪の判断や他人を思いやる気持ちの大切さについて指導することが有効であると考えております。

3番目の「早寝・早起き・朝ごはん」を中心とした食育の取り組みについてお答えいたします。

昨今の子供の基本的な生活習慣の乱れが、健康面だけでなく学習面でも大きな影響を及ぼすことが指摘され、個々の家庭や子供の問題として見過ごすことのできない、社会全体として取り組むべき課題となっておりますが、この一環として全国的に「早寝・早起き・朝ごはん運動」が展開されております。

昨年、本市で行いました朝食の摂取状況調査の結果、朝食を毎日食べる人は、小学4年生のときには89%であったのに対し、中学2年生になると79%と、約10%減少しております。そこで、本市でもこの運動の必要性を認識し、各学校に働きかけますとともに、先ほど議員からお話ありました、11月18日に開催しました第1回塩竈市教育フェスティバルのフォーラムの中でテーマとして語り合い、規則正しい食習慣の大切さを保護者に呼びかけたところでございます。

各学校の取り組みといたしましては、第二小学校で担任が就寝時間や起床時間及び朝御飯の調査を実施し、その結果についての話し合いなどを通して食の大事さの認識が深まるといった成果を上げております。その他の学校におきましても、学校給食や学校生活を通し、食育の推進や基本的な生活習慣の大切さを児童生徒に指導してまいるところでございますけれども、まだ児童・生徒だけでなく、学校だより等を通して保護者にも啓発を図っているところでございます。

今後とも、子供の望ましい基本的な生活習慣の醸成や生活リズムの重要性などを関係機関と連携を図り、いろいろな機会をとらえて児童生徒や家庭にアピールしていきたいと考えております。

次に、学校の夜間及び休日等のセキュリティーについてお答えします。

夜間及び休日の学校管理体制は、専門の警備会社に管理を委託しており、何らかの異常が発

生した場合には、各学校の担当職員へ連絡が入ることになっております。また、こうした場合には、教育委員会はもちろんのこと、警察や消防など関係機関、さらには市の防災安全課などの校内・校外の機関と連絡がとれるよう、緊急連絡網を整えておるところでございます。以上です。

副議長（志賀直哉君） 東海林京子君。

21番（東海林京子） ありがとうございます。

それでは、いじめの問題からお伺いしますけれども、今まではなかったんですけれども、今回改めて調査をしたらあったということなのではないでしょうか。この間ずっとなかったような、それで私たちは本当に安心していたんですね。「塩竈はいじめがなくていいね」というふうなことで。私も、子供たちなんかに聞いてみましたけれども、「ないよ」という軽い返事だったんですね。子供たちが「ない」と言うんだから、ないんだろうなというふうに思っていました。でも、やっぱり子供のあれですか、言葉による。

子供って軽く、「死ね」という言葉を言うんですね、何でも。やっぱり気にする人は気にするんですね。もう何というんですか、日常的に何々と、笑いながらも「死ね」という言葉をよく言うんですけれども、本当に「いじめられているな」という気持ちの人がそんなことを言われたらやっぱり死んでしまうかもしれないから、そんなことは言ってはだめだよというふうなことは子供たちに言いますけれども、そういうことで本当に先生方が、先生方も言われてね、頭にきているという先生もいらっしゃいますけれども、子供たち同士が余りにもそういう言葉を言うということに対して、私は大変おかしいのではないかなというふうに思っているんですけれども、学校ではそういうことの言葉についても、毅然とした態度で対応しているんだというふうに今言われました。

しかし、余り今、玉川中学校のことを例にとって、心のわだかまり調査みたいなものを行ったというふうに言っていますけれども、そのほかにはアンケートとかスクールカウンセラー、そういうことでやっていますという話なんです、日常的に子供が自分の言葉で訴えるといいますが、そういうのがないと私、本当につかみ切れないのではないかなと。しかも、さっき私も言いましたけれども、何か先生に言えば「おまえチクったな」ということで倍も3倍もいじめられる、そんな状態があるわけですから、例えば今いろいろなところでやっているのは、やっぱりネットといいますが、ネットがいじめの原因にもなっているわけですが、例えばファクスで先生のところとかにやるとか、あるいは何ですか、ファクスとか、あとお手紙を書

くとか、あるいはポストなんか学校に置いておいてそういうものを、「いじめられたよ」みたいなところがね、「だれかがいじめているよ」と、見た人でもいいからすぐ入れられる、そういうものが私はあった方がいいのかなというふうに思いますけれども、その辺についてはまだやっていないのかやっているのか、その辺もお聞きしたいと思います。

それからあと、セキュリティの問題ですけれども、これはみんなあずけているというか、丸投げのような状態だと思うんですけれども、それはそれで私いいと思いますけれども、例えば部活なんかで、部活は6時ごろまでだと思うんで大したものではないと思うんですけれども、そのほかにスポーツのクラブがありますね、そういう人たちにも学校を貸しているような状態、そういうふうなときも大丈夫なのかなと。

あと、最近気になったのは、ある学校で、ある学校の近所の方から、学校で毎日明かりがずっとついていて。そしてかなり遅くまでついてるんだと。「何しているんでしょうね」というふうな話を聞いたので、私もちょっと見てきましたら、やっぱり10時過ぎにまで明かりがついていたんですね。それは、しょっちゅうそんなことがあるというふうなことを言われますけれども、大丈夫なのかなって。何人の方々が残っていらっやって、どんな用事で残っているのかわかりませんが、そういうのもやっぱり一つは危ないのではないかというか、ちょっとかぎを忘れたとかね、火を消し忘れたなんていうようなこともなきにしもあらずだろうというふうに思いますのでそういう点ではやっぱり、複数の方が残っているのならいいんですけれども、1人だけ残ってお仕事しているんだか何かわかりませんが、そういうものちょっと危ないかなというふうに思いますので、ひとつ注意しておいた方がいいのかなというふうに思いました。

後は今、100円バスのことを市長から言われましたけれども、やっぱりお金がかかるんだと。

それでは、130円ではなくて、例えば260円とか三百幾らぐらいかかるところの人はそんなに乗るのかなと。やっぱり私はこのしおナビ100円バスは、100円だから乗るようになったんだと思うんですよね。満杯になった。塩竈は、しおナビ100円バスでいったらかなりの距離を乗っているわけですから、それを区切ってね、路線バスのところを区切れば、やっぱり100円にしたっていいんじゃないのという感じなんですけれども、皆さんがやっぱり100円だと乗ってくれるので、その辺をもう一回お考えになった方が私はいいいんではないかと思います。よろしくをお願いします。

副議長（志賀直哉君） 小倉教育長。

教育委員会教育長（小倉和憲君） それでは、いじめに関しての1点は、各学校ではポストとかは置いておりませんが、私たちが相談しやすい教師の雰囲気を持つように、そういう指導をするようにと。調査については玉川中学校を紹介しましたが、一中、そのほかの学校でもやっております。ただ、各学校の校長も、例えばこれは三中にもありますけれども、三中では校長講話の中で、いじめを見つけたら、また友達が悩んでいたら先生に、また親に、保護者に相談するというふう呼びかけてはおります。

それから、セキュリティーの問題ですけれども、夜遅くこれは今、特に学期末もあるわけですから、特に中学校は夏場でも6時、7時まで部活動をしている場合もありまして、その後勤務ということで、特に子供の諸調査等を車に持っていっている紛失がありますので、できるだけ学校で仕事をするように、調査表やそういう成績表など持って歩かないようにという指導もしております、各教師は学校で事務をしている場合があるわけですから、我々としても教員の健康管理も踏まえて、きちんと校長・教頭にはそれぞれの状況で教師が勤務をしているのか把握するように努めてくださいということで指導しておると同時に、それからその点の今お話ありました火事、火等のその辺についても十分に注意するように指導しております。以上です。

副議長（志賀直哉君） お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明19日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明19日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもありがとうございました。

午後4時14分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成18年12月18日

塩竈市議会議長 菊地 進

塩竈市議会副議長 志賀直哉

塩竈市議会議員 鹿野 司

塩竈市議会議員 香取嗣雄

平成18年12月19日（火曜日）

塩竈市議会12月定例会会議録

（第4日目）第21号



議事日程 第4号

平成18年12月19日(火曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

---

出席議員(22名)

1番	菊地進君	2番	田中徳寿君
3番	武田悦一君	4番	伊藤栄一君
5番	志子田吉晃君	7番	今野恭一君
8番	嶺岸淳一君	9番	浅野敏江君
10番	吉田住男君	11番	佐藤貞夫君
12番	木村吉雄君	13番	鹿野司君
14番	志賀直哉君	15番	香取嗣雄君
16番	曾我ミヨ君	17番	中川邦彦君
18番	小野絹子君	19番	吉川弘君
20番	伊勢由典君	21番	東海林京子君
22番	福島紀勝君	23番	伊藤博章君

---

欠席議員(1名)

6番 鈴木昭一君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	助役	加藤慶教君
収入役	田中一夫君	総務部長	
市民生活部長	大浦満君	兼危機管理監	山本進君
産業部長	三浦一泰君	健康福祉部長	棟形均君
		建設部長	内形繁夫君

総務部政策調整監	小山田 幸雄 君	総務部次長兼行政改革 推進専門監兼政策課長	田中 たえ子 君
市民生活部次長 兼環境課長	綿 晋 君	健康福祉部次長 兼保険年金課長	木下 彰 君
産業部次長 兼商工観光課長	荒川 和浩 君	建設部次長 兼都市計画課長	茂庭 秀久 君
総務部総務課長	郷古 正夫 君	総務部財政課長	菅原 靖彦 君
総務部総務課 総務係主査	大山 貴之 君	市立病院長	伊藤 喜和 君
市立病院事務部長	佐藤 雄一 君	市立病院事務部 次長兼業務課長	伊藤 喜昭 君
水道部長	佐々木 栄一 君	水道部次長	大和田 功次 君
水道部総務課長 兼経営企画室長	尾形 則雄 君	教育委員会 教 育 長	小倉 和憲 君
教育委員会 教 育 部 長	伊賀 光男 君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習センター館長 兼市民交流センター館長 兼市民図書館長	渡辺 誠一郎 君
選挙管理委員会 事 務 局 長	星 清輝 君	監 査 委 員	高橋 洋一 君
監査事務局長	丹野 文雄 君		

事務局出席職員氏名

事 務 局 長	佐久間 明 君	事務局次長兼 議事調査係長	安藤 英治 君
議事調査係主査	戸枝 幹雄 君	議事調査係主査	斉藤 隆 君

午後 1 時 開議

議長（菊地 進君） ただいまから12月定例会 4 日目の会議を開きます。

本日の欠席の通告がありましたのは、6 番鈴木昭一君の 1 名であります。

本日の議事日程は、日程第 4 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。

---

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（菊地 進君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、16番曾我ミヨ君、17番中川邦彦君を指名いたします。

---

#### 日程第 2 一般質問

議長（菊地 進君） 日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。5 番志子田吉晃君。（拍手）

5 番（志子田吉晃君）（登壇） ニュー市民クラブの志子田吉晃です。

平成18年12月定例会において一般質問の機会を与えていただき、先輩議員並びに関係各位の皆様へ感謝申し上げます。

平成15年4月の選挙で議員に当選させていただいてから3年7カ月。この壇上で一般質問をさせていただくのは、11回目となりました。また、市条例や議案の代表質問と請願に対する討論並びに予算委員会、決算委員会、定例会、臨時会の質疑の場を数多く与えていただきましたことに対し、皆様へ御礼申し上げます。

さて、今回の質問5項目は、私の4年間の質問の集約、総括として、佐藤昭市長になってから、この塩竈市の行政及び市民生活がどのように変化・向上し、あるいは停滞しているか、その実績の総決算の意味合いを含めまして、市政全般について質問させていただきたいと思っております。

まず初めに、第1項目、行財政改革についてお尋ねします。

具体的質問の1点目は、市長公約の達成度と当市財政の見通しについてお聞きします。

佐藤市長就任以来、公約に掲げた行財政改革の達成度、進みぐあいは何%になったとお考えか。職員定数や歳出のカット、あるいは平成17年2月に出された新行財政改革推進計画などの

行政評価をお示してください。次に、当市財政の見通しはどのようになっているか。経営財務分析指数による各種指標でいえばどのような状況なのか。それから、地方債残高の対処法や平準化債の活用の考え並びに住民参加型ミニ公募債の活用についてお聞かせください。

質問の2点目、企業会計や特別会計の対策と合併に向けてをお聞きします。

塩竈市は、平成7年度より単年度実質収支赤字が続いています。毎年の会計決算では、一般会計の赤字分が市全体の赤字となってあらわれます。特に、魚市場特別会計の累積赤字額3億6,800万円の政策的会計処理が必要であると思われませんが、市長はどのようにお考えでしょうか。また、病院事業や下水道、駐車場、市営汽船等の特別会計の対策について、対処実績とこれからの展望をお示してください。そして、合併について。究極の行財政改革は合併と考えますが、市長はどのようにお考えでしょうか。また、合併のリーダー役は塩竈市が旗振り役をすべきと思いますが、ご見解をお示しできれば幸いです。

次に第2項目め、まちの活性化についてお尋ねします。

塩竈市は、200海里規制以後、10数年にわたり産業の地盤沈下がとまらず、まちから活気が失われ続けております。塩竈市を再生するために、再生塩竈のために、佐藤市長はまちの活性化にどのように取り組まれ、これからどう活気を取り戻すのか、お聞きいたします。

質問の第1点目は、塩釜港の利用計画についてであります。商業港、観光港、漁港の複合港として、将来それぞれどのように活用していかれるのか。特に、貞山地区の利用法は静脈物流基地としての方向でよかったのか、お聞きします。また、塩釜港の活用法は、5,000トン以下の中型、小型のポートセールスを積極的に行うことと考えますが、市長はこれまでどのような誘致活動をなされてきたのか、お聞かせください。

質問の2点目、観光対策について。マリンゲート塩釜の利用促進対策と進入道路の改善策、及び塩竈神社参拝客の誘致活動になる表参道入り口の駐車場スペースづくり、あるいは、現在工事中の北浜沢乙線周辺の建物景観づくりは、伝統建築と町並みの観点でどのようにお考えでしょうか。さらに、塩竈市のPRとして、みなと祭りなどの観光対策をお聞かせください。

質問の3点目、産業振興についてお伺いします。

いきいき企業支援条例がつくられましたが、利用状況や優遇措置についてお聞かせください。そして、企業誘致活動はどのように行っているのか、また、新規事業の申し込み状況はどのようになっているか、お知らせください。

質問の4点目、中心市街地の活性化策について。

これは、市民満足度調査の不満度の高い項目です。中心商店街対策と中心地区の定住化、人口増加策はどのように進めていかれるか、そして、「海辺の賑わい地区」はこれからどのように再開発が進められていくのか、お聞かせください。

続きまして3項目め、入札制度についてお尋ねします。

この件は、たびたび質問させていただいております。過去4年の決算委員会、それから予算委員会で二度、2月補正で二度、一般質問で4回目と、当選以来一貫して質問・提言を行ってまいりました。元手かからずで経費削減が可能だからです。

ところが、最近、福島県や和歌山県、宮崎県のみならず、隣町にゆゆしき事態が発生いたしました。入札業者と町の責任者との癒着、つまり官製談合です。この問題は、業者同士の談合、利権にとどまらず、選挙応援の見返りに首長が談合に巻き込まれるという構図になっていると思われまふ。当市、塩竈市ではそのようなことが絶対起こらないように、さまざまな対策が必要であります。

質問の第1点目は、入札制度の改善点とこれからの対策について。当局は、これまで入札制度のさまざまな改善・改革を行ってこられました、それらの改善点をお知らせください。

第2点目は、随意契約と指名競争、一般競争の基準についてお聞きします。随意契約の見直しが行われていますが、その効果はどうであったか。また、現在当市の一般競争入札の入札基準額は1億5,000万円以上となっておりますが、宮城県の基準額は1,000万円以上となっております。市長は、これからどのようになされるのか。基準額の変更の予定はおありなのか、お聞かせください。

次に4項目め、教育再生についてお尋ねします。

最近、いじめや自殺が大きな社会問題になっています。塩竈市教育基本方針には、思いやりの心、健康な体、豊かな創造力を培う学校づくりを掲げていますが、私は、いじめはどの学校にもあるが、学校から保護者への連絡が足りないなど、無責任な体質になっているように思われます。具体的質問は、本市ではいじめのアンケート調査を実施しているか、また、相談体制はどうなっているか、そして、12月1日に県が実施した小・中・高のいじめ問題に対する指導体制の調査結果はどうだったのか、お聞きします。

次に、自殺者が出た場合、本人や家族の問題にとどまらず、マスコミの影響が波及し、社会全体が混乱に巻き込まれてしまいます。そこで、自殺は悪であるというような教育はなされているのか、また、自殺対策基本法との関連でどのように教育するか、お聞きします。

次に、学力向上対策についてお尋ねします。

我が国の学校教育制度は130年を経過し、ゆとり教育や学校週5日制など、さまざまな教育改革がなされてきました。そして、4日前の12月15日に、教育基本法が60年ぶりに改正されました。

そこで、質問です。当市の子供たちの学力の状況はどのようになっているのか、また、指導力不足教員の対策や教員養成のあり方、特に教師とはかくあるべきだという理想像に関する教育、さらに校長評価、学校教育委員会評価制度の導入が必要と思われませんが、先生方の質の向上を含め、どのような学力向上対策を行っているのか、お聞かせください。

安倍晋三首相は、その著書「美しい国へ」の中で、教育再生のモデルとしてイギリスの1988年教育改革法に言及しております。私も平成17年6月定例会においてその内容を提示させていただいておりましたが、今回の教育基本法の改正を評価し、塩竈の教育再生に一致団結して取り組んでほしいと思います。安倍首相の言葉を借りて言うとするならば、「教育の目的は、志ある国民を育て、品格ある国家をつくること」であるからです。

最後の5項目め、愛市精神についてお尋ねします。

国の運営や地方自治体、塩竈市の運営・経営・行政サービスは、市民からの税金、血税で成り立っております。言うなれば、税金は、住民に対する行政サービスの対価であると言えるのではないのでしょうか。市民満足度調査で気になるところがあります。それは、塩竈に住み続けたいという設問で、「住み続けたい」と回答された市民が前回調査より6.5%ダウンして、全体で68.3%の人にとどまったことです。佐藤市長が「日本一住みたいまち」を掲げ、市政運営を行っていますが、そのような結果となっております。

そこで、私は、この数字の改善・向上を目指して、愛市精神という項目を設けました。市民が誇りを持って、あるいは市民が満足して税金を払うようなまちづくりが望まれるわけでございます。そのためには、行政から市民へ対する行政サービス、市民福祉の増進が満足されることが一つの条件であり、他方、市民は納税の義務を果たし、もう一方では、行政側の職員が感謝と報恩をもって仕事をしていただけるようにしなければなりません。行政側と市民側が、お互いに愛市精神を持って協力することが望まれるわけでございます。お互いの信頼と満足が不可欠ではないのでしょうか。

そのような意味で、質問は、職員のやる気を伸ばすには、市民の納税意識を向上させるには、市民生活向上のための相談窓口は、の3点です。佐藤市長の愛市精神に対するお考えをお

示しければ幸いです。

安倍首相は「美しい国へ」の著書の中で、「日本の欠点を語ることに生きがいを求めるのではなく、日本のあしたのために何をなすべきかを語り合おうではないか」と言っております。当塩竈市におきましても、同じことが言えるのではないのでしょうか。我々は、塩竈のあしたのために何をなすべきか、このことが愛市精神であるということを訴え、1回目の質問とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございます。（拍手）

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま、志子田議員から5項目にわたるご質問をいただきました。

順次、お答えをさせていただきますが、初めに、公約の達成度についてというご質問でございました。

平成15年市長就任以来、塩竈の再生を最大の課題に、職員数の削減でありますとか予算の1割削減等を大きな柱とした本市の行財政改革に全力を傾注してまいりました。

初めに職員の定数削減であります。15年4月時点の職員数846名でありました。私は5年間で100名削減という具体的な数値目標を掲げ、取り組みを行わせていただきました。本年4月現在の職員数755名となっております。この3年間で91名を削減することができました。3年経過いたしましたして91%の達成率ということになるかと思っております。さらに、17年10月には定員適正化計画を策定いたしまして、17年4月1日時点の791名の職員数を、さらに22年4月までに130名を削減し、661名とする目標の上方修正を行い、17年度においては、退職者不補充でありますとか病院の募集退職に取り組むなど、行財政運営の抜本的構造改革の柱として取り組みを行わせていただきました。

しかしながら、今年度の定員管理調査の結果では、人口、産業構造が同規模である類似団体との比較におきまして、いまだ91名多い状況にあり、昨年度調査時点の88名からさらに3名の開きが出てきている状況にあります。このような状況を真摯に受けとめ、公共施設管理等の指定管理者制度への移行でありますとか、市場化テストあるいは業務の民間委託などをさらに促進しながら、定数適正化のスピードをなお一層加速をしてみたいと考えております。

次に、予算の1割カットでございます。

安定した行財政運営には必要不可欠でありました塩竈市の組織体制に応じた財政構造の転換

に最大の努力を重ねてまいりました。これまで、毎年200億、正確に申し上げれば210億前後を超える財政規模で運営されてまいりましたものを、枠配分方式による経費の削減でありますとか、事業の選択と集中を行うとともに、職員の創意工夫での行政コストの削減等を行い、歳出予算10%以上の削減を達成いたしております。

具体的に申し上げますと、平成18年度当初予算172億ということであります。18年度予算編成におきまして17億にも及ぶ収支不足を解消できましたことは、県内自治体では最大規模でありました職員の給与の独自削減あるいは市民の方々の大変なご理解・ご協力のたまものであるというふうに考えておりますし、議会の皆様方にも大変なご協力を賜ったこと、心より感謝を申し上げますところであります。

このような取り組みを通じまして、18年から3カ年の間に40億を超える収支不足が発生し、赤字再建準用団体への転落等の危機というような状況もありましたが、当面回避できたものと確信をいたしております。なお一層こういった努力を進めてまいりたいと考えているところであります。

財政見通しについてご質問いただきました。

市税の減少でありますとか、三位一体改革による地方交付税の圧縮、そして扶助費の増大などにより、本市の財政運営は大変厳しさを増しており、そのことが96.8%と高い比率を示しました経常収支比率など、17年度決算における財政各種指標にもあらわれております。

財政見通しにつきましても、新行財政改革推進計画では、18年度では14億1,000万円、19年度では13億4,600万円、収支差が生じるものと見込まれておりました。しかしながら、多くの市民の皆様のご理解とご協力、職員を挙げての取り組みにより、収支差は大幅に改善され、新年度予算編成に先立ちまして取りまとめました財政見通しでは、19年度における収支差も4億程度まで縮小をいたしております。経常収支比率につきましても、人件費や起債償還費の減少により、18年度以降縮小に転じるものと確信をいたしております。また、公債費比率につきましても、16年度に16.2%でありましたものが、既に17年度では14.6%と、1.6ポイント改善し、この間の取り組みが財政指標にもあらわれつつあるものと考えております。市債につきましても、将来の公債費負担が課題となりませんよう、建設事業の進捗調整と普通建設事業を厳選することにより借入金を抑制しており、一般会計の市債残高は平成15年度をピークに減少をいたしております。同時に、極めて厳しい財政環境を乗り越えるため、起債制度の積極的な活用といたしまして、それぞれの議員の方々からご指導をいただきました下水道資本費平準化債



や公的資金の借りかえなどを行っており、今後もなお一層活用をしてみたいと考えております。

住民参加型の公募債につきましては、これまで検討を重ねるとともに、共同発行についての情報収集を行ってまいりましたが、いよいよ平成19年度における共同発行に向け、今県との協議を進め始めたところであります。

実質収支につきましては、平成17年度決算における一般会計の実質収支は2億7,578万6,000円の黒字であります。各特別会計を加えますと、魚市場会計の累積赤字3億6,810万4,000円と駐車場会計の累積赤字5,935万円が加わり、一般と特別会計の合計では1億768万1,000円の赤字となります。

こういった中、企業会計や特別会計の対策についてご質問いただきました。特別会計や企業会計における累積赤字の解消は、単に合併のためという視点だけではなく、本市が抱える大変重要な課題であると認識をいたしております。

例えば、駐車場事業特別会計につきましては、管理委託の見直しでありますとか、新たな料金制度の導入により、累積赤字も平成17年度末で5,935万円と、6,000万円を下回る規模まで縮小することができ、当初の赤字解消は早い時期に実現をしてみたいと考えております。交通事業特別会計等につきましては、一般会計からの繰出金、平成15年度には1億5,792万円でありましたが、17年度には9,161万円まで圧縮ができております。

一方、魚市場事業特別会計についてご質問いただきました。

漁業をめぐる環境が大変厳しい中で、業界を中心に「三陸塩竈ひがしもの」のブランド化に一生懸命取り組むなど、懸命の努力を続けていただいておりますが、経営健全化への道のりはいまだ厳しいものがございます。累積赤字の解消につきましては、魚市場特別会計を取り巻く状況及び一般会計の財政状況を見きわめながら、取り組み時期を見定めてまいりたいと考えております。

下水道事業特別会計につきましては、公債費が増大しておりますことから、一般会計からの繰出金も年々増加の一途をたどってございましたが、平成14年度に行いました料金改定や進捗調整による事業費の抑制、そして平成16年度から開始いたしました資本費平準化債の活用により、繰出金も減少をいたしておるところであります。

次に、市立病院の問題についてご質問いただきました。

塩竈市立病院、ご案内のとおり、塩釜2次医療圏唯一の公的病院として、地域医療の中核的

な役割を担い、高度医療や救急医療あるいは在宅医療、療養病床の提供という大きな使命を果たすとともに、特に第2次救急医療の面での役割は極めて大きいものがあると申し上げてまいりました。これまで救急病院として欠かせませんでした麻酔につきましても、おかげさまで来年1月には常勤医師の採用の見通しが立ちましたので、なお一層2次救急医療の促進・向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、申し上げましたように、塩竈市立病院、地域医療に大変大きな役割を果たしておりますので、今後とも再生緊急プランに基づく経営健全化の取り組みをぜひ見守っていただきたいというふうに考えているところであります。

抜本的改革ということでのご質問もいただきました。

診療報酬等の見直しあるいは医師不足等々で大変厳しい環境にはございましたが、平成17年度に立案いたしました再生緊急プランに基づきまして、今院長以下、職員、看護師、一丸となりまして経営改善に努力をいたしております。もうしばしお時間をかしていただければ大変幸いかと思っております。

次に、合併についてのご質問をいただきました。

市町村合併は、住民サービスの高度化と多様化への対応、住民の利便性の向上、そして行政の効率化など、多くのメリットがあり、本市を含めた二市三町の重要な行政課題であると認識をいたしております。新合併特例法が平成17年度に施行され、県は新たな合併推進構想を策定し、塩竈地区二市三町は合併が望ましい地域として示されております。

昨日も申し上げましたとおり、2月に開催されました村井知事との懇談会でも、このことが改めて確認をされたところであります。本市といたしましては、行財政改革をなお一層推進し、財政の健全化を図り、周辺の市町から合併が望まれるような環境をいち早く整えることが何よりも肝要ではないかと認識をいたしております。

また、一方では本年8月に多賀城市の新市長が誕生し、二市三町を取り巻く環境も変化を見せております。塩釜地区広域行政連絡協議会の会長として、合併に向けた議論を積極的に進めさせていただきたく決意でございます。

次に、塩釜港の利用についてご質問いただきました。

ご案内のとおり、塩竈、海洋都市であります。この玄関が塩釜港であるという認識をいたしておりますが、残念ながら、貨物量が年々衰退の一途をたどっており、大変厳しい状況が続いております。こういった中、港湾施設の整備を国・県に対して要望を行ってまいりました結

果、輸送革新に対応する施設としての役割を担う貞山2号埠頭が今年度中に供用を開始することになりました。塩釜港の、商港であり、工業港であり、あるいは観光港、さらには漁港という複合港としてのメリットを最大限に活用し、現在、仙台港区との機能分担が議論をされているところではありますが、塩釜港区に立地する企業が減少から増加に転じるような施策をなお一層講じてまいりたいと考えているところであります。

また、商工会議所でもこのような塩釜港の機能を見直すため、港を考える会を発足させていただき、塩釜港区全体のあり方について真剣な議論を重ねていただいております。

こういった取り組みと本市も連携を深めながら、現在県によって進められております港湾計画の改定における仙台塩釜港長期構想委員会の一員として、地元の皆様方が期待する新たな塩釜港への思いを改定計画に反映させてまいりたいと考えているところであります。

静脈物流についてご質問いただきました。

自動車リサイクル企業が、今年7月から一部操業いたしております。全国的に静脈物流の必要性が、改めて見直しもされているところであります。本市の機能、役割を考える中で、静脈物流等についても検討をさせていただきたいと考えております。

そういったポートセールスといいますか、港の機能の向上のために、どのようなポートセールスをやってきたのかということではありますが、先ほど申し上げましたとおり、貞山2号埠頭の完成や国による航路のしゅんせつ等の見通しも立ってまいりましたので、仙台港区との機能分担の議論に絡めながら、塩釜港区に見合ったさまざまな船舶やさまざまな貨物のなお一層の利用促進を模索いたしているところでありますが、その模索の中で、議員の方からお話をいただきました3,000トンから5,000トン級の船舶の活発な利活用といったようなことも視野に入れた対応をいたしているところであります。

観光対策についてご質問いただきました。

マリングート塩釜は、港奥部再開発の先導的な施設として、観光港としての機能向上のために、今日までさまざまな役割を果たしてまいったというふうに考えております。そういった役割が評価をされ、県内で唯一の国から「みなとオアシス」の認定を受けております。こういったことも積極的な活用方策に役立ててまいりたいと思っております。

表参道、北浜沢乙線の景観整備、利活用等についてもご提言いただきました。これらのことにつきましても、今後とも積極的な利活用を図ってまいりたいと考えております。

産業振興についてのご質問をいただきました。

企業進出でありますとか施設増設などの支援体制を整えるため、本年3月に塩竈市いきいき企業支援条例を制定いたしました。今日までにさまざまなPR活動を行ってまいりましたが、その結果、これまでに10数件の照会がございまして、うち新規3件、移転1社が本市での操業を実現いたしておりますが、雇用の条件を満たしておりませんでしたことから、条例の適用第1号とはなっておりません。

今後は、より多くの企業誘致につながりますよう、この条例の内容の実態に見合ったものにするための手直し等も含め、弾力的に対応をしてみたいと考えております。

次に、今年7月に首都圏の企業を対象に東京で開催されました東京セミナーに参加をいたしました。その際、「しおがま企業誘致ガイド」を作成し、支援条例に規定する全国の企業432社にダイレクトメールを発送し、事業用地のPRを行ってきております。これまで、新浜町を中心に照会が10数件寄せられましたほか、現在石油基地の遊休地に対して照会があり、その企業と土地所有者との間に入りまして調整を行っているところでございます。

これらのことから、本市はまさに可能性を秘めた都市であると確信をしており、「海辺の賑わい地区」で育ちつつある再生の芽でありますとか、既存資源を生かした産業の振興になお一層努め、新たな企業誘致や投資、地元企業の支援について、あらゆる機会を通して働きかけを行ってまいりたいと思っております。

中心市街地の活性化策についてご質問いただきました。

平成11年3月策定の中心市街地活性化基本計画では、塩竈神社から本塩釜駅、そしてマリングート塩釜までを中心軸に位置づけており、この計画に基づき、この三つの地区を結ぶ中心軸の魅力向上と回遊性を高めることに取り組んでおります。

神社周辺については、県で施工いたしております北浜沢乙線について、市で歩道等の修景に取り組んできております。西町地区は既に供用を開始しておりますが、宮町地区についても20年には道路工事が完了する予定となっておりますから、その後に歩道の修景を行い、平成22年度には壱番館から赤坂交差点までを景観にすぐれた道路としてお示しができるものと考えております。

また、本塩釜駅から塩竈神社までの回遊ルートの整備として歩行者の動線を確保するカラー舗装化や、あるいはやみ市の公衆トイレ整備などにも取り組んでまいったところであります。

次に、本塩釜駅からマリングートを結ぶルートとして重要な役割を持つ「海辺の賑わい地区」であります。目に見える形で事業が進められますよう、なお一層事業の進捗に努めてま

いりたいと思っております。

また、旧市街地であります本町を初め、中心市街地での活性化の取り組みも徐々に活発化をいたしております。旧今野屋跡地では毎月のように各種のイベントが開催され、にぎわいを見せておりますし、青年4団体の皆様方が中心となって取り組んでいただきました「おいしおがま」等のイベントには、市内外からも多くの方々が訪れ、本市の魅力、すばらしさを実感していただけたものと考えております。なお一層こういった努力を傾注してまいります。

また、新たな住民の方々への優良な賃貸住宅の提供や高齢者に配慮した賃貸住宅に助成する制度の導入等もいかがかというご提案であったかと思っております。今後とも、そういったこともあわせて検討を進めさせていただきたいと思っております。

次に、入札制度についてご説明をいたします。

昨今、大変こういった市民の皆様方のまゆをひそめるような事例が多発いたしておりますことに、我々も憂慮をいたしております。私も、市長就任以来、襟を正してこういった問題に取り組んでまいりましたが、そういった中、入札制度の改善点とこれからの対策についてご質問いただきました。

本市におきましては、これまでに取り組んでまいりました入札制度の改善として、競争性を向上させるため、工事完成保証人制度から金銭保証への移行でありますとか、一般競争入札の導入、透明性向上のための発注見通しや入札過程の公表、そして、公平性確保のための見積徴収委員会の設置などを行ってまいりました。

平成17年度からは、当初から業務を開始する委託業務につきましては2月補正予算において債務負担行為を設定し、契約事務を前倒して行っております。これによりまして、入札から業務開始までの準備期間が従来より1カ月程度長くとれるようになりましたことや、複数年契約の導入などにより、平成18年4月1日業務開始委託契約を前年度と比較いたしますと、落札率で2.1ポイント低下へつなげることができました。さらに、18年度からは予定価格の事前公表を始めております。これまでに一般競争入札5件で、さらには指名競争入札6件で行ってきております。平均落札率であります。一般競争入札が73.8%、指名競争入札では92.6%となっており、17年度と比較いたしますと、一般競争入札では13.6ポイントの低下であります。指名競争入札では0.5ポイント上回る結果となっております。

一般競争入札、指名競争入札、それぞれの適用基準についてご質問いただきました。

契約に当たりましては指名競争入札を原則といたしておりますが、一般競争入札につきまし

では1億5,000万を目安とさせていただいております。なお、随意契約につきましては自治法施行令の規定に基づき、限定的に取り組んでいるところであります。

近年の落札率について申し上げます。

一般競争入札では、平成15年度が86.6%、16年度が95.4%、17年度が79.1%でありました。指名競争入札では、平成15年度が90.0%、16年度が94.6%、17年度が91.1%となっております。なお一層公平性、透明性及び競争性の高い入札が行われますよう努力をいたしてまいりたいと思っております。

次に、社会的な大きな問題となっておりますいじめなどのご質問につきましては、教育長よりご答弁申し上げます。

私からは、愛市精神に関するご質問についてお答えいたします。

まちを愛する精神のあらわれとして、職員の気概を伸ばすということが大切であるというふうに考えております。市民満足度調査結果、大変残念な結果であります。我々も真摯にこういったことを検証し、改めて取り組むべきであるというふうに考えております。人材育成基本方針によりまして、全職員を対象とした意識調査を行いながら、職員みずからメンバーとなってこういった検討を重ねていただいているところであります。さらに、18年度、19年度、2カ年間については、市内の各種団体が企画するイベント等につきましても、職員も積極的に参加するという機運ができつつあるのかなということで大変喜んでいただいております。

次に、納税意識の向上についてであります。

市税は福祉を初めとして道路整備、防災、ごみ処理など、市民生活に密着したサービスを提供するために大変大変大切な財源であり、多くの市民の皆様方にご負担いただいているわけがあります。このように、大切な税金を生かして市民に満足、納得していただけるまちづくりを行うことが、多くの市民の方々に納税していただき、収納率の向上に結びつくものと考えております。なお一層こういった意識の高揚に努めてまいりたいと思っております。

市民の相談窓口についてご質問いただきました。

市民の相談窓口といたしましては、本庁舎1階に市民相談窓口を設け、市民の相談員2名を配置いたしております。1名は市政全般にわたる相談、もう1名は主に消費生活相談であります。相談件数は月に30件ほどでございます。なお、このほかに無料法律相談のご案内もさせていただいているところでありますが、年間を通しまして市民活動推進室におきましてもさまざまにご相談に応じることといたしておりますが、市民活動推進室、おかげさまで開設以来

1,000人の方々にご活用いただいたところではありますが、なお、こういった向上に努めてまいりたいと考えているところであります。

よろしく願いを申し上げます。私からは以上でございます。

議長（菊地 進君） 小倉教育長。

教育長（小倉和憲君） 私の方から教育再生に関する質問にお答えいたします。

まず初めに、いじめや自殺の対策と教育委員会の指導についてお答えいたします。

いじめを原因とした子供の自殺が全国的に相次いで報道され、私ども教育に携わる者として大変痛ましいことであり、重大な問題であると真摯に受けとめているところでございます。

教育委員会といたしましては、いじめはどの学校にも、どの子供にも起こり得るのだということをもまず認識するよう、校長会等を通じて市内の小中学校に指導しております。その上で、いじめは反社会的な行為として絶対に許されないということをお子生徒一人一人に指導をし、さらには学校便り等を通して保護者へも十分に周知するよう徹底を図っているところでございます。

まず、いじめに関するアンケート調査でございますが、本市では以前から実施している学校もありましたので、学校ごと、発達段階に応じた内容で再度調査を実施するよう指示しております。また、相談体制でございますけれども、昭和52年に青少年相談センターを設置し、専門のカウンセラーを配置し、対応しておるところでございますけれども、中学校においてはスクールカウンセラーを配置し、指導・相談体制の充実を図っております。

次に、いじめや自殺に対する指導については、道徳の時間などを通し、命の大切さや他人を思いやる心を育成するなど、心の教育の充実を図っているところでございます。自殺対策基本法の基本的施策の中の教育活動、広報活動を通じた防止に関する項目を受け、命の大切さについては全教育活動を通じて指導するとともに、学級、学年、学校便り等で保護者に周知しているところでございます。

次に、宮城県教育委員会を実施したいじめ問題の指導に関する結果は、「十分行われている」と回答した割合の高い項目は、課題意識、いじめの認識、児童生徒への指導、協働体制となっておりますが、割合が低い項目は、関係機関との連携、教員研修、情報提供でありました。本市でも同じような結果が出ております。今後、この結果を踏まえ、いじめ問題等についての理解と対応について、校長会等で協議・指導してまいりたいと思っております。

続いて、学力向上対策、特に教員の資質向上についてお答えいたします。

本市の児童生徒の学力につきましては、本県など4県で実施しております、小学校5年生と中学校2年生を対象にした平成16年度、17年度実施された学習状況調査の結果、読み、書き、計算などの基礎的な学力や読解力、考え方、記述する力が課題であり、家庭学習の時間も不足しているという状況にあります。

市教育委員会といたしましては、このような状況を踏まえ、学力低下が危惧されることから、学力向上のために本年度から3カ年計画で、「わかる授業の推進」、「家庭学習の定着化」を重点目標に掲げ、取り組んでいるところでございます。

まず、わかる授業を進めるには、児童生徒や保護者から信頼される指導力のある教員が不可欠であることから、このような教員を育成するためにも、本年度から学校教育課に新たに指導主事を配置するとともに、教科指導員制を復活させ、研修会や授業研究会をとらえ、より専門的な立場で指導・助言を行っております。また、市内中学校の一斉授業研究会や年2回程度の研究会をするとともに、小学校の先生にも参加してもらい、お互いに授業を見合い、読み、書き、計算などの定着を図る方法や、子供たちが興味を持って学習するような指導法の工夫などについて研修を行っております。

次に、学力を向上させるためには、学校で学習したことを復習や次の日の予習を通して学習内容の定着を図ることが学力向上に必要不可欠であると思います。家庭学習の定着を図らせたいと考えております。例えば、第一小学校では本年度から、小・中・高学年ごとに目当てを決め、本人及び保護者に家庭学習の進め方のカードを配付し、家庭学習の定着化に向け取り組んでおります。

今後とも、基礎的な学力はもとより、国際化や情報化がますます進む社会の中で創造的に力強く生きていけるような、豊かな、確かな学力を身につけさせるよう努力してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（菊地 進君） 5番志子田吉晃君。

5番（志子田吉晃君） 第2回目の質問をさせていただきます。時間があと10分くらいなので、要点だけ改めて5項目聞いて、お答え願いたいと思います。

1番目の行財政改革について。達成度はどういうふうに私は質問したんですけども、きのうの木村議員の質問にも、公約の点数は市民がつけることだと。しかし、この達成度というのは、市民の方がつけなくても、行政評価ということでこの行革に関しての達成度はあらわせる



んではないかなと思いますので、その辺のところ、何点ぐらいなのか。達成度、お願いしたいと思います。

それと、新行財政改革推進計画のことについて、時間があればよろしくお願いします。

それから、企業会計、特別会計の件で、魚市場特別会計の件、これが解決しないと塩竈市はいつまでたっても、10年たっても、20年たっても、このままでは黒字にならない状況です。それで、財政健全化債の申請は検討しているのかどうか。それでもって、何とか政策的にこれを黒字にしなければ、魚市場会計です、いつまでたっても隣町から赤字と言われます。

ただ、隣町の方でも、多賀城市のことですけれども、塩竈の一般会計は、一般会計だけ見れば、塩竈市17年度2億7,000万円の黒字なんですけれども、多賀城市さんは17年度から2億4,000万円の赤字になったと。塩竈は2億7,000万円の黒字、多賀城は2億4,000万の赤字です。そういうことでは、合併が望ましいけれども行革して望まれるようにすることが先決と市長さんは言われましたけれども、もうお互い同士の状況になったのではないかなと、このように思っています。

それから2番目、まちの活性化について。

ポートセールスですが、5,000トン以下のやはりそういうものをやらないと、塩釜港は浅いですから。それで日露貿易の推進や海上自衛隊の誘致など考えておられるか。そのようにして塩釜港を開発していただきたいと思います。そういうことをすることによって塩釜港の5,000トン以下の、そのポートセールスしか現在のところはないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、観光対策で本塩釜駅と表参道までの北浜沢乙線の件、建物景観づくりです。そこは道路だけということじゃなくて、建物もやはり、回遊してもらうためには、3地区を結ぶ回遊性を目指す。途中の建物も、ぜひこの工事の期間に直していただきたいと要望いたします。

それから3点目、入札制度。

予定価格の事前公表制、したんだけど、一般競争の方は13.6ポイント下がった。ところが、指名は逆に0.5%増加したと。これはやはり指名する業者に問題があるんじゃないですか。その辺のところはいろいろ検討していただきたいと思います。せっかく事前公表制にしたら、かえって100%に近いような結果になったということでは思わしくないなので、いろいろ改善していただきたいと思います。

それから、これだけはちょっと一つ市長さんに確実に答えてほしいんですけれども、一般競

争の入札基準です。現在、塩竈市は1億5,000万円以上となっています。宮城県は1,000万円以上です。それで、宮城県が1,000万円ですから、塩竈は500万円以上は一般競争にすべきじゃないかと私は思うんですが、市長さんはどのようにお考えになっているか、そののところ。答弁漏れだったのかな。お考えがとおりかどうか。

それから、やはりこれは選挙と入札業者の関係がありますとなかなかできない問題ですので、その辺のところ、ご決意をよろしくお願ひしたいと思います。

4点目の教育の再生。

それで、塩竈市の方で学力のテストを行ったら不足している項目があったというふうに教育長さん言われましたけれども、では十分だった項目のことは言われていないんですけれども、全部下だったんでしょうか。その辺、1点よろしくお願ひします。

最後に5項目め、市民相談室の件で。

やはり、これ助かることで、こういうことがやはり愛市精神、市の行政側から市民に対する行政サービスの最大のサービス。それで、そういう状況、特に経済的な消費生活問題に対してすごく問題あります。そこを塩竈市の方から後押しして税金が払えるような状態にしていただくと、これがお互いに納める方もいただく方も、市民も、全員が喜ぶ方法なので、その辺のところ。何か現在ですと多重債務問題、そこから利息制限法の上限金利を超えるグレーゾーンの廃止ということになっていますので、その辺のところをPRして、塩竈市の相談窓口に来て、その人たちを後押しして、そして半年後、1年後には塩竈市に税金を払っていただけるような状況にすることが大切だと思うので、その辺のところをよろしくお願ひします。

時間がないので、答えもらうために、これで2回目の質問終わります。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 再質問にお答えいたしますが、行財政改革の達成度、これは数十項目にわたるものがありますので、私は代表して職員の定数削減については、5カ年で100名というものが3カ年で91名でありますので、極めて計画どおりに進められているというご説明をさせていただきます。さらに、予算の1割カットにつきましては、200億を超える一般会計の当初予算を172億に圧縮をいたしておりますので、15%ということでありまして、目標を超えるというようなことであります。

財政健全化債については、後ほどご説明させていただきます。

港に日露貿易、あるいは議員の方からは自衛隊というお話がありました。日露貿易というこ

とではないのかもしれませんが、さまざまな国々と貿易をやっております。例えば、私の記憶では、日露貿易でまいりますと岩塩でありますとか、そういったものについては今でも既にそういった交流が行われているのかなと思っております。なお、自衛隊等の艦船の入出港につきましては、港湾管理者である県が許認可権限を持っておりますので、私から申し上げることはばからせていただきたいと思います。

建物景観づくりにつきまして、本市といたしましても一定程度の助成をさせていただいておりますが、もしかしたら金額が小さいのかもしれませんが、なかなか積極的な活用が図られていないというのが実態かと思っております。やはり、景観づくりはまちぐるみというのが基本であるかと思っております。今後、こういった部分についても検討させていただきたいと思っています。

それから、予定価格の公表。指名競争入札100%ということではありますが、先ほど私92.6%という数字を申し上げております。17年度と比較いたしますとということで、ほぼ同じ同数字ということございまして、あくまでも100に対して92.6という落札率でございますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

なお、市民相談室につきましては、法律相談、既に設置されておりますが、なお広報等で周知を図ってまいりたいと思っております。

よろしくお願いたします。

議長（菊地 進君） 2番田中徳寿君。（拍手）

2番（田中徳寿君）（登壇） ニュー市民クラブの田中徳寿でございます。

本日、12月定例会において質問の場を与えてくださった先輩・同僚議員の皆様には厚く御礼申し上げます。

私が議員になりまして、今回が12回目の質問であります。その質問のたびに財政問題を取り上げさせていただきましたが、今回も塩竈市の再生のために財政問題より質問させていただきます。市長及び市当局の簡潔な答弁をお願いいたします。

通告の1番目として、塩竈市の財政運営の佐藤市長の方針についてお伺いいたします。

そこで、塩竈市の赤字特別会計、駐車場会計と魚市場会計、合わせて約4億3,000万円の赤字額をどのくらいの期間で処理していかれるのですか。また、県市町村振興資金を活用してこの赤字を一気に消すつもりがあるか、佐藤市長にお伺いいたします。

次に、市立病院会計の不良債務額、平成17年度末、約24億円余について明確な処理の仕組み

と本年9月末の一時借入金約35億円の状況についてと、そして、石巻市の公立深谷病院のように民設民営を一刻も早く決断されるつもりなのか、佐藤市長にお伺いいたします。

次に、今後10年間に市職員の方々が約300人の退職者のうち、どのくらいの人数を新規採用する職員の人員計画がどのようになっているのか、佐藤市長にお伺いいたします。

そこで、人員を削減していくためにはどの部署の民営化を計画しているのか、佐藤市長にお伺いいたします。

また、職員の人数を削減していくためには、市役所を1カ所に集中して、PFI方式などにより本庁舎を建設し、1カ所で市民サービスを図ることができ、また、自動車等を減らしたり、その他の経費を削減できると考えられます。その節約する経費で本庁舎を建設するお気持ちがおありなのか、佐藤市長にお伺いいたします。

2番目の入札対策についてお伺いいたします。

入札は今世間を騒がせていて、隣の松島町を初めとして、福島県、和歌山県、宮崎県のトップの逮捕が続き、市民の関心を集めております。我が塩竈市において、本年度の公共工事のうち、何件の工事で何%の落札なのか、まずお伺いいたします。

次に、競争入札のうち、工事の一般競争入札と指名競争入札との基準をお伺いいたします。今、指名競争入札なるものが世間の目になっている現在、500万以上の工事はすべて一般競争入札を導入している富谷町のようにしてはいかがでしょうか。そして、例えばですが、500万から3,000万円以下の工事は塩竈市の業者を対象とした一般競争入札にし、市内業者の入札回数を機会均等にしたらどうか、佐藤市長にお伺いいたします。そして、段階的に二市三町の業者の枠、次に宮城県に事業所のある業者とするようにしていけば、今日の問題になっているようなことは事前に回避できるのではないかと考えておりますが、佐藤市長はどのようなお考えか、お伺いいたします。

次に、随意契約についてお伺いいたします。

随意契約は、まず本年度で何件、金額の合計は幾らになるのか、佐藤市長にお伺いいたします。

次に、随意契約のうち、上位5番目ぐらいまでの金額と内容を市長にお伺いいたします。

この二、三日、仙台市の随意契約が新聞紙上を騒がしております。このようなこと、特殊な工事であるという理由のもとに随意契約で果たしてよろしいのか、その見解もお伺いいたします。

そして、今後は、随意契約しているもののうち、どのような案件を競争入札にしていくつもりか、そして、どのような基準により変えていくつもりなのか、佐藤市長にお伺いいたします。

また、今日このように厳しい世論の中で、どのような視点に立って入札行為を実施していくつもりなのか、佐藤市長にお伺いいたします。

次に、コリンズについてお伺いいたします。

3番目として地域再生についてお伺いいたします。

まず、経済の再生として、商業についてお伺いいたします。

市長は、これから当市の商業界をどのように再生し、指導していくお考えなのか、お伺いいたします。

次に、本町通りに本町まちづくり研究会などにより要望書の出ている「しおナビ100円バス」を通すお考えがとおりなのか、佐藤市長にお伺いいたします。

また、どうして本町通りにしおナビ100円バスが通らないのか、佐藤市長にお伺いいたします。

次に、水産業の再生の一番の問題である魚市場の荷受け機関の一本化について、どのような現状で、どのように指導していくつもりがあるのか、佐藤市長にお伺いいたします。

次に、海員会館の問題についてお伺いいたします。

現在は閉館しているとのことですが、漁船誘致に熱心に取り組まれている市長がどうして漁船員の宿泊施設である会館を閉鎖しているのか、理解ができないのであります。今後どのようになさるのか、お伺いいたします。

次に、魚市場の背後地について、現状どのようになっているか、今後どのように指導していくつもりなのか、佐藤市長にお伺いいたします。

また、当市の人口対策についてお伺いいたします。

現在、市の人口約5万9,000余の人口の増加策についてお伺いいたします。市内の市役所の遊休地をミニ住宅団地にするお考えがとおりなのか、佐藤市長にお伺いいたします。

そして、他市町村より引っ越してこられる新住民に対して転入一時金を支給するお考えがとおりになるか、佐藤市長にお伺いいたします。

また、新築に転居してこられる方々には固定資産税の減免等をするお考えがとおりなのか、佐藤市長にお伺いいたします。

以上、塩竈市の再生のため、2期目の出馬を表明された佐藤市長に、私たちが生まれ、はぐくまれた愛する塩竈市の課題について質問いたしました。明快なご答弁を期待して、私の第1回の質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） （登壇） 田中議員から3点にわたるご質問をいただきました。順次お答えをいたします。

初めに、財政運営に対する私の考え方についてのご質問でありました。

先ほどの志子田議員のご質問にも重複するかと思いますが、私は市長就任以来、これまで財政再建を最大の課題として、危機的な行財政環境を厳しく認識し、事業の選択と集中を市政運営の基本に、聖域なき行財政改革に取り組んでまいりました。この選択と集中の意味でありませんが、限られた財源を市民の方々に明らかにしながら、その中でできる事業を選択し、市民の皆様にとって真に必要なサービスに必要な財源を集中して投入する、まさにゼロベースでの行財政改革の視点・仕組みへの転換であるというふうに考えております。

この行財政改革の大きな柱につきましては、先ほど申し上げさせていただきましたとおり、職員定数の5年間の100名削減あるいは歳出予算の1割削減であります。歳出予算の削減の1割という数字であります。あえて申し上げさせていただければ、例えば平成7年、8年が本市の税収のピークでありました。平成9年度からは、残念ながら77億から減少の一途をたどっております。各種基金からの繰り出しにつきましても、10億前後の繰り出しを経常的にやってきております。しかしながら、予算については順次増額をいたしているわけでありまして、210億を超えた時期も、この6年間の間にはあったわけでありまして、こういった状況を5年、6年と続けたことが果たしてよかったのかどうかということ、我々行政として真剣に分析をしながら、やはり我々が今考えられ得る税収を、あるいはその他の交付税、補助金等を考えましたときに、やはり1割は何としても削減すべき目標ではないかということをお示しをしたわけでありまして、条件を明示させていただいたのかと思っております。18年度は、おかげさまで172億という当初予算をお示しをいたしたわけでありまして、

今後、行財政改革はなお厳しさの一途をたどるものと思っておりますが、今後とも人件費の適正化、さらには独自削減、あるいは収支差解消のための先ほど申し上げました選択と集中等により、より財政の健全化を目指していきたいというふうに考えているところであります。

その際に、下水道平準化債の活用を初め、公的資金の借りかえでありますとか、県の市町村振興資金の活用を行い、既存の枠組みを見直しますとともに、今後の財源確保策として住民型市場公募債についても導入の方向で検討を始めたということは、先ほども申し上げたとおりであります。

そういった中、議員から特別会計の恒常的な赤字解消のために市町村振興資金を活用してはというお話でありました。この資金は、建設事業など限定的に起債を充当できるという内容でありますので、我々もこの資金の導入についてはなかなか難しいのではないかというふうに考えておりますし、いずれ単年度の収支均衡を図ることがこういったさまざまな資金の導入の大前提になっております。単年度収支がなお整いますように、なお一層の努力を傾けてまいりたいと考えております。

今後、社会全体としてもはや右肩上がりの時代ではなく、負担増と収益減の時代に入るといふ大変厳しい見通しもされております。本市もまた、必要な事業であるかなどの仕分けを行い、事業自体の廃止統合、縮小、また手法の見直し、あるいは市民負担をお願いせざるを得ない場合等も含め、これまでの行政サービス提供のあり方を抜本的に改革し、再構築していかなければ、これからの時代に自立した自治体として存続していくことはできないものと認識をいたしております。

この方針のもと、塩竈が誇る資源でございます水産、港湾、商業、観光、文化、そして市民の皆様方から何よりもわき上がってまいります力を結集し、ふるさと塩竈のまちの元気、人の元気を取り戻す施策を重点的に展開してまいりたいと考えております。

そういった中、市立病院の不良債務についてご質問いただきました。

残念ながら、医師不足に伴う急速な経営悪化がございまして、こういった状況を回避すべく、再生緊急プランを策定し、医師の確保でありますとか人件費の圧縮、さらには診療報酬の拡大等を目指し、平成17年度から経営改善に取り組んでまいりましたが、年度途中からの取り組みということもあり、その効果は極めて限定的なものになってしまいました。

一方、平成18年度の通年のコスト縮減額は1億8,000万円ほどになり、経営体質のスリム化が大分図られるのではないかというふうに理解をいたしております。

市立病院の不良債務の解消に当たりましては、総務省の病院事業経営健全化措置による財政再建制度を活用し、国の財政措置を受けて行うことも一つの方策として検討を始めたところであります。この制度は、国が承認した計画に基づき不良債務を解消する際には、その経費の一

部を一般会計から補助することが認められ、不良債務解消のための繰入金の2分の1が特別交付税で措置をされます。計画期間はおおむね5年以内となっておりますが、しかし、一般会計の財政状況は大変厳しい状況にあること、また、先ほど申し上げましたとおり、こういった制度を活用するには市立病院単年度収支が均衡していることが前提となりますので、これらの状況を判断しながら、引き続き取り組みの時期などを検討させていただきたいと考えております。

一時借入金についてご質問いただきました。

今年度の5月、6月に大きく伸びておりました入院患者数が夏場に落ち込んだこともあり、9月末の時点では27億4,000万円を銀行と水道事業から借入れをいたしております。この入院患者の落ち込みも秋口からは回復をいたしておりますことから、年度末にかけて入院収益増に全力で取り組んでまいります。患者の評価が病院経営を左右し、得意分野を持たない病院の生き残りはますます厳しくなっております。市立病院につきましては、救急隊や地域医療機関との連携を強化し、消化器系患者の積極的な受け入れを進めつつあるところであります。なお、この4月から11月までの入院患者数、昨年と比較いたしまして13.3%増、3,400人ほど増加をいたしているところであります。

民設民営に関する私の決意ということでありました。

先ほどにも同様のご説明をさせていただいたかと思えます。2次医療圏唯一の公的病院としての役割と申し上げましたが、ここでは市立病院の院長が、院長に就任時に病院の職員、看護師の方々に決意表明されました内容をご披露いたしまして、答弁にかえさせていただきたいと思えます。

「そもそも病院は他の業種と異なり、非常に多くのマンパワーを必要といたします。高価な医療器械をそろえ、どんな患者にも対応しなければなりません。特に、公的病院にはその役割が強く求められております。私たちは、市民の皆様に対し良質の信頼される医療や安全な医療を提供することを大きな使命として取り組んでおりますが、同時に経営の改善が求められております。病院にとりまして、ことしは正念場でありますので、つらくても耐えていかなければなりません。みんなで一致団結協力して頑張っていけば、必ずよい結果が生まれるものと確信をいたしております」というメッセージを、院長が職員一人一人に発信をいたしております。

私ども行政にかかわる者も、病院と一緒に、このような努力を無にしないよう頑張っ  
てまいりたいと考えているところであります。



次に、財政運営につきまして、今後の定員管理についてご質問をいただきました。

現在2007年問題としてマスコミで取り上げられております団塊の世代の大量退職は本市においても例外ではなく、現在の職員数の約40%に相当する職員が今後10数年、毎年30名前後の規模で退職していく時代を迎えます。このような団塊の世代が大量退職する状況を見据え、財政改革の大きな柱として、平成17年10月定員適正化計画を策定し、15年4月現在の846名を22年4月までの7カ年間で185名削減し、661名とする数値目標を掲げ、その間の定年退職に伴う欠員は最小限の補充で乗り切ることを基本として、現在適正化に取り組んでいるところであります。

計画では、効率的な行政組織への転換を図るため、分野を問わず、現在市が直営で行っております公共施設の管理運営や現業部門におきます施設等の維持管理業務、また行政の内部管理業務、窓口業務などの全般にわたり、民活、民間活力の導入を検証し、委託あるいは指定管理者への移行、国の市場化テスト法に基づく民間へのシフトを行うことで、行政サービスの提供に支障のない供給体制を確保していくことといたしております。

今後、個々の施設や業務のあり方についてなお検討を重ねながら、対象施設や実施時期などを明確にさせていただきたいと思っておりますが、まずは段階的に類似団体と比較いたしまして91名多い状況を早急に解消し、定員の適正化に近づけてまいりたいと考えております。

次に、P F I方式での本庁舎の建設についてお答えをいたします。

私も塩竈市の施設が市内に分散し、なかなか職員の意識統一あるいはサービスの向上といったようなことに不便をおかけいたしていること、大変恐縮に思っているところであります。こういった中、P F I方式での本庁舎の建設の有無についてご質問いただきました。

私の認識といたしましては、P F Iにつきましては、イギリスのサッチャー政権時代に民間資金主導型の社会資本整備の手法といたしまして公共施設の整備に導入されたものでありますが、その目的につきましては民間発案型を組み入れた公共施設でのよりよいサービス提供にあったのではないかというふうに理解をいたしているところであります。しかしながら、我が国に導入されました際、平成11年にP F I法が制定されておりますが、新たな公共施設整備の手法として注目はされましたが、7年が経過した今日、余りにもコスト削減の分野が強調された感があり、そのコスト差の負担をだれが担うのかというようなあり方も含め、結果として、結果として期待した方向に行っておらないのではないかというふうに考えております。

本市の庁舎、本庁舎、壱番館、宮町分庁舎等々、分散をいたしてありまして、本当に市民の

方々には大変ご不便をおかけいたしております。ぜひ将来は本庁舎を建て直ししてということに一刻も早く取り組めるような行財政の体制に、なお一層努力を傾けてまいりたいと思っております。決してそういった庁舎の建てかえについての希望がないということではありません。ただ、残念ながら本市の置かれた行財政環境は、そこまでまだ到達しておらないというふうに判断をいたしているところであります。

次に、入札制度についてお答えをいたします。

まず、今年度工事の落札率、予定価格に対する落札価格の割合について申し上げます。

11月末まで取りまとめました500万円以上の工事における落札率、一般競争入札では73.3%でございます。17年度はちなみに86.9%。指名競争入札が92.1%、17年度も92.1%でありましたので、同率であります。随意契約であります、97.3%であります。17年度、99.3%ございました。全体といたしましては86.2%であります。17年度が、ちなみに90.8%となっております。17年度と比較いたしますと、一般競争入札は13.6ポイントの低下、指名競争入札は同率、随意契約は2.0ポイントの低下であり、全体といたしましては4.6ポイントの低下となっております。

一般競争入札と指名競争入札の振り分けについてであります、1億5,000万を目安としてまいりましたということにつきましてはご説明をいたしました。先ほど、そういった基準を見直しをする予定はないのかということであります。今後とも入札制度の適正化につきましては、なお真剣に取り組んでまいりたいと考えております。そういった中で、こういった限度額につきましてもなお検討させていただきたいと思っております。

また、思い切った引き下げもというお話をいただきました。議会を通じ、地元業者の扱い等につきましても、さまざまなお要望・ご提言をいただいております。やはり、この地域で税金を払いながら一生懸命頑張っている方々が、競争制の中で指名機会を一定程度確保することについても、我々も考えるべき課題ではないかなというふうに考えております。そういった対外的に十分ご理解のいただく制度がどうあるべきかということにつきましては、内外の状況をなお一層勉強させていただきながら取り組んでまいりたいと考えております。

随契についてご質問いただきました。

本体建設等につきましては、清掃工場等の補修工事等が3件、2,856万円。業務委託契約では電算システムのソフト開発業者へのシステム修正委託でありますとか、機械設備業者への保守点検業務委託等60件、5億6,589万円があります。

随意契約の金額の大きいものから5番目までというご質問でありました。

初めに、公共下水道の普及に伴い、し尿処理業者が業務転換いたし、市内業者による設立をされました共同企業体が行っております生活ごみ市民清掃収集運搬業務委託1億4,385万円です。また、初期の導入に当たりましてはプロポーザル方式により一定の競争入札によって選定いたしました住民基本情報システムの開発業者に対しまして、システムの改修、データ処理をいたしております住民基本情報システムについての電算業務委託6,510万円。住民基本情報システム開発業者からシステム運用を行うための関連ソフト及び機器類を7年間で賃借いたしております住民基本情報システム機器の賃貸借5,512万円。市内の古物商業者が合同で設立をいたしました企業体に委託をいたしております資源物選別回収業務委託5,376万円。診療報酬改定や新規に導入をいたしましたオーダリングシステムに円滑に対応する必要から、今年度のみ措置といたしまして、前年度の委託業者に継続して委託をいたしました市立病院医業事務委託4,602万円でございます。

随意契約は限定的に行うべきものでありますので、順次競争入札への移行に努めておりますことから、近年随意契約から競争入札へ移行させましたものの件数は、16年度で4件、17年度で5件、18年度で20件となっております。

競争入札へ移行した主な事例を申し上げますと、これまで警備のための機器類を設置した業者に随意契約で行ってございました機械警備業務委託については、5年間の複数年契約とすることにより、機器類の設置業者の優位性を弱めて、競争入札への参入機会の公平性を確保できましたので、競争入札への移行をいたしております。

随意契約にならざるを得ない事情も年数の経過とともに変化をいたしておりますので、今後も継続して随意契約理由を精査し、競争入札への参加業者を確保できますよう、条件の整備になお一層努めてまいりたいと考えているところであります。

企業の工事实績情報のデータベースのコリンズについてご質問いただきました。

このシステムにつきましては、既に県では導入をいたしておりますので、データにつきましては必要に応じまして県のシステムをお借りして利活用させていただき、入札執行の適正化に努めているところであります。

次に、経済再生についてお答えをいたします。

我がまち、海洋都市であります。海とのかかわりの中からさまざまな発展を繰り返してきたまちではないかというふうに考えております。塩釜港、塩釜漁港でありますとか、あるいは漁

港、港湾に立地する企業活動からこのまちの活気、元気が展開されてまいったというふうに理解をいたしております。

しかし、残念ながら港湾、漁港の衰退に歩調を合わせましたように、まちから元氣、活気が失われている状況は大変残念であります。こういった状況を抜本的に解消するためには、やはりこれらの施設の有効活用がなされるべきではないかと考えております。そういったことも踏まえ、企業誘致条例等を制定させていただきましたほか、みなとまちづくり課におきましては企業立地のために今全国を飛び回っておりますほか、漁港につきましても、例えば三陸塩竈ひがしもの等のブランド化を進めることによりまして、なお一層塩釜漁港のすばらしさ等をPRしていく必要があるのかなというふうに考えております。

本市の歴史を振り返りますと、藩政時代の状況の特例では、門前町塩竈の庇護政策として仙台北城下への物資は必ず塩竈に水揚げすることとされ、また、近隣の水産物も塩竈を通して運ばれた時代がありました。このことが近世の塩竈の反映の間違ひなく基盤になったというふうに我々は考えております。また、明治時代に入り、この特例による恩典が消失し、疲弊した塩竈の状況を打開すべく、戸長、篤志家が立ち上がり、港湾の整備に着手し、今日の反映を築いてまいったというふうに確信をいたしております。

我々はもう一度海と社とのかかわりの中で、市民の方々が中心となり、常に先進的な魅力ある取り組みを積み重ねて、それぞれの時代の繁栄に負けないような塩竈の繁栄をつくり出していく必要があると思っております。

そういった中で、市有財産の有効活用によりましてミニ開発というご質問いただきました。

こういった遊休資産も、現在は公売等を前提に積極的な取り組みをいたしておりますが、残念ながら土地の流動がまだ活発にならない状況の中で、2件、3件と公売できたものはございますが、いまだ売却できない公有地も残っております。今後とも、そういった公有地のなお一層の活用について進めさせていただきたいと思っております。

卸売機関の一元化についてご質問いただきました。

卸売機関の一元化は、本市水産業の持続的な振興、活性化にとって大変重要な課題と認識をいたしております。

現在、地方卸売市場は生鮮食料品流通の国際化、広域化による集荷力の低下が危惧をされております。平成16年10月に国が公表した22年度を目標年度とする卸売市場整備基本方針では、地方卸売市場においても品質管理の高度化や集客能力の強化を図るため、市場が相互に連携し

ていくことを強く求めております。また、あわせて事業者の経営の改善、安定化に配慮することとされております。

本市場におきましては、平成11年には200億円台の水揚げがございましたが、ここ数年、水揚げ高は残念ながら100億円前後で推移をいたしております。卸売機関の経営の採算ラインといたしましては、1社130億とされておりますので、一元化による経営の改善、安定化と集荷能力の強化が何よりも市場運営に必要との認識は、行政、業界とも一致いたしているところであるというふうに認識をいたしております。

このような認識のもと、一元化に向けました両卸売機関の協議は現在も継続をさせていただいておりますが、総論的には理解をいただいておりますが、個々の面では意見の食い違いがあり、具体的な進展になかなか立ち至っていないという状況ではあります。今後とも引き続き行政として努力をいたしてまいります。

海員会館についてご質問いただきました。

財団法人塩釜海員会館は、昭和26年に設立されております。現在地には昭和43年に移転をいたしております。海員会館につきましては、これまで宿泊料金の引き上げでありますとか、利用者へのアンケート調査に基づき、種々の施設改善策に取り組んできたところではありますが、老朽化の一途をたどる施設ということもございまして、なかなか利用客の増大というところに立ち至らず、平成12年以降累積債務が増加の一途であります。本年7月に開催されました通常理事会におきまして、今後営業を継続しても利用者の減少に歯どめをかけることができず、累積債務の解消が不可能と考えられますことから、8月以降閉鎖し、財団法人としての解散手続に入ることを決定いたしております。

この間、漁船員の宿泊施設が必要との意見がございましたので、私も直接近隣の宿泊施設等の利用について協力要請に足を運ぶなどの努力を行ってまいったところでもあります。

漁港背後地についてご質問いただきました。

漁港背後地につきましては、この議会でも再三ご説明をさせていただいておりますが、水産物流センター構想の実現に向け、行政と業界が一体となって取り組んでまいりましたが、現在地元事業組合が土地の取得に向けて最後の詰めを行っているというふうにお伺いをいたしております。また、これまで業界と市が一体となり進出を働きかけてまいりました全国組織は、約1万3,000平米の県有地を購入し、平成19年度の着工に向けて事業計画の詰めに入っております。

こうした動きによって、水産物に関する国際的な情報の受け入れ、その流通網の活用による加工製品の販路拡大、あるいは本市水産加工業界の活性化への好影響が期待できるものと考えており、市といたしましても、今後とも積極的な働きかけを行ってまいりたいと思っております。

しおナビ100円バスの本町への乗り入れについて、前にも議員の方からご質問いただきました。

宮交あるいは市の内部等でも、路線の拡大ができないかどうかというようなことにつきましてはいろいろ試算もいたしていました。一方では、既存路線としてこの地域を利府線が31便、清水沢団地線が10便、加瀬沼1便の計42便が本町地区を運行しており、宮城交通からはやはり既存路線の活用方を検討してもらいたいというような話もございました。我々も市内循環バスの路線に組み入れられないかということも検討させていただいたところでありますが、現在まだ明確な方針が固まっていないところであります。

人口対策につきましてご質問をいただきました。

本市人口、昨年10月に実施しました国勢調査におきまして5万9,355人となっており、6万人を割り込む状況となっております。平成7年の6万3,000人をピークに、少子高齢化による自然減少、近隣市町等への流出による社会減により減少傾向が続いておりますとともに、人口構造も高齢化率が24%を超えるなど、今後とも人口の減少が進むものと予想される状況にあります。全国的に人口減少社会に転じる中で、定住人口に加え、交流人口増加も含めたあらゆる視点から、深い分析・検討を行う必要があると考えております。

本市といたしましては、魅力あるまちづくりを進め、だれもが住みよいまちとすることこそが人口流出に歯どめとなる、あるいは人口の流入も招いて、定住人口の増加ということが図られるのではないかなというふうに考えております。具体的には、子育て支援の充実でありますとか教育環境の整備、バスの運行、安心して暮らせる環境づくりに取り組むとともに、道路や下水道などの都市基盤整備も進めさせていただいているところであります。また、本塩釜、塩釜駅周辺では、新たなマンション整備が進められておりますが、民間集合住宅の建設も快適な居住空間づくりとして人口増加策に効率的ではないかなというふうに考えているところであります。

また、生活環境という視点から見ますと、本市は中心市街地に、医療福祉機関も含め、さまざまな都市機能が集約しており、まさにコンパクトシティとして高い評価がいただけるので

はないかなと思っております。このような取り組みをなお一層深めますとともに、ご提案の新住民への施策等も含め、抜本的な取り組み策をなお検討させていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（菊地 進君） 2番田中徳寿君。

2番（田中徳寿君） ご丁寧な答弁、ありがとうございます。

さて、今塩竈市の財政が大変な時代に来たということを市長が述べられましたけれども、現実、これから大変な時代が、塩竈市だけじゃなくて、全国の自治体にわき起こってくるものだと考えております。

市長の財政の貯金状況から評価をさせていただければ、市長は14年度末の基金、現金ベースです、市長は貯金を12億減らしました。そして、病院の赤字は約10数億ふえました。土地開発公社は4億ほど借金を減らされたということであります。これがお金の結果であります。

確かに予算は減らしました。1割削減。大変なことをなし遂げたと思っております。それでも、このまちの財政は直らないのであります。このまちの財政は、佐藤市長がピーク時より約50億削減しても直らないのであります。そこに根深さがあるのであります。普通であれば、もうそろそろ回復してもいいはずなのに、直らない何かがあるのではないのか。それは、今までの中で、市長はこの3年8カ月、多分塩竈市という役所の隅々のあかは落とされたのかもしれませんが、でも、今現在の新しい時代は、その仕組みそのものを変えなければならない時代に来たのだと思っております。

過去の政策の積み上げでは、新しい財政の健全化は多分確立されないのではないかというのが私の考えなのであります。今までは許されたこともこれからは許されないという状況下にあるということを、当局初め、職員の方々が認識することから塩竈市の財政が好転すると思っております。なぜこのようなことを申すかということ、夕張の問題が起きてから、議員はテレビ上で必ず非難を受けております。何をしてきたのかと。何のチェックをしてきたのかと、今テレビ上で物すごい非難を浴びております。行政を担ってきた人たちが今までの仕組みでしたが、このありさまなのであります。それを是正するためには、塩竈市がいち早く塩竈市の財政の確立に向けた新しい仕組みをつくり上げなければならないのです。それが大事なのであります。

きょう私が質問したすべての項目は、塩竈市の課題であります。どこか一つ決断をなされ

て、一つをまとめ上げれば、塩竈市は変わると思います。それには、市長一人ではできないのであります。職員が稟議を上げ、議論を重ね、すべての議論の中で全市の市民のための行政をどうつくるかという視点に立ち返ったときが、財政確立だと思います。

確かに今までの制度でも、先ほど建設業者のことを言われました。それでも、現実につぶれたり、廃業したりしているではないでしょうか。21世紀という世紀は、多分日本という村社会が競争という激しい渦の中に巻き込まれたのだと思います。競争に勝っていくためには、切磋琢磨なのであります。切磋琢磨をしない者は、この土俵からおろされる時代が来たのであります。役所もそうであります。今、夕張に住むならば、ほかのまちに動きまると言われております。動く力のある人はいいのであります。塩竈市にしか住めない人間たちが、どのようにしたらこのまちの将来にかけていくのでしょうか。それが明確なビジョンだと思います。

確かに民間がこうだあだという意見、いっぱいあると思います。でも、そこに行政の指導力で一本の道をつくり上げてほしいのです。それができなければ、塩竈市もいつか全国500の自治体が第2の夕張と言われている現状をどのように市民に説明なさるつもりなのですか。確かに我々がいかに頑張っても、当局の人たちが裁量権を持って、意志を持ってやっていかなければ、このまちは救えないのです。それほど厳しい時代なのです。

なぜ庁舎を言うかということ、タイムカードが多分必要な時代が来たんだと思います。このまちにはタイムカードがありません。それでいいのでしょうか。それから、1時間当たり数千円の単価の人たちが、協議のためにまちを歩いていていいのでしょうか。市庁舎をつくるということは、そういう口スをなくすことなのであります。目に見えない非効率をなくしていかなければ、このまちは変わらないのです。もう何もないからできないということではなくて、一つの効率化をつくり上げるとこのまちが一気に変わっていくと思います。会議をするたびに方々から人が集まってくる、そういう非効率ではなくて、みんなで財政を変えて、市庁舎をつくって、効率のある市役所をつくっていただきたいのです。

その1点だけお答えいただきたいです。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 田中議員の再質問にお答えをいたします。

今このまちの行財政の置かれた環境につきましては、先ほどのご答弁の中でも議員ご指摘のとおりであるということは申し上げさせていただきました。

過去の負債を我々とやかく言う気はありません。今から先どうやってこのまちを健全化して



いくつかということにつきまして、今日までの3年8カ月努力をいたしてまいりました。

先ほど来触れさせていただいておりますとおり、かつてマイナス予算というものがほとんど組まれなかったわけでありまして。私が引き継いだ15年度も、骨格予算ながら約200億近い骨格予算であったわけでありまして。それを3年間で172億まで減らしてきました。これは、決して私の努力と言うつもりはありません。やはり、市民の皆様方の何よりもの理解、それから議会の皆様あるいは職員の方々の総力戦であったと思っております。こういった総力戦が今後とも必要である。いつまでかと。実は、この先が見えないというのが、今の日本ではないかなと思っております。恐らくは、塩竈市だけがあえぎ苦しんでいるのではなくて、日本国内の各自治体があえぎ苦しんでいるというのが実態かと思っております。

競争であります。ほかの自治体にどれだけ我々塩竈市がぬきんでるかという競争の時代であります。観光もしかり、商業もしかり、あるいは水産業、さまざまな分野が皆しかりであります。それぞれの努力で他の地域から一步ぬきんでることがなければ、状況は絶対に好転しないと思っております。

でありますから、議員が申されましたとおり、我々行政もまなじりを決してこういった状況を打開すべく取り組んでいかなければならない、その先頭に立つのが私でなければならぬと思っておりますし、その決意で今日まで取り組んできたつもりであります。残念ながらいまだ先が見えないという状況にあります。

先ほど庁舎の問題、お話をいただきました。しかしながら、しかしながらですよ、本当に小・中学生のお子さんたちが勉強している学校すら、残念ながらまだ耐震化が図られていない、あるいは建てかえを約束した小学校にすら、私ども大規模改修で何とか我慢してくださいということを申し上げざるを得ない。それも綱渡りであります。綱渡りの財政運営の中から、何とかそういった子供さんたちあるいは病院の患者さんたちがそこで安心して治療なり学校の勉強なりができるような環境を何とかしてつくりたいというのが、今我々の思いでありまして、そういったときに我々が執務いたします庁舎、あるいはもちろん市民の方々がご活用いただけます庁舎であります。もうちょっと時間をかしていただきたいということをお先ほど申し上げたわけでありまして、私自身も本当に今こういった庁舎の建てかえができるのであれば本当にうれしい、ありがたいと思っております。その前に我々が我慢すべきものがあるのではないかと。我々、歯を食いしばってでも頑張っていきます。市民の方々に笑顔が戻ったら、初めてそういった分野に一生懸命取り組まさせていただきたいというふうに考えているところで

あります。

なお一層頑張ります。よろしく申し上げます。

議長（菊地 進君） 2番田中徳寿君。

2番（田中徳寿君） 市長の言われることは、わかるのであります。

なぜこのようなことを申すかということ、すべて本丸をつくり上げなければ出城がつぶれるのであります。それが、この仕儀であります。財政が大変なのは百も承知であります。なぜならば、むだな経費を削減していくことは、すべて1カ所集中主義しかないのであります。人的問題もすべてであります。900人ぐらいの規模で行政を行ってきたまちが、一つの業務も減らすことなく600人あるいは500人でできるのでしょうか。本当の話、大変に職員も負担が始まっているのだと思います。そのとき、1カ所で効率的意思の疎通を図ることがどれほど大切かということでもあります。

これは、多分市長は市民が大切だ、子供が大切だという思いが十分にわかるのであります。が、塩竈市というまちの特殊性を考えると、それを一歩踏み出されて考えられたら十分変わると思うのであります。なぜならば、塩竈市とは4キロ四方のまちであります。この間、民生の視察で札幌の資生館小学校というところを見てきました。2キロ四方から集まってきます。2キロ四方ということは、塩竈市の中心部に1校の小学校をつくれれば十分なのであります。私の同級生は370名ほどいました。今、塩竈市に生まれる子供たちは、1年間に400名弱と伺っております。それが経営計画だと思います。そういうことを念頭に、今までの仕組みを変えろという意識の中で、市民サービスをどのように維持し、どのような新しい時代に適合していくかを考えていただきたく、質問を終わらせていただきます。

以上です。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 思いは私は一緒だと思うんですが、繰り返しになりますが、メリハリと申しますか、選択と集中ということはこの議会でも再三申し上げさせていただきました。一遍にすべてのことをやるというのは、やはりもう今の塩竈市の置かれた状況下では厳しい。何を優先すべきかということになるのかと思っておりますが、私はそういった意味合いで、先ほど申し上げましたようなものを優先すべきではないか。いずれ庁舎についても、本当に市民の皆様方に喜んでいただけるような庁舎建設の日が一日も早くまいりますように、なお一層努力をいたしてまいります。

よろしくお願ひいたします。

議長（菊地 進君） 暫時休憩いたします。

再開は15時15分といたします。

午後 2 時 5 9 分 休憩

---

午後 3 時 1 5 分 再開

副議長（志賀直哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

8 番 嶺岸淳一君。（拍手）

8 番（嶺岸淳一君）（登壇） 公明党の嶺岸淳一でございます。平成18年12月定例会において、公明党を代表し一般質問を行いますので、市長並びにご当局の誠意あるご答弁をお願い申し上げます。

質問の第1点目は、行財政改革における職員の意識改革についてであります。

初めに、職員の接遇のあり方についてお伺ひいたします。

市民は、一人の人間として基本的規律を守り、最も人間らしく市民生活を営んでいく上で、行政とのかかわりを持って生きていかなければなりません。そのかかわりの中で、市民の人格を尊重し、人権を守っていくことは行政の務めでもあります。その意味においては、行政業務に従事する職員の皆さんは、役所に来られる市民の一人一人にどういう意識を持って対応されているのか、このことについて今市民は厳しく見ております。

その現状について、実は本年6月に実施された市民満足度調査の結果報告によりますと、窓口サービスや職員の対応について「満足」、「やや満足」と答えたのが48.4%、「やや不満」、「不満」と答えたのが42.7%となっており、満足度の割合が不満の割合よりも若干高い数値になっております。数値的には半数以上の市民が職員の対応について好感をもって受けとめていると思われま

しかし、反面、市民の半数近い人たちが職員の対応について厳しい目で見ていることがよくわかります。大変嫌な思いを経験した市民の声によりますと、「一部の職員はパソコンにつきっきりで離れようともせず、なかなか即座に対応してくれない。そこで、「済みません」と大きな声をかけて初めて無言で近づき、無愛想な対応をされた」とか、傲慢な対応であったり、市民の人格を無視するような言葉遣いや、電話による対応でも親切味や丁寧さに欠ける対応な

ど、いろいろな場面で強烈な不満を感じているのであります。

職員は、行政に関してのプロであります。素人の市民に対してプロ意識をかさにかけ、精神的な威圧感を与えている場合もあります。また、何げなくアドバイスのつもりで語った言葉が市民の心を傷つけてしまうこともあります。このような市民の多くの声に対し、どのようにこたえていかれるのでしょうか。役所の仕事は窓口における接遇から始まることを、改めて認識するものであります。

職員の中には大変親切に、丁寧に、そして明るく笑顔で対応されている職員もおられます。窓口に来られた市民をお客様同様に対応されているすばらしい職員もおられます。本当に心とむ思いがいたします。恐らく、窓口における接遇は、そういうすばらしい職員の皆さんであってほしいと市民は願っていると思います。私は、窓口における接遇はどうあるべきかにとどまらず、市民に対応するあり方として全職員がどういう意識改革を進めていかれるのか、再確認し合うことを強く求めるものであります。

職員に対する市民の満足度をさらに高めていくことが、行革推進の上で大変重要であり、行政に対する信頼度も高まり、市民と行政の一体感の中で本市のまちづくりが進むものと確信いたします。市長のご決意をお伺いいたします。

次に、朝のミーティングの実施についてお伺いいたします。

一般の会社では、よく仕事始めに朝のミーティングをしているところが多いようであります。社員は一日の行動の流れを確認し合い、気を引き締め、一日の仕事を無事故で効率的に果たせるよう、決意を込めて仕事が始まります。朝のミーティングは毎朝でなくとも、週に二、三回とか実施しているところもあります。職員の意識改革の一環として、朝のミーティングの実施をぜひ検討してはいかがでしょうか。

ところで、現在、本市で各課で朝のミーティングを実施しているところはおありになるのでしょうか。朝の仕事始めのときが一番大事であります。日々市民のことを思い、緊張感を持って仕事を始めるためにも、各課職員が課長のもとでミーティングをし、心を一つにして仕事を始められたらと思いますが、市長のご見解をお聞きいたします。

第2点目は、改正まちづくり三法についてお伺いをいたします。

本市の中心軸を担おうとしている「海辺の賑わい地区」の絵柄が少しずつ見えるようになってきており、一日も早い完成を市民は望んでいるところでもあります。

こうした中、国においては、さきの国会で改正まちづくり三法が成立し、自治体は新たな制

度を有効に活用できるようになりました。まちづくり三法は、都市計画法、中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法で、これらが改正されました。改正都市計画法は、郊外の土地利用を大幅に制限強化をいたしました。床面積が1万平方メートルを超えるスーパーや映画館などの大型店が立地できる地域を、法で定める商業、近隣商業、準工業の3用途地域に限定、事実上郊外への出店を規制いたしました。その一方で、改正中心市街地活性化法では、まち中心部の活性化に向けて、住宅や商業施設の誘導策を盛り込んだものであります。市町村が策定した基本計画が内閣総理大臣に認定されれば、マンションなどの住宅や商業・福祉・文化施設の建設を国が補助金で支援をいたします。

地方都市では、駅を中心とする市街地で活気を失った商店街が数多く見られます。日中でもシャッターが閉まったままの閑散とした商店街が珍しくありません。その要因として、大型商業施設の郊外出店と車社会の進展などが指摘されております。まちづくり三法が制定された平成10年以降も、大型店は顧客を求めて駐車場が確保しやすい郊外へと次々に移転し、まち中心部の地盤沈下に拍車がかかったとされております。本市も全く同じような状況にあると思えます。

近年、まちづくりの問題は、郊外対中心市街地とさえ言われています。今回のまちづくり三法の見直しは、まち中心部のにぎわいを再生することにあります。そのため、都市の拡大に歯どめをかける一方で、中心市街地に日常生活に必要な都市の諸機能が集約されたコンパクトシティを構築することにあると思えます。中心市街地の低迷の要因については、魅力ある店づくりができていない、消費者ニーズに対応した業種編成になっていないなどと、店主や商店街の努力不足を厳しく指摘する声もあります。

そこで、お尋ねをいたしますが、改正まちづくり三法をまちづくりの視点から、将来を見据えてどのようにとらえておいでになるのか。また、自治体の強いリーダーシップを求められていると思いますが、本市のトップリーダーとしての市長のお考えをお伺いいたします。さらに、本町、海岸通、本塩釜駅前の中心市街地は、今後どのような位置づけをし、活気あるまちに推進していかれるのか、具体的にご答弁をお願いいたします。

3点目は、内部障害者に対する取り組みについてであります。

内部障害とは、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、膀胱または直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の六つの機能障害を総したものであります。2001年の厚生労働省の調べでは、18歳以上で約85万人の内部障害者がおいでになります。内部障害者は定期的な

通院や安静が必要な方も多く、デスクワークであっても長時間続くと症状の悪化を引き起こすなどの場合もあります。日常生活は大きく制限されていると思います。しかしながら、外見は健常者と同じように見える人も多く、社会的な認知は進んでいないのが現状のようであります。

1例を挙げて申し述べれば、ある内部障害者の方は電車の優先席に座っていると白い目で見られるとか、車いす用の駐車スペースに車をとめたら警備員に注意をされ、移動させられたなど、周囲の無理解に心理的な負担も重なっているとのことでありました。

こうした状況の中、内部障害者を理解していただきたいとの思いから、ハート・プラス・マークというものが考案されました。これは、内部障害を持つ当事者団体「ハート・プラスの会」が作成したものであります。青色をベースに、白色で人間の形を浮き出し、中央に赤いハートとプラスをデザインしてあります。身体内部をあらわすハートに思いやりの心を加えるという意味のプラスだとのことでありました。昨年開催された愛知万博の会場内でも掲示されておりましたので、見かけた方も多いと思います。

そこで、お伺いいたしますが、本市における身体障害者の人数と、そのうち内部障害者が何人おいでになるのか、お聞きいたします。また、「広報しおがま」及び塩竈市のホームページにハート・プラス・マークを紹介し、積極的に啓発活動をすべきと思いますが、いかがなものでしょうか。さらに、本市の関係施設の駐車場に内部障害者の方が安心して車をとめられるよう、車いすと並べて、車いすとあわせてハート・プラス・マークの表示をしていただきたいと思いますが、いかがなものでしょうか。市長のご見解をお伺いいたします。

第4点目は、認定こども園についてお伺いいたします。

幼稚園と保育所の機能をあわせ持った総合施設、認定こども園制度が10月からスタートいたしました。これによって、子育ての選択肢が大きく広がることと思います。認定こども園は親の就労状況にかかわらず、就学前の子供に対し、教育や保育、子育て支援を総合的に提供する、つまり幼稚園と保育所を合わせたような施設であります。長時間の利用も可能となり、多様なニーズにこたえられる地域の子育て拠点として期待されております。

認定こども園は、都道府県が基準を作成、認定をいたします。各自治体では、今そのための準備が進められていると思います。実際に子供たちが通うのは来年4月ころからだということが多いとお聞きしておりますが、本市ではどのような状況にあるのでしょうか、お伺いいたします。

また、通常ではゼロ歳児から5歳児が対象の保育所は、保育時間が標準8時間と長目ですが、子供を入所させることができるのは共働きの世帯に限られております。一方、3歳児から5歳児が対象の幼稚園は、預かり時間は原則4時間と短いものの、教育上の観点からは保育所でも幼稚園のような教育を受けさせたいとの希望をする親がふえているのが実情であると思います。

これに対し、認定こども園は就学前のゼロ歳児から5歳児すべての児童を対象に、親が働いているかどうかや家庭の状況にかかわらず入園できるほか、幼児教育や保育サービスに加え、子育て相談や親子の集いの場を提供するなど、親への支援も行うのが特色であります。このため、働く親にとっては力強い味方になり、さらには既存の幼稚園などを活用することで保育所への入所待ちをしている待機児童の解消にもつながると思っております。

そこでお聞きをいたしますが、市長の認定こども園に対する保育教育の基本方針と、今後どう取り組みをなさろうとお考えなのか、お伺いいたします。

これで、第1回目の質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

副議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま、嶺岸議員から4点にわたるご質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

初めに、行財政推進における職員の意識改革のご質問をいただきました。

職員の接遇のあり方について、私も市民の方々に本当に喜んで塩竈市にお越しいただけるような市役所にしてまいりたいということで今日まで取り組んでまいりました。特に、行財政改革の一つでもあります職員の意識改革や接遇の改善であります。私は常々、市民の皆さんに対応する職員の接遇は市民サービスの提供を担う職員にとって基本的な素養の一つであり、不快感を与えたり、市政に対する信頼を損ねるようなことはくれぐれもあってはならないとの取り組みをお願い申し上げてまいりました。

このため、研修や職場における日々の仕事を通じて、市民の皆さんに接するときは明るい表情で誠意を持って対応させていただく自覚を持つことを促してきております。職員は、当然のことながら市民サービスの担い手であるという自覚をしっかりと持って、真剣かつ誠実に対応させていただいておりますが、残念なことに、時としてこのようになっていない事例が一部報告されており、市民の方から苦情が寄せられることもございます。

職員の資質向上は、本人の意識改革が最も必要であり、行財政改善推進計画におきましても、職員の意識改革や人材育成の推進をその方策と位置づけ、職員の資質向上に向けて取り組みを始めているところであります。今後とも、なお質の高いサービスが提供できますよう、例えば職場研修による接遇の向上とか、職員の資質向上に努めてまいりますのでご理解をいただきたいと思いますが、本当に不愉快な思いをされました市民の方々には心よりおわびを申し上げます。

次に、職場における朝のミーティングについてご質問いただきました。

現在、本市におきましては、特に制度としては設けてはならず、それぞれの職場の自主性にゆだねているところであります。一日の仕事に取りかかる前に打ち合わせとしてのミーティングを行うことは、組織としての意思の統一でありますとか情報共有のほか、チームワークや目的意識を高める効果があるものと理解をいたしております。

庁内において既に、例えば商工観光課でありますとか生涯学習課におきましては朝のミーティングに取り組んでおり、大変な効果を上げております。朝のミーティングを行う意義は極めて大きいと思われまますので、それぞれの職場にふさわしい方法で、あるいは事務に支障のない時間等を選んでミーティングが自然に定着いたしますよう、職員の自主的な意識の高まりを期待いたしてまいりたいと考えておりますし、我々も折に触れてそういった指導を行わせていただきたいと思います。

次に、まちづくり三法についてご質問いただきました。

まちづくり三法の改正と本市の中心市街地の現状についてのご質問にお答えをいたします。

いわゆるまちづくり三法は、大規模小売店舗立地法と中心市街地活性化法、そして改正都市計画法を指し、全国的に衰退をいたしてまいりました中心市街地の活性化を目途として、平成10年に制定をされております。しかし、その後におきましても大型店などの郊外移転が進み、中心市街地の活性化が意図したように進まなかったことを踏まえ、また、高齢化社会に対応して町中で安心して暮らせるように、コンパクトなまちにする必要から、中心市街地活性化法と都市計画法がさきの国会で改正をされました。

こういった動きを受けての本市中心市街地の現況の認識と、こういった法改正を本市のまちづくりにどのように生かしていく考えかということについてご質問いただきました。

本市では、近隣の市や町に大型店舗が進出したことにより、塩竈の商圈は残念ながら消滅した状況になっておりますが、例えば生鮮食料品や日用品を市内で求める市民が多いことに着目



して、消費者に信頼される品ぞろえや店舗づくりをすれば、現在の商店でも活路が開けると希望を持って、今中心市街地における活性化の取り組みを始めたところでもあります。

具体的に申し上げますと、「商人塾」等の取り組みであります。それぞれのお店の弱点をカバーする工夫、持ち味を生かし、高める工夫を行っております。今年度は参加する会社が6社、それぞれ協力いたしまして情報誌「しゅん」というものも発行し、商店主が手分けしてこれらの資料をポスティングを行う等の努力も始めたところでもあります。これまで2冊が発刊され、2,000部を配付いたしましたが、ライフスタイルの新たな提案を通じて、これまでの地元商店街との出会いがなかった客層へのPR効果等もねらっているところでもあります。

市では商業協同組合と協力しながら「商人塾」への参加者を募るとともに、経過を公開する講座を3回開催するなど、「商人塾」のすそ野を広げる工夫をしながら、なお一層の事業展開を図ってまいります。また、商店会としての取り組みでは、本塩釜駅前、海岸通、本町ではこれまでもソフト事業による活性化に取り組んでまいりましたが、最近では先月行われました「おいしおがま」の取り組みでは1,000人を超える方々にお楽しみをいただくことができたとの報告をいただいております。また、有志が集ってまちづくり会社の設立を目指して起業研修の事業もスタートをすることになっておりますが、これらの取り組みが塩竈再興の梁山泊になるのではというふうに私も大いに期待をいたしているところでもあります。

これまでのまちづくりは、ややもするとハードが先行し、後でいろいろ考えるというスタイルが進められがちでありましたが、これからは基本的な考え方を最初に立案し、それを最大に実現するためにどのような施設整備が必要であるかを考えるスタイルに転換して、中心市街地の活性化をぜひなし遂げてまいりたいと考えておるところであります。

次に、内部障害者に対する取り組みについてご質問いただきました。

初めに、本市における身体障害者数と、そのうち内部障害者数についてのご質問をいただきました。

議員の方からもお話しいただきました内部障害者とは、内臓機能の障害による身体障害者手帳の交付を受けている方々で、心臓、呼吸器、腎臓、膀胱・直腸、小腸と、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の六つの障害に分類されております。国の統計によりますと、全国では約456万人おられます身体障害者のうち、内部障害者は112万人に上り、身体障害者の4人に1人を占めております。

本市における平成18年3月末日の身体障害者数は2,179人で、そのうち内部障害者数は696人

と、約3分の1を占めておるところであります。その内訳でございますが、心臓機能障害が423人、腎臓機能障害が126人、呼吸器機能障害が60人、膀胱・直腸機能障害が84人、その他が3人となっており、肢体不自由児など、ほかの障害に比べ大きく増加をいたしております。

このような障害をお持ちの方々へのサービスあるいは啓発活動についてご質問をいただきました。

このような内部障害者に対しましては、居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所などの訪問系サービスでありますとか、心臓の手術や人工腎臓による血液透析などの厚生医療給付、排せつ物収納袋等の日常生活用具の給付、呼吸器機能障害による在宅酸素療法者の酸素濃縮機にかかる電気料の助成、重度の障害者への福祉タクシーでありますとか自動車等の燃料費の助成券の交付、さらには税制面の優遇制度、公共交通機関や、公共及び民間施設等の割引など、さまざまなサービスを提供させていただいております。また、福祉サービス等の情報につきましては、身体障害者手帳を交付するときなど、パンフレットをお渡しして、受けられるサービスの内容や手続などを個別に詳しく説明をさせていただいております。

しかし、内部障害者は外見からは見えない障害でありますことから、聴覚障害や視覚障害者に比べ社会的認知が低く、その言葉すら知られていないのが実情でございます。このため、社会の無理解の中で多くの困難に直面している方々も数多くおられることであります。さらに、職場で内部障害者であることを隠さざるを得ず、健常者と同じ働きを求められたり、通院が思うようにできなかつたりして、体調を崩して退職に至るケースも少なくないとお伺いをいたしております。

このような状況を踏まえ、本市といたしましては、広報誌やホームページ等を通じてこれまで障害者が受けられる福祉サービスなどをお知らせしてまいりましたが、内部障害者に対しましても、あわせて市民の皆様にご理解とご支援をいただける取り組みを進めてまいります。その際に、ハート・プラス専用駐車場の問題でありますとか、例えば車いす等の問題についても、あわせて検討させていただきたいと考えております。

次に、子育て支援についてのご質問をいただきました。

認定こども園についてのご質問でありました。

幼稚園と保育所の両方の機能をあわせ持つ認定こども園を整備するための就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が、10月から施行されました。これまでは、親が働いていれば保育所、働いていなければ幼稚園というように、親の就労の有無で利用

施設がある程度限定されているため、働き方が多様化する中、就労を中断、または再開しても継続して利用することができない状況などがございました。また、核家族化が進み、地域の子育て力の低下により、住宅で子育てをする家庭の育児への不安や負担感を軽減するためのきめ細かな支援が大きな課題となってきております。さらに、保育所は入所待ち、幼稚園は定員割れといった逆の現象もあり、このような状況を背景として、親が働いている子供さん、親が働いていない子供さんも受け入れて教育、保育を一体的に行う機能と地域における子育て支援を行う機能をあわせ持つ認定こども園という制度がスタートをいたしました。

認定こども園は、ゼロ歳から就学前のすべての児童を対象に、幼児教育と保育を一体的かつ一貫して提供するもので、親の就労の有無にかかわらず施設の利用が可能で、教育、保育の多様なニーズにこたえるとともに、既存の幼稚園の活用による待機児童の解消も期待をされているところであります。

認定こども園の申請及び認可につきましては、議員ご指摘のとおり、県の条例に基づき決定をされます。また、職員配置などの具体的な認定基準につきましても、国が定める指針をもとに都道府県が条例で定めております。宮城県でも既に条例が制定され、幼稚園型認定こども園が今月1カ所でスタートをいたしました。県条例は、その制定の過程でパブリックコメントを行っており、サービスを受ける子供、保護者の観点から基準を定めた内容となっております。

設定基準について、宮城県では、国に比べて職員の配置数や資格の面などでやや厳しい内容となっております。具体例を挙げさせていただきます。例えば職員配置数につきましては、ゼロ歳児の場合、国ではおおむね3人という規定に対し、職員1人と幅を持たせているのに、県の基準では「おおむね」を外し、3人に1人の職員と定められております。また、職員の資格につきましても、国の基準では幼稚園教諭免許と保育士資格の両資格併有が望ましいとしておりますが、県は両資格の併有が基本であるというふうに定めております。

本市には、市内に6カ所の幼稚園がございますが、幼稚園の意向をお伺いするため、さる8月23日、代表者にお集まりいただき、協議をさせていただきました。検討中の幼稚園もありましたが、認定規準をクリアしなければならないことと、認定されても基本的に国の助成制度がなく、メリットがさほど見られないといった理由で、申請にはなかなか踏み込めないといった意見が実は大半でございました。

幼稚園にとって、ゼロ歳から2歳児の保育は未経験の分野でありまして、職員の配置や研修はもとより、遊具なども低年齢児の特性を考慮した対応など、新たなサービス提供の枠組みだ

けに、十分な準備が必要であると考えております。

今回の制度は、子育て支援を強化する新しい制度であり、親の就労の有無にかかわらず、教育、保育、子育て支援など、必要なサービスを受けることができますことから、利用しやすい施設が整備されることを期待いたしているものでございます。本市といたしましても、保育行政を担う観点から、認定こども園の設置計画の状況を把握するとともに、地域全体の中で公立保育所や民間保育所の役割、今後のあるべき姿について整合性を図るよう努めてまいります。今後、関係者のご意見を伺いながら、「後期のびのび塩竈っ子プラン」の中に乳幼児の教育、保育、子育て支援のあり方を明確に位置づけ、幼稚園関係者との研修を共同で行うこととありますとか、情報交換などを積極的に行い、児童の健全育成になお一層取り組んでまいります。

私からは以上でございます。よろしくお願いいいたします。

副議長（志賀直哉君） 内形建設部長。

建設部長（内形繁夫君） それでは、私からまちづくり三法の改正内容と、その改正によりまして本市に与える影響等についてご説明申し上げます。

まず、都市計画法の改正におきましては、これまで都市計画を立てていなかった地区、いわゆる白地地区で大規模な商業施設等の立地が可能でありましたが、改正後は関連法規、具体的には建築基準法でございますが、建築基準法で立地の規制が可能となりました。この部分での影響は、本市では市域全体が都市計画区域でありますことから問題は発生いたしておりません。

次に、用途地域が定められている地区では、住宅系と工業地域には1万平米を超える商業施設は立地できないことになりました。市内では、清水沢、千賀の台といった北西部を中心とした住宅系の用途指定地域が該当しておりますほか、新浜町、北浜4丁目の一部と貞山地区が工業地域の指定となっておりますことから、大規模商業施設は用途地域の変更を行わなければ立地ができないことになりました。

また、中心市街地活性化法の改正では、まず商業に特化しておりました表現が変更されましたことから、多様な市民の意見を活性化推進基本計画の方に反映することが義務化されました。このため、組織として中心市街地活性化協議会の設置が必要となりました。また、旧法では全国的に拡大いたしました中心市街地活性化基本計画地域を国が選択と集中で手厚い支援が講じられますよう、内閣府に中心市街地活性化本部を設置し、基本計画を総理大臣が認定する制度が法制化されました。現在、これを受けて建設部といたしましては、現在商工会議所と連

携をいたしまして協議会の設立に向けて準備を進めておるところでございます。設立時期の目標といたしましては、平成19年度上半期を目標といたしております。このことによりまして、現在の基本計画に民間事業の計画を加味して認定取得を図っていきたいと思っておるところでございます。

最後に、大店立地法の改正でございますが、細かい基準が強化されております。これらの根拠となる条項は、今回の改正で追加されました生活環境の保持の表現でございます。具体的に「海辺の賑わい地区」の整備事業の事例で説明いたしますと、まず、前面道路の交通に大きな影響を発生しない措置といたしまして、事業参画者、いわゆる大型商業施設の駐車場出入口が前後の交通の滞留ゾーンから外して設けることが指導されました。次に、駐車台数も自動車分担率が変更されたことによりまして、駐車台数の拡大をされたところがございます。これによりまして、前段の交通の影響が大きくなりますことで、出入口を複数設置し、前面幹線道路への負担を軽減する条件となりました。これが昨日のしおかぜ通り線の通り抜けにつながった結果でございます。

このように、今回の三法改正は本市のようにコンパクトな形成を余儀なくされてきたまちにとってはすべてが望ましいものではございませんが、市域の交通分担をバス、鉄道にシフトさせる施策を講じながら、理想的なコンパクトシティを目指してまいりますので、よろしくご指導・ご協力をお願いいたします。

副議長（志賀直哉君） 嶺岸淳一君。

8番（嶺岸淳一君） 2回目の質問をさせていただきます。

まず初めに接遇の件ですが、今市長からご説明ありましたが、今職員さんが初めて採用されて、いろいろなオリエンテーションとかをさせながら指導して、その以降に研究とかと……研修ですか、やっているんですけども、果たしてそれが機能しているのかどうかと疑問に思えてならないんです。

一つ事例を挙げて申し上げれば、今宮城県内のあるデパートでそういった公務員さんの受け入れをして、2カ月間しっかりと接遇に対して指導を受けると、そして現場にまた戻ると。そういった事例が今あって、大成功をおさめているようなお話をされました。もちろん、私もその総務の担当の職員さんもよく知っていますのでお話聞いたら、最初の1週間から10日間はまだ邪魔になってしょうがなかったということでございます。これはデパートです。そして、あいさつの仕方、電話のとり方、そういったことからスタートしないと使い物にならなかった

というような状況でございまして、果たして我が職員さんについて当てはまるならば、どのような形でこの接遇とか接客とかの問題をずっと指導させるのかと。

例えば私の経験上から言いますと、私が初めて会社に勤めたときには電話のとり方が最初言われました。電話をとって、「どこどこの課のだれだれです」と、こういうふうにお話をします。先方がお話し終わって、先方がかちゃんと受話器を落としたり落とせと言われました。今は違いますね。今は1、2、3と数えて落とすなさいと、こういうような感じです。だから、相手が切る前に切ってもいいと、こういうふうな接遇の仕方と変わっていると。こういった基本的なものを、それではだれが今後教えていくのかなというふうに疑問視される。あるいは、だれがその職員を一人一人教育をしたり、指導するのか、疑問に思えてならないので、再度この点の指導体制はどうしていかれるのか。これは、もう悪ければいい方向に直すのが指導者でございますので、ある意味では人材育成にもつながるんだらうと、こう思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、2点目のまちづくりのことでございます。

今、市長、部長の方から丁寧にご説明を受けました。

具体的にお聞きしますけれども、今賑わい地区が幹線道路として、人の流れが変わろうとしております。今、本市は本塩釜駅を中心に本町かいわいまで商店街が伸びております。その流れが、いわゆる今の正面玄関口が反対の方向に進む、反対というより南側に変わるような方向性になる。そのときに、本町の商店街に行く、人の流れです、いわゆる対応はどう受けとめてまちづくりをするのか。

あるいは、もう1点は、海岸通のいわゆるやみ市地区はどうされるのか。今まで相当数の調査費を注入して、今空中分解、まではいかないでしょうけれども、それに近いような状況になっている。この流れです。

それから、本町の再開発、これについては前に何人かの議員さんが質問しましたけれども、この問題についても、ただ日曜日の地元の商店街のためだけのものなのかという声も今上がっております。この使い方については、周りが駐車場になっているのに、あそこはもう日中、いわゆる催事のない、実態は空き家だと。そして、前にも私質問したんですけれども、いわゆる銀行の跡地のビルについては取り払った方がいいという質問をしたら、「いや、それは使える」という答えをされました。現に今は倉庫です。こういうことをどうしていくのかと。

本当に、今一つのボタンのかけ違ひがなった場合には沈没するというところでございませぬ

で、この本塩釜の駅の商店街、海岸通の商店街、本町の商店街、今部長が申したとおり、この中心市街地活性化協議会の立ち上げと、それからこの基本計画をどういうふうにつくるかということが問題なんです、これからは。すべてが。だから、そこの地権者はもちろんですけども、地域の住民、そして市民と連動してつくらなければ、この協議会というのは何もならないということでございますので、語って、いわゆる地権者だけの問題でもない。塩竈市民全体の問題として、やはりもっともっとパブリックコメントを求めてやるべきだと、こう思いますので、再度この点についてお聞きしたいということでございます。

まず、時間もないので、この2点、ちょっと答弁お願いいたします。

副議長（志賀直哉君） 山本総務部長。

総務部長兼危機管理監（山本 進君） 8番議員にお答えいたします。

大変申しわけございません。職員の待遇に対しまして貴重なご意見ありがとうございました。

我々、日々常に市民のために我々は奉仕するというのが、これが憲法でも定められております。これは我々地方公務員の本分でございます。そういったような観点から、職員、採用した後は新規職員として待遇研修、またさらには中間、中間での待遇研修を実施しておりますし、また、指導者を養成ということの研修でもってやってございます。現在、人材育成基本方針をまとめまして、今後やはり市民に十分こたえられるようなサービス提供するような職員、そういったような人材を育成してまいりたいというふうに考えていますし、また、個別具体的な案件につきましては、当該特定できる場合については、その職員を呼びまして個別指導してございます。さらには、OJTといいまして、職場職場でやはり我々管理監督者が日々の対応等について十分意を尽くしながら指導していく責任も我々はあると思います。

今8番議員が指摘されたことというのは、我々改めて肝に銘じて、市民から親しみをもって、また信頼される職員づくりに邁進していきたいというふうに思います。

以上でございます。

副議長（志賀直哉君） 内形建設部長。

建設部長（内形繁夫君） 先ほど市長も申し上げましたとおり、中心市街地の活性化につきましては、ハードの整備というよりは、まずはソフトを重点的に進めていって、その後にハードがついてくるんじゃないかというようなことは市長がお答え申し上げました。まさにこの三法の改正案、そこに精神があるかと思えます。

それで、今お話のありました協議会の設置でございますが、先ほど答弁いたしましたように、商工会議所を中心に立ち上げを今目指しておりますが、前段、我々は「海辺の賑わい地区」を通しましてワーキンググループを設置いたしまして、ワークショップをやっております。このメンバーが地権者、あと一般市民、そして今中心市街地で頑張っております4団体の方々が核となって、今ワーキンググループ、活躍しております。こういった方々がやはり中心市街地の基本計画の方に意見をどんどん出していけるように、反映できるように、我々も努力してまいりたいと思っております。こういった部分でのソフトを重点的にやりながら、ハードにつなげてまいりたいと思います。

特にハードにつきましては、議員ご心配されておりますように、我々は回遊性を重点的にまちづくり行ってまいりたいと思っております。「海辺の賑わい地区」だけの活性化ではございません。それが海岸通、本町、西町、さらにはマリンゲートの方にも回遊性につながるように努力していきたいと思っております。そのために、本町の部分につきましては今北浜沢乙線、20年度には完成いたしますが、来年度は横町整備ということで、本町地区に北浜沢乙線から流れるように、そういったようなハードづくりもしてまいりたいと思っておりますし、海岸通につきましては、先ほど議員さんに答弁いたしましたとおり、海岸通では道路の整備あるいは公衆トイレの整備等をやりながら、人の流れを、偏ったところじゃなくて連担性のある人の流れ、回遊性のある流れをつくってまいりたいと思っております。

以上であります。

副議長（志賀直哉君） 嶺岸淳一君。

8番（嶺岸淳一君） では、3回目の質問をさせていただきます。

まず、ハート・プラス・マークの件ですけれども、これがハート・プラス・マークの……皆さんに見せたいと思います。これが表示でございます。ぜひこういうものを、ストラップとかつくって渡してほしいと、こう思います。結局、若い人が障害者のいすに座れないんです。高校生が。心臓が悪い人が座れないと。もしこういうものが、ありますので、お願いします。もちろん私が直接電話して聞いたならば、市会議員では許可しませんと。自治体が電話1本で結構ですから言えば、このマークは使って結構ですと、こういうふうにお知らせいただきましたので、ぜひストラップ等かバッジとか、あるいはチラシとかつくって、このマークを啓発していただきたいと思います。これ、要望させていただきます。

もう1点、再開発のもう1回、これは要望なんですけれども、今ハードとソフトの問題、今



出ました。私は前からソフトのパワーの時代が来るよと、こういうふうの前に質問いたしました。そこで、さっきも言ったんですけれども、1万平米以下しか、もう今度大型店がまちに来られないんです。そうすると、その1万平米以下の商店を、大型店は縮小してくるんです、今度。その戦いになります。そのためには、いわゆるライフワークを商売とする企業がそこに張りついていかないと、例えば市立病院とか、中心地に持ってこないと食われる可能性がある、こういうことも今業界では指摘されているんです。そうすると、今24時間対応型のお店があります。チェーン店が。それ対中心市街地と、あわせて大型店のスーパー、大型店のショップです、その三つともえの戦いとその小さな枠の中で戦う方向に今なるんじゃないかというふうに今専門家のお話はなっておりますので、そういうことも基本計画の中にきちっと入れてやってほしいと。

今建設部長だけお答えしましたけれども、これは産業部の問題でもありますし、ぜひそういったことも考えながらどういうふうにするのかと。「賑わい」のゾーンみたく、最初は産業部で途中から建設部だと、こういうふうにならないように、しっかりと一本化してやっていただきたいと、こう要望して終わります。

副議長（志賀直哉君） お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明20日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明20日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時12分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成18年12月19日

塩竈市議会議長 菊地 進

塩竈市議会副議長 志賀直哉

塩竈市議会議員 曾我ミヨ

塩竈市議会議員 中川邦彦

平成18年12月20日（水曜日）

塩竈市議会12月定例会会議録

（第5日目）第22号

## 議事日程 第5号

平成18年12月20日(水曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

---

#### 出席議員(22名)

1番	菊地進君	2番	田中徳寿君
3番	武田悦一君	4番	伊藤栄一君
5番	志子田吉晃君	6番	鈴木昭一君
7番	今野恭一君	8番	嶺岸淳一君
9番	浅野敏江君	10番	吉田住男君
11番	佐藤貞夫君	12番	木村吉雄君
14番	志賀直哉君	15番	香取嗣雄君
16番	曾我ミヨ君	17番	中川邦彦君
18番	小野絹子君	19番	吉川弘君
20番	伊勢由典君	21番	東海林京子君
22番	福島紀勝君	23番	伊藤博章君

---

#### 欠席議員(1名)

13番 鹿野司君

---

#### 説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	助役	加藤慶教君
収入役	田中一夫君	総務部長	山本進君
市民生活部長	大浦満君	兼危機管理監	棟形均君
産業部長	三浦一泰君	健康福祉部長	内形繁夫君
		建設部長	

総務部政策調整監	小山田 幸 雄 君	総務部次長兼行政改革 推進専門監兼政策課長	田 中 たえ子 君
市民生活部次長 兼 環 境 課 長	綿 晋 君	健康福祉部次長 兼 保 険 年 金 課 長	木 下 彰 君
産 業 部 次 長 兼 商 工 観 光 課 長	荒 川 和 浩 君	建 設 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	茂 庭 秀 久 君
総務部総務課長	郷 古 正 夫 君	総務部財政課長	菅 原 靖 彦 君
総務部総務課長補佐 兼 総 務 係 長	佐 藤 信 彦 君	市立病院事務部長	佐 藤 雄 一 君
市立病院事務部 次長兼業務課長	伊 藤 喜 昭 君	水 道 部 長	佐々木 栄 一 君
水 道 部 次 長	大和田 功 次 君	水 道 部 総 務 課 長	尾 形 則 雄 君
教育委員会教育長	小 倉 和 憲 君	教育委員会 教 育 部 長	伊 賀 光 男 君
教育委員会教育部次長 兼生涯学習センター館長 兼市民交流センター館長 兼市民図書館長	渡 辺 誠 一 郎 君	選挙管理委員会 事 務 局 長	星 清 輝 君
監 査 委 員	高 橋 洋 一 君	監 査 事 務 局 長	丹 野 文 雄 君

### 事務局出席職員氏名

事 務 局 長	佐久間 明 君	事 務 局 次 長 兼 議 事 調 査 係 長	安 藤 英 治 君
議 事 調 査 係 主 査	戸 枝 幹 雄 君	議 事 調 査 係 主 査	斉 藤 隆 君

午後 1 時 開議

議長（菊地 進君） ただいまから12月定例会 5 日目の会議を開きます。

本日、欠席の通告がありましたのは、13番鹿野 司君の 1 名であります。

本日の議事日程は、日程第 5 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。



日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（菊地 進君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、18番小野絹子君、19番吉川 弘君を指名いたします。



日程第 2 一般質問

議長（菊地 進君） 日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。18番小野絹子君。（拍手）

18番（小野絹子君）（登壇） 私は、日本共産党を代表し、伊勢議員に続いて一般質問を行います。

第 1 に、市長の政治姿勢についてお伺いいたします。

先日、塩釜民主市政推進連絡会で、市政シンポジウムを開きました。休日・夜間の救急医療の問題や、ホテルコストと食事代の負担増や介護予防での問題、障害者本人の 1 割負担は、障害者の生活を奪うものなど、市民の大変な実態が浮き彫りになりました。今、市政に対する市民の切実な要望は大変強いです。市長は、市民の暮らしを守るべき立場におられるわけですから、市民の声をよく聞いて、市政に生かすべきであります。ところが、当議員団がかかわった市民からの要望書提出に、市長はほとんど対応しておりません。助役や関係部長の対応であります。

先日、塩釜地域社会保障推進協議会のキャラバンがあり、市民も参加しているわけですが、「二市三町の中で一番対応が悪かった」と私に苦情が寄せられました。他の自治体では、助役の対応でも 30分、1 時間と時間をとって対話し、要望を聞いて対応してくれているのに、塩竈では助役がたったの 15分間で「所用がある」と退席し、あとは関係部長が対応したそうです。私ども当議員団の要望書や申し入れにも、ほとんど市長の対応はありません。市長で

あるからには、市民や議員の意見、要望をよく聞く姿勢が必要ではないでしょうか、お伺いいたします。

第2に、ヤード跡地への大型店誘致に伴う諸問題についてお伺いいたします。

塩竈市土地開発公社とイオンの間で、土地の賃貸契約の覚書を9月28日に締結し、本契約はイオンの開店日となっていると報告されましたが、イオンを決定した塩竈市は、覚書を交わしていないのでしょうか、お伺いします。

塩竈市土地開発公社は、イオンに8,254平方メートルを1平方メートル当たり205円で賃貸し、1年間で2,034万8,400円の賃貸で20年間対応するとなっておりますが、土地の賃料は基盤整備前と整備後では賃貸料金が違ってくるのではないのでしょうか。本契約を結ぶときは、基盤整備された土地の賃貸になります。資料によりますと、「3年間据え置きで、3カ年経過ごとに協議の上改定することができる」と述べておりますが、それは覚書に入っているのでしょうか。6年間はこの賃料でいくのか、あわせてお聞きします。

イオンの開店に合わせて、今突貫工事が行われております。商業ゾーンの事業者決定に当たり行われたプレゼンテーションで、イオンはスーパーを核に物販・飲食別の構成で賑わい軸沿道に面した全体に建物を配置し、2階をデッキで結ぶオープン・エアのモール、ライフスタイル・アソートメント型業種業態集積と広場側に地元根ざした市場・飲食集積との提案の概要で決定されたのではありませんか。ところが、1階はマックスバリュで、物販と否物販のテナント、2階も物販・否物販のテナントで、賑わい軸は駐車場だけになり、プレゼンテーションとは違うものになっております。

しかも、一昨日も質問がありましたが、しおかぜ通り――賑わい軸の歩行者専用道路を車が横断するようになれば、賑わいゾーンは分断され、歩行者は安心して散策もできないし、歩けない状況ではありませんか。きのうの答弁で、まちづくり三法の制定で、車の滞留をなくすために出入り口を国道側にもつけなければならなかったからと釈明をしておりますが、歩行者専用道路が分断され、賑わい軸としての位置づけが変わり、ランドデザインに照らしても大きな変化であります。このような重大な変化を議会にも示さず、市長が認めたというのは、二重、三重に重大な誤りであり、市長の責任は重大であります。市長の答弁を求めます。

さらに、イオンは4月半ばに開店とのことでありますが、地元のテナントの参加状況について、改めてお聞きいたします。

第3に、場外馬券売り場についてお伺いします。

今議会で、場外馬券売り場の誘致に関する請願が賛成多数で採択されたことを受けて、市長は誘致のために動き出すのでしょうか。それとも、今までどおり静観しているのか、明確にお答えください。

さらに、J R Aから道路管理者である塩竈市に、藤倉への誘導標識の設置について協議があった件について、私は6月議会でも質問いたしました。その後どのようなになっているのか、お伺いします。

また、交通問題や駐車場問題で、市道管理者に警察から何らかの協議があったのか、お伺いいたします。

第4は、北浜造船側の高潮対策についてお伺いします。

さきの10・6低気圧通過に伴う高潮で被害に遭われました市民の皆様に、この場をおかりしまして心からお見舞いを申し上げます。

また、連日災害対策に当たられました市長を初め、職員の皆さんに感謝申し上げます。

私は、我が党の中川議員とともに数日間、高潮の被害に遭われた北浜造船側の実態をつぶさに見てきました。地域の方々は、早朝と夕方一日2回の高潮の被害が数日続いたので、不安と疲労、片づけで大変でございました。藤倉に被害が広がる理由もわかりました。まさに、北浜造船側は無防備なのです。ですから、高潮・大潮になれば海からもろに海水が押し寄せて、被害に遭うのです。

東海林議員から被害状況についてお話がありましたように、今回は藤倉の児童館前まで海水が押し寄せ、藤倉地域でも床上浸水、店舗への浸水などの被害がありました。地域の方々は、「北浜造船側は普段でも大潮のときは道路が冠水するが、今回のような状況は初めてだ」と話しておりました。しかも今回は、高潮で満潮時のたびに北浜造船地域を海水が押し寄せ、干潮に入らないと海水が引かない状況が数日続き、対策のとれないむなしさと怒り、地域住民への申しわけなさが込み上げてきました。北浜造船側の今回の高潮被害と、その対策を検証する必要があると思います。

宮城県は、平成20年度以降に北浜造船各社の移転の後、緑地護岸工事を行うとしておりますが、東北ドック側の3社は用地買収から除かれており、造船用地への移転の動きもわかりませんでした。加えて、我が党の横田県議の調査では、この地域は来年度、県の予算で調査が行われるだけであり、北浜緑地護岸工事の早期整備と残された3社の用地補償は早急に行わなければなりません。議員団は、高橋卓也県政対策委員長とともに10月26日に市長に、高潮で浸水し



た地域の側溝、路面の清掃と北浜造船側の護岸工事、防潮堤工事を早急に取り組まれるよう県に働きかけることや、当面の対策を市として検討し、対応するよう要望書を提出しました。さらに、11月8日に塩釜港湾事務所に出向いて所長にお会いし、北浜地区の津波・高潮対策のための護岸工事の申し入れと、残された造船3社への取り組みの強化を要請してまいりました。

ここで改めてお聞きしますが、10・6の高潮の被害の後、北浜造船側の護岸工事や防潮堤の抜本対策と暫定整備について、宮城県とどのような協議をしてきたのか、お伺いいたします。

さらに、この地域の汚水の下水道整備はなぜおこなわれているのか、整備計画についてお聞かせ願います。

第5に、障害者自立支援についてお伺いいたします。

自民・公明の与党によって成立した障害者自立支援法が施行され、4月から利用料1割負担が障害者や障害児の親たちに重くのしかかってきております。市の調査でも、利用料の9割が負担増になり、しかもひと月の負担増加が、1万円までが50.8%の利用者に、1万円以上から2万円までが32.7%の利用者に、そして2万円以上、さらには2万5,000円以上を入れますと16.3%の利用者にかかり、居宅サービスや通所サービス、入所サービスを従来どおり受けられなくなると心配されております。

本市は、二市三町と足並みをそろえて、1割の負担に対する3年間の軽減助成をすることで、18年度の軽減助成は本人1割負担の4分の3の助成を、10月からの半年間分で700万円の補正予算を議決したばかりであります。19年度は4分の2の助成、20年度は4分の1の助成と述べておりますが、3年後は障害者や障害児の状況が軽くなるとか、自立ができるわけではありません。ちなみに、東松島市や石巻市では、1割負担の2分の1の助成を決めております。障害者や障害児の生活環境は変わらないわけですから、サービスの低下にならないよう対応すべきと思います。市長の考え方はいかがなものでしょうか、お伺いいたします。

国会では、参議院の決算委員会で、我が党の紙 智子議員は障害者の置かれている状況を取り上げ、一刻も猶予がないと追求し、1割の応益負担の撤回こそ必要と迫りました。厚生労働省が今後検討する負担軽減策について、柳澤厚労相は、具体的な内容は述べませんでした。「負担に耐えられないから施設をやめてしまうということの生じないような方向での改善策を探っていきたい」と答弁しております。

さらに、今議会で障害者自立支援法施行に伴う障害児就学児童に対する児童デイサービス経過措置への支援と、日中一時支援事業の充実を求める請願が採択されましたが、市は今後どの

ような取り組みを行うのか、お聞きいたします。

さらに、藤倉にありますひまわり園での障害児の学童保育を充実させる方向で対応できないのか、お伺いいたします。

第6に、乳がん検診についてお伺いします。

塩竈市で乳がん検診を始めたのは、昭和59年度に保健センターの完成後、がんセンターに委託し、保健センターの駐車場内にがんセンターの車を置いて始められました。その当ても、乳がんで亡くなった女性が何人かおり、私は議会で再三、乳がん検診を実施するよう求めてまいりました。当時は、がんセンターの車を置く場所がなく、保健センターができてやっと検診が始められたのであります。3年後には、医院や病院などの医療機関で検診を行うことになり、最近では塩竈市を初めほとんどの自治体で、触診からレントゲン撮影のマンモグラフィに切りかえております。マンモグラフィの乳がんの発見率が高く、初期の段階でがんが見つければ大きな手術をしなくても済みます。

ところが、マンモグラフィは隔年の受検でありますから、希望したときに何らかの事情で検診に行けない場合は、3年目の検診になります。乳がんは、自己検診で表に出たしこりはわかるでしょうが、内側に出たしこりはマンモグラフィでなければわかりません。私の友人も、初めてマンモグラフィで検診を受けたら内側にしこりがあるのが見つかり、早い処置で対応ができました。

私が言うまでもなく、がんは早期発見・早期治療が必要であります。乳がんの患者さんがふえてきている今日、マンモグラフィの検診を毎年にし、その年で検診ができなければ次の年に受診できるようにして手おくれにならないように、女性の命と健康を守る立場を表明してほしいものであります。いかがでしょうか、お伺いしまして、第1回目の質問にさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。（拍手）

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいまは、小野議員から6項目にわたるご質問をいただきました。

ご答弁を申し上げます。

初めに、私の政治姿勢についてのご質問でございますが、市民の暮らしを守る施策になっているのかというご質問でありました。お答えをいたします。

本市今議会、あるいは任期中を通じまして、大変厳しい行財政環境にあり、まずは率先して職員が、さらには市民の方々にも大変大きな痛みをお願いしながら、再建団体転落を回避し、市政運営に取り組んでまいったわけであります。

そういった中、このような行財政改革を進めながら、例えば市民生活に直結するサービスの向上、玉川小学校の大規模改修事業でありますとか、学校の耐震工事等の教育環境を整えてまいりました。さらに、今議員の方からもお話をいただきましたが、市民の方々の健康づくりを支援するため、前立腺がん検診や乳がん検診へのマンモグラフィの導入、さらには骨密度検診や歯周病検診など検診科目の拡大でありますとか、子育て支援充実のためのファミリー・サポート・センターの設置でありますとか、病後児保育、ひとり親家庭生活支援事業などを新たに始めるなど、市民福祉の向上に努めてまいったところであります。

また、社会保障面につきましても、厳しい財政状況の中ではございましたが、市民の健康を守るために市立病院への財政支援を行い続け、また数年にわたっての引き上げが避けられないかとの懸念でありました国民健康保険、おかげさまで平成16年度、17年度のご協力によりまして、今その値上げ率で適正な管理を行っているところであります。今後、さらなる努力をなお一層傾けてまいりたいと思っております。

次に、市民の声を聞く施策になっているか。特に、私の対応についてご質問をいただきました。

私は、市民とともに進める市政を実現するためには、やはり市政に関する情報を積極的にお知らせをするとともに、市民の方々からのご意見、ご要望をお聞かせいただくという双方向の議論が最も重要ではないかなというふうに認識をいたしております。これまで塩竈再生委員会でありますとか、のびのび塩竈っ子プラン、あるいは生涯福祉計画策定懇話会、さらには上下水道懇話会など各種委員会でありますとか、海辺の賑わいづくりの景観づくりに係るワークショップなどを開催し、市民の皆様のご意見を伺ってまいりました。

また、平成17年度からは市民満足度調査を行いながら、市政への市民の方々の意見・評価をいただいているところでございます。特に、今年は普段なかなかお話をお伺いすることができない方々のために、直接市民の方々との対話を通じてご意見をいただくため、テーマや日時、会場などを工夫しながらタウンミーティングを4回ほど開催させていただきました。ご参加いただいた方々に、みずからの活動を通じての市政への感想など、さまざまなご意見を多数ちょうだいしたところであります。その内容等につきましては、広報紙、市のホームページに掲載

し、参加していただけなかった方々にも周知を図ったところであります。

また、庁舎内に市政ホットラインを設け、来庁者の皆様方からのご意見を、またインターネット上のEメールで直接市長あてにメールをちょうだいするなど、市政に対する率直な声をお伺いをいたしております。いただきましたご意見につきましては、庁舎第1階案内コーナーに掲示をさせていただきますたり、メールの場合は直接ご本人に回答させていただいているところであります。

今後とも市民の皆様方の忌憚のないご意見を拝聴するため、なお一層努力を傾注してまいりたいと思っておりますが、なお私が直接出向くなり、お話をお伺いできない場合には、助役や収入役にその役割をお願いをいたしておりますが、内容等については後刻確認をさせていただきます、誠意をもって対処させていただいているところであります。今後ともそういった姿勢を、なお一層努力をしてまいりたいと考えております。

次に、海辺の賑わい地区への大型店の立地のご質問でございます。覚書と賃料についてというご質問でありました。

繰り返しになりますが、JR本塩釜駅、マリゲートを結ぶこの海辺の賑わい地区、本市の新たな食・住・商の中心になるという期待であります。

この地区の将来図を示しましたランドデザインにおきましては、海側一帯を賑わい商業ゾーンを先導いたしますプロジェクトに位置づけ、平成16年11月、商業ゾーンでの事業化提案を求め、海辺の賑わい地区まちづくり参画事業者を公募してまいったところでございます。その後の経過につきましては、議会等を通じてご説明をいたさせていただいておりますが、ご質問の覚書、あるいは賃料に関します詳細につきましては、助役より答弁をいたさせます。

次に、しおかぜ通り線についてであります。

ご案内のとおり、先日も現地調査いただきました。計画的に基盤整備を進めさせていただいておりますが、JR本塩釜駅とマリゲートを結ぶしおかぜ通り線は歩行者専用道路であり、海辺の賑わい地区のシンボルロードとしての役割を担っていくというふうに考えております。

その後の取り組みにつきましては、担当部長より説明をいたさせますが、このしおかぜ通り線が、多くの市民の方々が安心して安全にご利用いただけるような内容となりますよう、なお一層努力をいたしてまいります。

地元テナント等の見通しについてのご質問もいただきました。

地元テナント等の出店につきましては、商工会議所を通じ、7月下旬に地元テナントの出店

説明会が開催をされております。説明会には、地元事業者15社が出席し、そのうち約半数から出店の申し込みがされたというふうに伺っているところであります。現在、具体的な調整が進められておりますが、一定の参画が見込まれる状況になったというふうに判断をいたしているところであります。このため、現在は参画事業者が地元事業者などに個別に要請し、出店や地場産品仕入れなどの協議が行われているというふうに伺っているところであります。

今後、商工会議所等の協力もいただきながら、なお一層地元の方々も参画しやすい環境づくりに本市としても取り組んでまいりたいと考えております。

場外馬券売り場についてご質問をいただきました。

この件につきましては、地元の水産物販売の組合が、厳しい現状を打開する活性化策の一環として誘致活動を推進されているというふうに認識をいたしております。この施設の認可者は、農林水産大臣であり、地元町内会の合意状況や警察署との協議などを踏まえ、関係法令で定められている設置基準や交通問題、生活環境の保全などの見地から総合的に判断されることになっております。これまでご答弁を申し上げてまいりました。

これまで賛成・反対、それぞれの立場からいろいろな議論が交わされてまいりました。平成12年9月議会では、場外馬券売り場設置に反対する請願が賛成多数で不採択となり、さらに今議会では、塩竈市の活性化を図る企業誘致に関する請願が市民から提出され、審議・採決の結果、賛成多数で採択となりました。私といたしましては、これらの結果を議会の意思として尊重し、今後、市として真摯に対応してまいる所存でございます。

公安委員会との協議についてご質問をいただきました。

場外馬券売り場に関する設置予定者と警察との協議につきましては、誘致者を通じて情報の収集に当たっておりますが、現時点では正式の協議には至っておらないと認識をいたしております。

さきに本市に相談がありました周辺地区への交通誘導標識の設置につきましても、あくまで事前相談という段階での話でございます。今後、警察と設置予定者の正式の協議が行われるようになるかと判断をいたしておりますが、その結果を踏まえ、道路管理者としての市に正式な協議がされるものと理解をいたしております。

北浜造船所の高潮対策についてご質問をいただきました。護岸工事、防潮堤の抜本策と暫定整備についてというご質問でありました。

塩釜港の防潮堤につきましては、これまで最高の潮位となったチリ地震津波と同規模の津波

を想定し、基準面からの高さを3.6メートルに設定して防潮堤の整備が進められております。防潮堤は、海に面する場所すべてにおいて連続的に整備されることによって機能が発揮されるものであり、その整備の過程におきまして全面的な効果を期待することは極めて難しいため、暫定的な効果の発現対策は講じにくいものと考えております。

なお、今回の高潮被害の宮城県との協議の経過ということでございますが、発生時、さらには発生後につきましても宮城県と再三再四協議を持ったところであり、その一環として既に中の島地区におきましては、暫定的な対応策が講じられたというような報告を受けているところであります。

現在、マリゲート側では海岸通地区高潮対策事業が進められ、今年度から境壁工事に着手をされております。千賀の浦緑地公園前面までの工事は、平成22年度に完成する予定となっております。北浜地区緑地整備事業については、現在、地権者との用地補償が進められ、緑地整備を含め平成25年度の完成を予定いたしているところであります。

そういった中、一番海側の3社については、まだ計画内容に入っておらないのではないかと  
いうご質問でありました。

私は、県の方からは、残る3社につきましても一定の協議が始まっているという報告を受けて  
おります。そのようにご理解をいただければと思っております。

また、このような施設整備にあわせまして、市民の方々に津波などの情報を、陸上に津波が  
到達いたします38分前、これは宮城県沖地震の場合であります、38分前に情報を確認・伝達  
できますよう、国土交通省では今年度中に、金華山沖に約2億円から3億円の費用でGPS波  
浪計を1基設置する予定であり、このような早期伝達システムのソフト面での整備が、これも  
早期に進みますよう引き続き要望をいたしてまいりたいと考えております。

北浜造船所側の下水道污水管であるかと思いますが、その整備についてご質問をいただきま  
した。

北浜四丁目の産業道路から南側の污水整備につきましては、地下埋設管など支障が少ない3  
路線につきましては既に整備を完了いたしておりますが、未整備になっております路線には、  
道路の幅が狭い——— 4メートル未満であります。そういったところに大きな側溝が設置さ  
れており、污水管の埋設が困難な状況であるため、現在未整備となっております。

現在、この地区では県による高潮対策として防潮堤が計画され、工事着手に先立って用地取  
得が既に始められておりますが、高潮対策事業と連動した内水排除のための施設についても県

と協議を重ねており、この協議の中で北浜四丁目地域の雨水施設についても整備ができるものと考えております。これら地区内の事業を推進することにより、かねてよりの懸案でございました汚水管整備についてもその一環として位置づけ、できるだけ早い時期に着手できるものと考えているところであります。

次に、障害者自立支援につきましてご質問をいただきました。障害者の方々が安心して生活できる取り組みを行うべきでは、ということであります。

まず、独自軽減の恒久的な実施についてのご質問にお答えいたします。

障害者自立支援法は、去る10月から完全実施をされました。この法律は、知的・身体・精神の障害の種類別に提供させていただいてまいりました福祉サービスを一元化するとともに、働きたい人々に就労支援を行い、身近な地域でサービスを利用していただくなど、地域で自立した生活をしていただくことを目標といたしております。一方、みんなで支え合う福祉の観点から、サービスの自己負担割合が明確にされ、利用者には原則として1割負担をお願いしていくこととなりました。

この1割負担は、所得区分ごとに負担上限額が設定されておりますが、障害者にとって負担が大きいことから、本市といたしましても大変厳しい財政状況の中ではございましたが、利用者負担の激変を緩和するため、必要な予算を今議会に提案し、議決をいただいたところであります。議決をいただきました予算内容で、まずは障害者の皆様の負担の軽減に努めてまいりたいと考えているところであります。

また、現在、厚生労働省は、法律の経過措置や利用者負担の軽減を検討していると報じられておりますので、本市といたしましてはこのような国の動きを見きわめながら、今後とも適切に対応をいたしてまいりたいと考えております。

次に、請願の趣旨をどのように受けとめ、こたえるのかというご質問であります。

今回の法律によりまして、障害者のデイサービスがなくなり、請願にありました児童デイサービスは大きく変わってきております。

児童デイサービスは本来、療育を目的としたものでありますが、これまでは療育サービスと放課後一時預かり対策的なものが混在しておりましたため、事業内容が整理をされました。児童デイサービスは、療育を必要とする児童に専門性の高いサービスを個別プログラムに沿って提供することを基本としておりますため未就学児が中心となっており、日中、養護学校や特殊学級に通っている療育を受けている就学児の枠が少なくなっており、また、きめ細か

なサービスの提供が求められるため少人数を受け入れる施設の報酬単価が高く、受け入れ人数が大きくなる施設は報酬単価が低いといったように、施設が受け入れる人数によりまして報酬単価の違いが設けられております。一方、療育の個別プログラムを要しない放課後等の一時預かり的なものは、地域生活支援事業の日中一時支援事業に位置づけられております。この事業は、養護学校などで一定の療育指導を既に受けてきた障害児の方々等が、ゆっくりと体を休めながら時間を過ごしていただくものでございます。

こうした制度の変更によりまして、これまでサービスを受けていた就学児の方々が、定員枠の制約によって利用ができなくなっている実態もあるというふうにお伺いをいたしております。このため、放課後児童クラブと同様に、障害児に対する日中一時支援も必要な事業であると考え、今後の課題といたしてまいりたいと考えております。

また、日中一時支援事業にデイサービス並みの補助を、という内容の要請がございましたが、児童デイサービスと日中一時支援とでは事業の目的や内容も異なり、それぞれが一定の基準によって単価が設定されておりますので、区別が必要ではないかというふうに考えているところでございます。

次に、ひまわり園を利用しやすいようにとのご質問でありました。

未就学の障害児と保護者に対する支援として、本市は直営の「ひまわり園」を運営しておりますが、午後からは就学児のための児童デイサービスも行っておりますので、ご利用願いたいと考えております。

また、利用できる時間については、現在、午後4時半までであります。ご利用いただく時間など受け入れる体制を整える必要がありますので、当面はこういった形で運営をさせていただきたいと思っております。

マンモグラフィ導入による乳がん検診についてお答えをいたします。

我が国におきましては、乳がんは女性のがん罹患者数の第1位を占め、年間約3万5,000人が発症し、約1万人がお亡くなりになっておられます。

このような中、本市におきましては、国のがん検診実施のための指針改正内容に基づき、平成17年度からは早期発見に極めて効果的なマンモグラフィ——「乳房レントゲン撮影」と呼んでおるそうではありますが、導入し、視触診と併用した乳がん検診を行っております。

実施に当たりましては、指針に基づき対象年齢を40歳からとし、受診間隔は2年に一度受けていただく隔年受診といたしております。これは、指針において対象年齢を40歳代からにした



ことにつきましては、乳がんの発症のピークが40歳代でありますこと、また健康な方々にマンモグラフィを使用する場合には、放射線被曝の不利益を考慮する必要があるが、40歳代以上につきましては、乳がんからの救命効果による利益が不利益を上回ることが報告されていることが根拠となっております。

次に、受診間隔であります。マンモグラフィと視触診の併用による検診の適正な受診間隔につきましては、早期乳がん発生比率と中間期乳がん発生比率から検証した結果、2年に一度とすることが適切であるとのがん検診に関する検討会の報告を受けて指針が改正をされております。つきましては、今後も本市におきましては以上のような理由から、マンモグラフィと視触診の併用検診を2年に一度の隔年で行うことを基本に、積極的な受診勧奨とあわせまして、日ごろから自分で行う自己検診につきましても、地区の健康教室等の機会をとらえながら啓蒙してまいりたいと考えております。

ちなみに、乳がん検診受診結果につきましてご報告をさせていただきますが、平成16年度までのがん発見率は0.11%でありました。平成17年度にマンモグラフィ、プラス視触診を導入いたしましたからは0.3%、約3倍に高まっていることをご報告をさせていただきます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

**議長（菊地 進君）** 加藤助役。

**助役（加藤慶教君）** それでは、開発公社が取り交わしをいたしました覚書並びに賃料につきまして、お答えをさせていただきます。

塩竈市土地開発公社とまちづくり参画事業者とは、海辺の賑わい地区商業ゾーンの公社が仮換地指定を受けた土地につきまして、賃貸借についての公正証書を作成するために事業用借地権設定に関する覚書を、お話ございましたとおり9月28日に締結をいたしたところでございます。この覚書では、20年間の事業用借地権設定を前提に、賃料は1平方メートル当たり月額205円としてございます。この金額につきましては、平成16年の公募時に事業者が示されました価格であります平均賃料、1平方メートル当たりの年額2,540円が堅持されているかどうかを精査するとともに、路線価が応募した時点から契約時まで約10%前後も下落をしておりますので、現路線価を参考に試算をいたしたところでございます。今回、開発公社といたしましては、公共事業における用地取得の考え方にに基づき賃料を決定させていただいたところでございます。

公共事業では、土地を取得する場合の正常な取引価格、いわゆる時価を算定する根拠とし

て、一つには、近隣の取引事例等も加味される土地の鑑定評価、二つ目には、国土庁発表の基準値の宅地価格を示した地価公示、三つ目には、国税庁より毎年発表されております市街地の宅地価格をあらわした路線価格の考え方の三つがございます。その中で、今回は路線価を採用させていただいたものでございます。

また、近隣の土地所有者も事業者と土地の賃貸契約を行ったと聞いておりますけれども、公社が契約した価格を下回っている状況にあるようでございます。したがって、契約内容や賃貸条件等により賃料には変化があるかと思っておりますけれども、今回の契約額は妥当な金額であるというふうに判断をしております。

次に、賃料の改定についてのお尋ねがございました。

覚書の中に触れられているのかということだったかと思っておりますけれども、賃料については3カ年据え置きとし、経済情勢、あるいは公租公課等を考慮し、3カ年経過ごとに協議をすることとしておりますので、その時点での判断となっていくものと考えております。

私の方からは、以上でございます。

**議長（菊地 進君）** 内形建設部長。

**建設部長（内形繁夫君）** それでは、私の方から、しおかぜ通り線通り抜けの経過等につきまして補足説明させていただきます。

まず、市で道路を整備する場合は、関係する機関とさまざまな調整や協議が必要となっております。交通処理に関しましては、計画や施工の段階でそれぞれ宮城県公安委員会と協議し、整備する内容について了解をいただくことになっております。

今回の海辺の賑わい地区整備に関しましては、道路整備に係る都市計画変更を行うために、平成13年に計画段階からの協議を行ってきております。また、平成16年の事業認可では、港町海岸通線の4車線化を含め、全体の実施設計を進めてきたところでございます。

そして、今年度に入りましてからは、区画整理事業における工事実施に当たりまして、港湾委員会と実施に即した施工協議を行ってまいりました。この区画整理の施工協議におきましては、開発に伴って新たに生じる交通量も加え、周辺の交通に支障がないよう道路整備が求められてきております。

一方、港町海岸通線は交通量が一日1万台を越す状況にあり、ピークの時間帯では、北浜交差点で産業道路に右折する車の滞留する長さは170メートルにもなり、このため参画事業者に対しましては、北浜交差点への影響が生じないように、来客用の出入り口をでき得る限り公

園、マリゲート側の方に寄せ、計画するように求めたところでございます。

そして、市の施工協議が公安委員会とある程度進んだ段階からは、参画事業者の本店立地法に係る公安委員会との協議もあわせて行われてまいりました。この立地法に係る協議では、まず第1点、交通処理の分散や緩和の方策、2点目、複数の出入り口の設置、三つ目は駐車場側からの右折の禁止等の課題が示されてまいりました。区画整理事業を施行してある本市にとって、権利者の皆様が支障なく土地利用をできるよう環境をつくっていく責任がございます。

また、市といたしましては、周辺影響が生じないようにまち全体をとらえ、効果的な交通処理も考えていかなければならないところでございます。しかしながら、現時点で、町中の交通処理を緩和する抜本的な方策としては、周辺道路でございます北浜沢乙線や国道、港湾道路の改良を待たねばならない状況にあります。

このような中で、公安委員会との交通協議による指導・助言によりまして、より現実的な交通処理といたしまして、本来の歩行者専用道路の役割が損なわれないよう、参画事業者に対しまして歩行者の安全確保を最優先として、歩行者専用道路の通り抜けで駐車場の車両分散を図ることといたしました。具体的には、参画事業者に次のような安全確保を講じていただくこととしております。

まず、一つ目は、通り抜けのときに車両への注意を促し、スピードも減速させる「ハンプ」という段差の設置、二つ目は、車両が誤って歩行者専用道路を走行しないように、対応策といたしまして可変式の車どめの設置、三つ目は車両と歩行者、それぞれ注意を喚起できるよう、車両の自動感知システムの導入と、夜間も注意を喚起できるような表示看板の設置について設置を求めてございます。このほか、当然でございますが、繁忙期などは誘導員を配置していただき、事業者負担で安全策を講じていただくようにしております。

なお、先日、木村議員のご質問で、今回の歩行者専用道路の通り抜けに関して、議会への説明不足があるのではないかというようなご指摘を賜りました。11月22日開催の産業建設常任委員協議会の方には、口頭でのご報告にとどめさせておきまして、議会へ一定の配慮を欠きましたことにつきましては、心からおわび申し上げたいと思います。

今後とも、本市中心市街地活性化の大事業に誠心誠意取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくご指導賜りますようお願い申し上げます。

**議長（菊地 進君）** 18番小野絹子君。

**18番（小野絹子君）** 時間が大変なくなりました。それで、絞ってお聞きします。

今、いろいろ道路問題でお話がありました。しかし、これは大変なことなんです。

私、今「仙台経済界」という本を手にしたわけですが、この中で、その当時のランドデザイン策定委員会や、あるいは参画事業者審査委員会の長でもあります方が、「これらの変更によって、賑わい軸の約半分が活用されなくなるおそれがある。塩竈市は、計画の枝葉的部分の変更はやむを得ないとの立場だが、賑わい軸の有効利用は計画の幹になる部分で、計画そのものの存在意義をなくしている」と指摘しております。これをどういうふうにとめるか、お答え願いたいというふうに思います。

それから、大変心配されていますのは、「マリゲートへの流れをつくる」と言いながらそういう分断をされる、そのことがですね。今、マリゲートへ行ってみなさい、本当にマリゲートの方では、人の流れがどうなるかということで心配しております。あれは、本塩釜からマリゲートまでの流れをつくるということで当座考えられていた軸ではなかったでしょうか。そのこと、一言ありましたらお願いします。

それから、確認です。塩竈市は、直接イオンとは契約や覚書、そういうものは何も交わしていないということですね。

それから、第3点の場外馬券売り場の件ですが、市長は、請願の議会で示した分を真摯に受けとめて対応すると。

課題は、今イオンが出るだけで交通問題がこれほど大変な状態というのがわかったわけですよ。そこにイオンが出てくるようになれば交通問題がどうなるかというのは、直接塩竈市が対応しなければならない、指導管理者としての対応しなければならない課題なんです。ですから、何度も言っていますが交通量の調査、これを市の責任でやるべきだと。場外馬券売り場のですよ。交通……、場外馬券売り場が設置されたときに、交通量の調査を市できちんとやるべきであります。そのことを私は強くここで申し上げておきたい。もし、来てですよ、交通渋滞で何らかがあったら、市長や、あるいは賛成した議員の責任になるということをお知らせを求めません。そういう点で、十分な調査を私は求めていきたい。それについて、お考えをお聞きしたいと思います。

それから、もう一つありました。障害児自立の関係は、東北市長会、議決しているんですね。障害自立支援の改善を求める、1割負担というのは大変だと。当然のことです。大体、こういうことを決めたこと自体がおかしいんですよ。しかし、決められたものは守らなければならない。そういうことで、こういう事態になっているわけですが、そういう点では、国の方で

ももう一度見直しを……、「一定の助成は考えなければならない」というふうに言っているわけでありますから、自分たちの方で悪法をつくりながらそういう事態になってきているわけですから。しかし、それが出た時点でやっぱり十分な対応を、見直しをしていただきたいということを申し上げます。

それから、乳がん検診です。これは、自己検診とかそういうものはわかりますけれども、問題は、私が言っていますように表に出てこない、中に出ているしこりの問題はレントゲンでないとわからないんです。私の友人が、たまたま今回受けてそれがわかったからということなんです。ですから、そういう点を担当課でも十分検討していただいて、レントゲンの関係の云々は一定分はあると思いますけれども、触診ではわからないという部分なんです。そこをどういうふうに判断するのか、もう一度ご回答いただきたいというふうに思います。

**議長（菊地 進君）** 佐藤市長。

**市長（佐藤 昭君）** 私の方からは、小野絹子議員の再質問に、まず場外馬券売り場問題についてお答えをいたします。

先ほど申し上げたとおりであります。議会の意志を尊重し、真摯に対応してまいりたいというふうに考えております。

そういった中で、交通問題等が取り上げられましたが、先ほど警察の協議についてもご回答申し上げているかと思っております。今現在、正式の協議にはまだ至っていないという状況にあります。今後、設置予定者と正式の協議が当然進められることになるのかなと思っております。まずは、そういった協議の内容を精査させていただきたいと思っております。交通量調査等につきましては、その後の判断とさせていただきたいと思っております。

障害者自立支援、我々も本当にこういう方々、大変だろうということで、今回、激変緩和策ということで4分の3、2分の1、4分の1というようなご負担をさせていただくということを議会で議決いただいたわけであります。大変感謝を申し上げているところであります。そういったことで、まずは対応させていただきたいというお願いであります。

乳がん検診につきましても、毎年というご質問をいただきました。先ほど私の回答の中にも入っておったかと思っておりますが、放射線被曝の不利益と、それから健康な体の保持と、そういう部分を総合的に判断していかなければならないといったようなこともあるわけであります。決して、お金がかかるからという理由だけではないということにつきまして、ぜひご理解をお願いいたします。

その他の部分につきましては、それぞれ担当よりご説明いたさせます。よろしくお願いいたします  
します。

**議長（菊地 進君）** 内形建設部長。

**建設部長（内形繁夫君）** まず、ご質問にありましたイオンとの協定ないのかと、覚書ないのかということでございますが、我々は少なくともあそこの賑わいにつきまして、参画事業者に対して商業展開だけを求めているわけではなくて、グランドデザインにありましたとおり、まちづくり全般についての発展を願っておるところでございます。そういうような観点から相互に協力、提案をし合いながら賑わい、あるいはまちづくりを進めていくというような協定を結んでいるところでございます。

あと、先ほどご質問にありました、賑わいの分断にならないかということでございますが、我々は先ほど申し上げましたように、塩竈市全体のことを考えての現実に即した交通処理ということで指導に従っておりますので、今後ともそういったような危惧されるような賑わいの分断にならないように努力してまいりたいと思います。以上であります。

**議長（菊地 進君）** 7番今野恭一君。（拍手）

**7番（今野恭一君）**（登壇） ニュー市民クラブの今野恭一でございます。

このたび、一般質問の機会をお与えくださいました先輩並びに同僚議員の皆様には感謝申し上げます、質問をさせていただきます。

質問に入ります前に、10月6日の大雨と高潮による浸水被害に遭われた方々に、心からお見舞い申し上げます。

また、本市の統計から気になる点がありましたので、申し上げます。

佐藤市長は、平成15年5月就任以来、はや4年の任期が満了しようとしております。この間に、私たちのまち・塩竈は、企業の倒産と人口の減少に歯どめがかからず、11月末現在の住民基本台帳調べによれば、本市の人口は5万9,572人になってしまいました。昨年度は419人、今年度は11月末まで303人、何と市長就任以来で見ますと1,512人、率にして2.47%も減少しております。

ちなみに、事業所の数は平成13年から16年までに360件減少、従業者数は2,262人減少しております。このことは、企業の倒産によって職場を失い、やむを得ず本市を離れていく人の多いことが容易に推察することができるのであります。したがって、企業を誘致して産業の活性化を図り、人を呼び込むことが市長の標榜する「日本一住みたいまち塩竈」をつくる第一歩であ

ろうとしきりに思うきょうこのごろでございます。このことを冒頭申し上げて、質問に入らせていただきます。

まず、塩釜港の現状と今後の整備計画についてお伺いいたします。

平成13年4月、塩釜港は特定重要港湾の指定を受けており、商港機能の充実のため航路をしゅんせつする計画がありましたが、その後の進捗と塩釜港区の再開発をいかに推進すべきか、お聞かせ願います。

次に、本市の魚市場は、生マグロの水揚げ日本一を誇っておりますが、11月28日以来マスコミでは、大西洋マグロ類保存委員会の年次会合で、クロマグロの漁獲枠削減が合意されたことが頻繁に取り上げられております。また、昭和57年には500億円を超える水揚げがあり、宮城県第1位を誇った時代もありましたが、現在は100億円前後に落ち込んで、第3位にとどまっております。今後は、水揚げ機関の組織の抜本的改革と資本の充実した新たな荷受け会社の創設が必要とされております。市長は、漁港としての現状と魚市場の今後をどうすべきと考えておられるか、お伺いいたします。

次に、近年、釣り舟やヨットなどの遊魚船が増大しており、松島湾内に本格的な係船施設を建設して、安全で楽しいレジャーができる環境整備が求められております。奥松島を包含した観光港として発展する中期的・長期的展望を持った体系を立案すべきと考えますが、市長のお考えをお聞かせ願います。

次に、浦戸地区の整備についてお伺いいたします。

まず、野々島の漁業集落環境整備事業が今年度から着手されることになり、島民の方々も大変喜び、感謝しておりましたが、現在の進捗状況と今後のスケジュールについてお聞かせ願います。

また、浦戸地区には、現在90台以上の軽自動車があります。購入するときや廃車にするとき、また車検のときなど必ず運搬が必要となり、各自でそれぞれ手配をして運搬船を確保しておりますが、専用の運搬船ではないために、大変危険な状態で運搬しているのが現状であります。自動車を安全に運搬するために、浦戸諸島を結ぶ市営汽船のどれかをカーフェリーに改造していただけないか、お聞かせ願います。

次に、待合所及び公衆トイレの整備についてお伺いいたします。

現在、浦戸各地区の棧橋付近には待合所が設置されておりますが、石浜にはトイレがなく、観光客の方々が大変不自由しておりました。今後の整備計画についてお聞かせ願います。

次に、防潮堤の設置についてお伺いいたします。

現在、野々島、石浜においては防潮堤がなく、津波や高潮発生時には多大な被害が予想され、地域住民の安全な生活が確保されているとは決して言える状況にはありません。防潮堤の早期実現が強く望まれておりますが、今後の計画についてお聞かせ願います。

最後に、浮き棧橋の設置についてお伺いいたします。

桂島、野々島、寒風沢には立派な浮き棧橋を設置していただき、住民の乗りおりや生活物資の荷揚げ等の安全が確保され、島民の方々から感謝の声が届いております。島民になりかわりまして、ご高配に心から厚く御礼申し上げます。

そこで、いまだ設置されていない石浜と朴島の今後の計画についてお聞かせ願います。

冒頭で、本市の人口が減少していることを述べましたが、浦戸地区にあってはさらに著しい減少となっております。佐藤市長就任時、579人でありましたが、平成18年11月現在、つまり先月末の浦戸地区の人口は679人でマイナス80人、率にして10.54%の減少となっております。平成13年4月から見ますとマイナス141人で、17.19%の減少となっております。この平成13年4月というのは、今、市が公表しているデータで一番古いところでありますので、そこからはかってみました。

なぜこんなに浦戸から出ていくのか聞いてみますと、「交通の便が悪くてね」とか「若い人たちはまちに行って働く人が多いから、便利なところに移っていくんですよね」という答えが返ってきます。この状態が続くなら、やがて近い将来、浦戸の島々は無人島と化す時期がやってくるのではないかと憂いております。一刻も早く手を打って、浦戸の島々に活気を取り戻すよう願って、私の第1回目の質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

**議長（菊地 進君）** 今野議員にちょっと確認いたします。

浦戸の人口、「当初579人から679人に減少した」というのは、「779人から679人」と思うんですが。（「779人の間違いですね」の声あり）よろしいですか。（「失礼しました」の声あり）訂正してください。

**7番（今野恭一君）** 759人であったのが679人になって、マイナス80人になったということで、ここで訂正させていただきます。どうも失礼しました。

どうも議長、ありがとうございました。（拍手）

**議長（菊地 進君）** 佐藤市長。



市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま今野議員から、2項目にわたるご質問をいただきました。

初めに、ご通告の内容によりますと、塩釜港の現状と今後の整備計画についてということでございましたので、塩釜港の現状、今後の課題からご説明をさせていただきたいと思っております。

今現在、世界的な海上物流を取り上げるまでもなく、国内の海上物流につきましても、年々貨物船の大型化の一途をたどっているという認識をいたしております。かつては3,000トン、5,000トン級が国内の海上物流の主流でありました。こういった船舶が今や1万トン、2万トン、あるいは5万トンという時代に入っておりますし、世界的な海上物流の中では10万トンを超える貨物船も就航している状況にございます。

結果といたしまして、航路水深等につきましては、13メートル、14メートル、15メートル、あるいは今17メートルといったような水深が必要な港の整備というものが求められているわけですが、本港、塩釜港につきましては天然の良港ということで、今日まで国内流通の基幹港としての役割を果たしてまいりました。過去にも航路の拡幅、増進等というような計画も県におきましては検討されましたが、特別名勝の文化財保護の観点でありますとかその他の事情で、残念ながら塩釜港の本航路はマイナス9メートルの航路が計画決定しているわけです。しかしながら現在、この航路すら埋没が著しく、マイナス7メートル50センチ、あるいはそれを割るような埋没が進んでいるといったような状況にあります。

このため、議会の皆様方のお力をおかりしながら、あるいは商工会議所等のお力をおかりしながら、塩釜港の本航路の航路しゅんせつを国土交通省の事業で着手していただきたいという要請を続けてまいりました。おかげさまで、18年度に一定の見通しが立ったという状況にございます。しかしながら、現時点で230万立方メートルという大変膨大な埋没土量がございます。9メートルの航路を確保するまでには、相当期間が必要になってくるかと思っております。こういった状況を勘案し、我々はまずは内港海運のうち、3,000トンから5,000トン級の船舶の利用を主体とする港づくり、港の利用といったようなものを真剣に考えるべき時期に来ているのではないかなと思っております。

折しも宮城県におきましては、特定重要港湾仙台塩釜港の港湾計画の変更に関し現在取り組んでおられます。仙台港区と塩釜港区の機能分担といったようなものが本港湾計画の中で適切に整理がされるというふうにお伺いをいたしております。ぜひ、我々もこの塩釜港が再びかつての元気・活気を取り戻すことができますよう、さまざまな機会をとらえまして意見を申し上げて

まいりたいというふうに考えているところであります。

次に、漁港としての現状、今後についてご質問をいただきました。

残念ながら塩釜港、水揚げ額、年々減少の一途をたどっております。平成11年には200億円台の水揚げがございましたが、残念ながらここ数年、水揚げ高は100億円前後で推移しているというような状況でございます。

やはり、やはり今、本当に必要なのは機能性、効率性、機動性の高い魚市場運営を行うことが何よりも肝要ではないかなというふうに考えております。具体的に申し上げますれば、例えば卸売機関の一元化等もこういった中に包含されるのではないかなというふうに考えております。今、関係者の皆様と本当に真剣に議論をさせていただいております。やはり、かつての塩釜漁港のにぎわいを何としても取り戻すため、我々なお一層努力を傾けてまいりたいと考えております。

観光港についてのご質問をいただきました。塩竈・松島観光、残念ながら年々利用者数の減少の一途であります。

そういった中で、現在観光船を就航されている業者の皆様方も、さまざまな工夫をされております。例えば「サンセット・クルーズ」でありますとか「カキ鍋クルーズ」、あるいは「白魚クルーズ」等々、そういった特定の目的を持ったクルーズ船等の就航も積極的に進められております。おかげさまで、そういったクルーズは大変好評のようであります。先日も、本市も参画をいたしまして、山形県の村山市の方から「みやぎ寿司海道」にご参加いただきました。観光船の中で、各すし店の親方衆十二、三人が直接おすしを握って、参加いただいた方に食べていただくという内容でありましたが、多くの方々にご参加をいただき、大変な好評でございました。

こういったことを通じて、この地を訪れていただきます観光客の方々に、やはり改めて魅力を発掘していただけるような対策・工夫をなお一層努力をいたしてまいりたいと考えておりますし、また目を海外に転じますと、塩釜港には外国客船といたしまして、一昨年5月には「ワールドディスカバリー号」、6,000トンクラスであります。同じく、昨年とことしの8月に「クリッパー・オデッセイ号」という外国のクルーズ船が就航していただいております。乗客数は100名前後と比較的小型のクルーズではあったわけではありますが、塩竈のよさというものを海外にも発信できた企画ではなかったかなというふうに考えております。なお、こういった努力をいたしてまいりたいと思っております。

次に、漁業集落排水整備事業についてご質問をいただきました。いつまで、どういうことを、というお話であったかと思えます。

この事業、浦戸・野々島地区のし尿と生活雑排水の汚水を処理することによりまして、地域の生活環境の向上はもとより、浅海漁業の生産基盤であります海域の水質保全を図ろうとするものでございます。島民の皆様には長年にわたり要望いただいておりますが、市としても財源対策などについて真剣に検討を重ね、今年度着工の運びといたしました。

事業内容でございますが、今年4月、国より承認を得、20年度までの3カ年間で汚水処理施設と管路整備を行うことといたしております。今年度につきましては、排水管路を整備するための測量調査、地盤調査などを行っており、年度末には一部分の排水管路の布設工事が完了する予定となっております。

次に、軽自動車の運搬についてのご質問をいただきました。

ご質問の市営汽船による軽自動車の運搬でございます。この件に関しましては、以前も議会で取り上げていただきました。

私どもといたしましては、構造改革特区の中で、島内で車検を受けるようにできないかということ国に提案をさせていただきましたが、国からは残念ながら、島内に自動車整備工場がないということを経由に却下されております。

市営汽船で軽自動車を運搬するためには、船舶の大規模な改造でありますとか、積み込み岸壁の安全性の確保を図る必要がありますため、多額の費用を要することになります。

具体的に申し上げますと、船舶につきましては、車の乗降のための装置であるランプドアの設置、積載箇所の強度補強、あるいは消防施設の改善等の対策を行う必要があります。

もう一つであります。既に設置しております浮き栈橋は、基本的には自動車の利用を想定しておらないわけでありまして、本格的にこういうことに取り組むといたしました際には、この既に設置しました浮き栈橋の補強等もあわせて必要になるわけでありまして、大変大きな費用が必要になります。そういったこともございまして、過去のご質問に対しましても、まずは交通事業会計経営健全化計画に基づきまして、今関係者、必死の努力をいたしております。こういった経営健全化を図ることこそが、我々の喫緊の課題であるという内容をご説明をさせていただいたところであります。

公衆トイレの問題についてご質問をいただきました。

石浜地区の待合所にはトイレがなく、観光客の皆様には近くにございます郵便局のご好意に

より、トイレを利用いただいております。以前は、浦戸消防団第2分団の石浜機具置き場のトイレも開放いたしておりましたが、利用者の大半が地元の方々ということもあり、ほとんど使われませんでしたため、現在は閉鎖をいたしているところであります。

現在の待合所、昭和52年に建設をされたものでございます。今後は、地元からの要望の高い港湾整備の検討が進められることになっておりますので、これらの整備とあわせて、こういった施設の助成制度の研究等を行ってまいりたいと考えております。

次に、防潮堤の整備、浮き栈橋についてご質問をいただきました。

まず、石浜地区の防潮堤であります。このことにつきましては、私も地元から直接お話をお伺いいたしましたし、浦戸振興推進協議会からも先日、正式に要望を受けております。

市といたしましてはと言いますか、私といたしましては、早速この旨を港湾管理者である県に出向きまして申し入れを行いました。県からは、「防潮堤に関しては、既に過去に事業化の動きを地元へ伝えたところ、地元での調整がつかず断念した経緯がある」というお話でございました。

市といたしましては、こうした経過にかんがみ、まず地元において関係者全員の同意を得ることが前提であり、その上で県に対し、全員の同意があったという状況の変化を的確にお伝えすることが大切ではないかというようなお話をさせていただきました。こうした手続を改めて踏まえました上、県に働きかけを行ってまいりたいと考えております。こういった内容につきましては、既に地元の皆様にもお伝えをいたしているところでございます。

野々島地区の防潮堤につきましても、要望をいただきました。今年、10月初めの低気圧通過時には、ブルーセンター前も冠水するという大変大きな被害を発生いたしました。

実は、浦戸野々島地区につきましても、過去に物揚げ場、それから背後の荷さばき、野積みを連続的に利用できるような形態にするため、今現在、防潮堤等につきましては、集落側に配置をされているわけであります。ただし、かなり長い年限がたっておりますこと、あるいは出入り口の角落としが既に紛失しておるもの等もあることにつきましては、私どもの方でも調査をいたしております。

今後、この地域の防災としてどういう形が一番望ましいのかといったようなことにつきまして、改めて地元の関係者のご協力をさせていただきたいと思っております。

浮き栈橋であります。県が管理する港湾区域であり、事業主体が県となりますのは石浜地区であります。これまでも再三、県の担当部局に足を運び、要請を行ってまいりました。また、

県におきましても棧橋の現況、船舶への乗降時の実態などを把握しており、高齢化対策としても整備は必要であると認識をされているというふうにお伺いをいたしております。

市といたしましては、今後ともこういった視点・観点から早期実現が図られますよう、関係者のご協力をお願いしてまいりたいと思っております。

また、朴島地区につきましては、石浜地区の整備の後に改めて検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

**議長（菊地 進君）** 7番今野恭一君。

**7番（今野恭一君）** ただいま市長からは、大変前向きなご回答をいただきました。また、既に着手している部分もあるというふうにお聞きいたしまして、大変心強く思っておる次第でございます。

まず、第1点目の塩釜港の現状と今後の整備計画については、18年度に一定の見通しが立ったけれども土量が多いので、マイナス9メートルになるまでにはまだまだ時間がかかりそうだというお答えでありましたが、まず、どうか関係機関に働きかけて、これも進捗に拍車をかけていかれるよう、よろしくお願い申し上げたいと思います。

また、この土量に関連するかと思うんですが、その節には人工島を建設するという計画もあったわけでありますが、その後の進捗についてお聞かせ願います。

次に、魚市場につきましては、機動性の高い運営、そして卸売機関の一元化が必要だというご認識をいただきました。まさに、私どもも、市民もそう願っておるところでございます。早急に協議を進めていただいて、どうかスムーズな運営といたしますか、ぜひ新しい時代に即応した市場にしていきたいというふうに願っておるものでございます。

それから、これに関連しまして、船主や船員の優遇措置として近代的な宿泊施設の建設なども必要でないかとの声もありますが、お考えをお聞かせ願います。きのう、海員会館のお話もありましたけれども、関連するかとは思いますが、こういった声もありますので、お考えをお聞かせ願えれば幸いです。

観光港になりますが、外国のクルーズ船が入港・寄港しているということですが、大変喜ばしいお話だというふうにとめました。今後も、さらに入港して、寄港されるようになお努力をしますという大変心強いお話でしたので、今後のご努力にご期待申し上げます。

漁業集落環境整備事業であります。18年度実現にこぎつけるといいますか、着手できると

いうことをございますから、それも財源を対策したということですから、大変ありがたいと思います。ぜひ、これも推進していただきたいと思います。

それで、今、桂島と石浜の場合は、合併浄化槽を普及させているという、そういうお話も聞いておりましたが、その普及状況をお知らせいただければ幸いです。

軽自動車の運搬について、関係当局に打診をしていただいたと。ところが、工場がないので、構造改革特区に指定してもらおうとしたら、工場がないからだめと言われたということですが、非常に残念でございます。

車を船で運搬しようとする、浮き桟橋の補強も必要だということで、多大の費用がかかるというお話もありましたが、市営汽船は本土と浦戸諸島を結ぶ道路の延長であるというふうに認識しております。ついでに、道路の舗装工事をするつもりで、その多大な費用を工面をするというふうなことも考えていかなければならないかなと思いますので、その辺もお聞かせ願えれば幸いです。

待合所と公衆トイレの件であります、これは港湾整備の中で検討していくということでございますから、ぜひ前向きにご検討をいただいて、一日も早く完成されたら大変喜ばしいと思っております。

そこで、これは都市・漁村間の交流が叫ばれている今日、観光客誘致の観点からも待合所は、トイレは、ぜひ設置については早期に実現できますように、これは要望といたします。

次に、防潮堤の設置について、県に申し入れてくださったということで、大変ありがとうございます。

ただ、地元の全員の同意が必要だというお話もございましたが、やはり防災という観点から、近いうちに発生が予想される宮城県沖地震に備えて、地域住民の生命と財産を守るために防潮堤はぜひとも必要なものだというふうに受けとめております。ぜひぜひ、早期実現に向けて、宮城県など関係当局と折衝していただきますように、強く要望をさせていただきます。

最後に、浮き桟橋ですね。これは……、石浜ですね、石浜の浮き桟橋について、前向きな取り組みをしていただいているということ、まことにありがとうございます。そして、いずれ石浜ができれば、今度は朴島にというお話もいただきました。確かに順番的なものもあるかと思えます。大分高齢化が進んでおりますので、本市選出の柏 佑整県議会議員も大変ご心配されて、県議会の議場において村井知事に要請をし、従来のスケジュールを前倒しして推進するという事を村井知事は約束されたとも聞いております。

安全で乗りおりのしやすい浮き桟橋を、本市からもさらに強く県当局に働きかけて、早期に設置していただきますようにご要望するところでございます。

以上をもって、第2回目の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

**議長（菊地 進君）** 佐藤市長。

**市長（佐藤 昭君）** 今野議員の再度のご質問にお答えをいたします。

塩釜港の航路であります。陸上に例えれば、国道45号線になるのかなと思っております。こういった幹線が停滞するということは、大変ゆゆしき事態であります。現実には、塩釜港ではそういった状況が発生しているわけでありまして。今後の港の活性化、利活用を考えますときに、やはり生命線はこの航路が適正に維持されるということではないかなと考えております。ぜひこういったことが促進されますよう、また議会の皆様方の力をおかりしながら、さまざまな努力を傾けてまいりたいと思っております。

そういった中で、人工島のご質問をいただきました。

人工島につきましては基本的に、港湾管理者であります宮城県がどのような役割づけをされるのかということに尽きるのかなと思っておりますが、ただ恐らく港湾管理者であります県も財政が厳しいということは同じ状況であると思っております。「選択と集中」の中から財源を生み出すとすれば、我々塩竈市民にとりましては人工島も大変結構ではあります。まずは先ほど来、議員の多くの方々からご質問をいただいております港奥部の津波対策の護岸でありますとか、そういったものを早急に整備していただくということこそが、我々が要望すべき課題ではないかなというふうに私は考えております。これは、あくまでも私の考え方でございますので、ご理解をお願いいたします。

次に、魚市場であります。市が宿泊施設云々というようなご質問であったかと思っておりますが、今、民間の方々ができるものは、どんどん民間の方々というような流れが、今行政の流れではないかなと思っております。指定管理者制度もしかりであるかと思っております。そういった中で、改めて海員会館が老朽化したから塩竈市が代替施設を建設するといったようなことについては、本市としては検討はいたしておりません。

ただ、本市、本漁港に寄港いただきます皆様方の利便性を考えまして、先ほどのご答弁でも触れさせていただきました。私も近傍の宿泊施設を回りまして、船員の方々の受け入れ等について、ぜひよろしくお願ひしたいというような対応をさせていただいたところであります。

クルーズ船、1隻入りますと、旅客については1万円から2万円、船員の方々については5,000円から1万円というような効果があるそうであります。金銭的な問題だけではなくて、やはりまちの中に活気、にぎわい、あるいは海外の方にもこの塩竈のよさというものを味わっていただく、さらには塩竈ならではの食文化が数多くあるわけであります。そういったことをぜひ体験していただくためにも、今後とも内外にかかわらずこういった活動を積極的に展開してまいりたいと考えております。

合併浄化槽につきましては、担当の方よりご説明をいたさせます。

軽自動車につきましては、繰り返しになるかと思えます。今、本市の中でも特別会計、大変厳しい状況にあり、一般会計から繰り出しすることによってかろうじて成立しているという状況でございます。この浦戸交通会計につきましても、関係の努力によりまして一定程度、繰出金の減少ということによりやく結びつけたことができたわけであります。当面は、そういった努力を続けさせていただきたいというご答弁を申し上げます。

待合所、トイレ等につきましては、先ほどご回答させていただきました。県事業としてどこまで対応していただけるかということについてはまだ不透明であります。県と一緒になりまして、先ほど申しあげました浮き桟橋の設置工事が始まる際にあわせて検討をさせていただきたいというご答弁でありました。

防潮堤、「地元の方々の同意」と申しあげましたのは、どうしても防潮堤の整備は、土地を取得する必要があるわけであります。土地取得にご協力をいただければ、防潮堤の整備というのは当然できないわけであります。北浜地区の緑地護岸もしかりであります。そういった意味合いで、関係する方々の了解がなければ着手はできないという意味でお話をさせていただきました。

なお、浮き桟橋等につきましては、引き続き早期に実現が図っていただけますよう、県に強く、強く要請をしてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

**議長（菊地 進君）** 大浦市民生活部長。

**市民生活部長（大浦 満君）** 桂島、石浜での合併浄化槽の普及状況というお尋ねでございます。

桂島につきましては57基、石浜につきましては8基でございます。以上です。（「あと、進捗」の声あり）



議長（菊地 進君） 大浦市民生活部長。

市民生活部長（大浦 満君） 進捗率につきましては、桂島が58.8%、石浜につきましては30.8%です。以上です。

議長（菊地 進君） 7番今野恭一君。

7番（今野恭一君） それでは、ただいまいただきましたご回答をちょっと整理してみたいと思います。おおむね了とするところではありますが、確認の意味でちょっと整理をしてみたいと思います。

航路については、国道と同じような考え方で取り組んでいくというようなお話でございました。

人工島、これは確かに市ができることではないと思いますが、その後の進捗を、あるいはどうなったのか。一時は市民みんなが人工島、人工島ということで、商工会議所などが中心となっていていろいろな話し合いがあったように記憶しておりますが、その後ふっと消えたような、あるいはまだ残っているのかどうなのか、ずっと思ったところであります。確かにこれは、簡単にできることではないということは承知しておりますが、航路のしゅんせつをするのに大変土量が多いということですから、しゅんせつした土を利用してできたらいいのかなというふうな考えもあってお尋ねしたところでございます。

宿泊施設については、民間でできることはというお話がありました。これは、まさにそのとおりだと思います。あえて市が宿泊施設を建設して、それを外郭団体か何かに運営をさせるというような、そういう時代ではないと思っております。

ただ、民間のそうした施設を、例えばこれからは誘致をすとか何とか、そういった手立てなどもあろうかと思しますので、ひとつご検討というか、近隣のそういった施設にお願いもしたということですから、これはこれでありがたいと思いますが、あの地域、いわゆる市場の地域にそうした施設が進出してこられないかどうか、その辺のところなども今後の一つの課題かなど、課題というか、取り組みもできるのかなというふうにも思っておりますので、よろしくお願いたします。

外国のクルーズ船については、なお今後ともよろしくお願いたします。

合併浄化槽ですが、桂島と石浜で、どちらかという石浜がなかなか進まないような状況のようでありますけれども、これはやはり何と申しますか、宅地が狭隘だったり、あるいは道路が非常に狭隘だったりするために進まないのかなと思っておりますが、もしその辺のところ

進める手立てがおありだとすれば、お聞かせ願います。

浮き栈橋は……、浮き栈橋でない、自動車の件ね。自動車の件は今後の課題として、ぜひ取り組んでいただければと思っております。

トイレと待合所については、浮き栈橋とあわせて整備をしてくださるということですから、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

防潮堤については、これも県との二人三脚かと思いますので、私たちとしては、ぜひ後押しできる機会があれば後押しをし、推進してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それからこれも、浮き栈橋も一緒ですので、その辺、前向きに取り組んでいただきますようお願いをして、私の質問を終わります。

答弁あったら。

**議長（菊地 進君）** 佐藤市長。

**市長（佐藤 昭君）** 人工島について、再度ご質問をいただきました。

現行の仙台塩釜港の港湾計画には、人工島は明らかに位置づけられております。ただし、この改定に向けた作業が今始まっているということをご説明申し上げました。そういった中で、どのように処理されるかについては、あくまでも港湾管理者である県の考え方であるということでは申し上げたつもりであります。その中で、当然地元の意見等も聴取をいただく機会があるかとは思っております。

それから、トイレにつきましては、検討させていただくということで、「やります」という意味で申し上げたつもりはないわけでありますので、その辺につきましては、正確にご理解をいただければと思っております。

よろしくお願いをいたします。

**議長（菊地 進君）** 大浦市民生活部長。

**市民生活部長（大浦 満君）** 合併浄化槽、石浜の件ですけれども、合併浄化槽については平成2年から、合併浄化槽を設置する方に補助金として差し上げております。議員お話しありましたとおり、石浜地区につきましては平成12年からご要望がございません。そういう中で、狭隘地区という形でもありますし、あるいは高齢化に伴って合併浄化槽を設置するという方もおられませんということでありますので、ご理解を願いたいと思います。以上です。

**議長（菊地 進君）** 暫時休憩いたします。

再開は15時5分といたします。

午後2時49分 休憩

---

午後3時05分 再開

**議長（菊地 進君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

11番佐藤貞夫君。（拍手）

**11番（佐藤貞夫君）**（登壇） 平成18年12月7日、開会をしました12月定例会も最終日を迎えました。14日間、長いようで短く、短いようで長かったこの14日間だと思います。

各議員からは、市政全般につきまして、各般にわたって適切な質問が行われ、また市長を初め各部長等から、それなりに評価できる答弁があったことと私は理解をしております。

今、日本は、バブル経済の発生と崩壊により、これまで経験したことのない政治経済社会になっているわけであります。

その中で、平成7年には地方分権推進法ができました。平成12年には、地方分権一括法にかわりました。今度の160回臨時国会の中では、いわゆる地方自治体に関する地方分権改革推進法が12月8日に参議院本会議で議決をされ、今地方自治体をめぐる目ざましい変革が行われているわけであります。

そういう中で、国も地方もやはり聖域なき構造改革、官から民へ、国から地方へのさまざまな改革を求めて、今政府、地方自治体もあえいでおりますけれども、持続的な発展を続けるためには痛みを伴うのは当然でありますから、地方自治体に関係する皆さんも、この塩竈市を再生しようという強い意志でもってこれからも頑張っていただきたい、私どもも頑張っていきたい、こう冒頭申し上げて、通告に従って質問に入ってまいりたいと思います。

一番最初は、市長の政治姿勢について通告をいたしました。

先日、木村議員から、来春の市長選挙についての質問が出ましたので省きたいと思いますが、あすから4月22日までは123日あります。戦後第16回の統一地方選挙を迎えるわけでありますが、多くの方々が出られるようでありますし、市長も再選出馬に向けた表明がありまして、ともに頑張っていこうと、こういうふうに申し上げておきたいと思います。

そこで、市長がこの4年間、行政改革を柱にいろいろ取り組みをなされてきましたけれども、思ったとおり進んだのかどうか。そして、出馬の重要な柱は何を掲げるのか。具体的にお

聞かせいただきたい、こう思います。

次に、産業振興政策を通告いたしました。

特に、水産業の振興についてでございますが、最近の水産をめぐる情勢は、非常に深刻であります。特に、マグロ問題については、一つのショックを我々は受けているわけでありまして。北大西洋の、あるいは地中海でのマグロの規制、これは8割が日本に入ってくるわけでありまして、大変な規制がなされるわけでありまして、クロマグロ、ホンマグロ、大変な状況であります。何とか漁獲割当を減らさないように努力をしても国際的な規制にはどうしようもありませんから、何としてもこれは難しい問題だろうと。しかし、太平洋のマグロについては余り規制がないようでありますから、やはり地元買受人、仲卸ですか、問屋、組合、この塩竈のブランドをめぐるいろいろな取り組みをしているようであります。特に塩竈は、いわゆる「三陸塩竈ひがしもの」です。いろいろ取り組みをして、そしてブランド品として今売り出そうとしているわけでありまして、この辺の見通し、さらにはどのように生かされてきているのか。

さらには、最近の水産製品の現状ですね。かつて塩竈市には、七つの日本一があったと言われております。かまぼこ屋、あるいは生マグロの水揚げ日本一とか、タラの切り身の生産、あるいはホンダガレイとかいろいろ七つ、当時、何年か前にあったわけでありまして、今はなかなかその答えが出てきません。今、具体的に言っているのは、いわゆるかまぼこ生産日本一、そしてその次は生マグロ水揚げ日本一という形で、二つの柱であるだろうと思っておりますが、これらの現状からして今後どう育成、指導していくのか。

そして、一番今最近、水産業界で危機感を持っているのは、いろいろこの質問にも出ましたように、海員会館の閉鎖だけではなく、市場にある売店も閉鎖をしたと。そして、今度食堂がなくなったら大変だとみんな言っているわけでありまして、やはりせめて食堂だけではなくさないうようにしてほしいという声も強いのでございますが、この辺、危機意識を持っていろいろ取り組んでほしい。

特に、マグロの規制の関係では、塩竈の市当局初め水産業界が、三重県、高知県、さらには大分県、宮崎県と、いわゆる漁船誘致でいろいろ取り組みをしてまいりましたが、これを言わなければますます水揚げが減るおそれもありますから、ぜひ継続してやっていただきたいと思っておりますが、この辺の考え方もぜひお尋ねを申し上げたいと、こう思っているわけでありまして。

次には、港湾と北浜造船の問題についてお尋ねをしますが、いろいろ各議員から質問があり

ました。人工島の問題もありました。

市長も、かつて県の港湾課長時代に、東北造船の跡地の問題について一定のかかわりを持ちまして、たしか造船業基盤整備事業協会ですか、東北造船が買い受けた団体から県が取得をして、塩釜港の北浜造船の移転のためのいわゆる土地としてさまざまな取り組みをやってまいりまして、ようやく動きが出てまいりまして、18年度で一定の業者が解決をしたと。来年、再来年に向けて、さらに業者が移転をする、その補償、あるいは契約等が進むだろうと、こう思いますが、この辺、わかっている範囲内でお答えいただきたいと、こう思うわけでありませう。

次に、塩竈の歴史とまちづくりについてお尋ねをします。

最近、「NPOみなとしほがま」が、かなり一生懸命、歴史調査とまちづくりに、あと保存にいろいろやっているわけでありませうが、大変私は喜ばしい限りだと思っております。三浦部長以下、市当局挙げて、そして港湾再開発課、さらには関係教育委員会等も含めて、いろいろな保存、あるいは歴史の調査等をやっておりますから、継続してぜひやっていただきたいと思っておりますので、その辺の考え方も改めてお聞きしたいなと、こう思っているわけございませう。

次に、まちづくりと企業振興についてお尋ねを申し上げたいと思っております。

これには、一つは、かつて塩釜商工会議所、ことしは会議所ができて60年だそうございませう。平成5年と平成6年、平成7年に、3カ年にわたって景観賞を創立をして、13点ほど選んだ経過がございませう。平成8年はこれを土台にして、会議所創立50周年という記念に塩竈の景観30点を選んで、その中から「塩釜八景」を選んだという経過がございませう。

あの当時を考えてみますと、いわゆる塩竈市よりも一歩先に出て、会議所はいろいろなものを行っているなと。そういう意味で、当時市当局も、議会もただ行ってあいさつ程度に過ぎなかつたのかなと、こう思っておりますから、やはりそういう意味ではまちづくり、その他の問題について、会議所と一緒にやっていく姿勢が必要だなと私は強く感じているわけでありませう。

そこで、この塩竈のシンボルは一体何だろう。私は、私なりにいろいろ考えてみました。

まず、第1に浮かんだのは風土的印象、それから歴史的な印象をどうするか、それから産業的な印象があるだろうと。

そこで、風土的な印象、シンボルとしては、松島湾があり、塩釜湾があり、そして浦戸諸島があるだろうと。この辺の認識を新たにする必要のあるだろうと、こう思っているわけでありませう。

さらに、歴史的な印象としては、そのシンボルとすれば、塩竈神社、あるいは塩竈甚句がある、あるいはみなと祭、その他の帆手祭、花祭もある。これらの総合的に祭りの宣伝ももっとすべきであろうと、こういうふうに私は認識をしているところであります。

さらに、産業的な印象、シンボルとしては、かまぼこ生産日本一、あるいは生マグロ水揚げ日本一、そしてノリ、カキ、場合によってはアサリも入れたいなど、こう思って、この辺もやっぱり認識をしながら、塩竈市は独自の考えをまとめて大々的にやはり宣伝をし、そして塩竈をアピールし、そして県内外にこれらを売り込む戦略が必要だろうと、こう思っているわけがありますので、その辺の考え方もお尋ねを申し上げたいと思います。

それから、観光事業の取り組みにつきましては、特別名勝松島を中心に観光船誘客の国際戦略を考え、県とともに観光客誘致をという形を通告をいたしました。

昨年、この議場で私は、北海道のニセコ町の問題を取り上げました。オーストラリアから1万人、雪を見に、町を見に、そして札幌で遊び、そしてニセコでその雪を見ながら楽しむ。二泊三日、三泊四日のケースで1万人が直接千歳空港に飛んで、観光客として来ているわけがあります。

今、宮城県は、海外の観光客が一番多いのは台湾だそうであります。塩竈の北浜にも台湾専門の免税店があります。これは、仙台空港の免税店とこの塩竈にしかないんだそうであります。そこで、私は行って、どんなものが売っているんだろうと。なかなか入れませんけれども行ったら、薬が一番売れると言うんですね。酒なんか、塩竈の地酒あるんですけども、売ってくれませんけれども、なかなか業者もわからないらしくて、来ていないという形で、やっぱり地酒を売り込む、そういう戦略をやっぱり市当局はやるべきでないだろうかと、こう思っているわけがあります。

そこで私は、松島を見る、あるいは雪を見に台湾の方が来るそうありますが、やっぱり山形蔵王とか、あるいは白石蔵王とか、そういうのを見て、コースに塩竈をもっと入れて、塩竈に分散して、なかなか貸し切りバスで、時間が規制されるようでありますけれども、少しでもマリンゲートや、あるいは市内を散策させる、その方策はないだろうかといろいろ県と協議をしながら、ぜひひとつ観光客の誘致の問題についても、取り組みをひとつお願いしたいものだなと、こう思っているわけがあります。その辺の考え方を当局にお願いを申し上げたいと思います。

それから、最近、新聞でも話題になりましたけれども、塩竈でも結構落書きがあるようであ

ります。これは器物損壊罪に当たって、刑法上の問題であります。他人の器物に、所有物を壊したり、価値観を薄めたり、あるいは原資を滅失することは罪になるわけではありますが、その辺の認識を市民に植えさせる必要があるだろうと。

かつて、高橋進太郎知事時代に、三つの県民運動を起こしました。「まちをきれいにしましょう」「交通事故をなくしましょう」「時間を守るようにしましょう」、この三つの柱でした。今相当この問題が、忘れかけられているだろうと思います。そういう意味では、松島に隣接する塩竈をもっときれいにする、こういう運動をぜひ提起をいたしたい、こう思いますので、当局の考え方もお尋ねを申し上げながら、ぜひ取り組みを強化し、お願いを申し上げたいと思いますので、その考え方をお尋ね申し上げたいと思います。

次に、学校評議員の問題の現状についてお尋ね申し上げます。

今度の160回臨時国会は、教育問題が非常に多岐多様にわたって質問が行われました。「教育国会」だったと私は思います。

そこで、あのやらせ質問とかいろいろなものがありましたけれども、やはり最近のこの学校評議員の選考の基準はどうなっているのか、どのような指導をしているのか、学校長からどういう報告が来ているのか、それに対してどのような指導をしているのか、今後改善点があるのかどうか、その辺についてもお尋ねを申し上げながら、第1回の質問を終わりたいと思います。

ご清聴、感謝申し上げます。（拍手）

**議長（菊地 進君）** 佐藤市長。

**市長（佐藤 昭君）**（登壇） ただいま、佐藤貞夫議員から8項目にわたるご質問をいただきました。順次お答えをさせていただきますと思います。

現在の置かれた環境につきまして、議員の所見がございました。

この時代を「断絶の時代」と呼んでいる方々もおられるようであります。旧来の枠組みではもう維持できないというような大変厳しい時代に入ったという認識を私もいたしているところでもあります。

そういった中で、今後重点的な取り組み課題は何かというようなご質問であったかと思えます。

同じような質問もいただきましたが、やはりこのまちから活気・元気を奪っているのは、産業の衰退ではないかなと思っております。特に、基幹産業であります水産業、商業、あるいは

観光といった分野につきましても、時代の変化の波にさらされ、大変厳しい中での取り組みをいただいております。こういった分野について、改めてかつてのこのまちのにぎわい、活気、元気が取り戻せるような取り組みを私も一生懸命努力をいたしてまいりたいと考えております。

また、当然のことではありますが、少子化に対応いたしました教育、福祉の充実といったようなことも引き続きの大きな課題であるというふうに理解をいたしておりますし、本市、海洋都市であります。地震、水害、あるいはその他の災害等が多発する地域でありますことを考えますときに、やはりこのまちで24時間安心して暮らしていただけるような安全対策、防災対策といったようなことも、我々に課されました大変重大な使命ではないかというふうに考えておりますし、引き続きの取り組みを行ってまいりたいというふうに考えております。

行財政改革の達成度についてもご質問をいただきました。今議会でもさまざまな方から同じようなご質問をちょうだいいたしました。

就任以来、行財政改革こそが、今我々がなし遂げなければならない大きな、大きな課題との認識で取り組んでまいりました。例えば予算の1割カットでありますとか、あるいは職員の定数削減等につきましては、一定の成果が上げられたというふうに考えておりますし、総合交通体系の中での100円バスの運行でありますとか、子育て支援の充実、あるいは住民検診に代表されます健康づくりの推進、さらには、先ほど申し上げました防災対策の推進などにつきましては、一定の成果が上げられたというふうに考えておりますが、産業振興、あるいはその他の分野につきましてもまだまだ努力が足りないといったような分野がございます。そういった分野につきましては、残されました期間、なお一層努力を傾注してまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、産業振興策の中で水産業についてのご質問をいただきました。

特に昨今、資源保護といったような観点から、みなみまぐろ保存委員会では日本の漁獲枠を規制し始めた。また、太平洋まぐろ類保存委員会でも、30キログラム未満の小型魚の漁獲禁止を決めたというようなさまざまな規制がスタートいたしております。こういったことについて、市長の所見はというお話でありました。

基本的に、やはり資源保護というものは絶対に必要だというふうに私も感じております。特に、水産業、水産加工業の安定的な経営でありますとか、後継者育成というものを考えますときに、やはり長期的な視点で取り組むべき大変重要な課題ではないかなというふうに考えてお



ります。こういったことが、単に日本だけではなく世界各国に広がり、かつての漁獲資源が確保されますような取り組みを、なお一層強めていく必要があるのではないかというふうを考えております。

そういった中で、やはり塩竈の水産業を考えますときに、漁船誘致活動が大変重要ではないかというふうなご質問でございました。

近海マグロはえ縄漁業につきましては、本市魚市場の大きな一つの柱であり、ことしもこういった観点から、5月から6月にかけて、菊地議長にもご同行いただきながら三重県、高知県、徳島県、大分県の生産者の皆様方を直接訪問し、塩竈市場への誘致活動に努めてまいりました。おかげさまで、マグロはえ縄漁業による水揚げは、2年連続して前年同期を上回っており、魚市場全体の水揚げも11月末現在で、おかげさまで100億円を超えた状況になります。

誘致活動の際に要望のございました船員対策等につきましても、例えば船員休憩所などを設けるなど、一定の取り組みをさせていただいたところではありますが、先ほど議員からご心配いただきました食堂の継続経営でありますとか、売店の問題等につきましても、関係者の皆様方と市が一緒になって取り組むべき課題ではないかというふうを考えております。

ちなみに、売店等につきましては、自動販売機の導入等についても今検討中であるというふうなお話をお伺いいたしておりますが、なお今後ともこういった利便性が確保されることが、漁船誘致にも大きな役割を果たすのではないかというふうに考えているところであります。

「三陸塩竈ひがしもの」、PRをしていただきました。水産振興協議会に設置されておりますブランド化委員会では、魚市場に水揚げされますマグロの付加価値を高めるため、9月から12月にかけて水揚げされるメバチマグロのブランド化に取り組んでまいりました。この時期塩竈に水揚げされるメバチマグロは全身に脂が回り、「ホンマグロにもまさるとも劣らない味」と言われておりますが、昨年10月にブランド名を「三陸塩竈ひがしもの」に決定し、本年9月には商標登録が受理されております。

実は、村井知事にも昨日に塩竈魚市場、さらには仲卸をご視察いただきました。そのときにも「三陸塩竈ひがしもの」をご試食いただきました。本当に素晴らしい味であるというようなことでお褒めをいただきましたが、なお地域の皆様方もそれぞれお一人お一人がセールスマンになりまして、こういったことをPRしていただければ大変ありがたいというふうに考えているところでありますし、第2、第3のブランド化といったようなものの発信に努めてまいりた

いと考えているところであります。

次に、造船業者の現状と東北造船跡地の移転状況について、私もかつてかかわった立場で、というご質問でありました。

大分、私が携わらせていただいた時代と、考え方も大きく変わってきております。今、まさに県におきましては、港湾事業の三本柱の一本として、この港奥部再開発事業に取り組んでいただいているものと認識をいたしております。

そういった中で、北浜地区につきましては、本県で初めて防災機能を持ちました津波対策護岸と、それから周辺環境整備をあわせました緑地護岸整備事業が展開をされております。県初めての事業であります。こういった事業が促進されることによりまして、宮城県沖地震で発生が予想されます津波に対する防災機能が、飛躍的に向上されるのではというふうに期待をいたしているところであります。

全体事業費、約62億円であります。これまで22億4,600万円の事業を行っておりますので、事業費での進捗率はまだ36%でございます。なお一層促進を図っていただくように働きかけをしまいたいと考えておりますし、先ほどの小野議員のご質問の中でも、すべての地域が本計画の中に含まれているかどうかというようなご質問も賜りました。私も県の方に再三足を運んで確かめさせてはいただいておりますが、なお全体の地域の事業が促進をされますよう、努めてまいりたいと考えております。

そういった中で、東北造船跡地、造船業基盤整備事業協会から県が取得をした用地であります。この地区に北浜地区の造船業者8社のうち、既に4社の用地補償が終了し、1社が東北造船跡地での営業を開始をいたしております。その他2社が移転を希望している状況であるとの説明を受けております。残る土地につきましては、今港内にごございますプレジャーボートの基地としての活用を主に検討が図られているという話であります。

次に、塩竈の歴史調査、まちづくりについてご質問をいただきました。

歴史的風土を生かすということは、観光資源として産業の活性化に結びつくだけではなく、市民の誇りとなり、郷土意識・郷土愛を高め、私が常日ごろ目指しております「日本で一番住みたいまち塩竈」の実現に大きな役割を果たすものと確信をいたしているところであります。

そうした中、本市では、北浜沢乙線の整備におきまして、塩竈の歴史を生かした景観づくりの取り組みを進めてきており、西町地区には「塩竈百人一首」でありますとか、歴史的なモニュメント、歳時記の装置、道標を設置し、道そのものが博物館となるような新たな歴史街道を

整備させていただいております。そして、昨年度、下馬春日線の道路整備の中で、権現堂地区に句碑公園「鬼房小径」として本市ゆかりの俳人佐藤鬼房先生の七つの句碑を建立し、新たな文化的空間等も創造をさせていただいたところであります。また、今年度から旧亀井邸の保存活用の取り組みでありますとか、「しおがまどうしたいかい」のボランティアの皆様による勝画楼周辺の草刈り、清掃活動などにより、新たな歴史文化の発掘を行っているところであります。こういった動きをまち全体に進めていくことによりまして、本市の魅力はますます深まっていくのではないかなというふうに考えております。

先月、京都下京区本塩竈町の上徳寺住職——「塩竈義弘様」と申しますが、お迎えいたしまして「京都にいきづく美しき塩竈を語る」講座を開催され、塩竈と京都のえにしについて改めて多くの方々が勉強させていただきましたし、こういった千年以上を誇る歴史を有するこのまちのすばらしさといったようなものを改めて体感をさせていただいたところでありますし、また10月には、浦戸寒風沢を中心に「津太夫・佐平帰郷二百年記念祭」が開催されました。初めて世界一周した日本人であります。我々の誇りでもあります。こういった方の歴史が脈々と息づいているという、この塩竈のすばらしさを改めて実感をさせていただいたところでありますし、今後ともぜひ多くの方々の皆様方のご協力を賜りながら、こういった取り組みをなお一層深めてまいりたいと考えているところであります。

次に、まちづくりと企業振興についてご質問をいただきました。

特に、塩竈市のシンボルについて、さまざまなお提案をいただきました。かつて商工会議所で「塩釜八景」を選定したというようなお話も賜りました。こういった活動を通じて、改めて本市のよさ、すばらしさ、歴史・文化といったようなものを多くの市民の方々に実感していただいているのかなと思っておりますが、かつて、昨年7月であります。仙台市民の皆様方に、県内6市の観光・物産についてどのようなイメージを持っておるかという調査をいたしました。その中で、塩竈につきましては、「名所・旧跡がある」という方々が23%、「お祭り・イベントが盛んである」が15%、また市を代表する歴史・文化財といたしましては、「塩竈神社」がやはり75%、続いて「すし」が36%、「マグロ」25%が挙げられております。

こういった認識は、先ほど議員の方からお話いただきました、風土、歴史、祭り、産業といったようなものを定着させるような観光の活性化という部分にもまさにつながるものかと思っておりますし、また先ほどもご説明をさせていただきましたように、本市のすばらしい食文化の魅力さをさらに増強させるために、「三陸塩竈ひがしもの」等にも改めて取り組みを始めた

ところであります。漁船側からは、「メバチマグロはぜひ塩竈に水揚げしたい」と言っていただけのような取り組みことこそが、魚市場の活性化にも間違いなくつながっていくのではというふうに考えているところであります。

よく、「景観十年、風景百年、風土千年」と申します。我々の塩竈は、千年を超える風土を有するわけであります。こういった本市のすばらしさを、改めて多くの市民の皆様方と確認をしてみたいと考えておるところであります。

観光事業への取り組みについてご質問をいただきました。特に、特別名勝松島を中心に国際戦略を考え、県とともに観光誘致等の取り組みはどうかというようなご質問であったかと思えます。

先ほど、そういった中で議員から、北浜地区にあります免税店のご紹介をいただきました。私もその同店を訪問させていただきました。売っております商品は、お人形さんでありますとか、時計でありますとか電化製品、あるいは薬類であったかと思えます。我々常日ごろあんまり魅力を感じない商品であったというのが総じての感想であります。外国の方々は改めてそういった物に関心を示されるということに驚きを覚えて帰ってまいりました。我々本当に、自分たちの足元にすばらしい財産があるわけであります。先ほど申し上げました内容であります。こういったものを、さらに磨きをかけることによりまして、本市の国際観光に向けた戦略というもの十分に整っていくのかなというふうに考えているところであります。

今現在、仙台国際空港には国際便が6便就航いたしております。仙台空港から直行便で、塩竈経由で松島までの路線バスも既に運行中であります。マリゲートにも停車をいたします。こういった交通体系も十分活用しながら、国際観光というものを改めて考えていくということであるかと思っております。

また、けさの新聞に、改めまして「寿司海道」の記事が掲載されました。今、JRの方におきまして、「みやぎ寿司海道」の延長線で「イキな日帰り」という取り組みをしていただいております。

ちなみに紹介させていただきますと、日帰りであります。仙台駅発着でおすしを食べて、3,500円から4,800円で帰るという企画であります。また、同じく日帰りではあります。東京から塩竈というコースであります。1万1,800円から1万8,300円ぐらいの費用と聞いておりますが、これだけの費用をかけてわざわざ東京から塩竈におすしを食べに来ていただく方々がおられるということでありまして、こういった企画をこれから4カ月間、継続していただけると

いうことであります。これ一つをとりましても改めて塩竈の持つ魅力、すばらしさというものの大きさを私も感じているところであります。

こういったさまざまな企画を通じて、できることから、小さなことでも結構です。そして、やれる人から塩竈の情報を発信し、このまちの活気・元気をもう一回取り戻してまいりたい。幸い平成20年には、「仙台・宮城ディステーションキャンペーン」が展開されます。先日の説明会にも私、参りました。説明会に使用しました資料の1ページ目が、塩竈の「おいしおがま」の企画を載せておられました。こういった試みをもう初めている地域があるという第1号で紹介をいただきました。私も、大変うれしく感じて帰ってまいりましたし、そういった取り組みに本当に汗を流していただいております青年四団体を初め、各関係の皆様方に改めて感謝を申し上げるところであります。我々行政もともに頑張ったいと考えているところであります。

次に、環境美化と申しますか、まちをきれいにというご質問でありました。

環境美化につきましては、初日に木村議員からもご質問をいただき、さまざまな取り組みをさせていただいているということについてご説明をさせていただきました。議員の方からは、落書き等についてはいかがかというご質問もありましたので、特に落書き防止についての取り組みをご答弁申し上げたいと思っております。

朝の出勤時や会議などで私もたびたび市内に出向きますが、以前ほどではないにしても、シャッターや団地の壁に残念ながら落書きがあるのが目につきます。落書きは犯罪として、刑法の器物損壊罪と軽犯罪法の適用を受けます。塩釜警察署の話では、落書きの現場を見つけた場合には、110番通報していただければすぐに急行するとのことでもあります。また、落書きをされて困っている場合は、警察署の生活安全課で直接相談を承るというようなこともお話をいただきました。

市でも3月に、西部にある公園や、その付近の住宅などで数多くの落書きの被害が発生いたしました。警察の協力によって、今現在は解決することができたわけではありますが、このケースは加害者が未成年者であり、家族から謝罪と原状回復の申し出があり、徳育の面も考慮し、落書きを本人に消させる形で猛省を促したところであります。

本市では今後とも、悪質なものに対しましては毅然とした態度で臨む考えでございます。落書きの内容を見ますと、どうも青少年によるものと思われるものもございますので、教育委員会や防犯協会などと連携をとり、広報による啓発なども対応をしてまいりたいというふうに考

えているところでございます。

なお、教育問題につきましては、この後、教育長よりご答弁をさせていただきます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

**議長（菊地 進君）** 小倉教育委員会教育長。

**教育長（小倉和憲君）** それでは、私の方から、学校評議員の選考基準や活動状況などについてお答えいたします。

学校評議員制度は、地域に開かれ、信頼される学校を実現するために、保護者や地域住民の意見や要望を的確に反映させ、特色ある学校づくりをするために制度化され、本市では平成13年4月から本格的に導入し、現在、全市内小・中学校に設置されておるところでございます。

学校評議員の選考基準につきましては、塩竈市学校評議員の運営に関する要綱で、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解と識見を有する者のうちから、校長の推薦により教育委員会が委嘱すること、定数は各学校に2ないし5名、任期は1年とし、再任は妨げないと規定しております。

学校評議員会の運営につきましては、校長の責任と権限において行うこととしておりますが、校長回答において、評議員の皆さんがどのようなご意見を持っているか、それが情報交換の場としながら、それぞれそのケースによって適宜教育委員会として指導しているところがございます。

なお、学校評議員の方々には、運動会や文化祭などの学校行事や日常の学校生活をごらんいただく機会を持った上で、各学校におきましては年に2ないし3回、学校評議員会を開催しております。その内容としましては、例えば学校教育目標の具現化についてのご意見ももとより、もっと細かいこととなりますと、子供の体力づくり、今の子供たちは体力がないからどうだ、学校でどういうふうに行っているのかと。そういう体力づくりをやるべきでないとか、地域の皆さんはいろいろな面でいろいろな技能等をお持ちなので、それらの方々をスクールボランティアとして募り、もっと活用すべきではないとか、そういういろいろな助言や提言をいただいて、学校運営に生かしておるところでございます。

教育委員会といたしましては校長を通し、評議員会の役割や知り得た情報については、その秘密を守るよう指導しております。

また、各学校での実施状況の報告を受け、会の運営のあり方等についてアドバイスを行っておりますけれども、今後とも評議員の皆さんの貴重なご意見を尊重し、子供たちのためのより

よい学校運営に生かすよう指導してまいりたいと思います。以上でございます。

議長（菊地 進君） 11番佐藤貞夫君。

11番（佐藤貞夫君） 市長及び教育長から適切な答弁をいただきました。

順を追って再質問いたしたいと思いますが、いわゆる産業政策としての塩竈のさまざまな課題が、何と申しますか、もうとにかく取り組むだけ取り組んでいると思いますけれども、やはり都市間の競争、地域競争、その競争に打ち勝たなければ、もう自治体は生き残れない。そういう時代ですから、そういう面ではあらゆる方策をやらなければならないと、こう思っているわけでありまして。そういう意味では、特に財政再建をしながら、少しでも財源を各種の政策に回す、その努力を市当局にお願いしたいし、またそういう立場でいろいろやってほしいなど、こう思っているわけでありまして。

まず、最近の首長のあり方、いわゆるトップセールスとしての役割は、非常に重要になっているんですね。そういう面では、塩竈が置かれた立場、いろいろ答弁をいただきましたけれども、その答弁に基づいてあらゆることをやってほしい、あらゆる努力をしてほしい、こう思っているわけでありまして。

確かに、取り組む中でいろいろ問題はあります。しかし、挫折をしたら大変なんです。そういう意味では、市長、あるいは市長を支える幹部の皆さんが一致団結をして、塩竈が置かれたこの情勢をみんなで切り開いていくんだと、これぐらいの意志統一をしてほしい。そして、さまざまな問題にぶつかってもそれを突き破る、やはり意気込みがなければ、塩竈も立ち直れないであろうと。

きのう、若い議員からもいろいろ、いろいろ叱咤激励があったようであります。私もそういう意味では、やはり塩竈を取り巻く状況につきましても、そういうふうに理解しておりますけれども、何と申してもこの壁を破らなければ、国も地方自治体も潰れてしまう。そういう意味では大変な時代ではあります。やはりぜひ市長を支える皆さんが、お互いに補うところは補って、バックアップするところはバックアップしてあげて、そして塩竈がいい方向に、「なるほど、塩竈は変わった。意気込みを感じる」、そういう評価をいただくように努力してほしい。そして、何としても、やっぱり宮城県の仙台の東部に位置して大きな役割を果たした塩竈をもう一度再生してほしいと、この市民の熱意にぜひこたえていただきたい。このことを申し上げておきたいと思っております。

確かに、取り巻く情勢は大変であります。私もそれは重々承知しております。私も長年議会に

おりまして、人工島構想の提起もやりました。これも思い起こせば、昭和63年のことだと思います。それから、市政50周年に向けて、伊保石のこの構想も出しました。あと、かつては北駅設置構想も出しました。あるいは海岸前の、あるいは本町の再構想も出しました。問題提起はやりましたけれども、なかなか道半ばのものもありますが、私は市当局の置かれた立場は十分理解しながら、バックアップするところはバックアップしながら、そしてともに頑張っていこうとお誓いをし、この質問を、時間早いですけれども、終わりたいと思います。

大変ご苦労さまです。頑張ってください。

**議長（菊地 進君）** 以上をもって本定例会の日程は全部終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、本定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時54分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成18年12月20日

塩竈市議会議長 菊 地 進

塩竈市議会議員 小 野 絹 子

塩竈市議会議員 吉 川 弘



